

鹿児島県の情報公開・個人情報保護制度

平成 20 年度の運用状況

平成 21 年 9 月

鹿児島県総務部広報課

第1 情報公開制度

1 公文書開示制度の運用状況

- (1) 公文書の開示請求の処理状況…………… 1
- (2) 公文書の開示請求の実施機関別処理状況…………… 4
- (3) 公文書の開示請求の請求者別内訳…………… 6
- (4) 公文書の一部開示，不開示に係る不開示事項別内訳…………… 6
- (5) 不服申立ての状況…………… 8

2 情報提供の概要

- (1) 県政情報センター利用状況…………… 1 0
- (2) 県政情報センター資料の展示状況…………… 1 1
- (3) 県政情報センター資料の貸出状況…………… 1 3

【資料】

- (1) 公文書開示請求の内容及び処理状況一覧表…………… 1 4
- (2) 鹿児島県情報公開条例…………… 4 6

第2 個人情報保護制度

1 個人情報取扱事務の登録状況…………… 5 2

2 保有個人情報の開示請求等の状況…………… 5 3

- (1) 保有個人情報の開示請求の状況…………… 5 3
- (2) 開示請求等の特例に係る開示申出（簡易開示）の状況…………… 5 4

3 保有個人情報の訂正請求の状況…………… 5 4

4 保有個人情報の利用停止請求の状況…………… 5 4

5 不服申立ての状況…………… 5 5

【資料】

- (1) 保有個人情報の開示請求の内容及び処理状況一覧表…………… 6 0
- (2) 簡易開示実施状況一覧…………… 6 2
- (3) 鹿児島県個人情報保護条例…………… 6 4

第3 鹿児島県情報公開・個人情報保護審査会

1 鹿児島県情報公開・個人情報保護審査会等の開催状況…………… 7 6

2 鹿児島県情報公開・個人情報保護審査会委員名簿…………… 7 7

【資料】

- 鹿児島県情報公開・個人情報保護審査会の答申…………… 7 8
〔 答申第76号，答申保第3号，答申保第4号，答申保第5号，答申保第6号，
答申保第7号，答申保第8号，答申保第9号，答申保第10号 〕

情 報 公 開 制 度

第1 情報公開制度

1 公文書開示制度の運用状況

(1) 公文書の開示請求の処理状況

ア 相談の処理状況

鹿児島県情報公開条例の施行以来平成20年度までの相談件数は40,585件となり、うち情報提供が31,960件、開示請求が8,625件となっています。

開示請求を決定内訳に見ると、開示2,782件、一部開示3,350件、不開示864件、その他1,629件(却下など)で、開示率は87.7%となっています。

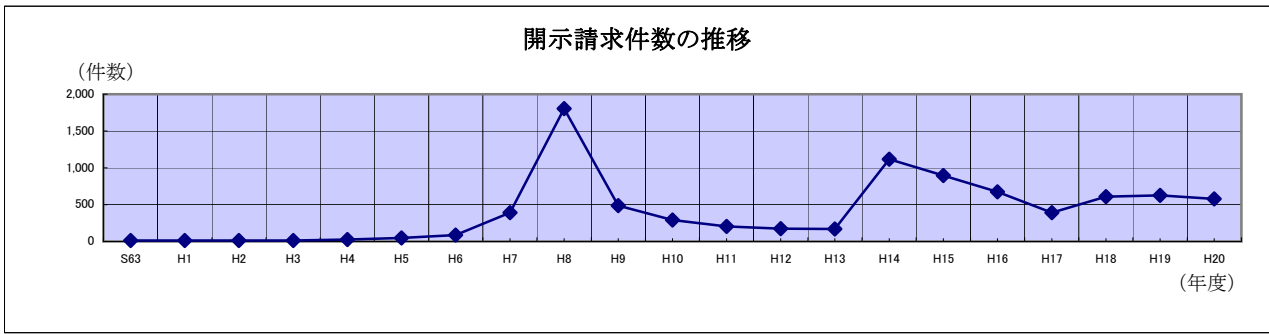
なお、平成20年度には、578件の開示請求がありました。

$$\text{(注) 開示率} = \frac{\text{開示} + \text{一部開示}}{\text{開示} + \text{一部開示} + \text{不開示}} \times 100$$

年度	相談件数	相談件数の内訳		請求の決定内訳				「その他」の内訳
		情報提供	開示請求	開示	一部開示	不開示	その他	
63	37 (4)	26	11 (4)	9 (4)	1	0	1	文書不存在
元	73	59	14	10	1	3	0	
2	62	50	12	8	2	1	1	文書不存在
3	63	52	11	8	2	1	0	
4	253 (1)	227	26 (1)	15 (1)	8	3	0	
5	416 (5)	366	50 (5)	39 (4)	6 (1)	1	4	文書不存在2件, 取下げ2件
6	716 (14)	629	87 (14)	57 (6)	19 (7)	6	5 (1)	文書不存在3(1)件, 取下げ2件
7	2,459 (82)	2,066	393 (82)	136 (43)	220 (35)	8 (2)	29 (2)	文書不存在24(1)件, 取下げ5(1)件
8	3,909 (452)	2,103	1,806 (452)	40 (7)	580 (211)	42 (2)	1,144 (232)	文書不存在192(39)件, 取下げ18(14)件, 却下934(179)件
9	3,252 (316)	2,765	487 (316)	43 (20)	365 (247)	11 (1)	68 (48)	文書不存在59(41)件, 取下げ9(7)件
10	4,021 (103)	3,731	290 (103)	59 (28)	151 (57)	33 (1)	47 (17)	文書不存在34(9)件, 取下げ13(8)件
11	2,635 (44)	2,431	204 (44)	35 (5)	125 (39)	8	36	文書不存在32件, 取下げ4件
12	2,726 (52)	2,553	173 (52)	50 (16)	88 (25)	8 (4)	27 (7)	文書不存在14(1)件, 取下げ13(6)件
13	2,616 (60)	2,447	169 (60)	78 (25)	71 (28)	13 (2)	7 (5)	取下げ6(5)件, 却下1件
14	3,123 (595)	2,006	1,117 (595)	440 (52)	526 (450)	123 (89)	28 (4)	取下げ25(3)件, 却下3(1)件
15	2,730 (281)	1,835	895 (281)	548 (173)	192 (66)	105 (38)	50 (4)	取下げ14(4)件, 却下36件
16	2,319 (159)	1,643	676 (159)	283 (85)	166 (60)	132 (14)	95	取下げ11件, 却下84件
17	2,104 (160)	1,713	391 (160)	175 (68)	172 (72)	35 (18)	9 (2)	取下げ8(2)件, 却下1件
18	2,626 (229)	2,019	607 (229)	266 (111)	195 (65)	121 (49)	25 (4)	取下げ21(4)件, 却下4件
19	2,505 (237)	1,877	628 (237)	262 (87)	230 (66)	120 (78)	16 (6)	取下げ16件
20	1,940 (138)	1,362	578 (138)	221 (43)	230 (78)	90 (8)	37 (9)	取下げ32(9)件, 却下5件
計	40,585 (2,932)	31,960	8,625 (2,932)	2,782 (778)	3,350 (1,507)	864 (306)	1,629 (341)	文書不存在362(92)件, 取下げ199(63)件, 却下1,068(180)件

(注)1 ()書きは出先機関分で内数です。

- 新しい鹿児島県情報公開条例(以下「新条例」という。)の施行に伴い、平成13年度からの請求の決定内訳のうち「文書不存在」は、「不開示」に変更しています。
- 「情報提供」件数は、県政情報センターにおいて資料の紹介及び配布を行った件数です。
- 「開示請求」件数は、受け付けた開示請求書に基づいて開示決定等の処理を行った件数であり、実際の開示請求書の枚数とは異なります。



イ 形態別の開示請求件数

平成20年度の形態別の開示請求件数については、来訪による請求が342件、郵送による請求が97件、FAX・電子メール・電子申請による請求が139件となっています。

主な開示請求の内訳は、市街地再開発事業関係書類(65件)、道路位置図・平面図等書類(40件)、建築計画概要書関係書類(19件)、公立学校教員等選考試験問題(17件)、政治資金収支報告書関係書類(16件)などです。

区分	63	元	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	計	
来訪による請求	11	12	8	10	23	49	86	392	1,801	478	270	195	147	141	722	551	443	199	285	259	342	6,424	
郵送による請求	0	2	4	1	3	1	1	1	5	9	20	9	26	28	395	344	233	192	239	235	97	1,845	
FAX 請求	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	28	66	71	165	
電子メール請求	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	55	68	59	182	
電子申請請求	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	9	9
計	11	14	12	11	26	50	87	393	1,806	487	290	204	173	169	1,117	895	676	391	607	628	578	8,625	

(注) FAX・電子メール請求は平成18年度から実施、電子申請は平成20年度から実施

ウ 開示請求の処理日数

実施機関が、開示請求を受けた後に決定及び開示を行うまでの平均の日数は、次のとおりとなっています。

年 度	請求から決定まで	請求から開示まで
63年度	5.2日	7.2日
元年度	8.0日	12.0日
2年度	11.3日	16.6日
3年度	6.9日	10.0日
4年度	8.8日	12.1日
5年度	11.2日	14.0日
6年度	11.4日	15.3日
7年度	18.3日	37.5日
8年度	17.3日	46.8日
9年度	12.4日	26.8日
10年度	20.4日	33.7日
11年度	16.8日	26.9日
12年度	13.2日	19.1日
13年度	18.2日	22.1日
14年度	28.7日	30.9日
15年度	13.7日	24.3日
16年度	19.9日	26.2日
17年度	18.5日	23.3日
18年度	18.0日	24.0日
19年度	18.2日	24.0日
20年度	18.4日	26.2日

(注) 平成20年度については開示決定等の期間延長等を6件行っています。

なお、平成14年度に開示請求の処理に多くの日数を要したのは、同一日に404件の開示請求があり、これらの全部について開示決定等の期間延長を行ったことが、大きく影響しています。

平成14年度において、この404件を除いた開示請求に対する平均処理日数は、請求から決定までが、14.5日、請求から開示までが29.1日です。

エ 文書又は図画の写しの交付枚数

開示に当たって、文書又は図画の交付を行った枚数及び費用は、次のとおりとなっています。1件当たりの対象公文書の枚数が多いものやカラー複写、外部委託による図面複写などもあるため年度により差があります。

年度	件数	枚数	費用
63年度	9件	21枚	420円
元年度	7件	365枚	7,300円
2年度	4件	22枚	440円
3年度	10件	1,051枚	21,020円
4年度	20件	852枚	17,040円
5年度	37件	3,843枚	78,350円
6年度	55件	1,962枚	65,020円
7年度	302件	54,885枚	1,155,628円
8年度	311件	38,796枚	880,524円
9年度	296件	10,487枚	223,530円
10年度	146件	7,908枚	191,770円
11年度	90件	7,186枚	151,810円
12年度	119件	6,012枚	133,310円
13年度	119件	11,725枚	261,419円
14年度	935件	23,601枚	547,326円
15年度	633件	54,463枚	1,039,240円
16年度	414件	25,159枚	500,985円
17年度	319件	41,568枚	459,698円
18年度	411件	37,308枚	603,587円
19年度	437件	57,078枚	1,391,128円
20年度	364件	30,115枚	707,149円
合計	5,038件	414,407枚	8,436,694円

オ 電磁的記録の写しの交付枚数

平成13年度から開示の対象となった電磁的記録について、写しの交付を行った件数及び費用は、次のとおりとなっています。録音テープで交付した主な内容は、公立学校教員選考試験の英語や音楽の問題などです。

年度	開示の実施の方法	件数	枚数	費用
13年度	用紙に出力したもの	2件	6枚	120円
14年度	用紙に出力したもの	12件	1,343枚	26,860円
15年度	用紙に出力したもの	54件	614枚	12,046円
	録音テープ	3件	3枚	1,800円
	フロッピーディスク	4件	4枚	320円
	その他 (CD-R)	2件	2枚	200円
16年度	用紙に出力したもの	27件	182枚	3,530円
	録音テープ	9件	9枚	3,750円
	フロッピーディスク	2件	2枚	40円
	その他 (CD-R)	3件	3枚	256円
17年度	用紙に出力したもの	4件	271枚	4,030円
	録音テープ	3件	9枚	450円
	フロッピーディスク	3件	3枚	60円
	その他 (CD-R)	4件	4枚	140円
18年度	用紙に出力したもの	16件	306枚	3,060円
	録音テープ	6件	9枚	450円
	フロッピーディスク	3件	3枚	60円
	その他 (CD-R・MO)	4件	4枚	140円
19年度	用紙に出力したもの	15件	3,176枚	31,760円
	録音テープ	3件	3枚	150円
	フロッピーディスク	5件	5枚	100円
	その他 (CD-R・MO)	13件	14枚	545円
20年度	用紙に出力したもの	9件	1,832枚	18,320円
	録音テープ	3件	3枚	150円
	フロッピーディスク	20件	21枚	420円
	その他 (CD-R・CD-RW・MO)	15件	15枚	1,048円
合計		244件	—	109,805円

(2) 公文書の開示請求の実施機関別処理状況
ア 実施機関別処理状況(平成20年度)

実施機関		請求件数	左の処理状況			
			開示	一部開示	不開示	その他
知事	総務部	19	4	9	3	3
	企画部	4	1	3	0	0
	環境生活部	34 (7)	11 (7)	13	6	4
	保健福祉部	53 (16)	34 (16)	7	10	2
	商工労働部	44	12	18	11	3
	農政部	13 (5)	5 (3)	3 (2)	5	0
	林務水産部	19 (5)	7 (4)	10 (1)	1	1
	土木部	169 (11)	73 (9)	50 (2)	38	8
	危機管理局	1	1	0	0	0
	出納局	5	1	3	0	1
	鹿児島地域振興局	21	6	9	1	5
	南薩地域振興局	13	5	7	0	1
	北薩地域振興局	29	9	19	1	0
	始良・伊佐地域振興局	12 (1)	5 (1)	7	0	0
	大隅地域振興局	17	4	7	4	2
	熊毛支庁	10	2	7	1	0
	大島支庁	31 (4)	13 (3)	16 (1)	1	1
	工業用水道部	2	0	2	0	0
	計	496 (49)	193 (43)	190 (6)	82 (0)	31
	議会	3 (0)	1	2	0	0
教育委員会	22 (2)	15 (2)	2	3	2	
選挙管理委員会	29 (0)	7	22	0	0	
人事委員会	3 (0)	0	3	0	0	
監査委員	1 (0)	0	1	0	0	
公安委員会	2 (0)	0	2	0	0	
警察本部長	17 (0)	5	6	2	4	
労働委員会	1 (0)	0	0	1	0	
収用委員会	0 (0)	0	0	0	0	
海区漁業調整委員会	0 (0)	0	0	0	0	
内水面漁場管理委員会	0 (0)	0	0	0	0	
県立病院事業管理者	1 (0)	0	1	0	0	
鹿児島県住宅供給公社	0 (0)	0	0	0	0	
鹿児島県道路公社	2 (0)	0	1	1	0	
鹿児島県土地開発公社	1 (0)	0	0	1	0	
合計	578 (51)	221 (45)	230 (6)	90 (0)	37	

(注)1 ()書きは電磁的記録で内数です。

2 「その他」37件の内訳は、取下げ32件、却下5件です。

イ 実施機関別処理状況(昭和63年度～平成20年度)

実施機関	請求件数	左の処理状況				
		開示	一部開示	不開示	その他	
知事	総務部	857 (3)	115 (2)	511 (1)	51 (0)	180
	企画部	577 (7)	184 (3)	256 (4)	49 (0)	88
	環境生活部	319 (26)	79 (26)	117 (0)	23 (0)	100
	保健福祉部	1,390 (116)	917 (82)	209 (33)	44 (1)	220
	(県民福祉部)	16 (0)	5 (0)	11 (0)	0 (0)	0
	(保健環境部)	33 (0)	21 (0)	10 (0)	0 (0)	2
	商工労働部	249 (0)	48 (0)	90 (0)	27 (0)	84
	農政部	1,216 (16)	108 (4)	749 (12)	111 (0)	248
	林務水産部	225 (10)	64 (9)	87 (1)	6 (0)	68
	土木部	1,870 (32)	813 (28)	636 (4)	164 (0)	257
	危機管理局	3 (0)	2 (0)	1 (0)	0 (0)	0
	出納局	85 (1)	11 (1)	47 (0)	1 (0)	26
	鹿児島地域振興局	50 (0)	13 (0)	14 (0)	16 (0)	7
	南薩地域振興局	43 (0)	17 (0)	12 (0)	13 (0)	1
	北薩地域振興局	71 (3)	27 (3)	31 (0)	11 (0)	2
	始良・伊佐地域振興局	48 (1)	18 (1)	18 (0)	12 (0)	0
	大隅地域振興局	49 (2)	18 (2)	21 (0)	8 (0)	2
	熊毛支庁	33 (0)	10 (0)	11 (0)	11 (0)	1
	大島支庁	74 (5)	28 (4)	29 (1)	15 (0)	2
	工業用水道部	2 (0)	0	2	0	0
計	7,210 (222)	2,498 (165)	2,862 (56)	562 (1)	1,288	
議会	66 (5)	14 (0)	44 (5)	5 (0)	3	
教育委員会	559 (20)	151 (16)	109 (4)	107 (0)	192	
選挙管理委員会	118 (0)	64 (0)	50 (0)	3 (0)	1	
人事委員会	14 (1)	1 (1)	9 (0)	3 (0)	1	
監査委員	120 (1)	9 (1)	102 (0)	2 (0)	7	
公安委員会	6 (0)	1 (0)	4 (0)	1 (0)	0	
警察本部長	510 (0)	44 (0)	162 (0)	173 (0)	131	
労働委員会	4 (0)	0 (0)	2 (0)	2 (0)	0	
収用委員会	7 (0)	0 (0)	2 (0)	1 (0)	4	
海区漁業調整委員会	2 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (0)	1	
内水面漁場管理委員会	2 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (0)	1	
県立病院事業管理者	3 (0)	0 (0)	3 (0)	0 (0)	0	
鹿児島県住宅供給公社	1 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (0)	0	
鹿児島県道路公社	2 (0)	0 (0)	1 (0)	1 (0)	0	
鹿児島県土地開発公社	1 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (0)	0	
合計	8,625 (249)	2,782 (183)	3,350 (65)	864 (1)	1,629	

(注)1 ()書きは電磁的記録で内数です。

2 (県民福祉部), (保健環境部)は, 平成8年度の組織再編で廃止されており, 廃止前の昭和63年～平成7年度の処理状況を掲載しています。

3 県の出先機関の総合事務所設置計画に基づく地域振興局及び支庁の設置に伴い, 平成19年度からの処理状況を掲載しています。

4 「その他」の1,629件の内訳は, 対象公文書が存在しなかったものが362件, 請求の取下げによるものが199件, 却下になったもの(開示対象公文書でない文書に対する請求など)が, 1,068件です。

(3) 公文書の開示請求の請求者別内訳

開示請求者の住所・所在地について県内、県外に区分すると次のとおりです。
 なお、平成12年度までは、改正前の鹿児島県情報公開条例(以下「旧条例」という。)の下での実績であり、開示請求ができるのは、県の区域内に住所又は主たる事務所を有する個人又は法人等に限定されていました。

区分	63～12	13	14	15	16	17	18	19	20	計
県内	3,564	144	777	705	570	192	354	316	363	6,985
県外	—	25	340	190	106	199	253	312	215	1,640
計	3,564	169	1,117	895	676	391	607	628	578	8,625

(4) 公文書の一部開示、不開示に係る不開示事項別内訳

開示請求に対して一部開示及び不開示決定を行った案件に係る不開示事項別の内訳は、次のとおりです。

内訳は、個人に関する情報(旧条例第8条第2号, 新条例第7条第1号)が最も多く2,380件、次いで法人等に関する情報(旧条例第8条第3号, 新条例第7条第2号)1,917件、事務又は事業に関する情報(旧条例第8条第8号, 新条例第7条第6号)1,125件の順となっており、この3つで全体の72.1%を占めています。

ア 旧条例の下での状況

不開示事項の区分 (該当号)	63	元	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	計	計の構成比
法令秘情報(第1号)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	1	0	3	0.1
個人情報情報(第2号)	1	4	3	2	9	7	18	183	587	327	99	92	42	1,374	40.0
事業活動情報(第3号)	0	0	0	2	8	1	3	116	418	128	71	88	42	877	25.5
犯罪捜査等情報(第4号)	0	0	0	0	0	0	0	1	4	4	35	20	27	91	2.6
国等協力関係情報(第5号)	0	0	0	0	0	0	0	4	4	0	1	0	0	9	0.3
意思形成過程情報(第6号)	0	0	0	0	2	2	3	8	19	9	14	9	27	93	2.7
合議制機関情報(第7号)	0	0	0	0	0	0	4	5	1	4	2	1	0	17	0.5
行政運営情報(第8号)	0	3	1	2	2	2	6	108	343	318	81	58	46	970	28.2
非公開条件情報(第9号)	0	0	0	0	0	0	0	2	1	0	0	0	0	3	0.1
計	1	7	4	6	21	12	34	427	1,377	790	305	269	184	3,437	100.0
一部開示、不開示の決定件数	1	4	3	3	11	7	25	228	622	376	184	133	96	1,693	

イ 新条例の施行以降の状況

不開示事項の区分 (該当号)	13	14	15	16	17	18	19	20	計	計の構成比
個人に関する情報 (第1号) 個人情報情報 (旧第2号)	46	102	143	167	95	125	159	169	1,006	24.5
法人等に関する情報 (第2号) 事業活動情報 (旧第3号)	44	312	117	62	93	118	133	161	1,040	25.4
法令秘情報 (第3号) " (旧第1号)	0	0	1	0	29	3	1	4	38	0.9
公共安全等に関する情報 (第4号) 犯罪捜査等情報 (旧第4号)	16	12	105	96	81	90	98	105	603	14.7
審議, 検討等に関する情報 (第5号) 意思形成過程情報 (旧第6号)	6	2	0	2	0	4	6	4	24	0.6
合議制機関情報 (旧第7号)	0	0	2	1	0	2	2	1	8	0.2
事務又は事業に関する情報 (第6号) 行政運営情報 (旧第8号)	22	20	38	22	8	13	19	13	155	3.8
文書不存	26	361	93	107	55	109	154	123	1,028	25.1
存否応答拒否	3	3	1	1	0	33	15	10	66	1.6
適用除外	0	1	36	84	1	4	1	5	132	3.2
計	163	813	536	542	362	501	588	595	4,100	100.0
一部開示, 不開示の決定件数	84	649	297	298	207	316	350	320	2,521	

(注) 平成13年4月1日前に作成し, 又は取得した公文書については, 旧条例第8条の適用を受けることから, 同条各号による分類も併記しています。また, 表中で2段になっている区分のうち, 上段は新条例第7条各号の不開示事項を, 下段は上段に相当する旧条例8条各号の不開示事項を表したものです。

(5) 不服申立ての状況

条例施行以来、平成20年度までに行政不服審査法に基づく不服申立て（異議申立て又は審査請求）がなされた件数は、115件です。

平成20年度に新たに不服申立てがなされた件数は4件で、平成21年3月31日現在、すべて処理中となっています。

ア 年次別不服申立件数 (平成21年3月末現在)

年 度	不服申立件数	決 定 又 は 裁 決				取下げ	備 考
		却 下	棄 却	認 容			
				全 部	一 部		
63年度	0	0	0	0	0	0	
元年度	2	0	1	0	1	0	
2年度	1	0	1	0	0	0	
3年度	0	0	0	0	0	0	
4年度	0	0	0	0	0	0	
5年度	2	0	2	0	0	0	
6年度	6	0	5	0	1	0	
7年度	7	0	4	0	1	2	
8年度	9	1	4	0	3	1	
9年度	5	1	1	1	1	1	
10年度	15	0	1	4	7	3	
11年度	4	0	3	0	0	1	
12年度	10	6	3	1	0	0	
13年度	6	0	4	1	1	0	
14年度	6	0	4	1	0	1	
15年度	4	0	2	1	1	0	
16年度	8	0	5	0	3	0	
17年度	3	0	3	0	0	0	
18年度	14	1	9	0	0	4	
19年度	9	2	6	1	0	0	
20年度	4	0	0	0	0	0	処理中4件
合 計	115	11	58	10	19	13	処理中4件

※ 「決定又は裁決」欄は、当該年度になされた不服申立案件に対するそれぞれの対応を示しています。

イ 不服申立ての概要 (平成20年度の申立て事案に限る。)

番号	不服申立 年月日	請 求 の 内 容	事 務 担当課	原 決 定		審 査 会		決定又は裁決年月日 決定又は裁決の内容
				年 月 日 決定状況	理 由	諮問年月日 答申年月日	答申内容	
1	20. 6. 17	〇〇〇建設工事に伴う補助事業に関する設計図書及び契約関連書類一式。	農政部 畜産課	20. 4. 23 一部開示	個人情報 法人等情報 公共安全 等情報	20. 7. 10 (諮問公第92号)		
2	20. 7. 28	(1) 〇〇〇に行政指導を行った際の職員の対応状況や指導、管理が判る文書。 (2) 上記の件に関して他の業者に対する行政指導について、職員の対応がわかる文書。	土木部 建築課	20. 6. 5 不 開 示	存否応答 拒否	20. 8. 12 (諮問公第93号)		

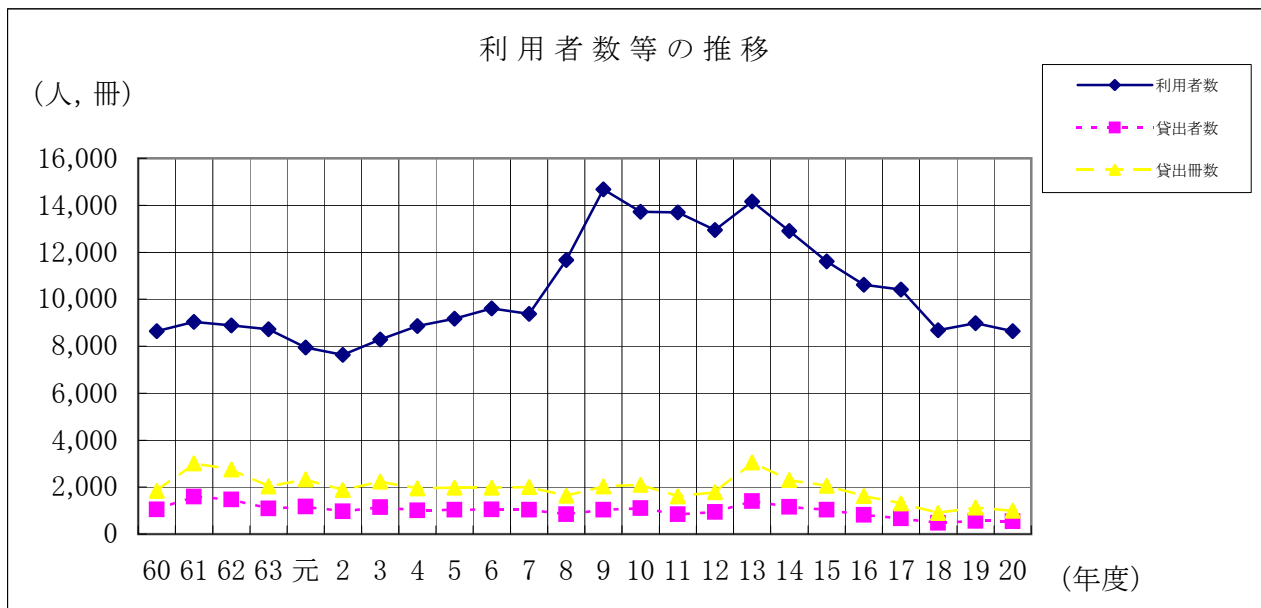
番号	不服申立 年 月 日	請求の内容	事務 担当課	原 決 定		審 査 会		決定又は裁決年月日 決定又は裁決の内容
				年 月 日 決定状況	理 由	諮問年月日 答申年月日	答申内容	
3	20. 7. 25	平成19年6月12日介護保険課が一県民〇〇〇に対し、医療法人〇〇〇の行政処分、指定効力の2ヶ月の全部停止の後、「事業再開後は、介護保険法等の関係法令に従って適正な事業を行うよう厳しく指導していきます」と通知した通り、介護保険課が平成19年7月1日以降開示請求時点現在まで実施した客観的事実の判明する公文書（監査、実地調査、書面指導、実地指導、集団指導、一般指導等の介護保険課の「厳しく指導していく」と通知した、客観的な事実の判明する公文書）の不開示決定処分に対する異議申立て	保健福祉部 介護保険課	20. 7. 11 不 開 示	存否応答 拒否	20. 8. 18 (諮問公第94号)		
4	20. 11. 27	<p>1 介護保険課が医療法人〇〇〇の行政処分後の事業再開である平成19年7月1日以降、平成20年9月1日現在まで、「その後指導した」とする客観的事実の判明する公文書（監査、実地調査、実地指導、書面指導、一般指導等の客観的事実の判明する公文書）</p> <p>2 介護保険課が県内の全ての居宅介護事業所の作成するサービス利用票・サービス利用票別表が「対外的に保険者に対して介護報酬を請求するものでない」と断定する介護保険法による法的根拠を示した公文書。</p> <p>3 サービス利用票・サービス利用票別表への利用者からの押印が偽造されて架空請求が行われ、介護給付費を不正請求しても介護保険課が「告発しても意味が無い」と断定する介護保険法による法的根拠を示した公文書</p> <p>4 介護保険課が平成18年3月、5月の〇〇〇の実地調査の過誤調整金額が、市役所・国保連へ返還された、その「返還した事実」を介護保険課が確認できた公文書。</p> <p>5 介護保険課が〇〇〇の実地検査日について、「平成19年1月18日」を認定した、又は認識した公文書、又は決裁書面。又、平成18年12月の〇〇〇の調査を監査と直結・因果させないとする公文書又は決裁書面。</p> <p>6 平成19年1月18日、平成19年2月28日、19年3月5日に実地検査を実施したとする各担当者が、検査所見等を記録・記入したメモ・ノート。</p>	保健福祉部 介護保険課	20. 10. 14 一部開示	不存在 個人情報 法人等情報 公共安全 等情報	20. 12. 22 (諮問公第95号)		

2 情報提供の概要

(1) 県政情報センター利用状況

利用状況は次のとおりで、平成20年度の利用者数は8,637人です。

年度	利用者数			貸出者数			貸出冊数		
		一般	職員		一般	職員		一般	職員
60	8,641	5,513	3,128	1,052	445	607	1,846	816	1,030
61	9,029	5,783	3,246	1,600	638	962	3,018	1,240	1,778
62	8,892	5,546	3,346	1,470	562	908	2,749	1,099	1,650
63	8,723	5,909	2,814	1,096	515	581	2,028	1,007	1,021
元	7,939	5,432	2,507	1,169	552	617	2,336	1,096	1,240
2	7,635	5,411	2,224	969	546	423	1,877	1,068	809
3	8,286	5,694	2,592	1,147	573	574	2,236	1,151	1,085
4	8,864	6,340	2,524	1,013	553	460	1,947	1,100	847
5	9,174	6,733	2,441	1,032	624	408	1,982	1,249	733
6	9,608	7,205	2,403	1,048	649	399	1,972	1,291	681
7	9,380	7,133	2,247	1,037	634	403	1,997	1,261	736
8	11,667	9,556	2,111	850	528	322	1,642	1,053	589
9	14,674	12,250	2,424	1,031	596	435	2,037	1,219	818
10	13,723	10,605	3,118	1,105	484	621	2,102	925	1,177
11	13,693	10,534	3,159	850	416	434	1,610	817	793
12	12,941	10,421	2,520	943	555	388	1,789	1,082	707
13	14,165	10,986	3,179	1,409	547	862	3,052	1,072	1,980
14	12,910	9,803	3,107	1,164	466	698	2,302	867	1,435
15	11,612	8,620	2,992	1,032	386	646	2,052	748	1,304
16	10,619	7,779	2,840	820	377	443	1,621	768	853
17	10,410	7,155	3,255	669	282	387	1,306	577	729
18	8,679	5,341	3,338	471	261	210	903	523	380
19	8,975	5,413	3,562	559	261	298	1,132	570	562
20	8,637	5,535	3,102	545	205	340	996	399	597
計	248,876	180,697	68,179	24,081	11,655	12,426	46,532	22,998	23,534



(2) 県政情報センター資料の展示状況

各年度末における資料数(累計)は、次のとおりです。

平成7年度に資料数が減った原因は、一部の資料を県立図書館へ移管したためです。

ア 資料冊数

年度	資 料 冊 数								計
	郷土資料	県の資料	国の資料	県内市町村の資料	他都道府県の資料	研究機関等の資料	法規関係の資料	その他	
60	383	9,904	6,067	1,161	3,021	1,470	111	1,730	23,847
61	421	10,497	6,561	1,214	3,216	1,597	111	1,816	25,433
62	447	11,313	7,006	1,236	3,353	1,741	111	1,886	27,093
63	468	12,322	7,283	1,479	3,491	1,907	111	1,961	29,022
元	478	13,566	8,281	1,575	3,635	1,879	111	2,041	31,566
2	494	14,659	9,535	1,684	3,734	1,944	111	2,161	34,322
3	504	15,526	9,804	1,707	3,803	1,973	111	2,257	35,685
4	533	16,611	10,186	1,761	4,225	2,050	111	2,357	37,834
5	547	17,687	10,703	1,842	4,335	2,102	111	2,478	39,805
6	566	18,790	11,001	1,997	4,408	2,145	112	2,558	41,577
7	605	19,802	8,880	2,030	3,595	2,208	112	2,679	39,911
8	611	20,657	9,253	2,053	3,667	2,243	112	2,736	41,332
9	620	21,869	9,632	2,067	3,677	2,297	112	2,787	43,061
10	634	23,041	9,958	2,081	3,702	2,333	112	2,826	44,687
11	643	23,960	10,247	2,095	3,715	2,369	112	2,843	45,984
12	652	24,893	10,514	2,110	3,725	2,418	113	2,873	47,298
13	657	25,770	10,728	2,117	3,791	2,437	113	2,890	48,503
14	666	26,536	11,292	2,141	3,797	2,461	113	2,905	49,911
15	682	27,376	11,536	2,152	3,843	2,477	123	2,915	51,104
16	711	28,030	11,771	2,161	3,917	2,492	123	2,933	52,138
17	831	28,752	12,100	2,452	4,094	2,512	123	2,961	53,825
18	852	29,394	12,414	2,519	4,095	2,547	123	3,109	55,053
19	870	29,922	12,715	2,591	4,099	2,565	123	3,162	56,047
20	871	30,519	12,897	2,646	4,250	2,576	123	3,181	57,063
20年度の構成比	1.5	53.5	22.6	4.6	7.4	4.5	0.2	5.6	100.0

イ 資料の内容

区 分	内 容
郷 土 資 料	県史, 市町村史等
県 の 資 料	行政概要書, 計画書, 統計書, 調査書, 試験・研究資料, 議案書, 議会会議録等
国 の 資 料	白書, 国勢調査, 各種統計書, 研究書, 調査報告書等
県内市町村の資料	市町村勢要覧, 計画書等
他都道府県の資料	都道府県史, 統計年鑑, 計画書等
研究機関等の資料	総合研究開発機構等の調査報告書, 研究書等
法規関係の資料	県例規集, 現行法規総覧等
そ の 他	辞典・年鑑類, 産業・経済・地方自治に関する図書, 定期刊行物等

ウ 配付を行った資料(窓口対応分)

担当部	情報提供の内容
総務部	鹿大ジャーナル
企画部	県勢概要 平成20年度
保健福祉部	保健福祉行政の概要 平成20年度
商工労働部	鹿児島県の工業用地 かごしまの旅
農政部	かごしまの農業農村整備事業 新耕景創

エ 資料紹介を行った主な資料

担当部	行政資料名
総務部	鹿児島県公報, 鹿児島県職員録, 官報, 県議会定例会議案及び予算説明書, NPO法人関係台帳, 鹿児島県例規集, 記者発表資料, 行政資料目録, グラフかごしま, 決算に関する調書, 県関係機関の事業計画及び決算書, 県出資法人の経営状況に関する資料, 県の人事行政の運営等の状況, 公社等外郭団体の役員の再就職, 公益法人名簿, 職員ひろば, 人事異動表, 個人情報取扱事務登録簿, パブリックコメント, 文書・法制事務の手引
企画部	鹿児島県統計年鑑, 鹿児島県の工業, 鹿児島県の推計人口, 鹿児島県政要覧, 鹿児島県地価調査基準値価格, かごしま将来ビジョン日本一の暮らし, 学校基本調査報告書, 県勢概要, 統計鹿児島, 土地利用転換動向等調査, 土地分類基本調査, 毎月推計人口調査結果
環境生活部	鹿児島県史, 鹿児島のすぐれた自然, かごしま文化の表情, 環境白書(県), 公共用水域及び地下水の水質測定結果, 自然環境保全基礎調査, 大気・騒音調査結果
保健福祉部	医療機関一覧, 医療法人事業報告書等, 調理師試験問題, 衛生統計年報, 保健・福祉施設一覧, 保健福祉行政の概要
商工労働部	鹿児島県観光事情, 鹿児島県観光統計, 鹿児島県中小企業関係組合名簿, 鹿児島の国際交流
農政部	鹿児島県農業協同組合要覧, かごしまの農業, 茶業振興対策資料, 農業制度資金の手引, 農業農村整備事業設計単価表
林務水産部	狩猟者必携, 治山必携, 林地開発許可制度の手引き, 林業事業設計積算基準
土木部	建築業許可業者名簿, 公共事業設計単価表, 道路交通情勢調査, 土木工事標準歩掛, 鹿児島県の建築行政, 建築工事実施設計単価表, 県建設工事入札参加資格者格付結果, 公共工事発注見通し公表資料, 災害査定結果, 道路現況調書
出納局	入札参加資格者名簿(物品)
危機管理局	鹿児島県地域防災計画, 鹿児島豪雨災害の記録(平5年夏), 災害の記録
教育委員会	鹿児島県公立学校教職員選考試験問題, 鹿児島県の教育行政, 教職員選考試験要綱, 教育行政・財政資料
選挙管理委員会	選挙の記録
人事委員会	県職員採用試験試験問題集, 職員の給与等に関する報告及び勧告
議会事務局	鹿児島県議会定例会会議録, 請願・陳情文書表, 総務警察委員会会議録, 土木委員会会議録

(3) 県政情報センター資料貸出状況

ア 貸出状況

資料の貸出状況は次のとおりとなっており、県の資料が全体の半分以上を占めています。

年度	資 料 冊 数							計
	郷土資料	県の資料	県内市町村の資料	国の資料	他都道府県の資料	研究機関等の資料	その他	
60	93	847	110	270	19	282	225	1,846
61	163	1,661	166	383	46	275	324	3,018
62	196	1,447	116	553	57	198	182	2,749
63	185	1,153	131	356	24	56	123	2,028
元	108	1,473	147	384	4	82	138	2,336
2	67	1,178	164	334	16	39	79	1,877
3	88	1,399	145	386	18	64	136	2,236
4	103	1,155	143	379	3	77	87	1,947
5	152	1,265	83	345	6	45	86	1,982
6	96	1,180	238	348	6	40	64	1,972
7	85	1,251	117	429	2	45	68	1,997
8	73	912	135	400	0	29	93	1,642
9	91	1,219	165	428	3	49	82	2,037
10	46	1,428	80	441	1	23	83	2,102
11	55	1,106	82	322	3	10	32	1,610
12	55	1,306	88	274	0	17	49	1,789
13	107	2,232	118	468	19	25	83	3,052
14	63	1,694	96	382	10	21	36	2,302
15	72	1,563	69	301	2	16	29	2,052
16	55	1,273	41	205	9	10	28	1,621
17	58	1,007	37	158	8	14	24	1,306
18	63	581	107	145	0	2	5	903
19	66	815	21	219	0	1	10	1,132
20	39	773	42	125	0	1	16	996
計	2,179	29,918	2,641	8,035	256	1,421	2,082	46,532
構成比	4.7	64.3	5.7	17.3	0.6	3.1	4.5	100.0

イ 貸出利用が多い資料

貸し出しされた資料のうち、利用が多いもの(上位10冊)は、次のとおりとなっています。

順位	内 容
1	鹿児島県公報(県)
2	国勢調査報告書(国)
3	県議会定例会議案及び予算説明書(県)
4	鹿児島県統計年鑑(県)
5	鹿児島農林水産統計年報(国)
6	鹿児島県例規集(県)
7	市町村財政状況(県)
8	道路交通情勢調査(県)
9	総務警察委員会会議録(県)
10	鹿児島県の母子保健(県)

資 料

- (1) 公文書開示請求の内容及び処理状況一覧表
- (2) 鹿児島県情報公開条例

(1) 公文書開示請求の内容及び処理状況一覧表

整理番号	請求受付年月日	公文書の名称等	決定内容	事務担当課	備考 (不開示理由)
1	H20.4.1	工事着手報告書, 着工届, 予定価格調書, 入札執行調書, 見積書, 工事指図書, 工事手配通知書, 工事受注確認書, 施設建設に関する委任契約書, 設計書	一部開示	農政部 畜産課	7条1号, 2号, 4号
2	H20.4.2	亀徳港 港施設位置図 1/5,000	開示	大島支庁 徳之島事務所 総務課	—
3	H20.4.3	土地売買契約書等 土地取得補償台帳(調書)	一部開示	土木部 監理用地課 用地対策室	7条1号, 文書不存在
4	H20.4.7	原子力発電施設等周辺地域企業立地支援事業費補助金実績報告書別紙1(平成19年度下期分)	開示	商工労働部 産業立地課	—
5	H20.4.7	平成20年2月1日から3月31日の間に, 県内全税務事務所にて届出を受理した「法人設立(設置)申告書」	一部開示	鹿児島地域振興局 総務企画部 課税課	7条2号
6	H20.4.7	平成20年2月1日から3月31日の間に, 県内全税務事務所にて届出を受理した「法人設立(設置)申告書」	一部開示	南薩地域振興局 総務企画部 県税課	7条2号
7	H20.4.7	平成20年2月1日から3月31日の間に, 県内全税務事務所にて届出を受理した「法人設立(設置)申告書」	一部開示	北薩地域振興局 総務企画部 県税課	7条2号
8	H20.4.7	平成20年2月1日から3月31日の間に, 県内全税務事務所にて届出を受理した「法人設立(設置)申告書」	一部開示	始良・伊佐地域振興局 総務企画部 県税課	7条2号
9	H20.4.7	平成20年2月1日から3月31日の間に, 県内全税務事務所にて届出を受理した「法人設立(設置)申告書」	一部開示	大隅地域振興局 総務企画部 県税課	7条2号
10	H20.4.7	平成20年2月1日から3月31日の間に, 県内全税務事務所にて届出を受理した「法人設立(設置)申告書」	一部開示	熊毛支庁 総務企画部 県税課	7条2号
11	H20.4.7	平成20年2月1日から3月31日の間に, 県内全税務事務所にて届出を受理した「法人設立(設置)申告書」	一部開示	大島支庁 総務企画部 県税課	7条2号
12	H20.4.7	①選挙管理委員会届出の全政治団体(政党支部を含む)の名称, 代表者名, 会計責任者及び主たる事務所の所在地, 被推薦者の氏名, 公職の種類及び住所を記した電子データ。ただし, 平成19年12月31日現在の届出状況を反映したもの ②2007年に解散した全政治団体(政党支部を含む)の解散時の名称, 代表者名, 会計責任者及び主たる事務所の所在地, 被推薦者の氏名, 公職の種類及び住所を記した電子データ ③2007年に新たに設立された全政治団体(政党支部を含む)の名称, 代表者名, 会計責任者及び主たる事務所の所在地, 被推薦者の氏名, 公職の種類及び住所を記した電子データ ※ 上記の①と②の請求について, 被推薦者の氏名, 公職の種類及び住所を記したデータがない場合は, 政治団体のうち資金管理団体と政党支部を除いた団体について, 現職国会議員及び国会議員の候補者等の被推薦書	一部開示	選挙管理委員会	7条1号
13	H20.4.7	平成19年4月1日から平成20年3月31日までの訓戒及び注意処分台帳並びに処分実施報告	一部開示	警察本部 監察課	7条1号
14	H20.4.8	平成20年度県建設工事入札参加資格者格付に係る, 土木一式工事の技術事項等評価点の内訳	取下げ	土木部 監理用地課	—
15	H20.4.8	平成19年度林地荒廃防止事業(南九州市川辺町中山田麓地内)に係る平面図及び地籍平面見取図	開示	南薩地域振興局 農林水産総務課 林務水産課	—
16	H20.4.10	床上浸水対策特別緊急工事(中ノ工区)及び地方特定河川環境整備工事(中ノ工区)の工事内訳書 (①設計概要等 ②本工事費内訳 ③施行内訳書)	開示	始良・伊佐地域振興局 建設部 湧水支所	—

整理番号	請求受付年月日	公文書の名称等	決定内容	事務担当課	備考 (不開示理由)
17	H20.4.11	別紙「全部開示決定公文書内訳」に記載の位置図及び縦覧用平面図 喜界島循環線外 56 件	開示	土木部 道路維持課	—
18	H20.4.11	鹿児島県行政庁舎清掃業務委託に係る入札執行調書 (H19年度, H20年度分)	一部開示	出納局 財産管理課	7 条 1 号, 6 号
19	H20.4.11	議会庁舎の清掃業務委託に関する入札執行調書(H19年度, H20 年度分)	一部開示	議会事務局政務調査課	7 条 1 号, 6 号
20	H20.4.11	平成20年度鹿児島県警察本部庁舎清掃業務委託に係る入札執行 調書	一部開示	警察本部 会計課	7 条 1 号, 6 号
21	H20.4.15	大規模小売店舗立地法に基づく〇〇〇新設届出書類一式(騒音を除 く)	取下げ	商工労働部 商工政策課	—
22	H20.4.18	高度管理医療器販売許可を取得している薬局名・住所	開示	保健福祉部 薬務課	—
23	H20.4.18	別紙「全部開示決定公文書内訳」に記載の位置図及び縦覧用平面図 志柄宮ヶ原福山線外 8 件	開示	土木部 道路維持課	—
24	H20.4.22	開発行為許可申請(1:始良郡〇〇〇町〇〇〇番外 65 筆, 並びに添 付書類(①開発行為許可申請書(カガミ部分), ②設計説明書, ③位 置図, ④土地利用計画図)	一部開示	土木部 建築課	7 条 1 号, 2 号, 4 号
25	H20.4.22	・おがみ山バイパスの永田橋交差点からおがみ山トンネル入口までの 全て資料 ・図面, 地籍状況のわかるもの, おがみ山バイパスの予算執行状況の わかるもの, 見検委の中で明示された移転した住民への調査資料の 元なる全ての資料 ・永田橋からおがみ山トンネル入口までの, 住民に関する資料	一部開示	大島支庁 建設部 建設課	7 条 1 号
26	H20.4.23	平成20年1月1日から平成20年3月31日までに確認のおりた「建築 計画概要書」の2面, 3面	開示	土木部 建築課	—
27	H20.4.23	平成20年1月1日から平成20年3月31日までに確認のおりた「建築 計画概要書」の2面, 3面	不開示	鹿児島地域振興局 建設部 土木建築課	文書不存在
28	H20.4.23	平成20年1月1日から平成20年3月31日までに確認のおりた「建築 計画概要書」の2面, 3面	開示	鹿児島地域振興局 建設部 日置支所	—
29	H20.4.23	平成20年1月1日から平成20年3月31日までに確認のおりた「建築 計画概要書」の2面, 3面	開示	南薩地域振興局 建設部 土木建築課	—
30	H20.4.23	平成20年度1月1日から平成20年3月31日までに確認のおりた「建 築計画概要書」の2面, 3面	開示	南薩地域振興局 建設部 指宿支所	—
31	H20.4.23	平成20年度1月1日から平成20年3月31日までに確認のおりた「建 築計画概要書」の2面, 3面	開示	北薩地域振興局 建設部 土木建築課	—
32	H20.4.23	平成20年1月1日から平成20年3月31日までに確認のおりた「建築 計画概要書」の2面, 3面	開示	北薩地域振興局 建設部 出水支所	—
33	H20.4.23	平成20年1月1日から平成20年3月31日までに確認のおりた「建築 計画概要書」の2面, 3面	開示	始良・伊佐地域振興局 建設部 土木建築課	—
34	H20.4.23	平成20年1月1日から平成20年3月31日までに確認のおりた「建築 計画概要書」の2面, 3面	開示	始良・伊佐地域振興局 建設部 大口支所	—
35	H20.4.23	平成20年1月1日から平成20年3月31日までに確認のおりた「建築 計画概要書」の2面, 3面	開示	始良・伊佐地域振興局 建設部 湧水支所	—
36	H20.4.23	平成20年1月1日から平成20年3月31日までに確認のおりた「建築 計画概要書」の2面, 3面	開示	大隅地域振興局 建設部 土木建築課	—
37	H20.4.23	平成20年度1月1日から平成20年3月31日までに確認のおりた「建 築計画概要書」の2面, 3面	開示	大隅地域振興局 建設部 曾於支所	—
38	H20.4.23	平成20年1月1日から平成20年3月31日までに確認のおりた「建築 計画概要書」の2面, 3面	開示	熊毛支庁 建設部 建設課	—
39	H20.4.23	平成20年1月1日から平成20年3月31日までに確認のおりた「建築 計画概要書」の2面, 3面	開示	熊毛支庁 屋久島事務所 総務課	—

整理番号	請求受付年月日	公文書の名称等	決定内容	事務担当課	備考 (不開示理由)
40	H20.4.23	平成20年1月1日から平成20年3月31日までに確認のおりた「建築計画概要書」の2面, 3面	開示	大島支庁 建設部 建設課	—
41	H20.4.23	平成20年1月1日から平成20年3月31日までに確認のおりた「建築計画概要書」の2面, 3面	開示	大島支庁 徳之島事務所 総務課	—
42	H20.4.24	立地可能性等調査(追加ボーリング)業務委託に係る設計書, 見積書, 見積執行調書, 業務委託契約書, 特記仕様書, 支出負担行為票	一部開示	環境生活部廃棄物・リサイクル対策課薩摩川内市駐在	7条2号, 4号
43	H20.4.28	大規模小売店舗届出書 店舗名称:○○○ ・届出書の添付図面2-1から3まで ・現況交通量調査結果及び閉店後の交通量予測等に関する交通解析資料 ・参考資料(交通量調査集計表・交差点容量計算分析表・店舗入口の容量集計分析表)	開示	商工労働部 商工政策課	—
44	H20.5.1	平成19年度道路改築工事(青瀬トンネル)の入札執行調書	一部開示	北薩地域振興局 建設部 甌島支所	7条1号, 6号
45	H20.5.2	昭和57年6月改訂 鹿児島港港湾計画書 昭和57年6月改訂 鹿児島港港湾計画資料(その1) 昭和57年6月改訂 鹿児島港港湾計画資料(その2)	開示	土木部 港湾空港課	—
46	H20.5.2	鹿屋市花岡土地改良区の昭和54年度通常総会議事録(昭和54年3月25日開催)	一部開示	大隅地域振興局 農林水産部 農村整備課	旧8条2号
47	H20.5.2	鹿屋市花岡土地改良区の事業計画変更に伴う3条資格者全員の同意書	不開示	大隅地域振興局 農林水産部 農村整備課	文書不存在
48	H20.5.7	○○○商業協同組合(○○○市○○○町○○○番地)の設置時に提出(届出)された資料及びその後変更等の際に提出(届出)された資料の一切	不開示	商工労働部 商工政策課	文書不存在
49	H20.5.7	別紙「全部開示決定公文書内訳」に記載の位置図及び縦覧用平面図京泊大小路線外 52 件	開示	土木部 道路維持課	—
50	H20.5.7	①2003年及び2005年に建築課が○○○に文書による行政指導を行った際の, 職員の対応状況や指導, 管理がわかる文書 ②上記の件に関して, ○○○に関わった○○○等, 他の業者に対する行政指導について, 職員の対応がわかる文書	不開示	土木部 建築課	7条2号, 存否応答拒否
51	H20.5.7	湯之元工区に係るアンケート調査の結果について	一部開示	北薩地域振興局 建設部 土木建築課	7条1号, 文書不存在
52	H20.5.7	H17県単道路整備(交付金)調査委託(湯之元工区)及びH18地方特定道路整備調査委託(湯之元工区)の報告書	一部開示	北薩地域振興局 建設部 土木建築課	7条1号, 文書不存在
53	H20.5.13	事業名称 ○○○ 事業主 ○○○ 位 置 始良郡○○○町○○○番外 面 積 ○○○ha 同上に係る自然環境保全条例第24条による届出書及び協議資料	不開示	環境生活部 環境保護課	文書不存在
54	H20.5.13	事業名称 ○○○ 事業主 ○○○ 位 置 始良郡○○○町○○○番外 面 積 ○○○ha 上記に係る農地法第5条の規定による許可申請書の有無及び協議資料	不開示	農政部 農村振興課	文書不存在
55	H20.5.13	事業名称 ○○○ 事業主 ○○○ 位 置 始良郡○○○町○○○番外 面 積 ○○○ha 同上に係る林地開発許可申請の有無	不開示	林務水産部 森林整備課	文書不存在
56	H20.5.13	事業名称 ○○○ 事業主 ○○○ 位 置 始良郡○○○町○○○番外 面 積 ○○○ha 同上に係る開発行為許可申請の有無及び都市計画法に関する協議資料(開発行為許可申請書, 設計説明書, 土地利用計画図)	不開示	土木部 建築課	文書不存在

整理番号	請求受付年月日	公文書の名称等	決定内容	事務担当課	備考 (不開示理由)
57	H20.5.13	〇〇〇市街地開発事業の権利変換計画認可申請書	不開示	土木部 建築課	文書不存在
58	H20.5.15	〇〇〇市街地再開発組合解散認可について(伺い)	一部開示	土木部 建築課	旧8条2号, 3号, 4号
59	H20.5.15	〇〇〇市街地再開発事業の管理規約の認可について(伺い)	一部開示	土木部建築課	旧8条2号, 3号, 4号, 8号
60	H20.5.16	平成20年3月1日より4月30日の間に〇〇〇が県(産業廃棄物リサイクル対策課)に対して〇〇〇市〇〇〇番に関して同所に関する提出書類の全部(総提出部数)と同じくリサイクル対策課が〇〇〇に対して提示,もしくは指導指示警告等のすべての行政から送達されたり実施された書類の開示(公文書)	取下げ	環境生活部 廃棄物・リサイクル対策課	—
61	H20.5.16	平成20年3月12日開催の陳情第4012号審査で〇〇〇商店街協同組合の権利者変換計画に中小企業等協同組合法第61条違反はある。が,行政罪(過料)なので告発しないと述べている。法第61条違反と認定した事実を示す公文書と具体的事例の文書	不開示	商工労働部 商工政策課	文書不存在
62	H20.5.16	請求者の財産である「所有権保存登記建物」が行政処分により無効な登記として財産権を削奪された時期,法令の根拠,理由の公文書	不開示	土木部 建築課	文書不存在
63	H20.5.16	〇〇〇市街地再開発組合の解散許可行政処分について,都市計画法上の建物保存登記の無効と法的処理の検討を行った文書	不開示	土木部 建築課	文書不存在
64	H20.5.19	〇〇〇後援会・政治団体の代表者氏名を〇〇〇に変更の届出事項の異動届	一部開示	選挙管理委員会	7条1号
65	H20.5.20	〇〇〇商店街協同組合から昭和56年10月,中小企業等協同組合法第48条の規定により,県知事に「総会招集承認申請書」が提出され,昭和59年2月3日「中企第659号法人継続決議認可(通知)」がなされた。その公文書一切	一部開示	商工労働部 商工政策課	旧8条2号, 3号, 4号
66	H20.5.20	〇〇〇商店街協同組合の看做解散(休眠組合)について,昭和57年1月22日内閣参議96第1号で,内閣総理大臣鈴木善幸から送付された答弁書と質問書	却下	商工労働部 商工政策課	適用除外
67	H20.5.20	〇〇〇市街地再開発事業の管理規約の認可について(伺い)	一部開示	土木部 建築課	旧8条2号, 3号, 4号, 8号
68	H20.5.23	鹿児島市長は平成6年8月1日の〇〇〇起工式で,行政処分により建物登記無効として着工し竣工している県は,仮処分の着工と審査会で説明している事実関係が理解できる公文書(審査会は平成17年度情報公開審査会)	不開示	総務部 広報課	7条5号, 6号, 存否応答拒否
69	H20.5.23	クリプトスポリジウム対策実施状況調査(平成19年3月末時点)	開示	保健福祉部 生活衛生課	—
70	H20.5.23	〇〇〇商店街協同組合については,昭和56年に法第104条の検査請求があり,県の現地調査により,行政指導が行われ,昭和56年9月30日県議会で看做解散について,審議されている検査請求と指導に関する公文書	不開示	商工労働部 商工政策課	文書不存在
71	H20.5.23	平成20年度一般県道東郷西方港線湯の元工区単道路整備(交付金)事業実施認可設計書	開示	北薩地域振興局 建設部 土木建築課	—
72	H20.5.23	一般県道東郷西方港線湯の元工区事業執行状況(平成8年度以降分)	開示	北薩地域振興局 建設部 土木建築課	—
73	H20.5.23	鹿児島県遊漁船業者登録簿	一部開示	大島支庁 農林水産部 林務水産課	文書不存在
74	H20.5.26	大規模小売店舗を設置している者の変更事項届出書 店舗名称:〇〇〇 ・届出書の1ページから8ページまで ・資料-2, 資料-3. 1, 資料-3. 2, 資料-4. 1, 資料-4. 2, 資料-13	開示	商工労働部 商工政策課	—
75	H20.5.26	木造建物標準再築補償率表(参考資料を含む)及び非木造建物標準再築標準補償率表	開示	土木部 監理用地課 用地対策室	—
76	H20.5.27	1 〇〇〇市街地再開発組合の権利変換計画の認可に係る原義書と通知書 2 〇〇〇市街地再開発組合解散認可について(伺い) 3 〇〇〇市街地再開発組合決算報告書の承認について(伺い)	一部開示	土木部 建築課	7条1号, 2号, 4号, 旧8条2号, 3号, 4号, 8号, 文書不存在
77	H20.5.29	建設業許可業者名簿 (許可番号順,平成20年5月末現在)	開示	土木部 監理用地課	—
78	H20.5.29	別紙「全部開示決定公文書内訳」に記載の位置図及び縦覧用平面図 国道269号外34件	開示	土木部 道路維持課	—

整理番号	請求受付年月日	公文書の名称等	決定内容	事務担当課	備考 (不開示理由)
79	H20.5.29	別紙「全部開示決定公文書内訳」に記載の位置図及び縦覧用平面図269号外34件	開示	土木部 道路維持課	—
80	H20.5.30	平成11年度 第9号西之谷ダム調査委託(環境)	開示	鹿児島地域振興局 建設部 建設総務課	—
81	H20.5.30	平成8年～19年度の県道東郷西方線湯之元工区に関する工事請負契約書及び約款(変更契約書を含む)	一部開示	北薩地域振興局 建設部 土木建築課	7条2号,4号, 旧8条3号,4号, 文書不存在
82	H20.6.2	・〇〇〇について産業廃棄物に関する全ての資料 ・最終処分場と中間処分施設, 処分業に関する許可・届出の書類(処分場の水質検査の結果を含む)	一部開示	環境生活部 廃棄物・リサイクル対策課	7条1号,2号, 4号
83	H20.6.3	「大正13～昭和8年度 鹿児島 郡元公園」(他21)	開示	土木部 都市計画課	—
84	H20.6.3	昭和15年度都市審議事録(第7～9・12・13回)ほか17件	一部開示	土木部 都市計画課	旧8条2号
85	H20.6.4	〇〇〇市街地再開発組合設定許可申請書及び同認可通知書	不開示	土木部 建築課	文書不存在
86	H20.6.4	〇〇〇が平成16年10月29日付けで認可を受けた岩石採取計画認可申請書のうち使用土地目録	一部開示	大島支庁 総務企画部 総務企画課	7条1号,2号
87	H20.6.5	水質汚濁防止法に基づく特定事業場一覧 事業場名称,所在地,排水量(50㎡/日以上),特定施設の業種コード(平成20年3月31日現在)	開示	環境生活部 環境管理課	—
88	H20.6.6	S54年から平成4年にかけて実施された県営土地改良事業西花岡地区に関する次の手続きのとられた文書の開示 (法第5条～10条)土地改良区の設立許可のあったとする文書 (法52条1項)土地改良区が行う換地計画の認可があった文書	不開示	大隅地域振興局 農林水産部 農村整備課	文書不存在
89	H20.6.9	別紙「全部開示決定公文書内訳」に記載の位置図及び縦覧用平面図出水菱川線外8件	開示	土木部 道路維持課	—
90	H20.6.10	民間集合住宅に対する行政について 1. マンション管理適正化法の対象物件数 2. 建設年度別居住者数 3. 管理組合の長期修繕計画と積立金 4. 行政の指導実績と援助内容	不開示	土木部 建築課 住宅政策室	文書不存在
91	H20.6.13	「マリポートかごしま」への来園者数(オープン～平成20年5月末)	開示	土木部 港湾空港課	—
92	H20.6.13	県営西花岡地区特殊農地保全整備事業に係る土地改良事業施行申請の手続きにおいて,土地改良法第2条第2項第3号に規定する「農用地の造成」を行うものとして出された告示文書,公告文書	不開示	大隅地域振興局 農林水産部 農村整備課	文書不存在
93	H20.6.13	鹿屋市花岡土地改良区に係る定款変更申請書 (昭和41年6月24日付,昭和55年2月22日付)	一部開示	大隅地域振興局 農林水産部 農村整備課	旧8条2号
94	H20.6.13	昭和27年度から昭和55年度の期間における,鹿屋市花岡土地改良区が事業主体となる土地改良事業計画の変更手続きに関する告示文書	不開示	大隅地域振興局 農林水産部 農村整備課	文書不存在
95	H20.6.13	1. 「平成16年度鹿児島県公立高等学校教員,実習助手,船舶職員の選考試験問題」のうち高等学校教科専門 工業(実・助)及び一般教養(実習助手・船舶職員)の問題 2. 「平成17年度鹿児島県公立高等学校教員,実習助手,船舶職員の選考試験問題」のうち教職教養及び小学校の教科専門の問題 3. 「平成17年度鹿児島県公立高等学校教員,実習助手,船舶職員の選考試験問題」のうち第1次筆記試験問題(小学校・中学校・高等学校)及び模擬授業試験の問題(小学校・中学校・高等学校)	取下げ	教育庁 教職員課	—
96	H20.6.16	平成19年6月12日介護保険課が一県民に対し,〇〇〇の行政処分,指定効力の2ヶ月の全部停止の後,「事業再開後は介護保険法等の関係法令に従って適正な事業を行うよう厳しく指導していきます」と通知した通り,介護保険課が平成19年7月1日以降開示請求時現在まで実施した客観的事実の判明する公文書。(監査,実施調査,書面指導,実施指導,集団指導,一般指導等の介護保険課「厳しく指導していく」と通知した,客観的事実の判明する公文書)	不開示	保健福祉部 介護保険課	存否応答拒否
97	H20.6.16	別紙「全部開示決定公文書内訳」に記載の位置図及び縦覧用平面図岸良高山線	開示	土木部道路維持課	—

整理番号	請求受付年月日	公文書の名称等	決定内容	事務担当課	備考 (不開示理由)
98	H20.6.17	・社会福祉法人〇〇〇の定款(案) ・社会福祉法人〇〇〇に係る社会福祉法人現況報告書(平成16年度から平成18年度までの3か年分) ・社会福祉法人〇〇〇に係る軽費老人ホーム事務費補助金交付確定通知書(平成10年度から平成19年度までの10か年分)	一部開示	保健福祉部 長寿社会課	7条1号, 2号
99	H20.6.23	有料老人ホーム(〇〇〇ほか15施設)の利用料金, 居室面積, 入居時要件がわかる重要事項説明書	開示	保健福祉部 長寿社会課	—
100	H20.6.23	東郷西方港線湯之元工区に係る公文書開示請求一覧 1 工事計画の経緯が分かるもの 2 平成8年度以降の事業執行状況が分かるもの (補助・単独等財源内訳まで) 3 工事・委託の入札執行調書と契約書(変更含む)のかかみ 4 全体計画が分かるもの(当初・変更)また, 見直し経過が分かるもの 5 住民のアンケートに関する資料 (実施の経緯・アンケート内容・集計結果・回答個票) 6 4ルートからトンネルルート変更への経緯が分かるもの 7 コンサルタントとの打ち合わせ資料 8 住民説明会資料(配布資料・復命書) 9 地権者との用地買収の経緯が分かるもの 10 事業評価の概要が分かるもの	一部開示	北薩地域振興局 建設部 土木建築課	7条1号, 2号, 4号, 6号, 旧8条2号, 3号, 4号, 8号, 文書不存在
101	H20.6.23	①〇〇〇市街地再開発事業計画変更認可通知 (平成9年3月31日指令建第3号)及び同認可伺い起案 ②〇〇〇市街地再開発事業計画変更認可通知 (平成10年3月31日指令建第113号-10号)及び同認可伺い起案 ③諮問第45号及び諮問第46号の処分理由説明書	不開示	土木部 建築課	旧8条8号, 文書不存在
102	H20.6.23	〇〇〇市街地再開発事業は〇〇〇商店街協同組合が宅地〇〇〇坪を所有する法人地権者として権利変換計画が認可された「県告示第101号」〇〇〇商店街協同組合の組合員の陳情書に県知事土屋佳照の回答書平成6年2月26日「建第426号」で組合員の借地権放棄の総会決議で権利者の同意書不要とした行政処分の根拠法令	不開示	土木部 建築課	文書不存在
103	H20.6.23	鹿児島県知事土屋佳照が平成6年1月27日「385号」で陳情に対する回答書を送付している。県告示第101号(平成6. 1. 19)の権利変換計画認可は法第110条権利者全員の同意書添付と建物所有権保存登記無効の行政処分と仮処分と供託金, 仮処分の取り消しの法的根拠	不開示	土木部 建築課	文書不存在
104	H20.6.24	建築士事務所登録一覧(1・2級)	開示	土木部 建築課	—
105	H20.6.24	自動車保有状況, 自動車係職員配置図	開示	出納局 管理調達課	—
106	H20.6.24	県営特殊農地保全整備(区画整理)西花岡地区の計画 変更に係る事業計画書	開示	大隅地域振興局 農林水産部 農村整備課	—
107	H20.6.24	県営特殊農地保全整備(区画整理)西花岡地区の当初施工申請に係る事業計画書	開示	大隅地域振興局 農林水産部 農村整備課	—
108	H20.6.26	指令建第18-8号(〇〇〇市〇〇〇町〇〇〇番地外18筆)の開発行為許可申請書及び添付図面等	一部開示	土木部 建築課	7条1号, 2号, 4号
109	H20.6.27	立地可能性調査(追加ボーリング)業務委託の資料 検査調書, 支払命令票(請求書を含む。)	一部開示	環境生活部 廃棄物・リサイクル対策課 薩摩川内市駐在	7条2号, 4号
110	H20.6.27	〇〇〇市街地再開発事業の管理規約の認可について(伺い)	一部開示	土木部 建築課	旧8条2号, 3号, 4号, 8号
111	H20.6.27	〇〇〇市街地再開発組合解散許可について(伺い)	一部開示	土木部 建築課	旧8条2号, 3号, 4号
112	H20.6.30	鹿児島県公文書等開示審査会議事録 (第67回, 第68回, 第69回, 第70回, 第71回, 第72回)	不開示	総務部 広報課	旧8条7号
113	H20.6.30	学校法人〇〇〇から提出された平成19年度の貸借対照表, 借入金明細表, 基本金明細表, 資金収支計算書, 消費収支計算書	一部開示	総務部 学事法制課	7条2号
114	H20.6.30	議会陳情審査(陳情第3084号, 第3001号, 第4014号)で県知事(商工団体指導監)は再開発組合の権利者は法人の〇〇〇商店街協同組合として権利変換計画は許可したと答弁した法令の根拠(組合員の財産権, 出資持分払い戻し請求権があるはずなのに, 〇〇〇商店街協同組合を1権利者として権利変換計画を認可した法令根拠)	不開示	土木部 建築課	文書不存在
115	H20.6.30	処分理由説明書の提出について(伺い)	一部開示	土木部 建築課	旧8条2号, 8号

整理番号	請求受付年月日	公文書の名称等	決定内容	事務担当課	備考 (不開示理由)
116	H20.7.2	「都市審議事録(第87回)」のうち、議案第14号(鹿児島都市計画第一種市市街地再開発事業の決定について)に関する部分「平成4年度 鹿児島都市計画市街地再開発事業の決定(〇〇〇町〇〇〇番)」	開示	土木部都市計画課	—
117	H20.7.2	平成6年1月～6月の期間に〇〇〇再開発事業権利変換計画の施工で行政処分について事前協議を鹿児島市と行った記録	不開示	土木部建築課	文書不存在
118	H20.7.2	〇〇〇市街地再開発事業補助金交付に関して鹿児島市と平成5年度、平成6年度、平成7年度、清算報告について協議した記録	不開示	土木部建築課	文書不存在
119	H20.7.3	昭和63年度県単道路整備事業(薩摩川内市寄田地内)〇〇〇番地、〇〇〇番地 ①大量図面 ②契約の相手方(額)	一部開示	北薩地域振興局 建設部 建設総務課	旧8条2号
120	H20.7.3	平成20年度鹿児島県公立学校教員等選考試験(第1次試験) 1 筆記試験問題(高等学校教科専門 商業)及び解答 平成19年度鹿児島県公立学校教員等選考試験(第1次試験) 1 筆記試験問題(高等学校教科専門 商業)及び解答 平成20年度鹿児島県公立学校教員等選考試験(第1次試験) 1 筆記試験問題(高等学校教科専門 商業)及び解答	開示	教育庁 教職員課	—
121	H20.7.4	〇〇〇市街地再開発組合決算報告書の承認について(伺い)	一部開示	土木部建築課	7条1号, 2号, 4号
122	H20.7.4	平成4年度県予算に計上された〇〇〇市街地再開発事業への補助金が交付不能となり、減額補正されている。予算計上金額と補正の理由経過に関する説明の公文書	不開示	土木部建築課	文書不存在
123	H20.7.4	〇〇〇市街地再開発事業に〇〇〇が住宅金融公庫の代理業務として、平成4年12月融資不可の決定を通告している。その理由と施行者の対応に関する文書	不開示	土木部建築課	文書不存在
124	H20.7.4	〇〇〇市街地再開発事業の管理規約の許可について(伺い)	一部開示	土木部建築課	旧8条2号, 3号, 4号, 8号
125	H20.7.7	免許証の更新 婚姻し、名前・住所が変わった為	取下げ	総務部 広報課	—
126	H20.7.7	地方自治法260条第2項の規定に基づく告示(町・字の区域の新設・廃止、又は町・字区域・名称変更)のうち、県事務処理の特例に関する条例別表中「総務部1地方自治法に基づく事務」に掲げられた各市町村の告示、届出書類(権限移譲受入市町村の告示した旨の報告書類)	開示	総務部 市町村課	—
127	H20.7.7	大規模小売店舗届出書 店舗名称:〇〇〇 ・届出書の1ページから7ページまで ・3 建物配置図 ・4 平面図	開示	商工労働部 商工政策課	—
128	H20.7.7	・穎娃町長 山内廣行が平成19年5月7日付けで提出した特定動物飼養・保管許可申請書(添付書類を含む)及び同申請書に対する許可証(写し)等に関する文書 ・特定飼養施設に対する立入調査報告書(平成19年度から直近までのもの)	一部開示	南薩地域振興局 保健福祉環境部 衛生・環境課	7条1号, 2号, 4号
129	H20.7.7	・〇〇〇が平成18年10月30日付けで提出した特定動物飼養・保管許可申請書(添付書類を含む)及び同申請書に対する許可証の写し(2件) ・特定飼養施設に対する立入調査報告書(平成19年度から直近までのもの)	一部開示	始良・伊佐地域振興局 保健福祉環境部 衛生・環境課	7条1号, 2号, 4号, 文書不存在
130	H20.7.7	・〇〇〇代表取締役〇〇〇が平成19年6月1日付けで提出した特定動物飼養・保管許可申請書(添付書類を含む)及び同申請書に対する許可証の写し(1件) ・特定飼養施設に対する立入調査報告書(平成19年度から直近までのもの)	一部開示	始良・伊佐地域振興局 保健福祉環境部 衛生・環境課	7条1号, 2号, 4号, 文書不存在
131	H20.7.7	・〇〇〇が平成19年3月28日付けで提出した特定動物飼養・保管許可申請書(添付書類を含む)及び同申請書に対する許可証(写し)等に関する文書 ・〇〇〇が平成20年4月28日付けで提出した特定動物飼養・保管に関する報告書(添付書類を含む)	一部開示	大島支庁 保健福祉環境部 衛生・環境課	7条1号, 2号, 4号, 文書不存在
132	H20.7.7	平成20年1月1日から平成20年5月31日までに都市計画法に基づく開発行為における許可が下りた物件(※一戸建て住宅・宅地分譲・コンビニ・ガソリンスタンドを除く)を対象とする開発行為許可申請書(カガミ部分)・設計説明書・位置図・土地資料計画図	一部開示	土木部建築課	7条1号, 2号, 4号

整理番号	請求受付年月日	公文書の名称等	決定内容	事務担当課	備考 (不開示理由)
133	H20.7.9	・地下水等水質検査結果報告書 ・濃度計量証明書(BDOの結果を除く) ・対象期間は平成15年から19年まで ・対象施設は次のとおり。(10事業者)	一部開示	環境生活部 廃棄物・リサイクル対策課	7条1号, 2号, 4号, 文書不存在
134	H20.7.10	〇〇〇に対する不利益処分に係る資料	取下げ	環境生活部廃棄物・リサイクル対策課	—
135	H20.7.10	〇〇〇市〇〇〇町〇〇〇番地外15筆に係る林地開発許可申請書の造成計画平面図及び〇〇〇番地付近の横断図	一部開示	林務水産部 森林整備課	旧8条2号
136	H20.7.11	平成20年3月13日「商工第389号」陳情書について(回答)の伺原義書と添付書類	一部開示	商工労働部 商工政策課	7条1号, 4号
137	H20.7.11	「昭和32年度 鹿児島 城山公園(他7)」ほか2件	開示	土木部 都市計画課	—
138	H20.7.11	「昭和30～31年度 阿久根 潮見ヶ丘墓地, 駅前公園(他4)」ほか10件	一部開示	土木部 都市計画課	旧8条2号
139	H20.7.11	公文書不開示決定通知について(伺い)	一部開示	土木部 建築課	7条1号, 4号
140	H20.7.14	介護保険課が対象事業所監査着手前に公文書を作成せず調査するとする, 実地検査において発覚した不正請求又は刑法に該当する不当な行為, 不正行為による不正請求であっても行政指導の名目の段階でその不正請求額を返還すれば「行政処分の対象としない」とする「鹿児島県の特例」を介護保険課が県内の各介護保険事業所・各市役所に通知, 公表した公文書, 又は周知した案内書	不開示	保健福祉部 介護保険課	文書不存在
141	H20.7.14	更新事業所一覧(指定有効期限:平成20年4月1日～平成26年3月31日)	開示	保健福祉部 介護保険課	—
142	H20.7.14	鹿児島県道路公社が管理する全ての有料道路の料金收受業務の委託に係る ①特記仕様書 ②入札公告文 ③入札執行調書	一部開示	道路公社	7条1号, 6号
143	H20.7.16	・〇〇〇生活協同組合の平成19年度決算書(貸借対照表, 財産目録, 損益計算書, 管理費及び物件費) ・平成20年4月19日開催の第9回通常総代会議事録	一部開示	環境生活部 生活・文化課	7条1号, 2号, 4号
144	H20.7.16	農業農村整備工事独自積算基準	開示	農政部 農地建設課	—
145	H20.7.16	森林整備保全事業設計標準歩掛(公表版)	開示	林務水産部 林務水産課	—
146	H20.7.16	林道事業設計積算基準(規程・技術編)	開示	林務水産部 林業振興課	—
147	H20.7.16	土木工事標準歩掛(県独自歩掛)	開示	土木部 技術管理課	—
148	H20.7.17	別紙「全部開示決定公文書内訳」に記載の位置図及び縦覧用平面図 国道 223 号外 43 件	開示	土木部 道路維持課	—
149	H20.7.18	平成20年度森林整備事業調査・測量・設計積算基準 (県単治山事業の測量・設計積算基準)	開示	南薩地域振興局 農林水産部 農林水産総務課	—
150	H20.7.22	貸金業の規制等に関する法律第10条第1項の規定に基づき, 〇〇〇から届け出があった廃業等届出書	一部開示	商工労働部 経営金融課	7条2号, 4号
151	H20.7.22	平成20年度一般国道58号(おがみ山BP)道路改築事業実施認可設計書	開示	大島支庁 建設部 建設課	—
152	H20.7.22	平成21年度鹿児島県公立学校教員等選考試験(1次試験) 1 筆記試験問題 2 筆記試験問題の解答(配点を含む) 3 実技試験実施要領(配点及び評価基準を含む) 4 集団面接試験実施要領(配点及び評価基準を含む) 5 専門, 中高英語筆記試験ヒアリング問題原稿(スプリクト) 6 専門, 英語ヒアリングテープ, 音楽CD	開示	教育庁 教職員課	—
153	H20.7.23	平成20年度一般国道58号(おがみ山BP)道路改築事業実施認可設計書, 実施認可設計図の白図	開示	大島支庁建設部建設課	—
154	H20.7.24	平成20年4月1日から平成20年6月30日までに確認のおりた「建築計画概要書」の2面, 3面	開示	土木部 建築課	—

整理番号	請求受付年月日	公文書の名称等	決定内容	事務担当課	備考 (不開示理由)
155	H20.7.25	・鹿児島県内の医薬品販売業(一般・卸売・特例)・薬局開設・医薬品製造販売業・毒物劇物一般販売業・高度医療機器等の販売業許可施設リスト ・鹿児島県内の管理医療機器の販売業届出施設リスト (許可番号・施設名称・所在地・電話番号・有効期限・開設者名)	開示	保健福祉部 薬務課	—
156	H20.7.28	鹿児島県内の全環境大気監視局(一般・自排)に係る気象・大気質の全毎時データ(平成19年4月～平成20年3月(確定値))	開示	環境生活部 環境管理課	—
157	H20.7.29	県単空港整備業務委託(4工区) 県単空港整備業務委託(5工区) 新種子島空港建設工事に係わる不動産鑑定評価	一部開示	土木部 港湾空港課	旧8条2号, 3号, 4号
158	H20.7.29	東郷西方港線湯の元工区に係る平成10～19年度に執行済みの工事・委託の支出命令票及び検査調書	一部開示	北薩地域振興局 建設部 土木建築課	7条2号, 旧8条3号, 4号, 文書不存在
159	H20.7.30	別紙「全部開示決定公文書内訳」に記載の位置図及び縦覧用平面図 国道223号外34件	開示	土木部 道路維持課	—
160	H20.7.30	平成21年鹿児島県公立学校教員選考試験(1次試験) (※実習助手, 船舶職員は除く) 1 筆記試験問題 2 筆記試験問題の解答(配点を含む) 3 実技試験実施要領(配点及び評価基準を含む) 4 集団面接試験実施要領(配点及び評価基準を含む) 5 専門, 中高英語筆記試験ヒアリング問題原稿(スクリプト) 6 専門, 英語ヒアリングテープ, 音楽CD 平成20年度鹿児島県公立学校教員等選考試験配点基準	開示	教育庁 教職員課	—
161	H20.7.31	水質汚濁防止法に基づく特定事業場一覧 事業場名称, 所在地, 排水量(50t/日以上), 特定施設の業種コード (平成20年3月31日現在)	開示	環境生活部 環境管理課	—
162	H20.7.31	平成18年度水道統計から, 専用水道に係る施設名称, 所在地, 確認年月日, 竣工年月日, 確認時給水人口, 現在給水人口, 施設能力, 職員数, 原水の種別, 浄水施設の種別, 施設用兼用の別, 給水状況, 技術管理者の設置, 水質検査機関名称, 技術管理業務受託者(平成20年4月1日現在), 種別, その他	開示	保健福祉部 生活衛生課	—
163	H20.7.31	施工実績調書(橋梁補修) 施工実績調書(トンネル補修) 施工実績調書(橋梁塗装)	開示	土木部 道路維持課	—
164	H20.7.31	①〇〇〇市街地再開発組合決算報告書の承認について(伺い) ②〇〇〇商店街協同組合の転出者〇〇〇口出資金の払戻金の実績	一部開示	土木部 建築課	7条1号, 2号, 4号, 文書不存在
165	H20.7.31	①最高裁判所第一小法廷 昭和44年12月11日 昭和44年(オ)第51号判決 ②中小企業庁通達 昭和46年1月6日付け 45企庁第2048号	却下	土木部 建築課	適用除外
166	H20.7.31	再開発事業に1法人権利者として認可された〇〇〇商店街協同組合の借地権利者(組合員)は, 加入脱退の自由, 出資持分の有限責任など法の原則が保障されていない, 経過の原因となった権利変換計画の根拠となる文書	不開示	土木部 建築課	文書不存在
167	H20.7.31	政治資金収支報告書(以下の団体, 年度について報告書のすべて) ①〇〇〇(H16～H18) ②〇〇〇(H16～H18) ③〇〇〇(H16～H18) ④〇〇〇(H17, H18) ⑤〇〇〇(H16～H18) ⑥〇〇〇(H18)	開示	選挙管理委員会	—
168	H20.8.1	2004年度から2007年度間に, 県が〇〇〇弁護士に支払った弁護士費用(訴訟に係る委託料及び報酬費)に関する支出命令票又は支出負担行為・支出命令票(ただし, 事件番号が記載されていない場合は, 請求書又は確認書を含む。)	一部開示	総務部 広報課	7条1号, 2号, 4号
169	H20.8.1	・総大会議事録【平成17年度から平成19年度】・就業規則・従業員の懲戒等に関する書類一切(報告書等も含む)【平成16年度から現在】・〇〇〇定款・〇〇〇第37期, 第38期及び第39期定時株主総会決議通知際提出された貸借対照表, 損益計算書	一部開示	企画部 企画課	7条2号, 文書不存在
170	H20.8.1	〇〇〇市〇〇〇番, 同〇〇〇番の土地に関しての土地所有者等からの苦情申立に関する文書, その処理に関する文書(出張復命書など), 〇〇〇への行政指導に関する文書等	一部開示	環境生活部 廃棄物・リサイクル対策課	7条1号, 6号, 存否応答拒否

整理番号	請求受付年月日	公文書の名称等	決定内容	事務担当課	備考 (不開示理由)
171	H20.8.1	大規模小売店舗届出書 店舗名称:〇〇〇 ・届出書の1ページから15ページまで ・3 建物配置図 ・3-3 建物配置図 ・5 配置図兼平面図	開示	商工労働部 商工政策課	—
172	H20.8.1	物件目録記載の土地は〇〇〇が産業廃棄物処理場として利用しているものである。 本件土地に関する、土地所有者または住民と称する者からの苦情申立に関する文書及びその処理に関する文書(出張復命書など)、〇〇〇への行政指導に関する内部文書及びこれに係る文書の全部。 1. 鹿児島県〇〇〇市〇〇〇番原野 〇〇〇㎡ 2. 鹿児島県〇〇〇市〇〇〇番原野 〇〇〇㎡	取下げ	林務水産部 森林整備課	—
173	H20.8.1	物件目録記載の土地は〇〇〇が産業廃棄物処理場として利用しているものである。 本件土地に関する、土地所有者または住民と称する者からの苦情申立に関する文書及びその処理に関する文書(出張復命書など)、〇〇〇への行政指導に関する内部文書及びこれに係る文書の全部。 1. 鹿児島県〇〇〇市〇〇〇番原野 〇〇〇㎡ 2. 鹿児島県〇〇〇市〇〇〇番原野 〇〇〇㎡	不開示	北薩地域振興局 建設部 出水支所	文書不存在
174	H20.8.1	〇〇〇市〇〇〇番、同〇〇〇番の土地に関しての土地所有者等からの苦情申立に関する文書、その処理に関する文書(出張復命書など)、〇〇〇への行政指導に関する文書等	一部開示	北薩地域振興局 保健福祉環境部 衛生・環境課	7条1号, 存否応答拒否
175	H20.8.1	古物商・市場主質屋本部許可台帳	開示	警察本部 生活安全企画課	—
176	H20.8.4	平成17年度さとうきび省力化推進対策事業(条件整備事業)(〇〇〇生産組合)に係る文書 1 強い農業づくり総合対策事業実施計画書のうち「〇〇〇生産組合」の組合員収穫予定面積 2 平成17年度さとうきび省力化推進対策事業(条件整備事業)補助金実績報告書のうち「2 事業実績」	一部開示	大島支庁 農林水産部 農政普及課	7条1号
177	H20.8.4	平成20年4月28日に〇〇〇中学校で起きました、〇〇〇の事件報告についての開示請求	不開示	教育庁 始良・伊佐教育事務所	7条1号, 存否応答拒否
178	H20.8.5	平成17年度から19年度に県が〇〇〇弁護士に支払った弁護士費用(訴訟に係る委託料及び報償費)に関する支出命令票又は支出負担行為・支出命令票	一部開示	総務部 広報課	7条2号
179	H20.8.5	平成17年、18年、19年度までの県が訴訟関係に係る弁護士に支払った着手金及び報酬金について(〇〇〇法律事務所に支払った分)	不開示	教育庁 総務福利課	文書不存在
180	H20.8.5	平成17年、18年、19年度までの県が訴訟関係に係る弁護士に支払った着手金及び報酬金について(〇〇〇法律事務所に支払った分)	一部開示	監査委員	7条2号
181	H20.8.5	弁護士への委託料の支払いに係る平成17年度、平成18年度及び平成19年度の支出命令票及び支出命令内訳票(債権者)	一部開示	警察本部 監察課	7条1号、2号, 文書不存在
182	H20.8.5	平成17年、18年、19年度までの県が訴訟関係に係る弁護士に支払った着手金及び報酬金について(〇〇〇法律事務所に支払った分)	不開示	労働委員会	文書不存在
183	H20.8.5	平成17年、18年、19年度までの県が訴訟関係に係る弁護士に支払った着手金及び報酬金について(〇〇〇法律事務所に支払った分)	一部開示	県立病院事業管理者	7条1号
184	H20.8.6	①〇〇〇の政治資金収支報告書並びに領収書(H16~H18) ②〇〇〇の政治資金収支報告書並びに領収書等添付資料一式(H16~H18) ③その他〇〇〇氏に関連する政治団体に係る収支報告書並びに領収書等関係書類一式	一部開示	選挙管理委員会	7条1号、2号
185	H20.8.7	〇〇〇の経営革新計画にかかる承認申請書、申請者及び計画内容に関する概要説明書、中小企業経営新事業計画書、「〇〇〇」建設工事の資金計画(資金調達及び資金使途)に関する書面	一部開示	商工労働部 経営金融課	7条2号、4号
186	H20.8.7	平成21年度鹿児島県公立学校教員等選考試験(1次試験)※(実習助手、船舶職員は除く)1 筆記試験問題2 筆記試験問題の解答(配点を含む)	開示	教育庁教職員課	—
187	H20.8.8	平成20年6月1日から平成20年7月31日までに都市計画法に基づく開発行為における許可が下りた物件(※一戸建て住宅・宅地分譲・コンビニ・ガソリンスタンドを除く)を対象とする開発行為許可申請書(カガミ部分)・設計説明書・位置図・土地資料計画図	一部開示	土木部 建築課	7条1号、2号, 4号
188	H20.8.8	参議院議員〇〇〇氏の政党支部(〇〇〇)と資金管理団体(〇〇〇)それぞれの政治資金収支報告書と領収書(平成18年分)	一部開示	選挙管理委員会	7条1号、2号

整理番号	請求受付年月日	公文書の名称等	決定内容	事務担当課	備考 (不開示理由)
189	H20.8.11	鹿児島県内の薬局・薬種商販売業・医薬品一般販売業、医薬品卸売一般販売業・医薬品特例販売業、医薬品配置販売業 (許可業種・店舗名・店舗所在地・開設者名・店舗電話番号・休止情報(情報がある場合))	開示	保健福祉部 薬務課	—
190	H20.8.11	鹿児島県内の薬局・一般販売業、薬種商開設許可施設のリスト (施設名・開設者名・住所・許可番号・有効期限)	開示	保健福祉部 薬務課	—
191	H20.8.12	別紙「全部開示決定公文書内訳」に記載の位置図及び縦覧用平面図 小山田川田蒲生線外3件	開示	土木部 道路維持課	—
192	H20.8.13	貸金業の規制等に関する法律第3条第1項の規定に基づき、〇〇〇から申請のあった登録申請書	一部開示	商工労働部 経営金融課	7条1号, 2号, 4号
193	H20.8.14	産業廃棄物処理業者に対する許可の取消しの処分につき、平成15年7月1日から現在に至るまでに名義貸しが理由で処分が行われたものについての「事案の概要」と「処分に至る理由」がわかる文書	不開示	環境生活部 廃棄物・リサイクル対策課	文書不存在
194	H20.8.14	道路位置指定申請書中の道路計画図・平面図 字絵図及び地籍図	一部開示	南薩地域振興局 建設部 指宿支所	7条1号, 2号, 4号
195	H20.8.18	審査請求に対する弁明書の提出について(伺い)	一部開示	土木部 建築課	旧8条1号, 2号
196	H20.8.18	平成6年2月26日「建第426号」土屋佳照知事の陳情回答書の伺い (起案原義書と添付書類)	不開示	土木部 建築課	文書不存在
197	H20.8.18	平成6年1月27日「建第385号」知事土屋佳照の陳情に対する回答書の伺い(起案原義書と添付書類)と行政処分の根拠法令(都市計画法、都市再開発法)の事情聴取記録(関係者)	不開示	土木部 建築課	文書不存在
198	H20.8.19	始良保健所が所管する食品営業許可台帳一覧で営業所:「霧島市〇〇〇」、営業者:「〇〇〇」、屋号:「〇〇〇」に関する要許可台帳一覧	開示	始良・伊佐地域振興局 保健福祉環境部 衛生・環境課	—
199	H20.8.21	1. 新種子島空港用地取得に係わる不動産鑑定評価書(ただし〇〇〇第〇〇〇号及び〇〇〇第〇〇〇号を除く) 2. 新種子島空港用地収用に係わる不動産鑑定評価書(ただし〇〇〇第〇〇〇号を除く)	一部開示	土木部 港湾空港課	旧8条2号, 3号, 4号
200	H20.8.22	〇〇〇市街地再開発組合の清算人の選任について(進達)	一部開示	土木部 建築課	旧8条2号, 3号, 4号
201	H20.8.22	1. 平成8年度通常総会議事録 2. 清算人名簿	一部開示	土木部 建築課	旧8条2号, 3号, 4号
202	H20.8.25	処分理由説明書の提出について(伺い)	一部開示	土木部 建築課	旧8条2号, 8号
203	H20.8.25	・知名漁港台帳(平面図・標準断面図) ・平成元年度知名漁港修築工事護岸その他設計報告書 ・平成9年度知名漁港修築設計委託報告書	開示	大島支庁 沖永良部事務所 総務福祉課	—
204	H20.8.25	平成19年7月29日執行参議院議員通常選挙における〇〇〇氏の選挙運動費用収支報告書並びに添付された領収証	一部開示	選挙管理委員会	7条1号, 2号
205	H20.8.26	別紙「全部開示決定公文書内訳」に記載の位置図及び縦覧用平面図 県道東郷山田宮之城線外2件	開示	土木部 道路維持課	—
206	H20.8.26	湯之元工区におけるトンネル工事用平面図・縦断面図(全て) 標準断面図(第1トンネル・第2トンネル)	開示	北薩地域振興局 建設部 土木建築課	—
207	H20.8.27	医薬品等の製造販売(製造・輸入)業許可に関する情報 1. 医薬品製造業許可 2. 医薬品製造販売業許可 3. 医薬部外品製造業許可 4. 医薬部外品製造販売業許可 5. 化粧品製造業許可 6. 化粧品製造販売業許可 7. 医療機器製造業許可 8. 医療機器製造販売業許可 9. 医療機器修理業許可 10. 地方委任規約品製造販売承認品目	一部開示	保健福祉部 薬務課	文書不存在
208	H20.8.28	平成21年鹿児島県公立学校教員選考試験(1次試験)1 筆記試験問題及び解答(配点を含む) 教職・一般教養, 小学校全科, 中高国語, 中学社会, 高校地理歴史, 高校公民, 中高数学, 中高理科, 中高音楽, 中学美術, 中高保健体育, 中高家庭, 中高英語, 養護, 特別支援教育2 集団面接試験実施要領(配点及び評価基準を含む)3 実技試験実施要領(配点及び評価基準を含む)4 中高英語筆記試験ヒアリング問題原稿(スクリプト)	開示	教育庁教職員課	—
209	H20.8.29	昭和59年2月3日付け中企第659号による〇〇〇商店街協同組合の継続決議の認可通知	開示	商工労働部 商工政策課	—
210	H20.8.29	昭和58年12月19日に〇〇〇商店街協同組合から提出された「中小企業等協同組合継続決議認可申請書」及び添付書類「継続の決議があった総会の議事録」	一部開示	商工労働部 商工政策課	旧8条2号, 3号, 4号

整理番号	請求受付年月日	公文書の名称等	決定内容	事務担当課	備考 (不開示理由)
211	H20.8.29	1. ○○○市街地再開発事業における事業計画の変更認可について(伺い) 2. ○○○市街地再開発組合解散認可について(伺い) 3. ○○○市街地再開発組合決算報告書の承認について(伺い)	一部開示	土木部 建築課	7条1号, 2号, 4号, 旧8条2号, 3号, 4号
212	H20.8.29	化製場, 死亡獣畜取扱場設置者連絡会議に係る詳細記録	一部開示	保健福祉部 生活衛生課	7条1号, 2号, 6号
213	H20.8.29	○○○が平成18年9月13日付けで認可を受けた岩石採取計画認可申請書のうち使用土地目録, 岩石採取場平面図及び区域図	一部開示	大島支庁 総務企画部 総務企画課	7条1号, 2号
214	H20.8.29	奄美のまちづくりのあり方検討委員会の委員の報償費・旅費に係る領収書, 振込金受取書及び総合振込・給与振込受取書並びに会場使用料の支出負担行為・支出命令票(請求書等を含む。)	一部開示	大島支庁 建設部 建設課	7条1号, 2号, 4号
215	H20.8.29	1 ○○○ ・2007年収支報告書及び領収書等 ・2007年政党助成金使途等報告書 ・2003~2005, 2007年選挙運動費用収支報告書及び領収書等 2 ○○○ ・2007年収支報告書及び領収書等 ・2007年政党助成金使途等報告書 ・2004, 2007年選挙運動費用収支報告書及び領収書等 3 ○○○ ・2007年収支報告書及び領収書等 4 ○○○ ・2007年収支報告書及び領収書等 ・2007年政党助成金使途等報告書 ・2003~2005, 2007年選挙運動費用収支報告書及び領収書等 5 ○○○ ・2007年収支報告書及び領収書等 ・2007年政党助成金使途等報告書 ・2004, 2007年選挙運動費用収支報告書及び領収書等 6 ○○○ ・2004~2007年収支報告書及び領収書等 ・2007年政党助成金使途等報告書 ・2003, 2005年選挙運動費用収支報告書及び領収書等 7 ○○○ ・2004~2007年収支報告書及び領収書等 ・2007年政党助成金使途等報告書 ・2003, 2005年選挙運動費用収支報告書及び領収書等	一部開示	選挙管理委員会	7条2号, 文書不存在
216	H20.9.1	○○○商店街協同組合が法令違反特別背任で○○○理事長を中央警察署に起訴し, 不起訴処分となった昭和56年10月1日看做解散事案に係る県, 中小企業中央会の行政指導の経過を示す公文書	不開示	商工労働部 商工政策課	文書不存在
217	H20.9.1	別紙「全部開示決定公文書内訳」に記載の位置図及び縦覧用平面図 飯山喜入線	開示	土木部 道路維持課	—
218	H20.9.1	別紙「全部開示決定公文書内訳」に記載の位置図及び縦覧用平面図 県道荒川川内線外8件	開示	土木部 道路維持課	—
219	H20.9.1	○○○商店街協同組合看做解散を法人財産処分とする, 都市計画決定に県・市・中小企業中央会が企画し, 平成元年設立した○○○再開発準備組合原案となった経過の公文書一切	不開示	土木部 建築課	文書不存在
220	H20.9.2	○○○商店街協同組合の法令に基づく平成8年度事業報告書財産目録固定資産価額○○○円と計上され再開発事業権利変換価額に○○○円の圧縮記帳がなされた結果と説明している。県知事(中央会)が圧縮記帳を適正と適正と承認した根拠	不開示	商工労働部 商工政策課	文書不存在
221	H20.9.2	大規模小売店舗立地法届出書のうち次の店舗に係る位置図(周辺見取図), 配置図 店舗名称: 全13店舗	開示	商工労働部 商工政策課	—
222	H20.9.2	○○○より提出された「産業廃棄物管理型最終処分場建設計画に関する要望・意見書」	一部開示	環境生活部 廃棄物・リサイクル対策課 薩摩川内市駐在	7条1号, 4号
223	H20.9.3	平成19年度登記業務委託に係る請求書, 振替伝票及び口座振替請求書	一部開示	工業用水道部 工業用水課	7条1号, 2号, 4号
224	H20.9.3	衆議院議員○○○氏にかかる平成19年度分の政治資金収支報告書並びに添付された領収書	一部開示	選挙管理委員会	7条1号, 2号
225	H20.9.3	衆議院議員○○○氏にかかる平成19年度分の政治資金収支報告書並びに添付された領収書	一部開示	選挙管理委員会	7条1号, 2号
226	H20.9.3	衆議院議員○○○氏にかかる平成19年度分の政治資金収支報告書並びに添付された領収書	一部開示	選挙管理委員会	7条1号, 2号

整理番号	請求受付年月日	公文書の名称等	決定内容	事務担当課	備考 (不開示理由)
227	H20.9.3	衆議院議員〇〇〇氏にかかる平成19年度分の政治資金収支報告書並びに添付された領収書	一部開示	選挙管理委員会	7条1号, 2号
228	H20.9.3	衆議院議員〇〇〇氏にかかる平成19年度分の政治資金収支報告書並びに添付された領収書	一部開示	選挙管理委員会	7条1号, 2号
229	H20.9.3	衆議院議員〇〇〇氏にかかる平成19年度分の政治資金収支報告書並びに添付された領収書	一部開示	選挙管理委員会	7条1号, 2号
230	H20.9.3	衆議院議員〇〇〇氏にかかる平成19年度分の政治資金収支報告書並びに添付された領収書	一部開示	選挙管理委員会	7条1号, 2号
231	H20.9.3	衆議院議員〇〇〇氏にかかる平成19年度分の政治資金収支報告書並びに添付された領収書	一部開示	選挙管理委員会	7条1号, 2号
232	H20.9.3	衆議院議員〇〇〇氏にかかる平成19年度分の政治資金収支報告書並びに添付された領収書	一部開示	選挙管理委員会	7条1号, 2号
233	H20.9.5	鹿児島県情報公開審査会の諮問案件(諮問第57号)に関する公文書	一部開示	総務部 広報課	7条1号, 5号, 6号
234	H20.9.5	特定工場における公害防止組織の整備に関する法律に基づく, 特定工場(企業名と事業所名)の名称と所在地	開示	環境生活部 環境管理課	—
235	H20.9.5	県に中央会から提出された〇〇〇商店街協同組合臨時総会概要報告書, 中央会調査課補佐〇〇〇からの平成17年2月26日(木)臨時総会議事報告	不開示	商工労働部 商工政策課	文書不存在
236	H20.9.5	(〇〇〇) 大規模小売店舗立地法6条2項のよる変更届出書のうち, ・「設置者・建物等の概要」P3~21枚 ・「〇〇〇利用実態調査資料」 ・「交通解析資料」 ・「参考資料」	開示	商工労働部 商工政策課	—
237	H20.9.5	林地開発許可申請書(平成19年8月15日付け受理)	一部開示	熊毛支庁 農林水産部 林務水産課	7条1号, 2号, 4号
238	H20.9.8	〇〇〇の宗教法人規則認証申請書, 添付書類(境内・建物に関する図面, 図表等)	一部開示	総務部 学事法制課	旧8条2号, 文書不存在
239	H20.9.8	平成15年7月1日から現在に至るまで, 廃棄物処理業者について, 名義貸しが理由で, 注意・厳重注意・始末書の提出などの行政指導等を受けた事例について, 件数及び各事例の概要が分かる文書	不開示	環境生活部 廃棄物・リサイクル対策課	文書不存在
240	H20.9.8	平成21年度鹿児島県公立学校教員等選考試験(2次試験) 1 2次試験試験実施要領(「会場案内図」, 「第二次受験者への案内」を含む) 2 実技試験(2次試験)実技要領 3 模擬授業試験問題 4 集団面接(養護教諭, 実習助手)質問内容 平成21年度鹿児島県公立学校教員等選考試験(1次試験) 1 試験実施要領(1次試験) 2 受験生への配布物(1次試験) ・受験者への案内 ・明日の集団面接について, 集団面接受験上の注意 ・体育館の座席配置図	開示	教育庁 教職員課	—
241	H20.9.9	平成21年度鹿児島県公立学校教員等選考試験(2次試験) 1 実技試験(2次試験)実施要領 2 模擬授業試験問題 3 集団面接(養護教諭, 実習助手)質問 4 2次試験実施要領 5 配点基準	開示	教育庁 教職員課	—
242	H20.9.9	平成21年度鹿児島県公立学校教員等選考試験1 筆記試験問題(1次試験)2 筆記試験問題(1次試験)の解答(配点を含む)3 模擬授業試験問題(2次試験)4 集団面接(養護教諭, 実習助手)質問(2次試験)	開示	教育庁教職員課	—
243	H20.9.9	〇〇〇(平成18年)政治資金収支報告書中 〇〇〇の寄付の内訳	開示	選挙管理委員会	—
244	H20.9.10	平成15年度から20年度までのかごしま県民交流センターの舞台管理調整業務委託に係る入札執行調書	一部開示	環境生活部 かごしま県民交流センタ —	7条1号, 6号
245	H20.9.11	〇〇〇並びに〇〇〇による馬毛島における林地開発許可申請の許可書の写し及び事業計画書1	開示	林務水産部 森林整備課	—
246	H20.9.11	北薩地域振興局(建設部)管内図(本所地区図)1/50, 000	開示	北薩地域振興局 建設部 建設総務課	—

整理番号	請求受付年月日	公文書の名称等	決定内容	事務担当課	備考 (不開示理由)
247	H20.9.12	鹿児島県内の薬局・一般販売業・薬種商・特例販売業・配置販売業・卸売一般販売業の開業許可施設のリスト (施設名・開設者名・住所・許可番号・有効期限(開始月日, 終了月日))	開示	保健福祉部 薬務課	—
248	H20.9.12	〇〇〇市街地再開発事業の権利関係整理「〇〇〇商店街協同組合は権利者1法人で組合員は法人財産の使用借権(無償)として, 福岡高等裁判所宮崎支部, 昭和62年(ネ)第118号控訴審判決を改ざんして, 場所使用権で借地権を否定した県中小企業中央会と県の指導経過を示す文書	不開示	商工労働部 商工政策課	文書不存在
249	H20.9.12	県中小企業中央会の〇〇〇外2名が出席した「〇〇〇商店街協同組合臨時総会」(法令の除名決議)に関する報告書一切の公文書(会議概要, 弁明の経過, 司法手続, 店舗明渡し請求書等)	不開示	商工労働部 商工政策課	文書不存在
250	H20.9.12	〇〇〇商店街協同組合が福岡高等裁判所宮崎支部「平成15年(ネ)第88号賦課金等支払請求事件平成15年7月22日判決に対して上告受理の申立を行い, 最高裁判所第三小法廷が平成16年1月20日平成15年(受)1647号で受理しない決定があり, 県の対応処理の文書	不開示	商工労働部 商工政策課	文書不存在
251	H20.9.12	(1) 裁決書の謄本の送付について (2) 審査請求に対する弁明書の提出について(伺い) (3) 平成15年(ネ)第88号と〇〇〇市街地再開発組合解散認可と再開発の仮処分による施行完成が理解できる公文書	一部開示	土木部 建築課	7条1号, 4号, 旧8条1号, 2号, 4号, 文書不存在
252	H20.9.12	処分理由説明書の提出について(伺い)	一部開示	土木部 建築課	旧8条2号, 8号
253	H20.9.12	平成6年2月26日「建第426号」の伺いと添付資料	不開示	土木部 建築課	文書不存在
254	H20.9.12	平成12年5月23日付建第59号「決定書」	一部開示	土木部 建築課	旧8条2号
255	H20.9.16	〇〇〇商店街協同組合は, 再開発事業の権利者, 組合員〇〇〇外1名の除名を決定 県中央会〇〇〇外2名の臨席で平成18年2月10日に臨時総会を開催した。除名組合員の弁明等法令上の処理について, 中央会からの報告, 関係資料の開示	不開示	商工労働部 商工政策課	文書不存在
256	H20.9.16	〇〇〇再開発組合が「建物明渡し等仮処分命令を鹿児島地方裁判所に(H6. 7. 4)申立て, 再開発組合清算人〇〇〇が供託した担保金の取り消し決定を申し立てて, 平成18年5月11日鹿児島地方裁判所の担保と仮処分取り消し決定に関する清算人の報告資料一切	不開示	土木部 建築課	文書不存在
257	H20.9.16	昭和55年度県単道路整備事業(手打～蘭傘田港線)の土地売買契約書 補償承諾書	一部開示	北薩地域振興局 建設部 甌島支所	旧8条2号, 4号
258	H20.9.17	(1) 介護保険課が医療法人〇〇〇の行政処分の後の事業再開である平成19年7月1日以降, 平成20年9月1日現在まで, 「その後指導した」とする客観的事実の判明する公文書(監査, 実地調査, 実地指導, 書面指導, 一般指導等の客観的事実の判明する公文書。(2) 介護保険課が県内の全ての居宅介護事業所の作成するサービス利用票・サービス利用票別表が「対外的に保険者に対して介護報酬を請求するものではない」と断定する介護保険法による法的根拠を示した公文書。(3) サービス利用票・サービス利用票別表への利用者からの押印が偽造されて架空請求が行われ介護給付費を不正受給しても介護保険課が「告発しても意味が無い」と断定する介護保険法による法的根拠を示した公文書。(4) 介護保険課が平成18年3月, 5月の〇〇〇の実地調査の過誤調整金額が, 市役所・国保連へ返還された, その「返還した事実」を介護保険課が確認できた公文書。(5) 介護保険課が〇〇〇の実地検査日について, 「平成19年1月18日」を認定した, 又は認識した公文書, 又は決裁書面。又, 平成18年12月の〇〇〇の調査を監査と直結・因果させないとする公文書又は決裁書面。(6) 平成19年1月18日, 平成19年2月28日, 19年3月5日に実地検査を実施したとする各担当者が, 検査所見等を記録・記入したメモ・ノート。	一部開示	保健福祉部 介護保険課	7条1号, 2号, 4号, 文書不存在
259	H20.9.17	鹿児島県内の薬種商の店舗名・所在地・電話番号のリスト	開示	保健福祉部 薬務課	—
260	H20.9.18	〇〇〇の平成18年政治資金収支報告書	開示	選挙管理委員会	—
261	H20.9.18	平成20年度職員採用上級試験問題に係る公文書	一部開示	人事委員会	7条2号
262	H20.9.19	別紙「全部開示決定公文書内訳」に記載の位置図及び縦覧用平面図 国道448号外2件	開示	土木部 道路維持課	—

整理番号	請求受付年月日	公文書の名称等	決定内容	事務担当課	備考 (不開示理由)
263	H20.9.22	鹿児島県調理師試験試験解答(平成20年度分)	開示	保健福祉部 健康増進課	—
264	H20.9.22	平成19年度登記業務委託に係る登記業務委託料算定調書, 確定測量図	一部開示	工業用水道部 工業用水課	7条1号, 2号, 4号
265	H20.9.22	平成12年初めごろに行われた, 小谷川流域のうち, 鹿児島県垂水市〇〇〇番〇付近から〇〇〇番〇付近までの河川工事に伴う土地買収にあたって作成された同場所付近の測量図及びその作業の際に撮影された現場写真等河川工事を行う前の同場所付近の状況が分かるその他一切の資料	取下げ	土木部 河川課	—
266	H20.9.24	鹿児島県調理師試験試験解答(平成20年度分)	開示	保健福祉部 健康増進課	—
267	H20.9.24	開発許可番号19-26の土地利用計画図	一部開示	土木部 建築課	7条1号, 4号
268	H20.9.25	別紙「全部開示決定公文書内訳」に記載の位置図及び縦覧用平面図 後田富山線外1件	開示	土木部 道路維持課	—
269	H20.9.25	平成11年度 第9号西之谷ダム調査委託(環境)	開示	鹿児島地域振興局 建設部 建設総務課	—
270	H20.9.26	都市計画決定に不同意権利者の意志が陳情第72号の議会審査に件が強行施行を指示した法的根拠, 関係文書	不開示	土木部 建築課	文書不存在
271	H20.9.26	都市計画法の行政処分 of 瑕疵について 1. 〇〇〇再開発事業の建物除去作業の施行が仮処分に基づき強行されている。 2. 解散許可は仮の法定のまま, 再開発ビル完成により, 法務局登記が実施され売買契約担保設定がされた。 3. 決算報告書の議決に協同組合は欠席している。 (〇〇〇市街地再開発事業の瑕疵についてわかる文書)	不開示	土木部 建築課	文書不存在
272	H20.9.26	平成21年度鹿児島県公立学校教員等選考試験 1 配点基準	取下げ	教育庁 教職員課	—
273	H20.9.26	鹿児島県立学校教員等選考試験の実習助手(農業)の試験問題と解答 (平成19年度～平成21年度)	開示	教育庁 教職員課	—
274	H20.9.29	1 鹿児島県農地整備課, 〇〇〇補佐・〇〇〇係長の平成20年9月11日の出張復命簿 2 平成20年9月11日の〇〇〇との会議の記録	取下げ	大隅地域振興局 農村整備課	—
275	H20.9.30	〇〇〇代表取締役〇〇〇氏から県に提出された(平成20年5月21付け)変更届	一部開示	企画部 地域政策課	7条2号, 4号
276	H20.9.30	最新の医療機関名簿(病院)	取下げ	保健福祉部 保健医療福祉課	—
277	H20.9.30	別紙「全部開示決定公文書内訳」に記載の位置図及び縦覧用平面図 鹿児島川辺線外5件	開示	土木部道路維持課	—
278	H20.10.1	1 使途等報告書(鹿児島県選挙管理委員会に提出のあった2007年度分の全て) 2 使途等報告書(〇〇〇の2003～2006年分) 3 政治資金収支報告書及び領収書(〇〇〇及び〇〇〇の2004～2007年分)	一部開示	選挙管理委員会	7条1号
279	H20.10.2	・配置従事者身分証明書の登録者名簿 ・配置販売業者の登録者名簿	開示	保健福祉部 薬務課	—
280	H20.10.2	鹿児島県河川情報システム内のデータのうち, 鹿児島市内の観測地点における平成12年1月から平成20年9月までの水位, 雨量, 潮位の観測値	開示	土木部 河川課	—
281	H20.10.2	・国道226号線坊津道路の平成20年度までに供用している区間 ・県道297号阿田川部線の全体の工事区間 (南さつま市金峰町花瀬付近) 上記道路に関する位置図と工事平面図 平面図は1/500～1/2, 500の縮尺を希望	取下げ	南薩地域振興局 建設部 土木建築課	—
282	H20.10.2	別紙1に係る変更理由書及び別紙1の番号1に係る変更設計書 別紙2の変更理由書のうち番号9及び18の変更指示書 別紙2の上記以外の変更理由書及び番号2の変更設計書	一部開示	北薩地域振興局 建設部 土木建築課	7条1号, 4号
283	H20.10.2	平成17年度かごしま園芸タウン産地条件整備事業(〇〇〇生産組合)に係る文書 1 かごしま園芸タウン産地拡大事業実施要領 2 平成17年度かごしま園芸タウン産地条件整備事業実施計画書のうち「3受益農家の経営」 3 平成17年度かごしま園芸タウン産地条件整備事業補助金実績報告書のうち「2事業の内容及び軽費の配分」「3経費の負担区分」	一部開示	大島支庁 農林水産部 農政普及課	7条1号, 文書不存在

整理番号	請求受付年月日	公文書の名称等	決定内容	事務担当課	備考 (不開示理由)
284	H20.10.3	・社援発第0903013号平成20年9月3付け〇〇〇生活協同組合に対する検査の実施について ・〇〇〇生活協同組合定款	開示	環境生活部 生活・文化課	—
285	H20.10.3	医療法人〇〇〇及びび医療法人〇〇〇の平成19年度の事業報告書、貸借対照表、損益計算書	開示	保健福祉部 保健医療福祉課	—
286	H20.10.6	原子力発電施設等周辺地域企業立地支援事業費補助金実績報告書別紙1(平成20年度上期分)	開示	商工労働部 産業立地課	—
287	H20.10.6	農業農村整備事業 鹿児島県独自積算基準歩掛に係る施行単価コード表	不開示	農政部 農地建設課	7条2号
288	H20.10.6	・森林整備事業の積算歩掛コード表 ・施行単価コード	開示	林務水産部 林務水産課	—
289	H20.10.6	施行単価コード表(土木・港湾・委託)	開示	土木部 技術管理課	—
290	H20.10.6	〇〇〇氏の県議会への陳情に対する意見書について(伺い)	一部開示	土木部 建築課	7条1号, 2号, 4号
291	H20.10.7	平成20年8月1日から平成20年9月30日までに都市計画法に基づく開発行為における許可が下りた物件(※一戸建て住宅・宅地分譲・コンビニ・ガソリンスタンドを除く)を対象とする開発行為許可申請書(カガミ部分)・設計説明書・位置図・土地資料計画図	一部開示	土木部 建築課	7条1号, 2号, 4号
292	H20.10.7	鹿児島港本港区の①北埠頭2号岸壁②南埠頭1号岸壁及び3号岸壁に関する使用許可申請書(期間:平成19年度分) ・船舶毎の岸壁の使用状況が分かる書類	取下げ	鹿児島地域振興局 建設部 鹿児島港支所	—
293	H20.10.7	2005年衆議院議員総選挙における公費負担(燃料代)に関する全文書	一部開示	選挙管理委員会	7条1号, 2号, 文書不存在
294	H20.10.8	地方自治法260条第2項の規定に基づく告示(町・字の区域の新設・廃止, 又は町・字区域・名称変更)のうち, 県事務処理の特例に関する条例別表中「総務部1地方自治法に基づく事務」に掲げられた各市町村の告示, 届出書類(権限移譲受入市町村の告示した旨の報告書類)	開示	総務部 市町村課	—
295	H20.10.8	〇〇〇(〇〇〇市)が平成20年4月1日から同年9月30日までの期間に, 監督行政県産業廃棄物処理対策課(県知事)に対して本業に対する事業に関する文書の提出した申請書及び回答書からの全部の公開請求をする。又県行政が同じく平成20年4月1日より同年9月30日までに〇〇〇に通達した全ての文書の開示請求	取下げ	環境生活部 廃棄物・リサイクル対策課	—
296	H20.10.8	生活安全企画課が保有する「探偵業者届出台帳」	開示	警察本部 生活安全企画課	—
297	H20.10.9	医療法人〇〇〇外9件の平成19年度の貸借対照表 及び損益計算書	開示	保健福祉部 保健医療福祉課	—
298	H20.10.9	〇〇〇又は〇〇〇に係る大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律並びに同法施行規則に基づく届出書等一式	一部開示	商工労働部 商工政策課	旧8条2号, 3号, 4号
299	H20.10.9	環境の森林事業に係る不動産鑑定評価に関する文書一切及びび成果品(H19. 2. 16森整1122号, H19. 5. 11森整1008号, H19. 1 2. 3森整1075号で開示したものを除く)	一部開示	林務水産部 森林整備課	7条1号, 2号, 4号, 旧8条2号, 3号, 4号, 文書不存在
300	H20.10.9	平成11年度 第9号西之谷ダム調査委託(環境)	開示	鹿児島地域振興局 建設部 総務建設課	—
301	H20.10.14	県営住宅原良団地 上記に係わるボーリング調査結果のうち「柱状図」及び「調査位置図」	開示	土木部 建築課 住宅政策室	—
302	H20.10.14	選挙運動用自動車燃料代に関する2007年参議院議員通常選挙時の全文書	一部開示	選挙管理委員会	7条1号, 2号, 文書不存在
303	H20.10.16	平成20年度介護保険施設等監査結果について	開示	保健福祉部 介護保険課	—
304	H20.10.16	別紙「全部開示決定公文書内訳」に記載の位置図及び縦覧用平面図 葛輪瀬戸線	開示	土木部道路維持課	—
305	H20.10.20	平成20年度鹿児島県調理師試験問題及び解答	開示	保健福祉部 健康増進課	—
306	H20.10.20	〇〇〇にかかる収支報告書 (平成16・17・18・19年分)	開示	選挙管理委員会	—
307	H20.10.20	性風俗無店舗一覧表	開示	警察本部 生活環境課	—
308	H20.10.21	開発許可番号 8-62の 開発許可申請書類一式	一部開示	土木部 建築課	7条1号, 4号

整理番号	請求受付年月日	公文書の名称等	決定内容	事務担当課	備考 (不開示理由)
309	H20.10.22	1 大規模小売店舗を設置している者の変更事項届出書 店舗名称:〇〇〇 ・届出書の1ページから42ページ ・資料1～8. 3及び13 ・別添資料図1-1～1-62 2 大規模小売店舗届出書 店舗名称:〇〇〇 ・1ページから添付図面7 ・大規模小売店舗立地法第5条第1項届出に伴う駐車需要の充足等に係る事項評価報告書	開示	商工労働部 商工政策課	—
310	H20.10.22	「昭和30年度 鹿児島 松方公園(他30)」ほか14件	開示	土木部 都市計画課	—
311	H20.10.24	平成19年度に契約した損害保険に係る保険証券, 加入証, 保険契約申込書, 支出負担行為・支出命令票保険料領収書等	一部開示	総務部 広報課	7条1号, 2号, 4号
312	H20.10.24	1 平成12年地価調査における各分科会の構成評価員及び各分科会の所管エリア 2 鹿児島(林) - 19(鹿児島県〇〇〇市〇〇〇番〇〇〇)が平成12年に選定替えとなった理由	一部開示	企画部 地域政策課	文書不存在
313	H20.10.24	・売買契約書 売買物件:鹿児島県〇〇〇市〇〇〇番 田 〇〇〇m ² 売買契約日:昭和48年1月24日 購入者:鹿児島県 ・上記契約の支払い事実の記録	一部開示	鹿児島地域振興局 建設部 日置支所	旧8条2号, 文書不存在
314	H20.10.24	平成20年9月1日から9月30日の間に, 県内全税務事務所にて届出を受理した「法人設立(設置)申告書」	一部開示	鹿児島地域振興局 総務企画部 課税課	7条2号
315	H20.10.24	平成20年9月1日から9月30日の間に, 県内全税務事務所にて届出を受理した「法人設立(設置)申告書」	一部開示	南薩地域振興局 総務企画部 県税課	7条2号
316	H20.10.24	平成20年9月1日から9月30日の間に, 県内全税務事務所にて届出を受理した「法人設立(設置)申告書」	一部開示	北薩地域振興局 総務企画部 県税課	7条2号
317	H20.10.24	平成20年9月1日から9月30日の間に, 県内全税務事務所にて届出を受理した「法人設立(設置)申告書」	一部開示	始良・伊佐地域振興局 総務企画部 県税課	7条2号
318	H20.10.24	平成20年9月1日から9月30日の間に, 県内全税務事務所にて届出を受理した「法人設立(設置)申告書」	一部開示	大隅地域振興局 総務企画部 県税課	7条2号
319	H20.10.24	平成20年9月1日から9月30日の間に, 県内全税務事務所にて届出を受理した「法人設立(設置)申告書」	一部開示	熊毛支庁 総務企画部 県税課	7条2号
320	H20.10.24	平成20年9月1日から9月30日の間に, 県内全税務事務所にて届出を受理した「法人設立(設置)申告書」	一部開示	大島支庁 総務企画部 県税課	7条2号
321	H20.10.27	施行単価コード表(土木・港湾・委託)	開示	土木部 技術管理課	—
322	H20.10.27	〇〇〇朝市再開事業の下記公文書 1 権利変換手続き開始の登記(法第70条) 2 審査委員(権利関係評価)同意書 3 損失補償金支払いについて(法第84条)審査委員の同意で供託公文書	不開示	土木部 建築課	文書不存在
323	H20.10.27	平成8年(ヲ)第18号保全抗告事件について, 福岡高等裁判所宮崎支部に提出された和解の上申書及び鹿児島市長が通達解散許可申請書認可(平成11年3月31日)との関連文書	不開示	土木部 建築課	文書不存在
324	H20.10.27	①〇〇〇市街地再開事業の管理規約認可 ②「管理規約(案)に反対する意見書」(平成8年1月18日)意見書について鹿児島市が対応した行政処分	一部開示	土木部 建築課	文書不存在
325	H20.10.29	水質汚濁防止法に基づく特定事業場一覧 事業場名称, 所在地, 排水量(50t/日以上), 特定施設の業種コード(平成20年3月31日現在)	開示	環境生活部 環境管理課	—
326	H20.10.29	別紙「全部開示決定公文書内訳」に記載の位置図及び縦覧用平面図葛輪瀬戸線, 国道267号	開示	土木部 道路維持課	—
327	H20.10.29	平成20年7月1日から平成20年9月30日までに確認のおりた「建築計画概要書」の2面, 3面	開示	土木部 建築課	—

整理番号	請求受付年月日	公文書の名称等	決定内容	事務担当課	備考 (不開示理由)
328	H20.10.29	平成10年度,平成11年度及び平成12年度 火山砂防地質調査委託(阿茂瀬川工区)並びに平成14年度及び平成19年度 火山砂防地質調査委託(野下川工区)の地質調査成果品	一部開示	北薩地域振興局 建設部 河川港湾課	7条1号, 旧8条2号
329	H20.10.29	鹿児島県もしくは県知事が契約者となる損害保険契約の保険証券(写)もしくは,下記の内容(県教育庁,出先機関の長が契約者となる場合も含む。) ・保険料・保険期間・保険種類・保険の概要 ・担当課・補償の内容・保険会社名	一部開示	教育庁 総務福利課	7条1号,2号
330	H20.10.31	平成10年度地方特定道路整備設計委託に係る設計内訳書及び平面図,縦断面図,標準横断面図	開示	北薩地域振興局建設部 道路建築課	—
331	H20.11.4	建設工事請負変更契約書(内訳) ・人にやさしい道づくり工事(中原1工区・中原2工区) ・特定交通安全施設等整備工事(中原1工区・2工区) ・第14号県単道路整備(舗装補修)工事	一部開示	鹿児島地域振興局 建設部 日置支所	7条2号,4号
332	H20.11.4	〇〇〇が平成16年4月15日付で認可を受けた岩石採取計画認可申請書のうち岩石採取場の区域,採取をする岩石の種類及び数量が記載された書面及び使用土地目録	一部開示	大島支庁 総務企画部 総務企画課	7条1号,2号, 4号
333	H20.11.6	平成8年度溪流再生事業地質調査委託(花川工区),平成10年度火山砂防地質調査委託(花川工区),平成12年度溪流再生砂防地質調査委託(花川工区),平成12年度火山砂防地質調査委託(馬込谷川工区),平成13年度火山砂防地質調査委託(金山谷川2工区),平成17年度通常砂防地質調査委託(五反田谷川2)及び平成19年度火山砂防地質調査委託(金山谷川工区)の地質成果品	一部開示	鹿児島地域振興局 建設部 日置支所	7条1号, 旧8条2号
334	H20.11.7	平成18年1月～平成20年11月現在の鹿児島県内のホテル・旅行業許可業者一覧 施設名・電話番号・所在地のみ	取下げ	保健福祉部 生活衛生課	—
335	H20.11.7	平成20年4月公共事業調整班(監理用地課)の事務分掌表	開示	土木部 監理用地課	—
336	H20.11.7	平成20年10月1日から10月31日の間に,県内全税務事務所にて届出を受理した「法人設立(設置)申告書」	一部開示	鹿児島地域振興局 総務企画部 課税課	7条2号
337	H20.11.7	平成20年10月1日から10月31日の間に,県内全税務事務所にて届出を受理した「法人設立(設置)申告書」	一部開示	南薩地域振興局 総務企画部 県税課	7条2号
338	H20.11.7	平成20年10月1日から10月31日の間に,県内全税務事務所にて届出を受理した「法人設立(設置)申告書」	一部開示	北薩地域振興局 総務企画部 県税課	7条2号
339	H20.11.7	平成20年10月1日から10月31日の間に,県内全税務事務所にて届出を受理した「法人設立(設置)申告書」	一部開示	始良・伊佐地域振興局 総務企画部 県税課	7条2号
340	H20.11.7	平成20年10月1日から10月31日の間に,県内全税務事務所にて届出を受理した「法人設立(設置)申告書」	一部開示	大隅地域振興局 総務企画部 県税課	7条2号
341	H20.11.7	平成20年10月1日から10月31日の間に,県内全税務事務所にて届出を受理した「法人設立(設置)申告書」	一部開示	熊毛支庁 総務企画部 県税課	7条2号
342	H20.11.7	平成20年10月1日から10月31日の間に,県内全税務事務所にて届出を受理した「法人設立(設置)申告書」	一部開示	大島支庁 総務企画部 県税課	7条2号
343	H20.11.10	「都計審議案書・議事録(第132回)」のうち,議案第3号(鹿児島都市計画 臨港地区の変更について)に関する部分 「平成16年度 鹿児島都市計画臨港地区の変更」	一部開示	土木部 都市計画課	7条1号
344	H20.11.10	平成21年度鹿児島県公立学校教員等選考試験(1次試験及び2次試験) 1 筆記試験問題(教職教養,小学校)及び解答 2 模擬授業試験の問題(小学校のみ)	開示	教育庁 教職員課	—

整理番号	請求受付年月日	公文書の名称等	決定内容	事務担当課	備考 (不開示理由)
345	H20.11.11	別紙の政治団体に係る平成19年分の政治資金収支報告書及び領収書 ※40 政治団体	一部開示	選挙管理委員会	7条1号, 2号
346	H20.11.12	道路計画平面図 ①主要地方道40号伊集院蒲生川辺線(鹿児島市本名町) ②県道297号阿多川辺線(南さつま市金峰町花瀬) ③国道389号上り浜拡幅(長島町下山門野) ④主要地方道79号名瀬瀬戸内線(宇検村湯湾) ⑤県道614号安脚場実久線(瀬戸内町押角)	開示	土木部 道路建設課	—
347	H20.11.13	〇〇〇の岩石採取計画認可申請書, 図面及びその添付書類, 地質調査結果の概要, 調査区域を示した図面	一部開示	商工労働部 商工政策課	7条1号, 2号, 4号
348	H20.11.14	平成20年度鹿児島県調理師試験試験問題及び解答	開示	保健福祉部 健康増進課	—
349	H20.11.17	馬毛島にかかる岩石採取計画許可申請書及び砂利採取計画認可申請書(土地登記簿は除く) 上記許認可にかかわる現地調査の文書一式 採石は平成12年以降, 砂利は平成16年以降	一部開示	商工労働部 商工政策課	7条1号, 2号, 4号, 文書不存在
350	H20.11.17	馬毛島における平成12・15・19年度の林地開発許可にかかる事業計画書1・2・3及び現地調査結果表	一部開示	林務水産部 森林整備課	7条1号, 2号, 旧8条2号, 3号
351	H20.11.17	別紙「全部開示決定公文書内訳」に記載の位置図及び縦覧用平面図 秋目上津貫線外5件	開示	土木部 道路維持課	—
352	H20.11.18	〇〇〇市街地再開発事業における国庫補助金及び県費補助金に係る平成4年度市街地再開発事業費補助金交付申請書及び同申請書添付書類	不開示	土木部 建築課	文書不存在
353	H20.11.18	飲食店営業(一般食堂・レストラン等)の要許可台帳一覧表	開示	保健福祉部 生活衛生課	—
354	H20.11.18	別紙「全部開示決定公文書内訳」に記載の位置図及び縦覧用平面図 鹿児島川辺線外18件	開示	土木部 道路維持課	—
355	H20.11.19	被留置者接見簿	一部開示	警察本部 警務課	7条1号
356	H20.11.19	平成20年度第1回環境放射線モニタリング技術委員会の議事録	開示	危機管理局危機管理防災課	—
357	H20.11.19	県関係の国会議員(〇〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇)が代表する政党支部と関連政治団体に係る平成16年~平成19年分の政治資金収支報告書及び領収書等	一部開示	選挙管理委員会	—
358	H20.11.20	別紙「全部開示決定公文書内訳」に記載の位置図及び縦覧用平面図 下里湊宮ヶ浜線	開示	土木部 道路維持課	—
359	H20.11.20	平成17年1月から平成20年10月までの間に開かれた鹿児島県公安委員会の定例または臨時の会議について ①公安委員会会議録 ②公安委員会報告資料 ③公安委員会発出の訓令, 指示の一切	一部開示	公安委員会	7条1号, 2号, 4号
360	H20.11.20	平成17年1月から平成20年10月までの間に開かれた鹿児島県公安委員会の定例または臨時の会議について ①公安委員会会議録 ②公安委員会報告資料 ③公安委員会発出の訓令, 指示の一切	一部開示	公安委員会	7条1号, 2号, 4号, 5号, 6号
361	H20.11.25	・労働委員会委員の選任方法・選任基準に関する文書 ・労働省54号通牒(昭和24年7月29日)の扱いや適用に関する文書	取下げ	商工労働部 雇用労政課	—
362	H20.11.25	環境の森林事業に係る土地の地価評価額の調書 ・森整第1122号(平成19年2月16日)で開示した鑑定評価書に係るもの ・森整第1008号(平成19年5月11日)で開示した鑑定評価書に係るもの ・森整第1050号(平成20年11月7日)で開示した鑑定評価書に係るもの	一部開示	林務水産部 森林整備課	7条1号, 旧8条2号
363	H20.11.25	環境の森林事業に係る団地の位置及び範囲がわかる図 ・森整第1122号(平成19年2月16日)で開示した鑑定評価書に係るもの ・森整第1008号(平成19年5月11日)で開示した鑑定評価書に係るもの ・森整第1050号(平成20年11月7日)で開示した鑑定評価書に係るもの	開示	林務水産部 森林整備課	—
364	H20.11.26	土地取得補償台帳	一部開示	熊毛支庁 農林水産部 農村整備課	旧8条2号, 文書不存在

整理番号	請求受付年月日	公文書の名称等	決定内容	事務担当課	備考 (不開示理由)
365	H20.11.26	平成14年度以降の公社職員に対する懲戒処分に関する文書	不開示	土地開発公社	文書不存在
366	H20.11.26	平成14年度以降の公社職員に対する懲戒処分に関する文書	不開示	道路公社	文書不存在
367	H20.11.26	平成17年衆議院議員選挙における公費負担(燃料代)に関する文書	一部開示	選挙管理委員会	文書不存在
368	H20.11.26	土地取得補償台帳	一部開示	熊毛支庁 建設部 建設課	旧8条2号, 3号, 4号
369	H20.11.27	〇〇〇市〇〇〇町〇〇〇所在〇〇〇不動産(県知事免許(〇)第〇〇〇号)にかかる, 宅地建物取引業法第3条2項に基づく免許更新時の際に提出された申請書, 同添付書類のすべて(保管ある限り, 過去すべて)	取下げ	大隅地域振興局 総務企画部 総務企画課	—
370	H20.11.27	〇〇〇市〇〇〇町〇〇〇所在〇〇〇不動産(県知事免許(〇)第〇〇〇号)にかかる, 宅地建物取引業法第3条2項に基づく免許更新時の際に提出された申請書, 同添付書類のうち, 当該業者に関する情報についての記載のあるもの	開示	土木部 建築課	—
371	H20.12.1	・第41期鹿児島県労働委員会の使用者委員及び労働者委員の候補者の推薦募集について ・第41期鹿児島県労働委員会委員の任命について	一部開示	商工労働部 雇用労政課	7条1号
372	H20.12.1	別紙「全部開示決定公文書内訳」に記載の位置図及び縦覧用平面図 鹿屋高山申良線外2件	開示	土木部 道路維持課	—
373	H20.12.1	〇〇〇市街地再開発事業に関する ①土地再開発法第110条に基づく住民同意の関係公文書 ②都市計画法第16条に基づく公聴会実施の関係公文書 ③都市計画が仮処分で企画された経過, 根拠を説明する公文書	不開示	土木部 建築課	文書不存在
374	H20.12.1	1 〇〇〇市街地再開発組合決算報告書の承認について(伺い) 2 〇〇〇市街地再開発事業完了実績報告書	一部開示	土木部 建築課	7条1号, 2号, 4号, 文書不存在
375	H20.12.1	2005年12月~2008年11月末までの懲戒処分実施に関する本庁への報告書	取下げ	警察本部 監察課	—
376	H20.12.1	平成20年鹿児島県知事選挙に係る公費負担(ポスター, ビラ, 燃料代, 自動車借り上げ, 運転手雇用)に関する文書	一部開示	選挙管理委員会	—
377	H20.12.2	鹿児島県内の薬局 (許可業種・店舗名・店舗所在地・開設者名・店舗電話番号・休止情報(情報がある場合))	開示	保健福祉部 薬務課	—
378	H20.12.2	1 平成20年5月26日から11月26日までの間, 鹿児島県警本部と県内28警察署の取調べ監督官が, 取り調べ状況を確認した結果を記載した被疑者取調べ予定連絡簿(取調べ確認結果記録表) 2 平成20年5月26日から11月26日までの間, 県内の取調べ監督官が, 勤務中に記録・作成した視認時間の長さが確認できるすべての文書(備忘録, メモなど。パソコン内文書も含む)	不開示	警察本部 警務課	7条4号, 文書不存在
379	H20.12.3	平成20年11月1日から11月30日の間に, 県内全税務事務所にて届出を受理した「法人設立(設置)申告書」	一部開示	鹿児島地域振興局 総務企画部 課税課	7条2号
380	H20.12.3	平成20年11月1日から11月30日の間に, 県内全税務事務所にて届出を受理した「法人設立(設置)申告書」	一部開示	南薩地域振興局 総務企画部 県税課	7条2号
381	H20.12.3	平成20年11月1日から11月30日の間に, 県内全税務事務所にて届出を受理した「法人設立(設置)申告書」	一部開示	北薩地域振興局 総務企画部 県税課	7条2号
382	H20.12.3	平成20年11月1日から11月30日の間に, 県内全税務事務所にて届出を受理した「法人設立(設置)申告書」	一部開示	始良・伊佐地域振興局 総務企画部 県税課	7条2号
383	H20.12.3	平成20年11月1日から11月30日の間に, 県内全税務事務所にて届出を受理した「法人設立(設置)申告書」	一部開示	大隅地域振興局 総務企画部 県税課	7条2号
384	H20.12.3	平成20年11月1日から11月30日の間に, 県内全税務事務所にて届出を受理した「法人設立(設置)申告書」	不開示	熊毛支庁総務企画部 県税課	7条2号, 文書不存在
385	H20.12.3	平成20年11月1日から11月30日の間に, 県内全税務事務所にて届出を受理した「法人設立(設置)申告書」	一部開示	大島支庁 総務企画部 県税課	7条2号
386	H20.12.5	昭和44年以降の居住歴等をもつ対象者につき, 要項改正前後の変遷	取下げ	環境生活部 環境政策課	—

整理番号	請求受付年月日	公文書の名称等	決定内容	事務担当課	備考 (不開示理由)
387	H20.12.5	①「水俣病要観察者等治療研究事業(治研手帳)の改正について」及び「水俣病要観察者等治療研究事業実施要綱(治研手帳)の再改正について」 ②「水俣病要観察者等治療研究事業実施要綱の一部改正について」(平成20年8月27日付け決裁文書及び平成20年10月24日付け決裁文書)	開示	環境生活部 環境政策課	—
388	H20.12.8	医療法人〇〇〇, 医療法人〇〇〇及び医療法人〇〇〇の平成19年度の事業報告書, 財産目録, 貸借対照表, 損益計算書及び監事監査報告書	開示	保健福祉部 保健医療福祉課	—
389	H20.12.8	水質汚濁防止法に基づく特定事業場一覧 事業場名, 所在地, 特定施設番号, 有害物質使用の有無 (平成20年3月31日現在)	開示	環境生活部 環境管理課	—
390	H20.12.8	別紙「全部開示決定公文書内訳」に記載の位置図及び縦覧用平面図 国道 389 号	開示	土木部 道路維持課	—
391	H20.12.8	平成5年3月設立された「〇〇〇」は再開発事業推進と管理運営を目的として県・市の指導を受けたと報告されている。法第110条の設立認可は〇〇〇商店街協同組合1法人として行われたが, 都市計画決定の1オープンフロアが平成8年2月開業時に三地権者に区分され契約が行われた経過の文書	不開示	土木部 建築課	文書不存在
392	H20.12.8	①都市計画決定に基づく行政処分(建物解体)が補償金を供託し(法第97条)裁判所の仮処分決定により施行され完成後解散認可, 仮処分取消し申請の決定を受け, 決算報告総会議決認可となった事実経過の文書 ②〇〇〇市街地再開発組合解散認可について(伺い) ③〇〇〇市街地再開発組合決算報告書の承認について(伺い)	一部開示	土木部 建築課	旧8条2号, 3号, 文書不存在
393	H20.12.8	1 県議会陳情第4012号審査で, 〇〇〇議員の質問に対する建築課長の説明した根拠 2 福岡高裁宮崎支部決定の年月日, 事件名, 番号	一部開示	土木部 建築課	旧8条1号, 文書不存在
394	H20.12.8	県議会陳情第4012号審査で, 〇〇〇議員の質問に建築課長が説明した根拠と福岡高裁宮崎支部決定の年月日, 事件名, 番号の開示 (平成20年3月12日文教, 商工, 観光, 労働委員会議録, 3頁)	取下げ	土木部 建築課	—
395	H20.12.8	認定番号順自動車運代行業者名簿	開示	警察本部 交通企画課	—
396	H20.12.9	松くい虫特別防除事業(薬剤空中散布)業務委託にかかる入札執行調書(平成15年度~平成20年度実施分)	一部開示	林務水産部 森林整備課	7条1号
397	H20.12.9	平成21年度鹿児島県公立学校教員等選考試験 (1次試験及び2次試験) 1 筆記試験問題及び解答(教職教養, 小学校, 中学校, 高等学校) 2 模擬授業試験の問題(小学校, 中学校, 高等学校) 3 集団面接試験の問題(養護教諭)	開示	教育庁 教職員課	—
398	H20.12.10	別紙「全部開示決定公文書内訳」に記載の位置図及び縦覧用平面図 瀬瀬戸内線	開示	土木部 道路維持課	—
399	H20.12.10	①〇〇〇市街地再開発組合解散認可について(伺い) ②〇〇〇市街地再開発組合決算報告書の承認について(伺い)	一部開示	土木部 建築課	7条1号, 2号, 4号, 旧8条2号, 3号, 4号
400	H20.12.10	〇〇〇市街地再開発組合決算報告書の承認について(伺い)	一部開示	土木部 建築課	7条1号, 2号, 4号
401	H20.12.10	①「平成6年1月19日告示第101号」〇〇〇再開発組合の定款及び事業計画の変更の認可伺い ②〇〇〇市街地再開発組合解散認可について(伺い) ③〇〇〇市街地再開発組合決算報告書の承認について(伺い)	一部開示	土木部 建築課	7条1号, 2号, 4号, 旧8条2号, 3号, 4号, 文書不存在
402	H20.12.11	飲食店営業(一般食堂・レストラン等)の要許可台帳一覧表	開示	保健福祉部 生活衛生課	—
403	H20.12.11	〇〇〇町〇〇〇番地に係る農地法5条の規定による許可申請書及び関連資料	不開示	農政部 農村振興課	文書不存在
404	H20.12.11	(1)〇〇〇町〇〇〇番地の国土調査に関する ①隣接者の測量同意承諾書 ②隣接者の測量同意処理関係資料 ③隣接者の測量同意意見書 (2)〇〇〇町〇〇〇番地の国土調査に関する ③面積測定手簿及び計算簿面積〇〇〇㎡と土地謄本(一筆図形)面積〇〇〇㎡との差異	不開示	農政部 農地建設課	文書不存在
405	H20.12.12	平成20年12月11日 企画建設委員会に企画部情報政策課が提出した特定調査事項資料「地域情報化の推進について」	開示	企画部 情報政策課	—

整理番号	請求受付年月日	公文書の名称等	決定内容	事務担当課	備考 (不開示理由)
406	H20.12.12	認定番号順自動車運転代行業者名簿	開示	警察本部 交通企画課	—
407	H20.12.15	・〇〇〇生活協同組合の平成17年度～19年度決算書(貸借対照表, 財産目録, 損益計算書, 管理費及び物件費) ・〇〇〇生活協同組合指導検査の結果について ・帳簿類	一部開示	環境生活部 生活・文化課	7条2号, 文書不存在
408	H20.12.15	〇〇〇商店街協同組合の平成18年度及び19年度の決算関係書類	一部開示	商工労働部 商工政策課	7条1号, 2号, 4号
409	H20.12.16	〇〇〇市街地再開発組合の事業計画の変更認可申請書について(副申)	一部開示	土木部 建築課	旧8条2号, 3号, 4号
410	H20.12.16	鹿児島市長が再開発組合解散認可の行政処分のため県に提出した宮崎高裁に原告が上申書を提出した和解申立書	不開示	土木部 建築課	文書不存在
411	H20.12.16	飲食店営業(一般食堂・レストラン等)及び飲食店営業(その他)の要許可台帳一覧表(徳之島保健所管内)	開示	大島支庁 徳之島事務所 保健衛生環境課	—
412	H20.12.17	〇〇〇再開発事業の情報非開示に対する異議申立人の口頭意見陳述に対する審査委員発言が(行政処分から仮処分決定)訂正した会議録が交付された(平成17年)会議録の訂正根拠の公文書	不開示	総務部広報課	存否応答拒否
413	H20.12.17	鹿児島県内の有料老人ホーム(〇〇〇外9件)の重要事項説明書	開示	保健福祉部 長寿社会課	—
414	H20.12.17	鹿児島県 農業農村整備工事独自積算基準	開示	農政部 農地建設課	—
415	H20.12.17	・森林整備事業の積算歩掛コード表 ・施行単価コード	開示	林務水産部 林務水産課	—
416	H20.12.17	施行単価コード表(土木・港湾・委託)	開示	土木部 技術管理課	—
417	H20.12.18	名瀬保健所管内の飲食店(一般食堂・レストラン等), 飲食店(その他)の要許可台帳一覧表	開示	大島支庁 保健福祉環境部 衛生・環境課	—
418	H20.12.18	飲食店営業(一般食堂・レストラン等)及び飲食店営業(その他)の要許可台帳一覧表(徳之島町保健所管内)	開示	大島支庁 徳之島事務所 保健衛生環境課	—
419	H20.12.18	1 2005年12月～2006年12月までの懲戒処分台帳 2 2007年1月～2008年11月までの懲戒処分実施に関する本庁への報告文書	一部開示	警察本部 監察課	7条1号
420	H20.12.19	クリプトスポリジウム対策実施状況調査(平成19年3月末時点)	開示	保健福祉部 生活衛生課	—
421	H20.12.19	平成19年度〇〇〇森林組合検査書	一部開示	林務水産部 林務水産課	7条1号
422	H20.12.22	別紙「全部開示決定公文書内訳」に記載の位置図及び縦覧用平面図 国道58号外1件	開示	土木部 道路維持課	—
423	H20.12.22	霧島市の航空写真	取下げ	土木部 砂防課	—
424	H20.12.22	平成10年度, 平成11年度及び平成12年度 火山砂防地質調査委託(阿茂瀬川工区)1～3号ダムの平面図縦断図及び横断図	開示	北薩地域振興局 建設部 河川港湾課	—
425	H20.12.26	平成20年鹿児島県知事選挙に係る〇〇〇氏の選挙運動費用収支報告書	開示	選挙管理委員会	—
426	H21.1.5	別紙「全部開示決定公文書内訳」に記載の位置図及び縦覧用平面図 鹿屋高山山良線外1件	開示	土木部 道路維持課	—
427	H21.1.7	〇〇〇市街地再開発事業権利変換認可申請書の添付書, 「〇〇〇商店街協同組合権利関係の整理」の名称の公文書	不開示	土木部 建築課	文書不存在

整理番号	請求受付年月日	公文書の名称等	決定内容	事務担当課	備考 (不開示理由)
428	H21.1.7	〇〇〇市街地再開発組合審査委員が権利変換計画に同意の署名押印した同意書。及び借家権者等に事業完成後に与えられる権利の概要(〇〇〇市街地再開発事業権利変換計画認可申請添付書類)	不開示	土木部 建築課	文書不存在
429	H21.1.7	平成20年12月1日から12月31日の間に、県内全税務事務所にて届出を受理した「法人設立(設置)申告書」	一部開示	鹿児島地域振興局 総務企画部 課税課	7条2号
430	H21.1.7	平成20年12月1日から12月31日の間に、県内全税務事務所にて届出を受理した「法人設立(設置)申告書」	一部開示	南薩地域振興局 総務企画部 県税課	7条2号
431	H21.1.7	平成20年12月1日から12月31日の間に、県内全税務事務所にて届出を受理した「法人設立(設置)申告書」	一部開示	北薩地域振興局 総務企画部 県税課	7条2号
432	H21.1.7	平成20年12月1日から12月31日の間に、県内全税務事務所にて届出を受理した「法人設立(設置)申告書」	一部開示	始良・伊佐地域振興局 総務企画部 県税課	7条2号
433	H21.1.7	平成20年12月1日から12月31日の間に、県内全税務事務所にて届出を受理した「法人設立(設置)申告書」	一部開示	大隅地域振興局 総務企画部 県税課	7条2号
434	H21.1.7	平成20年12月1日から12月31日の間に、県内全税務事務所にて届出を受理した「法人設立(設置)申告書」	一部開示	熊毛支庁 総務企画部 県税課	7条2号
435	H21.1.7	平成20年12月1日から12月31日の間に、県内全税務事務所にて届出を受理した「法人設立(設置)申告書」	一部開示	大島支庁 総務企画部 県税課	7条2号
436	H21.1.9	医療法人〇〇〇会の平成19年度の事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書及び監事監査報告書	開示	保健福祉部 保健医療福祉課	—
437	H21.1.9	水質汚濁防止法に基づく特定事業場一覧 事業場名、所在地、特定施設番号、排出水量 (平成20年3月31日現在)	開示	環境生活部 環境管理課	—
438	H21.1.9	土木工事標準歩掛(県独自歩掛)	開示	土木部 技術管理課	—
439	H21.1.9	道路改築設計委託(蘭牟田瀬戸架橋6工区)鹿島上甕線報告書	取下げ	土木部 道路建設課	—
440	H21.1.9	平成20年10月1日から平成20年12月31日までに都市計画法に基づく開発行為における許可が下りた物件(※一戸建て住宅・宅地分譲・コンビニ・ガソリンスタンドを除く)を対象とする開発行為許可申請書(カガミ部分)・設計説明書・位置図・土地資料計画図	一部開示	土木部 建築課	7条1号, 2号, 4号

整理番号	請求受付年月日	公文書の名称等	決定内容	事務担当課	備考 (不開示理由)
441	H21.1.19	別紙工事一覧表の建設工事請負契約書, 建設工事請負変更契約書及び設計概要平成16年度:第7号県単河川等防災工事, 火山砂防工事(井手口川1工区), 通常砂防工事(折尾野川工区), 通常砂防工事(不動野川工区), 第5号県単河川等防災工事(黄金町3工区), 特殊改良一種工事(田原1工区), 特殊改良一種工事(田原3工区)平成17年度:火山砂防工事(井手口川2工区), 火山砂防工事(鷺梁川2工区), 火山砂防工事(鷺梁川1工区), 通常砂防工事(折尾野川工区), 地方特定道路整備工事(日当4工区)平成18年度:河川激甚災害対策特別緊急工事(米ノ津川18-2工区), 河川激甚災害対策特別緊急工事(米ノ津川18-4工区), 河川激甚災害対策特別緊急工事(米ノ津川18-5工区), 河川激甚災害対策特別緊急工事(米ノ津川18-6工区), 河川激甚災害対策特別緊急工事(米ノ津川18-8工区), 18災第261・796号河川災害復旧工事, 18災第248・249号河川災害復旧工事, 18災第1456・1457・1458号河川災害復旧工事, 18災第262号河川災害復旧工事, 18災第258・259・789・795号河川災害復旧工事, 18災第260号河川災害復旧工事, 18災第255・1473号河川災害復旧工事, 18災第782号河川災害復旧工事, 第38号県単河川等防災工事(坂元川工区), 第9号県単河川等防災工事(2工区), 18災河川災害復旧応急仮工事(昭和町), 県単河川等防災(流木等撤去)工事(米ノ津川外工区), 18災河川災害復旧応急仮工事(井手口2), 18災河川災害復旧応急仮工事(武本2), 18災第253号河川災害復旧工事, 18災第1703号河川災害復旧工事, 砂防施設災害復旧応急仮工事(不動野地区), 火山砂防工事(0国債)(江良川支溪1工区), 火山砂防工事(井手口川工区), 火山砂防工事(江良川支溪工区), 災害関連緊急砂防工事(猪木川工区), 地方特定道路整備工事(日当1工区), 第3号県単道路整備(舗装補修)工事(1工区), 道路災害防除工事(定之段工区), 18災第412・413・414号道路災害復旧工事平成19年度:河川激甚災害対策特別緊急工事(米ノ津川18-9工区), 河川激甚災害対策特別緊急工事(米ノ津川19-3工区), 河川激甚災害対策特別緊急工事(米ノ津川19-4工区), 第13号県単河川等防災工事(米ノ津川工区), 第14号県単河川等防災工事(米ノ津川工区), 火山砂防工事(井手口川工区), 地方特定道路整備事業(日当工区), 第1-1号県単道路整備(舗装補修)工事(宮之元工区), 道路災害防除工事(定之段工区), 道路災害防除工事平成20年度:河川激甚災害対策特別緊急工事(米ノ津川19-2工区), 河川激甚災害対策特別緊急工事(米ノ津川19-6工区), 火山砂防工事(江良川支溪工区), 火山砂防工事(猪木川工区), 地方特定道路整備(街路)工事(中央工区), 県単道路整備(舗装補修(交付金))工事(定之段工区)	一部開示	北嶽地域振興局建設部 出水支所	7条2号, 4号
442	H21.1.14	〇〇〇漁業協同組合が行った整備事業にかかる入札状況, 入札結果, 工事やり直し分に関する資料, 事業要望書の開示(平成18年度以降)	一部開示	林務水産部 水産振興課	7条2号, 4号
443	H21.1.14	別紙「全部開示決定公文書内訳」に記載の位置図及び縦覧用平面図名瀬瀬戸内線	開示	土木部 道路維持課	—
444	H21.1.14	14 通常砂防調査委託(後の谷) 15 通常砂防調査委託(後の谷2工区) 16 通常砂防調査委託(後の谷)	一部開示	鹿児島地域振興局 建設部 建設総務課	7条1号
445	H21.1.14	「公売財産見積価額調書」, 「見積価額算定調書」, 「公売実施等決議書」, 「公売広告兼見積価額公告」	一部開示	北嶽地域振興局 総務企画部 県税課	7条1号
446	H21.1.15	地方自治法260条第2項の規定に基づく告示(町・字の区域の新設・廃止, 又は町・字区域・名称変更)のうち, 県事務処理の特例に関する条例別表中「総務部1地方自治法に基づく事務」に掲げられた各市町村の告示, 届出書類(権限移譲受入市町村の告示した旨の報告書類)	開示	総務部 市町村課	—
447	H21.1.16	大規模小売店舗立地法届出書のうち次の店舗に係る位置図(周辺見取図), 配置図 ①〇〇〇 ②〇〇〇	開示	商工労働部 商工政策課	—
448	H21.1.16	平成18年度以降に開催された〇〇〇漁業協同組合, 〇〇〇漁業協同組合, 〇〇〇漁業協同組合の総会資料, 業務報告書(貸借対照表, 役員(非常勤を含む)報酬の記載されているものを含む), 事業計画書及び総会議事録	一部開示	林務水産部 林務水産課	7条1号, 2号, 4号
449	H21.1.19	水産4団体の通常総会, 総代会における会順, 議案等配付資料, 業務報告書及び事業計画書(平成18, 19, 20年度分)	一部開示	林務水産部 林務水産課	7条1号, 4号
450	H21.1.19	「(おがみ山バイパスにおける)トンネルへの歩道設置について」 「平成20年度 名瀬都市計画道路の変更3・6・16号 永田平田線」のうち該当する部分	開示	土木部 都市計画課	—

整理番号	請求受付年月日	公文書の名称等	決定内容	事務担当課	備考 (不開示理由)
451	H21.1.19	県立学校に係るボーリング調査結果のうち「柱状図」及び「調査位置図」	一部開示	土木部 建築課 営繕室	7条1号, 文書不存在
452	H21.1.19	県指宿合同庁舎(現南薩地域振興局指宿支所)に係るボーリング調査結果のうち「柱状図」及び「調査位置図」	不開示	土木部 建築課 営繕室	文書不存在
453	H21.1.19	県教職員住宅(現南薩教育事務所指宿支所所管)に係るボーリング調査結果のうち「柱状図」及び「調査位置図」	不開示	教育庁 総務福利課	文書不存在
454	H21.1.19	公共関与による産業廃棄物管理型最終処分場の建設促進を求める陳情書	開示	議会事務局 議事課	—
455	H21.1.20	平成20年度土木事業概要、鹿児島県地域振興局建設部鹿児島港支所蔵出予算検索表及び内訳一覧表、県港湾審議会管理部会・計画部会の議事録	一部開示	土木部 港湾空港課	7条4号
456	H21.1.21	「公共関与による産業廃棄物管理型最終処分場に係る意見について(回答)」	開示	環境生活部 廃棄物・リサイクル対策課	—
457	H21.1.22	揮発性有機化合物排出施設設置(使用)届出書	一部開示	環境生活部 環境管理課	7条4号
458	H21.1.22	飲食店営業(一般食堂・レストラン等)の要許可台帳一覧表 給食施設(学校、病院・診療所、事業所及びその他)の不要許可台帳一覧表	開示	保健福祉部 生活衛生課	—
459	H21.1.23	〇〇〇商店街協同組合の平成15年度から17年度までの決算関係書類	一部開示	商工労働部 商工政策課	7条1号, 2号, 4号
460	H21.1.23	奄美空港の開港より現在までの概要	取下げ	土木部 港湾空港課	—
461	H21.1.23	平成20年度実施の職員採用初級試験に係る公文書	一部開示	人事委員会	7条1号
462	H21.1.26	別紙「全部開示決定公文書内訳」に記載の位置図及び縦覧用平面図 国道 58 号	開示	土木部 道路維持課	—
463	H21.1.27	「〇〇〇」及び「〇〇〇」に係る次の資料・大規模小売店舗届出書(図面及び騒音、廃棄物、街並みづくり資料を除く)・平面図・配置図	開示	商工労働部 商工政策課	—
464	H21.1.27	湯湾バイパスに導入した住民参加型手法に関する ・街づくり推進委員メンバー ・街づくり検討委員会会議録	一部開示	大島支庁 瀬戸内事務所 総務課	7条1号, 2号
465	H21.1.27	政治団体一覧表(平成20年12月31日現在)	開示	選挙管理委員会	—
466	H21.1.28	・配置従事者身分証明書の登録者名簿 ・配置販売業者の登録名簿	開示	保健福祉部 薬務課	—
467	H21.1.28	港湾施設に関する照会について(回答)	開示	土木部 港湾空港課	—
468	H21.1.28	・平成20年度定期監査調書 ・平成19年度奄美空港管理委託料収支精算書	開示	土木部 港湾空港課	—
469	H21.1.29	鹿児島県浄化槽保守点検業登録条例に基づく登録申請書及び決裁文書(〇〇〇氏に係るもの)	一部開示	土木部 都市計画課	7条1号, 4号
470	H21.1.30	学校法人〇〇〇及び学校法人〇〇〇から提出された平成15~19年度の消費収支計算書、資金収支計算書及び貸借対照表	一部開示	総務部 学事法制課	7条2号
471	H21.1.30	県内の薬局・一般販売業・薬種商販売業 (事業者名(店舗名)・開設者名・所在地・電話番号)	開示	保健福祉部 薬務課	—
472	H21.1.30	別紙「全部開示決定公文書内訳」に記載の位置図及び縦覧用平面図 国道 389 号外 1 件	開示	土木部 道路維持課	—
473	H21.1.30	別紙「全部開示決定公文書内訳」に記載の位置図及び縦覧用平面図 長島宮之浦港線外 14 件	開示	土木部 道路維持課	—
474	H21.1.30	宅地建物取引業者名簿 鹿児島県知事免許で鹿児島県全域 必要項目: 免許番号, 業者名, 代表者名, 免許の期限, 主たる事務所の所在地	取下げ	土木部 建築課	—
475	H21.1.30	工事名: 20河川総合開発工事(ダム本体工) 工事場所: 新川(西之谷ダム)鹿児島市西別府町西之谷地内 開札執行日: 平成21年1月8日 鹿児島地域振興局 ※ 上記工事の工事費内訳書	取下げ	鹿児島地域振興局 建設部 建設総務課	—

整理番号	請求受付年月日	公文書の名称等	決定内容	事務担当課	備考 (不開示理由)
476	H21.1.30	平成21年度鹿児島県公立学校教員等選考試験 (第1次試験, 第2次試験) (第1次試験) 1 筆記試験問題 2 筆記試験問題の解答(配点を含む) 3 専門, 中高英語筆記試験ヒアリング問題原稿(スクリプト) 4 専門, 英語ヒアリングテープ, 音楽CD (第2次試験問題) 5 模擬授業試験問題 6 集団面接(養護教諭, 実習助手)質問内容	開示	教育庁 教職員課	—
477	H21.2.2	平成20年10月1日から平成20年12月31日までに確認のおりた「建築計画概要書」の2面, 3面	開示	土木部 建築課	—
478	H21.2.2	公共事業設計単価表内の「一般区域貸切自動車運賃表」にある単価一覧	開示	北薩地域振興局 建設部 土木建築課	—
479	H21.2.4	平成21年1月1日から1月31日の間に, 県内全税務事務所にて届出を受理した「法人設立届」	取下げ	総務部 税務課	—
480	H21.2.4	・公共関与の候補地調査結果 ・公共関与の適地調査概要 ・薩摩川内市との協議録(10件)	一部開示	環境生活部 廃棄物・リサイクル対策課	7条1号, 5号, 6号, 文書不存在
481	H21.2.4	別紙「全部開示決定公文書内訳」に記載の位置図及び縦覧用平面図 下東郷阿久根線外2件	開示	土木部 道路維持課	—
482	H21.2.5	別記医療法人の事業報告書, 財産目録, 貸借対照表及び損益計算書	一部開示	保健福祉部 保健医療福祉課	文書不存在
483	H21.2.5	別紙「全部開示決定公文書内訳」に記載の位置図及び縦覧用平面図 垂水南之郷線	開示	土木部 道路維持課	—
484	H21.2.5	1 建築士事務所登録一覧(1・2級) 2 建築士事務所受付台帳(1・2級) (平成20年6月24日以降平成21年2月5日までに登録したもの)	開示	土木部 建築課	—
485	H21.2.5	平面図 ・主要地方道名瀬瀬戸内線 ・一般県道安脚場実久線	開示	土木部 道路建設課	—
486	H21.2.6	平成16年9月14日に提出した陳情書に係る回答書の起案原義書	不開示	土木部 監理用地課	文書不存在
487	H21.2.6	日第5号県単道路整備(舗装補修)川内串木野線 県単道路整備(舗装補修(交付金))(郡山工区)国道328号 県単道路整備(交付金)(吉野町20の2工区)鹿児島吉田線 20急傾斜地崩壊対策(南高野地区2工区)南高野 上記, 鹿児島地域振興局建設部発注工事の設計書	取下げ	鹿児島地域振興局 建設部 建設総務課	—
488	H21.2.6	平成21, 20年度鹿児島県公立学校教員等選考試験 (第1次試験) 1 筆記試験問題 2 筆記試験問題の解答(配点を含む) 3 専門, 中高英語筆記試験ヒアリング問題原稿(スクリプト) (第2次試験) 1 模擬授業試験問題 2 集団面接(養護教諭, 実習助手)質問内容	開示	教育庁 教職員課	—
489	H21.2.6	平成21, 20, 19年度鹿児島県公立学校教員等選考試験(第1次試験)試験問題(教職教養, 一般教養, 高等学校工業, 実習助手工業)及び解答(第2次試験)模擬授業試験問題(高等学校工業)集団面接質問内容(実習助手工業)	開示	教育庁教職員課	—
490	H21.2.6	土地取得補償台帳 土地売買契約書 丈量図 平面図	一部開示	大島支庁 徳之島事務所 総務課	旧8条2号, 4号
491	H21.2.9	①〇〇〇市街地再開発権利変換計画認可伺いの添付書類「権利変換計画の縦覧」に係る書類 ②〇〇〇市街地再開発事業に係る権利変換計画への〇〇〇の同意書	不開示	土木部 建築課	文書不存在, 存否応答拒否
492	H21.2.9	①〇〇〇再開発組合の定款及び事業計画の変更認可申請の添付書類「関係権利者の同意書」 ②「平成4年10月1日設立認可の事業計画変更後6ヶ月過ぎた資金計画等の変更」に係る事業計画変更認可申請の添付書類「意見書の審査委員決定等の記録」	不開示	土木部 建築課	文書不存在

整理番号	請求受付年月日	公文書の名称等	決定内容	事務担当課	備考 (不開示理由)
493	H21.2.10	・「黒潮文化の郷・奄美パーク」(仮称)整備第1回～4回専門委員会意見交換要旨 ・「黒潮文化の郷・奄美パーク」(仮称)の整備に関するとりまとめ ・「黒潮文化の郷・奄美パーク」(仮称)第1回～3回基本構想策定懇話会議事録	一部開示	商工労働部 観光交流局 観光課	旧8条2号
494	H21.2.10	平成20年8月22日、農村振興課において受理された農地転用事前審査申出書に添付された”県の意見書” 申請者:○○○	不開示	農政部 農村振興課	7条2号,3号, 存否応答拒否
495	H21.2.10	小規模林地開発に対する一体性の考え方について	開示	林務水産部 森林整備課	—
496	H21.2.10	別紙「全部開示決定公文書内訳」に記載の位置図及び縦覧用平面図 野間島間港線外2件	開示	土木部 道路維持課	—
497	H21.2.10	以下の事業(工事)について、落札金額を算出した詳細な根拠(金入り積算内訳書:代価表付)の開示 事業名:河川課主管 公共 河川総合開発(二級) 工事名:20河川総合開発工事(西之谷ダム本体工)	取下げ	鹿児島地域振興局 建設部 建設総務課	—
498	H21.2.12	道路改築(郡山拡幅19の2工区)国道328号 鹿第14号単道路整備(改良)鹿児島川辺線 県単道路整備(交付金)(西千石19の3工区)鹿児島中央停車場線 上記鹿児島地域振興局建設部発注工事の設計書	開示	鹿児島地域振興局 建設部 建設総務課	—
499	H21.2.12	平成21年度鹿児島県公立学校職員等選考試験 (第1次試験) 教職教養試験問題及び解答(配点を含む) 一般教養試験問題及び解答(配点を含む)	開示	教育庁 教職員課	—
500	H21.2.12	学校職員の事故報告書(県内の公立小・中学校職員の体罰に関する報告書で平成17年度から平成21年3月13日までに受理したもの。)	一部開示	教育庁 教職員課	7条1号
501	H21.2.12	○○○署取扱いの司法書士法違反並びに土地家屋調査士法違反事件にかかる平成20年9月1日執行の搜索差押許可状の裁判官への請求時の疎明資料の写し	却下	警察本部 生活環境課	適用除外
502	H21.2.12	○○○署取扱いの司法書士法違反並びに土地家屋調査士法違反事件にかかる平成20年10月23日執行の逮捕状の裁判官への請求時の疎明資料の写し	却下	警察本部 生活環境課	適用除外
503	H21.2.12	平成20年鹿児島県知事選挙に係る○○○氏の選挙運動費用収支報告書	開示	選挙管理委員会	—
504	H21.2.13	平成20・19年度鹿児島県職員採用試験問題に係る公文書	一部開示	人事委員会	7条2号
505	H21.2.16	別紙「全部開示決定公文書内訳」に記載の位置図及び縦覧用平面図 国道58号外2件	開示	土木部 道路維持課	—
506	H21.2.18	川薩保健所管内7カ所の温泉公共利用施設に係る温泉分析書	一部開示	北薩地域振興局 保健福祉環境部 衛生・環境課	7条1号,2号, 4号
507	H21.2.18	旧徳之島土木出張所に在籍した道路課長○○○及び同○○○に関する用地交渉記録	不開示	大島支庁 徳之島事務所 総務課	文書不存在
508	H21.2.19	別紙「全部開示決定公文書内訳」に記載の位置図及び縦覧用平面図 湯湾新村線外2件	開示	土木部 道路維持課	—
509	H21.2.20	食肉販売業及び食肉販売業(包装)の要許可台帳一覧表	開示	保健福祉部 生活衛生課	—
510	H21.2.20	①補償契約書(平成19年6月1日付け) ②補償契約書(平成20年5月21日付け)	一部開示	土木部 河川課	7条2号,4号
511	H21.2.23	平成20年8～10月に支出した知事交際費の支出負担行為・支出命令票(請求書を含む。),精算票及び資金前渡記録票	一部開示	総務部 秘書課	7条1号,2号, 4号
512	H21.2.23	2008.1～12月に入札が行われた,落札結果及び契約後の変更にかかわる関連調書一式(土木と農政部局対象)	取下げ	総務部 広報課	—
513	H21.2.23	○○○から申請,届出のあった登録申請書第1面及び第4面,変更届出書,廃業等届出書	一部開示	商工労働部 経営金融課	7条1号,2号, 4号
514	H21.2.23	平成20年1月～12月に入札を実施したA4コピー用紙に係る入札執行調書	一部開示	出納局 管理調達課	7条1号
515	H21.2.24	県内14農業協同組合の2007年度ディスクロージャー誌の一部(一部の詳細は別紙)	開示	農政部 農業経済課	—
516	H21.2.25	2008年1月～12月に入札が行われた農道事業の落札額,最終契約額及び落札業者が分かる資料	開示	農政部 農地建設課	—
517	H21.2.25	2008年1月～12月に入札が行われた道路工事請負契約の落札額,最終契約額及び落札業者が分かる資料	開示	土木部 監理用地課	—
518	H21.2.27	鹿児島県が交際費として支出した全部署の支出明細書 (平成19年度)執行者名,項目,全額,相手を示す資料	一部開示	総務部 広報課	—

整理番号	請求受付年月日	公文書の名称等	決定内容	事務担当課	備考 (不開示理由)
519	H21.2.27	平成11年度～平成20年度までの鹿児島県調理師試験試験問題及び解答	開示	保健福祉部健康増進課	—
520	H21.2.27	別紙「全部開示決定公文書内訳」に記載の位置図及び縦覧用平面図 国道 58 号外 6 件	開示	土木部 道路維持課	—
521	H21.2.27	別紙「全部開示決定公文書内訳」に記載の位置図及び縦覧用平面図 国道 504 号	開示	土木部 道路維持課	—
522	H21.2.27	別紙「全部開示決定公文書内訳」に記載の位置図及び縦覧用平面図 北永野田小浜線	開示	土木部 道路維持課	—
523	H21.2.27	鹿児島県議会が交際費として支出した明細書 (平成19年度) 執行者名, 項目, 全額, 相手を示す資料	一部開示	議会事務局 総務課	7 条 1 号, 2 号, 4 号
524	H21.3.2	勤務成績評定要綱 職務行動評定実施要領 業績評定実施要領	開示	総務部 人事課	—
525	H21.3.2	〇〇〇の岩石採取計画認可申請書(平成 19 年度)のうち採取期間の わかる書類及び使用土地目録	一部開示	商工労働部 商工政策課	7 条 2 号, 4 号
526	H21.3.3	平成 20 年 10 月 23 日, 〇〇〇署(旧〇〇〇署)取扱いの司法書士法 違反並びに土地家屋調査士法違反事件にかかる署長事件指揮簿の 写し	一部開示	警察本部 生活環境課	7 条 1 号, 4 号
527	H21.3.3	平成 20 年 10 月 23 日, 〇〇〇署(旧〇〇〇署)取扱いの司法書士法 違反並びに土地家屋調査士法違反事件にかかる (1)強制捜査時の県警本部からの応援に関する事前の「請求書面およ び決裁書面」の写し (2)「逮捕簿」の写し (3)逮捕状執行における県警本部からの応援に関する事前の「請求書 面および決裁書面」の写し (4)〇〇〇署長(現, 〇〇〇署長)から本部長までに至る関係部課長に 関する「役職及び氏名」を記載した書面の交付 (5)差押捜査状および逮捕状の管轄裁判所が「却下」処分をしたであ るうことから, その却下に関する書面の写し	不開示	警察本部 生活環境課	文書不存在
528	H21.3.3	平成 20 年 10 月 23 日, 〇〇〇署(旧〇〇〇署)取扱いの司法書士法 違反並びに土地家屋調査士法違反事件にかかる (1)「捜査報告書」の写し (2)平成 20 年 5 月 29 日の告発状受理後における検察庁への「送付書」 の写し(ただし最初の送付日が判明すること) (3)家宅捜索時の撮影枚数および撮影者氏名の記載ある書面 (4)強制捜査後に検察庁へ送付した書類の写し(ただし送付日が判明 すること)	却下	警察本部 生活環境課	適用除外
529	H21.3.4	1 中小企業等協同組合継続決議認可申請書(昭和58年12月19日 付け〇〇〇商店街協同組合提出) 2 中小企業等協同組合の継続決議の許可について(昭和59年2月 3日付け中企第659号)	一部開示	商工労働部 商工政策課	旧 8 条 2 号, 3 号, 4 号
530	H21.3.4	土木工事標準歩掛	開示	土木部 技術管理課	—
531	H21.3.4	〇〇〇市街地再開発事業の権利変換計画許可申請の添付書類であ る, 〇〇〇商店街協同組合定款及び土地, 家屋の登記簿謄本	不開示	土木部 建築課	文書不存在
532	H21.3.4	平成5年12月11日付同意書 審査委員三名が連書捺印した〇〇〇再開発事業権利変換計画第 84条の規定により同意書が添付された申請書(平成5年12月15日付 〇〇〇第4号)が鹿児島市長から進達され, 告示第101号となった。	不開示	土木部 建築課	存否応答拒否
533	H21.3.5	〇〇〇から提出された平成18年12月21日付け登録申請書第1面及 び第4面, 平成20年8月6日付け廃業等届出書	一部開示	商工労働部 経営金融課	7 条 1 号, 2 号, 4 号
534	H21.3.5	別紙建設業者に係る「経営規模等評価結果通知書・総合評定通知 書」(平成19年度の審査基準日のもので再審査に係るもの) ※44 業者	一部開示	土木部 監理用地課	文書不存在
535	H21.3.5	・議会時報 ・川内原子力発電所周辺環境放射線調査結果報告書 ・鹿児島県定例会会議録(20年度分)	取下げ	出納局 管理調達課	—
536	H21.3.5	道路改築交通情勢調査設計委託成果品 費用便益分析結果	開示	大島支庁 建設部 建設課	—
537	H21.3.6	清涼飲料水製造業の要許可台帳一覧表(鹿児島市を除く。)	開示	保健福祉部 生活衛生課	—
538	H21.3.6	平成19年8月20日「建第367号」公開質問書に対する回答について (伺い)	一部開示	土木部 建築課	7 条 1 号, 4 号

整理番号	請求受付年月日	公文書の名称等	決定内容	事務担当課	備考 (不開示理由)
539	H21.3.6	平成20年度議会時報, 川内原子力発電所周辺環境放射線調査結果報告書, 鹿児島県議会定例会会議録の入札に係る落札結果	一部開示	出納局 管理調達課	7条2号, 4号
540	H21.3.6	治山台帳平成4年度復旧治山事業 鹿児島市犬迫町屋敷前地内に係る (1)平面図 (2)断面図 各1枚	開示	鹿児島地域振興局 農林水産部 農林水産総務課	—
541	H21.3.6	20河川総合開発工事(ダム本体工)西之谷ダムの鑑, 当初設計内訳書及び最下位までの単価表の金入り設計書	取下げ	鹿児島地域振興局 建設部 総務建設課	—
542	H21.3.9	平成21年1月1日から平成21年2月28日までに都市計画法に基づく開発行為における許可が下りた物件(※一戸建て住宅・宅地分譲・コンビニ・ガソリンスタンドを除く)を対象とする開発行為許可申請書(カガミ部分)・設計説明書・位置図・土地資料計画図	一部開示	土木部 建築課	7条1号, 2号, 4号
543	H21.3.10	平成20年8月5日に実施された「毒物劇物取扱者試験」の解答	開示	保健福祉部 薬務課	—
544	H21.3.12	保健福祉部介護保険課が医療法人〇〇〇〇居宅介護事業所〇〇〇〇に対し, 平成18年5月18日に実地指導を実施すると通知した公文書。又は, 実地指導をするために県の事務処理の決裁を受けた起案文書。またはその後の通知文たる原本。あるいは, 5月18日に実地指導したその客観的事実がわかる公文書。	不開示	保健福祉部 介護保険課	文書不存在
545	H21.3.13	生活保護の不服審査請求に対する裁決書 平成18年度分6件(13件は同内容の裁決書のため除く) 平成19年度分5件(6件は同内容の裁決書のため除く)	一部開示	保健福祉部 社会福祉課	7条1号
546	H21.3.13	温泉利用状況報告書(平成19年度分もしくは最新年度)の個表	開示	保健福祉部 生活衛生課	—
547	H21.3.16	おがみ山バイパスに関する費用対効果B/C資料①平成32年交通 量推計分②平成42年交通量推計分	開示	大島支庁建設部建設課	—
548	H21.3.16	別紙「全部開示決定公文書内訳」に記載の位置図及び縦覧用平面図 国道58号外9件	開示	土木部 道路維持課	—
549	H21.3.17	志布志事件の人権事件としての知事の調査結果全文	不開示	環境生活部 人権同和対策課	文書不存在
550	H21.3.17	1 非課税扱いになっている国の制度「重度障害者手当」が生活保護 法第61条の届け出る義務になる収入としている法的根拠 2 届け出る義務のある収入とは何か具体的条文	不開示	保健福祉部 社会福祉課	文書不存在
551	H21.3.17	1 ハートピア鹿児島は請求者に利用券を発行したのに利用可はプールの みでトレーニング室は診断書(計3万円程になる)を提出していない から利用拒否しているが, 下請業者が行政財産公の施設の利用を 拒否出来得る法律上の正当な理由	不開示	保健福祉部 障害福祉課	文書不存在
552	H21.3.17	1 ①鹿児島県立霧島自然ふれあいセンター②鹿児島市立少年自然 の家③鹿児島市立喜入老人憩の家④薩摩川内市立少年自然の家が 旅館業開業手続きもせずかつ県民, 市民でないとの理由で宿泊拒否 を続けた法律上の理由 2 宿泊を求める者が老人障害者であったなら, 「1」の行為は刑法21 8条のいじめに当たるのか。 3 宿泊拒否でき得る全条件明示	不開示	保健福祉部 生活衛生課	文書不存在
553	H21.3.17	1 宿泊拒否条件は法律とは別に施設側が自由に設定できるとの主 張であるが, その法律上の正当な理由全文 2 「1」の主張はアイスター事件判例にもない。誰の発案なのか。	不開示	保健福祉部 生活衛生課	文書不存在
554	H21.3.17	1 もぐり営業の旅館は犯罪になるのかならないのか。その法的根拠。	不開示	保健福祉部 生活衛生課	文書不存在
555	H21.3.17	宿泊施設, 公衆浴場が開業の手続きをしていない場合は誰が第3者と しての安全責任を負うのか。	不開示	保健福祉部 生活衛生課	文書不存在
556	H21.3.17	①鹿児島市立高齢者福祉センター与次郎は公衆浴場法の関係手続 きが済んでいるのに, 市民でないことを理由に利用拒否をできるの。 ②指宿市ヘルシーランド条例で「看護を要する者が, 看護者なしで来 たら市長は利用拒否できる」とあるが, これは合法的な条例なのか。 2 公衆浴場を利用拒否でき得る全条件	不開示	保健福祉部 生活衛生課	文書不存在

整理番号	請求受付年月日	公文書の名称等	決定内容	事務担当課	備考 (不開示理由)
557	H21.3.17	①名瀬都市計画道路の変更資料【歩道無し】 ②名瀬都市計画道路の変更資料【歩道有り】 ③名瀬都市計画道路の変更資料【歩道有り(公聴会閲覧図書)】 ④2月27日,28日,3月1日開催 都市計画道路3・5・16号永田平田線(おがみ山バイパス事業)の計画変更に伴う説明会【県説明資料】 ⑤2月27日,28日,3月1日開催 都市計画道路3・5・16号永田平田線(おがみ山バイパス事業)の計画変更に伴う説明会【配付資料】 ⑥2月27日,28日,3月1日開催 都市計画道路3・5・16号永田平田線(おがみ山バイパス事業)の計画変更に伴う説明会【都市計画課長,道路建設課長報告】 ⑦2月27日,28日,3月1日開催 都市計画道路3・5・16号永田平田線(おがみ山バイパス事業)の計画変更に伴う説明会【部次長報告】	開示	大島支庁 建設部 建設課	—
558	H21.3.18	平成19年度水道統計に係る平成19年度専用水道調査表	開示	保健福祉部 生活衛生課	—
559	H21.3.19	鹿児島県内の「環境の森林(種子島地区は除く)」用地取得に係わる不動産鑑定評価書	一部開示	林務水産部 森林整備課	7条1号,2号, 4号, 旧8条2号,3号, 4号
560	H21.3.19	新種子島空港整備計画に関する取得用地一覧表	開示	土木部 港湾空港課	—
561	H21.3.19	第33号県単河川等防災工事(馬追川工区)に係る閲覧設計書類	開示	南薩地域振興局 建設部 建設総務課	—
562	H21.3.24	平成21・22年度県建設工事入札参加資格者格付一覧表	開示	土木部 監理用地課	—
563	H21.3.25	県営農地環境整備事業 福元地区に係る ①事業実施採択申請書②土地改良事業計画概要書③事業計画書	開示	大島支庁 農林水産部 農村整備課	—
564	H21.3.26	①平成19年度 農業・農村活性化整備事業実績 ②平成20年度 農業・農村活性化整備事業実績 ③平成21年度 農業・農村活性化整備事業実績	一部開示	農政部 農政課	文書不存在
565	H21.3.26	平成19年度活動火山周辺地域防災営農対策事業実績 平成20年度活動火山周辺地域防災営農対策事業実績 平成21年度活動火山周辺地域防災営農対策事業実施予定地区と事業内容 平成19年度奄美農業創出支援事業実績 平成20年度奄美農業創出支援事業実績 平成21年度奄美農業創出支援事業実施予定地区と事業内容	一部開示	農政部 農村振興課	文書不存在
566	H21.3.26	施設園芸省エネルギー技術緊急導入推進事業実績	開示	農政部 農産園芸課	—
567	H21.3.26	別紙「全部開示決定公文書内訳」に記載の位置図及び縦覧用平面図阿多川辺線外5件	開示	土木部 道路維持課	—
568	H21.3.26	佐仕万原赤木名線緊急地方道路整備工事に伴う土地売買契約書 ○○○ ○○○町○○○	取下げ	大島支庁 建設部 建設課	—
569	H21.3.27	平成17年7月11日に郵便物配達証明で提出した○○○商店街協同組合の検査請求書及び添付書類	不開示	商工労働部 商工政策課	文書不存在
570	H21.3.27	○○○こと○○○から提出された平成18年12月22日付登録申請書第1面及び第4面,平成20年9月10日付け廃業等届出書	一部開示	商工労働部経営金融課	7条1号,2号, 4号
571	H21.3.27	平成12年1月17日「建第359号」弁明書都市再開発法第45条に基づき解散認可に対し,平成11年5月28日建設大臣に審査請求が提出された弁明書の起案原義書伺いと添付公文書(鹿児島市長との協議記録)	一部開示	土木部 建築課	—
572	H21.3.27	○○○市街地再開発事業の権利変換計画「○○○商店街協同組合内部の貸借権利関係の整理」で協同組合の財産権は全て法人の権利で未登録借地権はなく,場所使用権であるとして,宅地の更地をしている。平成5年12月14日作成の「権利関係の整理」と基礎としている控訴審判決。	不開示	土木部 建築課	文書不存在
573	H21.3.30	「知事へのたより」に対する回答(平成19年5月○日付け)に係る管理型処分場整備推進班(薩摩川内市在住):○○○と本課間の協議資料	不開示	環境生活部 廃棄物・リサイクル対策課	文書不存在
574	H21.3.30	「知事へのたより」に対する回答(平成19年5月○日付け)に係る協議資料	一部開示	環境生活部 廃棄物・リサイクル対策課	—

整理番号	請求受付年月日	公文書の名称等	決定内容	事務担当課	備考 (不開示理由)
575	H21.3.30	平成20年4月7日付け産業廃棄物適正処理監督指導員業務日誌に係る協議資料	不開示	環境生活部 廃棄物・リサイクル対策課	文書不存在
576	H21.3.30	〇〇〇(〇〇〇市〇〇〇番地)に対する廃棄物・リサイクル対策課の行政指導関連資料	一部開示	環境生活部 廃棄物・リサイクル対策課	7条1号, 2号, 4号
577	H21.3.30	保健福祉部介護保険課が医療法人〇〇〇居宅介護事業所〇〇〇に対し、平成18年3月27日及び5月11日に①実地指導を実施すると通知した公文書。②実施指導をするために県の事務処理の決裁を受けた起案文書。③その後の通知文たる原本。	一部開示	保健福祉部 介護保険課	文書不存在
578	H21.3.30	〇〇〇に対する平成20年4月10日付け改善命令書の起案文書	開示	環境生活部 廃棄物・リサイクル対策課	—

(2) 鹿児島県情報公開条例

- (平成12年12月26日鹿児島県条例第113号)
- (平成14年10月15日鹿児島県条例第66号)
- (平成16年3月26日鹿児島県条例第10号)
- (平成16年10月8日鹿児島県条例第55号)
- (平成16年12月24日鹿児島県条例第68号)
- (平成17年12月26日鹿児島県条例第102号・104号)
- (平成18年10月17日鹿児島県条例第60号)
- (平成19年7月6日鹿児島県条例第35号)

目次

- 第1章 総則（第1条—第4条）
- 第2章 公文書の開示（第5条—第18条）
- 第3章 不服申立て等（第18条の2—第21条）
- 第4章 情報公開施策の推進（第22条—第27条）
- 第5章 雑則（第28条—第31条）
- 附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、地方自治の本旨にのっとり、県民の知る権利を尊重し、公文書の開示を請求する権利につき定めること等により、県政に関する情報の一層の公開を図り、もって県の有するその諸活動を県民に説明する責務が全うされるようにするとともに、県民の県政に対する理解と信頼を確保し、県民参加による公正で開かれた県政の推進に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「実施機関」とは、知事、議会、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、公安委員会、警察本部長、労働委員会、収用委員会、海区漁業調整委員会、内水面漁場管理委員会及び県立病院事業管理者並びに鹿児島県住宅供給公社、鹿児島県道路公社及び鹿児島県土地開発公社をいう。

2 この条例において「公文書」とは、実施機関の職員（鹿児島県住宅供給公社、鹿児島県道路公社及び鹿児島県土地開発公社（以下「公社」と総称する。）にあっては、役員を含む。以下この項において同じ。）が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。

- (1) 官報、公報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの
- (2) 図書館、博物館その他これらに類する施設において、一般の利用に供することを目的として保管されているもの

(解釈及び運用)

第3条 実施機関は、公文書の開示を請求する権利が十分に尊重されるようにこの条例を解釈し、及び運用するものとする。この場合において、実施機関は、個人に関する情報がみだりに公にされることのないように最大限の配慮をしなければならない。

(適正な請求及び使用)

第4条 この条例の定めるところにより公文書の開示を請求しようとする者は、この条例の目的に即し、適正な請求に努めるとともに、公文書の開示を受けたときは、これによって得た情報を適正に使用しなければならない。

第2章 公文書の開示

(開示請求権)

第5条 何人も、この条例の定めるところにより、実施機関に対し、当該実施機関の保有する公文書の開示を請求することができる。

(開示請求の手続)

第6条 前条の規定による開示の請求(以下「開示請求」という。)は、次に掲げる事項を記載した書面(以下「開示請求書」という。)を実施機関に提出してしなければならない。

(1) 開示請求をする者の氏名又は名称及び住所又は居所並びに法人その他の団体にあつては代表者の氏名

(2) 公文書の名称その他の開示請求に係る公文書を特定するに足りる事項

2 実施機関は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求をした者(以下「開示請求者」という。)に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供しよう努めなければならない。

(公文書の開示義務)

第7条 実施機関は、開示請求があつたときは、開示請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報(以下「不開示情報」という。)のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該公文書を開示しなければならない。

(1) 個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令若しくは条例の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報

イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

ウ 当該個人が公務員等(国家公務員法(昭和22年法律第120号)第2条第1項に規定する国家公務員(独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第2項に規定する特定独立行政法人の役員及び職員を除く。)、独立行政法人等(独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成13年法律第140号)第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。))の役員及び職員、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。))及び公社の役員及び職員をいう。)である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

(2) 法人その他の団体(国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人及び公社を除く。以下「法人等」という。)に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。

ア 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

イ 実施機関の要請を受けて、公にしないと条件で任意に提供されたものであつて、法人等又は個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

(3) 法令若しくは条例の規定により、又は実施機関が法律若しくはこれに基づく政令の規定により従う義務のある内閣総理大臣、各省大臣その他の機関の明示の指示により公にすることができない情報

(4) 公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報

(5) 県の機関、国の機関、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人及び公社の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であつて、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

(6) 県の機関、国の機関、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人又は

公社が行う事務又は事業に関する情報であつて、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

ア 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ

イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、県、国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人又は公社の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

ウ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ

エ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ

オ 県、国若しくは他の地方公共団体が経営する企業、独立行政法人等、地方独立行政法人又は公社に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

(部分開示)

第8条 実施機関は、開示請求に係る公文書の一部に不開示情報が記録されている場合において、不開示情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。ただし、当該部分を除いた部分に有意の情報が記録されていないと認められるときは、この限りでない。

2 開示請求に係る公文書に前条第1号の情報(特定の個人を識別することができるものに限る。)が記録されている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、公にしても、個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

(公益上の理由による裁量的開示)

第9条 実施機関は、開示請求に係る公文書に不開示情報(第7条第3号の情報を除く。)が記録されている場合であっても、公益上特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該公文書を開示することができる。

(公文書の存否に関する情報)

第10条 開示請求に対し、当該開示請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該公文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

(開示請求に対する措置)

第11条 実施機関は、開示請求に係る公文書の全部又は一部を開示するときは、その旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨及び開示の実施に関し規則で定める事項を書面により通知しなければならない。

2 実施機関は、開示請求に係る公文書の全部を開示しないとき(前条の規定により開示請求を拒否するとき及び開示請求に係る公文書を保有していないときを含む。)は、開示をしない旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

3 実施機関は、前2項の決定(開示請求に係る公文書の全部を開示する旨の決定を除く。)をしたときは、当該各項に規定する書面にその理由を記載しなければならない。この場合において、当該公文書の全部又は一部が第7条各号に該当しなくなる期日をあらかじめ明示することができるときは、その期日を付記しなければならない。

(開示決定等の期限)

第12条 前条第1項及び第2項の決定(以下「開示決定等」という。)は、開示請求があった日から30日以内にななければならない。ただし、第6条第2項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(開示決定等の期限の特例)

第13条 開示請求に係る公文書が著しく大量であるため、開示請求があった日から60日以内にそのすべてについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、実施機関は、開示請求に係る公文書

のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの公文書については相当の期間内に開示決定等をするに足りる。この場合において、実施機関は、同条第1項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

- (1) この条を適用する旨及びその理由
- (2) 残りの公文書について開示決定等をする期限
(事案の移送)

第14条 実施機関は、開示請求に係る公文書が他の実施機関により作成されたものであるときその他他の実施機関において開示決定等をするにつき正当な理由があるときは、当該他の実施機関と協議の上、当該他の実施機関に対し、事案を移送することができる。この場合において、移送をした実施機関は、開示請求者に対し、事案を移送した旨を書面により通知しなければならない。

- 2 前項の規定により事案が移送されたときは、移送を受けた実施機関において、当該開示請求についての開示決定等をしてしなければならない。この場合において、移送をした実施機関が移送前にした行為は、移送を受けた実施機関がしたものみなす。
- 3 前項の場合において、移送を受けた実施機関が第11条第1項の決定（以下「開示決定」という。）をしたときは、当該実施機関は、開示の実施をしなければならない。この場合において、移送をした実施機関は、当該開示の実施に必要な協力をしなければならない。

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

第15条 開示請求に係る公文書に県、国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人、公社及び開示請求者以外の者（以下この条、第20条及び第21条において「第三者」という。）に関する情報が記録されているときは、実施機関は、開示決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、規則で定めるところにより通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

- 2 実施機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、開示決定に先立ち、当該第三者に対し、規則で定めるところにより通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。
 - (1) 第三者に関する情報が記録されている公文書を開示しようとする場合であって、当該情報が第7条第1号イ又は同条第2号ただし書に規定する情報に該当すると認められるとき。
 - (2) 第三者に関する情報が記録されている公文書を第9条の規定により開示しようとするとき。
- 3 実施機関は、前2項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該公文書の開示に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、開示決定をするときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも2週間を置かなければならない。この場合において、実施機関は、開示決定後直ちに、当該意見書（第19条及び第20条において「反対意見書」という。）を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。

(開示の実施)

第16条 公文書の開示は、文書又は図画については閲覧又は写しの交付により、電磁的記録についてはその種別、情報化の進展状況等を勘案して規則で定める方法により行う。ただし、閲覧の方法による公文書の開示にあつては、実施機関は、当該公文書の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときは、その写しにより、これを行うことができる。

- 2 開示決定に基づき公文書の開示を受ける者は、規則で定めるところにより、当該開示決定をした実施機関に対し、その求める開示の実施の方法その他の規則で定める事項を申し出なければならない。
- 3 前項の規定による申出は、第11条第1項に規定する通知があつた日から30日以内に行なければならない。ただし、当該期間内に当該申出をすることができないことにつき正当な理由があるときは、この限りでない。
- 4 開示決定に基づき公文書の開示を受けた者は、最初に開示を受けた日から30日以内に限り、実施機関に対し、更に開示を受ける旨を申し出ることができる。この場合においては、前項ただし書の規定を準用する。

(法令等による開示の実施との調整)

第17条 実施機関は、法令又は他の条例の規定により、何人にも開示請求に係る公文書が

前条第1項本文に規定する方法と同一の方法で開示することとされている場合（開示の期間が定められている場合にあつては、当該期間内に限る。）には、同項本文の規定にかかわらず、当該公文書については、当該同一の方法による開示を行わない。ただし、当該法令又は他の条例の規定に一定の場合には開示をしない旨の定めがあるときは、この限りでない。

2 法令又は他の条例の規定に定める開示の方法が縦覧であるときは、当該縦覧を前条第1項本文の閲覧とみなして、前項の規定を適用する。

（費用の負担）

第18条 開示請求をして文書又は図画（これらの写しを含む。）の写しの交付を受ける者は、当該写しの交付に要する費用を負担しなければならない。

2 開示請求をして電磁的記録の開示（閲覧に準ずるものとして規則で定めるものを除く。）を受ける者は、当該開示の実施に要する費用を負担しなければならない。

第3章 不服申立て等

（公社に対する異議申立て）

第18条の2 公社がした開示決定等又は開示請求に係る不作為について不服がある者は、当該公社に対し、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）による異議申立てをすることができる。

（審査会への諮問）

第19条 開示決定等について行政不服審査法による不服申立てがあつたときは、当該不服申立てに対する裁決又は決定をすべき実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、鹿児島県情報公開・個人情報保護審査会に諮問しなければならない。

(1) 不服申立てが不適法であり、却下するとき。

(2) 裁決又は決定で、不服申立てに係る開示決定等（開示請求に係る公文書の全部を開示する旨の決定を除く。以下この号及び第21条において同じ。）を取り消し、又は変更し、当該不服申立てに係る公文書の全部を開示することとするとき。ただし、当該開示決定等について反対意見書が提出されているときを除く。

（諮問をした旨の通知）

第20条 前条の規定により諮問をした実施機関は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

(1) 不服申立人及び参加人

(2) 開示請求者（開示請求者が不服申立人又は参加人である場合を除く。）

(3) 当該不服申立てに係る開示決定等について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が不服申立人又は参加人である場合を除く。）

（第三者からの不服申立てを棄却する場合等における手続）

第21条 第15条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決又は決定をする場合について準用する。

(1) 開示決定に対する第三者からの不服申立てを却下し、又は棄却する裁決又は決定

(2) 不服申立てに係る開示決定等を変更し、当該開示決定等に係る公文書を開示する旨の裁決又は決定（第三者である参加人が当該公文書の開示に反対の意思を表示している場合に限る。）

第4章 情報公開施策の推進

（情報公開施策の推進）

第22条 県は、県政に関する正確で分かりやすい情報を県民が迅速かつ容易に得られるよう、第2章に定める公文書の開示のほか、情報提供施策及び情報収集活動の充実を図り、情報公開施策の推進に努めるものとする。

（情報提供施策の充実）

第23条 県は、報道機関への情報の提供及び広報誌その他の手段による広報の充実を図り、広報活動を積極的に推進するよう努めるものとする。

2 県は、県民の利用に供することを目的として作成し、又は収集した刊行物その他の資料について、閲覧等のための施設の充実及び目録の整備に努めるものとする。

3 県は、前2項に定めるもののほか、情報の所在の案内等情報の提供機能の充実を図り、情報提供施策の充実を努めるものとする。

(情報収集活動の充実)

第24条 県は、県民が必要とする情報を的確に把握するため、広聴活動その他の情報収集活動の充実に努めるものとする。

(会議の公開)

第25条 実施機関の附属機関その他これに類するものは、その会議（法令又は条例の規定により公開することができないとされている会議を除く。）を公開するものとする。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

(1) 不開示情報が含まれる事項について審議、審査、調査等を行う場合

(2) 公開することにより、公正又は円滑な運営に著しい支障が生ずると認められる場合

(出資法人の情報公開)

第26条 県が資本金、基本金その他これらに準ずるものを出資している法人（公社を除く。）であって実施機関が定めるもの（以下「出資法人」という。）は、この条例の趣旨にのっとり、当該出資法人の性格及び業務内容に応じ、その保有する情報の公開に関し必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 実施機関は、出資法人に対し、前項に定める必要な措置を講ずるよう指導に努めるものとする。

(指定管理者の情報公開)

第27条 指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）は、この条例の趣旨にのっとり、その管理する公の施設の管理に係る情報の公開に関し必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 実施機関は、指定管理者に対し、前項に定める必要な措置を講ずるよう指導に努めるものとする。

第5章 雑則

(公文書の管理)

第28条 実施機関は、この条例の適正かつ円滑な運用に資するため、公文書を適正に管理するものとする。

2 実施機関は、規則で定めるところにより公文書の管理に関する定めを設けるとともに、これを一般の閲覧に供しなければならない。

3 実施機関は、公文書の検索に必要な資料を作成し、一般の利用に供するものとする。

(運用状況の公表)

第29条 知事は、毎年1回、各実施機関におけるこの条例の運用状況を取りまとめ、公表するものとする。

(適用除外)

第30条 法令の規定により、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）の規定を適用しないこととされている公文書については、この条例の規定は、適用しない。

(規則への委任)

第31条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成13年4月1日から施行する。ただし、第2条第1項（公安委員会及び警察本部長に係る部分に限る。）及び附則第2項第3号の規定は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の鹿児島県情報公開条例（以下「新条例」という。）の規定は、次に掲げる公文書については、適用しない。

(1) 平成13年4月1日前に実施機関（公安委員会及び警察本部長を除く。）の職員が作成し、又は取得した公文書（改正前の鹿児島県情報公開条例（以下「旧条例」という。）第2条第1項に規定する公文書等（以下単に「公文書等」という。）を除く。）

(2) 平成11年7月1日前に実施機関（議会に限る。）の職員が作成し、又は取得した公文書（公文書等に限る。）

- (3) 前項ただし書の規則で定める日前に実施機関(公安委員会及び警察本部長に限る。)の職員が作成し、又は取得した公文書
- 3 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前に実施機関の職員が作成し、又は取得した公文書等については、新条例第7条の規定にかかわらず、旧条例第8条の規定は、なおその効力を有する。
 - 4 この条例の施行の際現になされている旧条例第6条の規定による開示の請求は、新条例第6条の規定による開示の請求とみなす。
 - 5 この条例の施行の際現になされている旧条例第12条に規定する不服申立ては、新条例第19条に規定する不服申立てとみなす。
 - 6 前2項に規定するもののほか、施行日前に旧条例の規定によりした処分、手続その他の行為は、新条例の相当の規定によりした処分、手続その他の行為とみなす。
 - 7 旧条例第13条第1項の規定により置かれた鹿児島県公文書等開示審査会は、新条例第22条の規定により置かれた審査会となり、同一性をもって存続するものとする。
 - 8 この条例の施行の際現に旧条例第13条第3項の規定により鹿児島県公文書等開示審査会の委員に任命されている者は、施行日に新条例第24条第1項の規定により審査会の委員に任命されたものとみなし、その任期は、同条第2項の規定にかかわらず、平成15年11月30日までとする。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の鹿児島県情報公開条例第7条及び第15条第1項の規定は、この条例の施行の日以後に実施機関の職員が作成し、又は取得した公文書について適用し、同日前に実施機関の職員が作成し、又は取得した公文書については、なお従前の例による。

附 則

この条例は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この条例は、平成17年1月1日から施行する。

附 則

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 改正後の鹿児島県情報公開条例の規定は、平成14年4月1日前に公社(同条例第2条第2項に規定する公社をいう。)の役員及び職員が作成し、又は取得した公文書(同項に規定する公文書をいう。)については、適用しない。

附 則

この条例は、平成18年12月1日から施行する。

附 則

この条例は、平成19年10月1日から施行する。

個人情報保護制度

第2 個人情報保護制度

1 個人情報取扱事務の登録状況

個人情報取扱事務とは、実施機関が行う個人情報を取り扱う事務のうち、特定の個人を検索することができるように個人情報が記録された公文書を使用するものをいいます。

平成20年度末の個人情報取扱事務の登録件数は、1,349件となっており、個人情報取扱事務の登録簿は、県政情報センター及び当該事務を所管する各所属に備え置いて一般の閲覧に供しています。

平成20年度個人情報取扱事務の登録件数 (平成20年度末)

実施機関	事務登録数	事務区分及び件数			
		全庁 共通事務	出先機関 共通事務	所属固有事務	
				本庁	出先機関
知事	1,029	28	250	662	89
総務部	105	15	15	52	23
企画部	42	1	0	31	10
環境生活部	84	2	9	70	3
保健福祉部	332	1	91	206	34
商工労働部	70	1	6	54	9
農政部	129	1	41	78	9
林務水産部	77	1	20	55	1
土木部	168	4	67	97	0
危機管理局	12	0	1	11	0
出納局	10	2	0	8	0
工業用水道部	0	0	0	0	0
議会	7	2	0	5	0
教育委員会	126	14	42	68	2
選挙管理委員会	18	0	0	18	0
人事委員会	0	0	0	0	0
監査委員	4	1	0	3	0
公安委員会	4	4	0	0	0
警察本部長	137	13	55	69	0
労働委員会	3	0	0	3	0
収用委員会	3	0	0	3	0
海区漁業調整委員会	4	0	0	0	4
内水面漁場管理委員会	0	0	0	0	0
県立病院事業管理者	14	0	9	1	4
合計	1,349	62	356	832	99

注1 「全庁共通事務」とは、本庁の課(室)と出先機関において共通の内容で実施している個人情報取扱事務を示します。(現にすべての所属では実施していないが、特定又は複数の部局で実施しているものも、この区分に該当します。)

2 「出先機関共通事務」とは、出先機関が実施している個人情報取扱事務であって、複数の出先機関において共通の内容で実施しているものを示します。

3 「所属固有事務」とは、全庁共通事務又は出先機関共通事務のいずれにも該当しない個人情報取扱事務であって、本庁の1課(室)又は1出先機関のみで実施しているものを示します。

2 保有個人情報の開示請求等の状況

(1) 保有個人情報の開示請求の状況

平成20年度の保有個人情報の開示請求の件数は38件あり、実施機関別には、知事部局16件、教育委員会2件、人事委員会2件、警察本部長18件となっています。決定内容別では、開示14件、一部開示12件、不開示11件、取り下げ1件となっています。

保有個人情報の開示請求の処理状況(平成20年度)

実施機関	請求件数	左の処理状況				開示請求の 主な内容
		開示	一部開示	不開示	その他	
知事	16	8	3	4	1	
総務部	0	0	0	0	0	
企画部	0	0	0	0	0	
環境生活部	0	0	0	0	0	
保健福祉部	7	3	3	1	0	苦情・相談関係
商工労働部	0	0	0	0	0	
農政部	1	1	0	0	0	
林務水産部	0	0	0	0	0	
土木部	5	3	0	2	0	
危機管理局	0	0	0	0	0	
出納局	0	0	0	0	0	
鹿児島地域振興局	0	0	0	0	0	
南薩地域振興局	0	0	0	0	0	
北薩地域振興局	0	0	0	0	0	
始良・伊佐地域振興局	0	0	0	0	0	
大隅地域振興局	2	1	0	1	0	
熊毛支庁	0	0	0	0	0	
大島支庁	1	0	0	0	1	
工業用水道部	0	0	0	0	0	
議会	0	0	0	0	0	
教育委員会	2	2	0	0	0	
選挙管理委員会	0	0	0	0	0	
人事委員会	2	2	0	0	0	
監査委員	0	0	0	0	0	
公安委員会	0	0	0	0	0	
警察本部長	18	2	9	7	0	苦情・相談関係
労働委員会	0	0	0	0	0	
収用委員会	0	0	0	0	0	
海区漁業調整委員会	0	0	0	0	0	
内水面漁場管理委員会	0	0	0	0	0	
県立病院事業管理者	0	0	0	0	0	
合計	38	14	12	11	1	

(2) 開示請求等の特例に係る開示申出(簡易開示)の状況

簡易開示とは、実施機関があらかじめ定めた一定の個人情報について、書面によらずに口頭等の簡易な方法による開示申出を受け、請求者本人であることを確認のうえ、その場で一定の方法により開示するもので、実施機関はあらかじめ定めた開示事項の内容等を告示することとなっています。

簡易開示の対象となる個人情報は、県職員採用試験、県立高等学校の入学試験、各種資格試験等の結果(得点、順位等)です。

平成20年度の簡易開示の対象となった試験は、知事部局が18試験、教育委員会が5試験、人事委員会が7試験で合計30試験となっており、3,779件の簡易開示の申出があり全て開示しています。

簡易開示の処理状況(平成20年度)

	試験数	受験者数	開示件数
知事部局	18	6,633	115
教育委員会	5	14,707	3,493
人事委員会	7	2,187	171
合計	30	23,527	3,779

3 保有個人情報の訂正請求の状況

保有個人情報の訂正請求とは、開示を受けた方が自己の保有個人情報に事実に関する誤りがあると認めるときには、実施機関に対し、その訂正(追加又は削除を含みます。)を請求することができるものです。

平成20年度は、保有個人情報の訂正請求は5件あり、実施機関別には、知事部局3件、警察本部長2件となっています。決定内容別では、不訂正決定5件となっています。

4 保有個人情報の利用停止請求の状況

保有個人情報の利用停止請求とは、開示を受けた方が自己の保有個人情報が不適切に取り扱われていると認めるときには、実施機関に対し、当該保有個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止を請求することができるものです。

平成20年度は、保有個人情報の利用停止請求は6件あり、実施機関別には、知事部局4件、警察本部長2件となっています。決定内容別では、利用不停止決定6件となっています。

5 不服申立ての状況

開示請求，訂正請求又は利用停止請求に対する実施機関の決定に不服がある請求者は，行政不服審査法（昭和37年法律第160号）に基づき，不服申立てを行うことができます。

個人情報保護条例施行以来，平成20年度までに行政不服審査法に基づく不服申立てがなされた件数は，28件です。

平成20年度は16件の不服申立てがなされ，平成21年3月31日現在，すべて処理中となっています。

(1) 年次別不服申立件数 (平成21年3月末現在)

年 度	不服申立件数	決定又は裁決				取下げ	備考
		却下	棄却	認 容			
				全部	一部		
15年度	0	0	0	0	0	0	
16年度	1	0	0	0	0	1	
17年度	0	0	0	0	0	0	
18年度	2	1	1	0	0	0	
19年度	9	0	9	0	0	0	
20年度	16	0	0	0	0	0	処理中16件
合 計	28	1	10	0	0	1	処理中16件

※ 「決定又は裁決」欄は，当該年度になされた不服申立案件に対するそれぞれの対応を示す。

(2) 不服申立ての概要

番号	不服申立年月日	請求の内容	事務担当課	原 決 定		審 査 会		決定又は裁決年月日 決定又は裁決の内容
				年月日 決定状況	理 由	諮問年月日 答申年月日	答申内容	
1	20. 4. 30	保有個人情報の訂正請求 平成19年10月10日付け 介保第210号保有個人情報一部 開示決定通知書で開示した保有 個人情報に係る訂正請求	保健福祉部 介護保険課	20. 4. 15 保有個人情報不訂 正	請求期間 の経過	20. 5. 28 (諮問保第11号) 21. 3. 17 (答申保第7号)	原処分は 妥当	
2	20. 4. 30	保有個人情報の訂正請求 平成19年11月22日付け 介保第268号保有個人情報一部 開示決定通知書で開示した保有 個人情報に係る訂正請求	保健福祉部 介護保険課	20. 4. 15 保有個人情報不訂 正	請求期間 の経過	20. 5. 28 (諮問保第12号) 21. 3. 17 (答申保第8号)	原処分は 妥当	
3	20. 4. 30	保有個人情報の訂正請求 平成19年12月26日付け 介保第312号保有個人情報不 開示決定通知書で不開示とした 保有個人情報に係る訂正請求	保健福祉部 介護保険課	20. 4. 15 保有個人情報不訂 正	開示を受 けた保有 個人情報 がない	20. 5. 28 (諮問保第13号) 21. 3. 17 (答申保第9号)	原処分は 妥当	
4	20. 4. 30	保有個人情報の訂正請求 平成19年12月26日付け 介保第313号保有個人情報不 開示決定通知書で不開示とした 保有個人情報に係る訂正請求	保健福祉部 介護保険課	20. 4. 15 保有個人情報不訂 正	開示を受 けた保有 個人情報 がない	20. 5. 28 (諮問保第14号) 21. 3. 17 (答申保第10号)	原処分は 妥当	

番号	不服申立 年月日	請求の内容	事務 担当課	原 決 定		審 査 会		決定又は裁決年月日 決定又は裁決の内容
				年月日 決定状況	理 由	諮問年月日 答申年月日	答申内容	
5	20. 6. 17	保有個人情報の開示請求 私が○年○月から○月までの間、○年○月、○年○月に警察に相談した内容を記載した「苦情・相談等事案処理票」中の私に関する情報	警察本部 相談広報課	20. 4. 21 保有個人情報一部開示	第三者情報	20. 7. 3 (諮問保第15号)		
6	20. 6. 17	保有個人情報の開示請求 私が○年○月から○月までの間、○年○月から○年○月までの間、○年○月から○月までの間、○年○月に警察の相談した内容を記載した「苦情・相談等事案処理票」中の私の情報	警察本部 相談広報課	20. 4. 21 保有個人情報不開示	不存在	20. 7. 3 (諮問保第16号)		
7	20. 6. 17	保有個人情報の開示請求 ○年○月○日、私が110番通報した内容を記録した「緊急通報処理票」の中の私に関する情報	警察本部 生活安全 全部 地域課	20. 4. 21 保有個人情報一部開示	公共安全 等情報 事務事業 情報	20. 7. 3 (諮問保第17号)		
8	20. 6. 9	保有個人情報の開示請求 私が○年○月○日に来所した際の一時保護の決定から廃止までの相談記録票中の私に関する情報	保健福祉部 子ども 課	20. 4. 10 保有個人情報一部開示	第三者情報 法人等情報 事務事業 情報	20. 7. 4 (諮問保第18号)		
9	20. 7. 28	保有個人情報の開示請求 (1) ○○法に基づく行政指導に関して、建築課が保有している開示請求者に関する情報(○年から現在まで) (2) ○年、○年に建築課が○○に文書による行政指導を行った際の経過と職員対応の状況がわかる文書	土木部 建築課	20. 6. 5 保有個人情報不開示	存否応答 拒否	20. 8. 12 (諮問保第19号)		
10	20. 9. 22	保有個人情報の開示請求 私が○年○～○月(○月を除く)、○年○～○月、○年○～○月(○月を除く)の間に警察に相談した内容を記載した「苦情・相談等事案処理票」中の私に関する情報	警察本部 相談広報課	20. 7. 17 保有個人情報一部開示	第三者情報	20. 10. 9 (諮問保第20号)		

番号	不服申立 年月日	請求の内容	事務 担当課	原 決 定		審 査 会		決定又は裁決年月日 決定又は裁決の内容
				年月日 決定状況	理 由	諮問年月日 答申年月日	答申内容	
11	20. 9. 22	保有個人情報の訂正請求 平成20年4月21日付け鹿相第25号保有個人情報一部開示決定通知書で開示した保有個人情報に係る訂正請求	警察本部 相談広報課	20. 8. 19 保有個人情報不訂正	訂正請求 対象外	20. 10. 9 (諮問保第21号)		
12	20. 9. 23	保有個人情報の開示請求 (1) ○年○月○日と○月○日の ①苦情相談に対応した□□等 が記録したメモ等における私の 情報②○○の証言者等の聴 取内容を記録したメモ等にお ける私の情報 (2) ①□□についての苦情・相 談及び○○に対する苦情を記 録したメモ等における私の情 報②実地調査等において○○ の□□に関して聴取内容を記 録したメモ等における私の情 報 (3) ○○が私に電話で説明した ときのメモ等 (4) ○○のメモにある本件開示 請求者の個人情報 (5) ○○の監査において個人情 報を利用することを私が同意 したとする公文書等 (6) ○年○月○日の苦情・相談 を○月○日付報告書にさしか えるとい同意を証明する同 意書等 (7) ○年○月○日の苦情・相談 における私の個人情報を○年 ○月以前の介護保険法に遡及 させることについての同意書 等 (8) ○年○月○日・○月○日の 実地調査に該当する苦情・相 談の内容を監査の結果内容と 差し替えに同意したとする私 の情報。○年○月○日の監査 の結果を実地調査と差し替え に同意したとする私の情報。 (9) 実地検査日を私に通知した ときのメモ等に存在する「訪 問拒否をしている」とする情 報 (10) 私に責任があるとしてもい いと私の同意したる情報	保健福 祉部介 護保険 課	20. 7. 25 不開示	不存在	20. 10. 20 (諮問保第22号)		
13	20. 11. 25	保有個人情報の訂正請求 平成20年7月25日付け介保第119号保有個人情報不開示決定通知書で不開示とした保有個人情報に係る訂正請求	保健福 祉部介 護保険 課	20. 11. 11 不訂正	開示を受 けた保有 個人情報 がない	20. 12. 22 (諮問保第23号)		

番号	不服申立 年月日	請求の内容	事務 担当課	原 決 定		審 査 会		決定又は裁決年月日 決定又は裁決の内容
				年月日 決定状況	理 由	諮問年月日 答申年月日	答申内容	
14	20. 12. 22	保有個人情報の開示請求 (1) ○年○月○日の苦情・相談 受付票及び実地調査での証言 者等の聴取内容を記録した受 付票に対する回答票等にある 私の情報 (2) ○年○月○日の苦情・相談 受付票及び監査での証言者等 の聴取内容を記録した受付票 への回答書等にある私の情報 (3) ○年○月○日付書面に係る苦情・相談受 付票等にある私の情報 (4) ○年○月○日付書面に係る苦情・相談受 付票等にある私の情報 (5) ○年○月○日付書面に係る苦情・相談受 付票等にある私の情報 (6) ○年○月○日付書面に係る苦情・相談受 付票等にある私の情報 (7) ○年○月○日付書面に係る苦情・相談受 付票等にある私の情報 (8) ○年○月○日付書面に係る苦情・相談受 付票等にある私の情報 (9) ○年○月○日付書面に係る苦情・相談受 付票等にある私の情報 (10) ○年○月○日付書面に係る苦情・相談受 付票等にある私の情報 (11) ○年○月○日付書面に係る苦情・相談受 付票等にある私の情報 (12) ○年○月○日付書面に係る苦情・相談受 付票等にある私の情報 (13) ○年○月○日付書面に係る苦情・相談受 付票等にある私の情報 (14) 実地調査、監査において私 が「○○」とする個人情報 (15) □□が電話で私に説明した ときのメモ等の中の①私の情 報、②①以外の情報 (16) ○年○月○日以降、監査結 果を出す直近までの実地検査 等で取得した私の情報 (17) ○年○月○日付け報告書か ら断定した私の個人情報 (18) 実地調査に至るはずの苦情 ・相談と監査に至るはずの苦 情・相談内容を相違させるこ と又は相違させた監査結果を 出すことに私が同意した同意 書 (19) 実地検査に係る私の○○を 証明する事実を記録した各担 当者の検査所見にある私の情 報 (20) ○年○月○日付け公文書開 示請求書の原本と介護保険課 の受付票	保健福 社部介 護保険 課	20. 10. 31 一部開示	不存在 存否応答 拒否	21. 1. 16 (諮問保第24号)		

番号	不服申立 年月日	請求の内容	事務 担当課	原 決 定		審 査 会		決定又は裁決年月日 決定又は裁決の内容
				年月日 決定状況	理 由	諮問年月日 答申年月日	答申内容	
15	21. 1. 30	保有個人情報の訂正請求 平成20年10月31日付け 介保第265号保有個人情報一部 開示決定通知書で開示された 保有個人情報に係る訂正請求	保健福 祉部 介護保 険課	21. 1. 26 保有個人 情報一部 訂正決定	訂正請求 対象外 (客観的 な正誤の 判定にな じまない)	21. 2. 10 (諮問保第25号)		
16	21. 3. 31	保有個人情報の利用停止請求 平成20年10月31日付け 介保第265号保有個人情報一部 開示決定通知書で開示された 保有個人情報に係る利用停止請 求	保健福 祉部 介護保 険課	21. 3. 16 保有個人 情報利用 不停止決 定	利用目的 以外の目 的利用 している とは認め られない ほか。	21. 5. 1 (諮問保第26号)		

資 料

- (1) 保有個人情報の開示請求の内容及び処理状況一覧表
- (2) 簡易開示実施状況一覧
- (3) 鹿児島県個人情報保護条例

(1) 保有個人情報の開示請求の内容及び処理状況(平成20年度)

整理番号	受付年月日	請求内容	決定内容	事務担当課等	不開示該当条項
1	H20.4.21	平成20年度鹿児島県公立高等学校入学選抜学力検査の結果におけるあなたの受験教科別の得点及び合計得点	全部開示	教育委員会 高校教育課	
2	H20.4.25	平成19年10月21日、あなたがかわかる現場に臨場した警察官が記録した「活動記録簿」中のあなたに関する情報	一部開示	警察本部 地域課	条例第13号第2号, 5号, 7号
3	H20.5.7	1 宅建法に基づく行政指導に関して、建築課が保有している私に関する情報(2003年から現在まで) 2 2003年, 2005年に建築課が〇〇〇に文書による行政指導を行った際の、経過と職員対応の状況がわかる文書	不開示	土木部 建築課	条例第16条 条例第13条3号
4	H20.6.18	あなたが2005年1月～12月(4～5月を除く)、2006年1月～7月、2008年1月～6月18日(2月を除く)の間に警察に相談した内容を記載した「苦情・相談等事案処理票」中のあなたに関する情報	一部開示	警察本部 相談広報課	条例第13号第2号
5	H20.6.18	あなたが、2007年1月～12月(3～4月と8月を除く)の間に警察に相談した内容を記録した「苦情・相談等事案処理票」中のあなたに関する情報	不開示	警察本部 相談広報課	文書不存在
6	H20.6.24	平成11年頃に行われた基幹市町村道路整備工事の中で、故〇〇〇の自宅のあった土地に関する保証金額や保証金が入金された口座のわかる資料の情報開示	取下げ	大島支庁 沖永良部事務所	
7	H20.6.26	苦情、相談内容を記録した、メモ、ノート等における本件開示請求者自身の個人情報その他9件	不開示	保健福祉部 介護保険課	文書不存在 存否応答拒否 条例第13条第3号
8	H20.8.14	平成20年度鹿児島県職員採用上級試験第1次試験結果(総合得点及び順位)	全部開示	人事委員会	
9	H20.8.20	平成18年5月13日、あなたからの通報に基づき、臨場した警察官が撮影したあなたの写真	全部開示	警察本部 捜査第一課	
10	H20.8.20	平成19年8月20日、あなたが鹿児島西警察署に暴力事案に関する相談をされた内容を記載した「配偶者からの暴力相談等対応票」中のあなたに関する情報	一部開示	警察本部 生活安全企画課	条例13条第2号
11	H20.8.22	2004年1月から2007年7月までの間、あなたが鹿児島県警察本部に出した「メール」、鹿児島県警察本部、吉野交番、中央警察署、西警察署に配偶者からの暴力等について相談した内容を記載した「配偶者からの暴力相談等対応票」、「配偶者からの暴力相談等処理票」及び「配偶者からの暴力相談等継続処理票」中のあなたに関する情報	一部開示	警察本部 地域課	条例13条第2号, 7号
12	H20.8.22	2004年1月から2007年5月までの間、あなたが夫とのトラブル等に関し、警察に通報し、現場臨場した地域警察官が作成した「活動記録簿」中のあなたに関する情報	不開示	警察本部 生活安全企画課	文書不存在
13	H20.9.4	平成20年度鹿児島県警察官A採用試験第1次試験結果(総合得点及び順位)及び第2次試験結果(総合得点及び順位)	全部開示	人事委員会	
14	H20.9.17	平成8年5月13日にあなたに交付されたあなたに対する行政処分に係る辞令と処分説明書	全部開示	教育委員会 教職員課	
15	H20.9.25	平成20年度の登録販売者試験におけるあなたの記載したマークシート	全部開示	保健福祉部 業務課	
16	H20.9.29	平成20年度の登録販売者試験におけるあなたの記載したマークシート	全部開示	保健福祉部 業務課	
17	H20.10.2	開示請求者の所有した苦情、相談内容又は開示請求者自身の個人情報	一部開示	保健福祉部 介護保険課	文書不存在 条例第13条第7号 条例第16条
18	H20.10.7	あなたが平成17年1月28日に来所され、一時保護の決定から1月31日に廃止されるまでの相談内容と処理状況中のあなたに関する情報	一部開示	保健福祉部 子ども課	条例第13条第3号, 7号
19	H20.10.7	平成20年度の登録販売者試験におけるあなたの得点	全部開示	保健福祉部 業務課	
20	H20.10.27	鹿児島県農地整備課〇〇〇、〇〇〇の平成20年9月11日の出張に係る出張復命書	全部開示	農政部 農地整備課	
21	H20.10.27	①県営特殊農地保全整備事業前木場地区1工区の換地処分に関する〇〇〇氏の特別換地同意書②県営特殊農地保全整備事業前木場地区1工区の〇〇〇氏の従前地が表示された従前図③県営特殊農地保全整備事業前木場地区1工区の〇〇〇氏の換地が表示された換地図	全部開示	大隅地域振興局 農林水産部 農村整備課	
22	H20.11.7	平成20年9月19日付け、鹿児島県知事あての質問書	全部開示	土木部 監理用地課	
23	H20.11.7	平成20年10月21日付け、鹿児島県知事あての質問書	全部開示	土木部 監理用地課	
24	H20.11.25	平成20年11月14日に児童総合相談センターで行った〇〇〇に関する面接内容記録	一部開示	保健福祉部 子ども課 児童総合相談センター	条例第13条第7号
25	H20.12.11	あなたが2005年1月1日から2008年12月10日までの間に警察に相談した内容を記載した「苦情・相談等事案処理票」中のあなたに関する情報	一部開示	警察本部 相談広報課	条例第13号第2号
26	H20.12.11	平成17年12月27日、同年12月29日、同年12月31日、あなたが警察に通報等したことについて、地域警察官が作成した「応訴処理簿」及び「活動記録簿」中のあなたに関する情報	不開示	警察本部 地域課	文書不存在

整理番号	受付年月日	請求内容	決定内容	事務担当課等	不開示該当条項
27	H20.12.11	平成18年1月19日、同年1月29日、同年1月30日、同年2月3日、同年2月25日、あなたが警察に通報等したことについて、地域警察官が作成した「応訴処理簿」及び「活動記録簿」中のあなたに関する情報	不開示	警察本部 地域課	文書不存在
28	H20.12.11	平成17年4月6日、あなたが警察に通報したことについて、現場臨場の地域警察官が作成した「応訴処理簿」及び「活動記録簿」中のあなたに関する情報	不開示	警察本部 地域課	文書不存在
29	H20.12.11	平成17年12月27日、同年12月29日、同年12月31日、あなたが警察に通報等し、警察官が現場臨場したことに関し、その処理状況がわかる「応急事件処理簿」中のあなたに関する情報	不開示	警察本部 生活安全企画課	文書不存在
30	H20.12.11	平成18年1月19日、同年1月29日、同年1月30日、同年2月3日、同年2月25日、あなたが警察に通報等し、警察官が現場臨場したことに関し、その処理状況がわかる「応急事件処理簿」中のあなたに関する情報	不開示	警察本部 生活安全企画課	文書不存在
31	H20.12.11	平成17年4月6日、あなたが警察に通報し、鹿児島南署員が現場臨場したことに関し、その処理状況がわかる「応急事件処理簿」中のあなたに関する情報	一部開示	警察本部 生活安全企画課	条例第13条第2号、5号、7号
32	H20.12.19	平成18年3月22日、あなたが鹿児島西警察署に暴力事案に関する相談をされた内容を記載した、「配偶者からの暴力相談等対応票」中のあなたに関する情報	一部開示	警察本部 相談広報課	条例第13条第2号
33	H20.12.19	平成20年10月25日、あなたが車の売買の件でトラブルとなり、鹿児島西警察署の駐在所に相談した内容を記載した「苦情・相談等事案処理票」中のあなたに関する情報	一部開示	警察本部 生活安全企画課	条例第13条第2号
34	H20.12.24	平成20年9月19日付け及び平成20年10月21日付け、鹿児島県知事あての質問書の処理経過	不開示	土木部 監理用地課	文書不存在
35	H20.12.24	平成20年12月1日付け、鹿児島県土木部長あての質問書	全部開示	土木部 監理用地課	
36	H21.2.3	平成2年度に換地処分した〇〇〇地区の〇〇〇(請求者の父)、〇〇〇(請求者の母)、〇〇〇(請求者の祖父)に係る各筆換地等明細書、従前地図、換地図および特別換地同意書	不開示	大隅地域振興局 農林水産部 農村整備課	条例第11条第1項
37	H21.2.3	あなたが平成19年12月17日、日置警察署に相談したとき資料として提出したノートの写しに関する情報	全部開示	警察本部 相談広報課	
38	H21.2.12	平成20年4月1日、あなたが当時居住していたマンションのオーナーと引越費用のことで、話し合いがつかず嫌がらせを受けたことについて、鹿児島西警察署に相談した内容を記載した「苦情・相談等事案処理票」中のあなたに関する情報	一部開示	警察本部 相談広報課	条例第13条第2号

(2) 平成20年度 簡易開示実施状況一覧

【知事部局】

	試験等の名称	開示内容	開示期間	受験者数	開示件数
1	鹿児島県職員採用選考試験	総合得点及び順位(第1次試験については、不合格者に係るものに限る)	(1回目) (第1次試験) 平成20年7月23日から平成20年8月22日 (第2次試験) 平成20年8月28日から平成20年9月29日 (2回目) 平成20年12月24日から平成21年1月23日	73 19	0 0 0
2	准看護師試験	総合得点	平成21年3月18日から平成21年3月31日	823	5
3	調理師試験	総合得点及び科目別得点	平成20年9月17日から平成20年10月16日	472	35
4	薬種商試験	総合得点及び科目別得点	(試験なし)		
5	毒物劇物取扱者試験	総合得点及び科目別得点	平成20年8月22日から平成20年9月22日	400	4
6	登録販売者試験	総合得点及び科目別得点	平成20年9月24日から平成20年10月23日	1,407	31
7	主任計量者試験	総合得点	平成21年3月2日から平成21年4月1日	3	0
8	採石業務管理者試験	科目別得点	平成20年10月11日から平成20年11月11日	60	0
9	砂利採取業務主任者試験	科目別得点	平成20年11月15日から平成20年12月15日	8	0
10	技能検定 3級 1級,2級及び単一等級	学科試験得点及び実技試験得点	(前期試験) 平成20年8月27日から平成20年9月26日 平成20年10月3日から平成20年11月4日 (後期試験) 平成21年3月17日から平成21年4月16日	350 975 1,379	2 12 10
11	職業訓練指導員試験	科目別得点	平成20年10月14日から平成20年11月13日	25	1
12	狩猟免許試験	知識試験の得点、技能試験の減点及び適性試験の適否	(第1回試験) 平成20年7月27日から平成20年8月26日 (第2回試験) 平成20年8月31日から平成20年9月30日	96 63	4 0
13	吹上高等技術専門校訓練生選考試験 自動車工学科 機械整備科 機械整備科(追加) 金属加工科 金属加工科(二次)	教科別得点及び総合得点	平成20年9月30日から平成20年10月29日 平成20年11月21日から平成20年12月22日 平成20年11月21日から平成20年12月22日 平成21年1月26日から平成21年2月25日 平成21年2月6日から平成21年3月5日 平成21年3月19日から平成21年4月20日	2 31 1 2 36 3	0 1 0 0 1 0
14	宮之城高等技術専門校訓練生選考試験 建築工学科(推薦) 室内造形科(推薦) 建築工学科(一次募集)	教科別得点及び総合得点	平成20年9月30日から平成20年10月29日 平成20年9月30日から平成20年10月29日 平成20年11月21日から平成20年12月22日	6 2 8	0 0 0
15	始良高等技術専門校訓練生選考試験 情報処理科・メカトロニクス科 (推薦) (一般) (追加) (追加・2回目) (追加・3回目) (追加・4回目)	教科別得点及び総合得点	平成20年6月6日から平成20年7月7日 平成20年9月30日から平成20年10月29日 平成20年11月21日から平成20年12月22日 平成20年12月24日から平成21年1月23日 平成21年2月17日から平成21年3月16日 平成21年3月19日から平成21年4月20日 平成21年3月27日から平成21年4月27日	26 4 31 6 7 4 1	2 0 2 0 0 1 0
16	鹿屋高等技術専門校訓練生選考試験 パソコン・実務科 電気設備科(推薦) 電気設備科	教科別得点及び総合得点	平成20年8月27日から平成20年9月26日 平成20年9月30日から平成20年10月29日 平成20年11月21日から平成20年12月22日	23 2 10	1 0 0
17	鹿児島障害者職業能力開発校訓練生選考試験 情報電子科 デザイン製版科 建築設計科 義肢福祉用具科 OA事務科 アパレル科 造形実務科 情報電子科 デザイン製版科 建築設計科 義肢福祉用具科 OA事務科 アパレル科 造形実務科	教科別得点及び総合得点	(第1次試験) 平成20年12月15日から平成21年1月15日 平成20年12月15日から平成21年1月15日 平成20年12月15日から平成21年1月15日 平成20年12月15日から平成21年1月15日 平成20年12月15日から平成21年1月15日 平成20年12月15日から平成21年1月15日 平成20年12月15日から平成21年1月15日 (第2次試験) 平成21年3月17日から平成21年4月17日 平成21年3月17日から平成21年4月17日 平成21年3月17日から平成21年4月17日 平成21年3月17日から平成21年4月17日 平成21年3月17日から平成21年4月17日 平成21年3月17日から平成21年4月17日	5 24 14 12 32 9 14 16 4 10 0 0 0 0 0	0 0 0 0 2 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0

	試験等の名称	開示内容	開示期間	受験者数	開示件数
18	鹿児島県立農業大学校入学試験 養成部門(推薦・一般) 〃(二次) 研究部門	面接,小論文を含む教科 別得点及び総合得点	(養成部門) 平成20年12月18日から平成21年1月18日 平成21年3月13日から平成21年4月13日 (研究部門) 平成20年12月5日から平成21年1月5日	128 7	1
計	18 試験	—		6,633	115

【教育委員会】

	試験等の名称	開示内容	開示期間	受験者数	開示件数
1	鹿児島県公立学校教員選考試験	不合格者に係る総合成績 の個人順位	(第1次試験) 平成20年8月13日から平成20年9月12日 (第2次試験) 平成20年10月10日から平成20年11月10日	2,825 511	236 53
2	鹿児島県立学校実習助手選考試験	不合格者に係る総合成績 の個人順位	(第1次試験) 平成20年8月13日から平成20年9月12日 (第2次試験) 平成20年10月10日から平成20年11月10日	69 16	4 1
3	鹿児島県立学校船舶職員選考試験	不合格者に係る総合成績 の個人順位	(第1次試験) 平成20年8月13日から平成20年9月12日 (第2次試験) 平成20年10月10日から平成20年11月10日	2 2	0 0
4	鹿児島県立高等学校入学選抜学力検査	県立高等学校の入学選 抜学力検査に係る教科別 得点及び合計得点(傾斜 配点を実施している場合 は,傾斜配点後の得点)	平成21年3月14日から平成21年4月13日	11,172	3,199
5	鹿児島県教育委員会職員採用選考試験 (埋蔵文化財専門職)	不合格者に係る総合成績 の個人順位のランク及び 総合得点	(第1次試験) 平成20年8月27日から平成20年9月26日 (第2次試験) 平成20年10月10日から平成20年11月10日	103 7	0 0
計	5 試験	—		14,707	3,493

【人事委員会】

	試験等の名称	開示内容	開示期間	受験者数	開示件数
1	鹿児島県職員採用上級試験	総得点及び順位(第1次試 験については,不合格者 に限る。)	(第1次試験) 平成20年7月11日から平成20年8月11日 (第2次試験) 平成20年8月20日から平成20年9月19日	335 97	19 27
2	鹿児島県職員採用中級試験	総得点及び順位(第1次試 験については,不合格者 に限る。)	(第1次試験) 平成20年10月3日から平成20年11月4日 (第2次試験) 平成20年11月26日から平成20年12月26日	312 52	5 10
3	鹿児島県職員採用初級試験	総得点及び順位(第1次試 験については,不合格者 に限る。)	(第1次試験) 平成20年10月3日から平成20年11月4日 (第2次試験) 平成20年11月26日から平成20年12月26日	143 79	5 5
4	鹿児島県警察官A採用試験	総得点及び順位(第1次試 験については,不合格者 に限る。)	(第1次試験) 平成20年6月20日から平成20年7月22日 (第2次試験) 平成20年7月30日から平成20年9月1日	265 336	4 57
5	鹿児島県警察官B採用試験	総得点及び順位(第1次試 験については,不合格者 に限る。)	(第1次試験) 平成20年10月31日から平成20年12月1日 (第2次試験) 平成20年12月10日から平成21年1月9日	257 160	4 27
6	身体障害者を対象とする鹿児島県職員採用 選考試験	総得点及び順位(第1次試 験については,不合格者 に限る。)	(第1次試験) 平成20年11月26日から平成20年12月26日 (第2次試験) 平成20年12月24日から平成21年1月23日	128 10	3 5
7	鹿児島県民間企業等職務経験者職員採用 試験	総得点及び順位	(第1次試験) 平成20年7月30日から平成20年9月1日 (第2次試験) 平成20年9月24日から平成20年10月23日	7 6	0 0
計	7 試験	—		2,187	171

	試験数	受験者数	開示件数
知事部局	18 試験	6,633件	115件
教育委員会	5 試験	14,707件	3,493件
人事委員会	7 試験	2,187件	171件
合 計	30 試験	23,527件	3,779件

(3) 鹿児島県個人情報保護条例

(平成14年10月15日鹿児島県条例第67号)
(平成16年3月26日鹿児島県条例第10号)
(平成16年10月8日鹿児島県条例第55号)
(平成16年12月24日鹿児島県条例第68号)
(平成17年10月11日鹿児島県条例第90号)
(平成17年12月26日鹿児島県条例第104号)
(平成18年10月17日鹿児島県条例第60号)
(平成19年7月6日鹿児島県条例第60号)

目次

- 第1章 総則(第1条・第2条)
- 第2章 実施機関が取り扱う個人情報の保護
 - 第1節 個人情報の取扱いにおける原則(第3条—第9条)
 - 第2節 個人情報取扱事務の登録等(第10条)
 - 第3節 保有個人情報の開示(第11条—第25条)
 - 第4節 保有個人情報の訂正(第26条—第33条)
 - 第5節 保有個人情報の利用停止(第34条—第39条)
 - 第6節 適用除外等(第40条)
- 第3章 不服申立て等(第41条—第44条)
- 第4章 雑則(第45条・第46条)
- 第5章 罰則(第47条—第50条)
- 附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、県の実施機関が保有する個人情報について、その適正な取扱いの確保に関し必要な事項並びに開示、訂正及び利用停止を請求する権利を定めることにより、県政の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。

(定義)

- 第2条 この条例において「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。
- 2 この条例において「実施機関」とは、知事、議会、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、公安委員会、警察本部長、労働委員会、収用委員会、海区漁業調整委員会、内水面漁場管理委員会及び県立病院事業管理者をいう。
- 3 この条例において「保有個人情報」とは、実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した個人情報であつて、当該実施機関の職員が組織的に利用するものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、公文書（鹿児島県情報公開条例（平成12年鹿児島県条例第113号）第2条第2項に規定する公文書をいう。以下同じ。）に記録されているものに限る。
- 4 この条例において個人情報について「本人」とは、個人情報によって識別される特定の個人をいう。

第2章 実施機関が取り扱う個人情報の保護

第1節 個人情報の取扱いにおける原則

(個人情報の保有の制限等)

- 第3条 実施機関は、個人情報を保有するに当たっては、その所掌する事務を遂行するため必要な場合に限り、かつ、その利用の目的をできる限り特定しなければならない。
- 2 実施機関は、前項の規定により特定された利用の目的（以下「利用目的」という。）の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を保有してはならない。

3 実施機関は、利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行ってはならない。

(利用目的の明示)

第4条 実施機関は、本人から直接書面（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録（第22条第1項、第25条第2項及び第49条において「電磁的記録」という。）を含む。）に記録された当該本人の個人情報を取得するときは、次に掲げる場合を除き、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。

(1) 人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要があるとき。

(2) 利用目的を本人に明示することにより、本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがあるとき。

(3) 利用目的を本人に明示することにより、県の機関、国の機関、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）、他の地方公共団体又は地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）が行う事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

(4) 取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められるとき。

(正確性の確保)

第5条 実施機関は、利用目的の達成に必要な範囲内で、保有個人情報が過去又は現在の事実と合致するよう努めなければならない。

(安全確保の措置)

第6条 実施機関は、保有個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の保有個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 前項の規定は、実施機関から個人情報の取扱いの委託を受けた者が受託した業務を行う場合及び指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。次条及び第47条において同じ。）が公の施設の管理を行う場合において個人情報を取り扱うときについて準用する。

3 実施機関は、利用目的に照らし、保有する必要がなくなった保有個人情報を、確実にかつ速やかに廃棄し、又は消去しなければならない。ただし、歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料その他これらに類する資料として特別に保有する必要があるものについては、この限りでない。

(従事者の義務)

第7条 個人情報の取扱いに従事する実施機関の職員若しくは職員であった者又は実施機関から委託を受けて行う個人情報の取扱いに関する業務若しくは指定管理者が行う公の施設の管理に関する業務に従事している者若しくは従事していた者は、その業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

(利用及び提供の制限)

第8条 実施機関は、法令又は条例（以下「法令等」という。）に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供することができる。ただし、保有個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあるとき、この限りでない。

(1) 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。

(2) 実施機関がその所掌する事務の遂行に必要な限度で保有個人情報を内部で利用する場合であって、当該保有個人情報を利用することについて相当な理由のあるとき。

(3) 当該実施機関以外の県の機関、国の機関、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人（第6号において「他の実施機関等」という。）に保有個人情報を提供する場合において、保有個人情報の提供を受ける者が、その所掌する事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当な理由のあるとき。

(4) 専ら統計の作成又は学術研究の目的のために保有個人情報を提供するとき。

(5) 本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき。

(6) 犯罪の予防、鎮圧又は捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他の公共の安全と秩序の維持を目的として他の実施機関等以外の者に保有個人情報を提供する場合におい

て、当該目的の達成に必要な限度で提供し、かつ、提供することについて特別の理由のあるとき。

- (7) 前各号に掲げる場合のほか、鹿児島県情報公開・個人情報保護審査会の意見を聴いた上で、公益上の必要その他特別の理由があると実施機関が認めるとき。
- 3 前項の規定は、保有個人情報の利用又は提供を制限する他の法令等の規定の適用を妨げるものではない。
- 4 実施機関は、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、保有個人情報の利用目的以外の目的のための当該実施機関の内部における利用を特定の部局又は組織に限るものとする。

(保有個人情報の提供を受けるものに対する措置要求)

第9条 実施機関は、前条第2項第3号から第7号までの規定に基づき、保有個人情報を提供する場合において、必要があると認めるときは、保有個人情報の提供を受けるものに対し、提供に係る個人情報について、その利用の目的若しくは方法の制限その他必要な制限を付し、又はその漏えいの防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずることを求めるものとする。

第2節 個人情報取扱事務の登録等

(個人情報取扱事務の登録等)

第10条 実施機関は、個人情報を取り扱う事務であって、特定の個人を検索することができるように個人情報が記録された公文書を使用するもの(以下「個人情報取扱事務」という。)を開始しようとするときは、次に掲げる事項を記載した個人情報取扱事務登録簿に登録し、一般の閲覧に供しなければならない。登録した事項を変更しようとするときも、同様とする。

- (1) 個人情報取扱事務の名称
 - (2) 個人情報取扱事務を所掌する組織の名称
 - (3) 個人情報の利用目的
 - (4) 公文書に記録される個人情報(以下この項において「記録情報」という。)の項目
 - (5) 本人(他の個人の氏名、生年月日その他の記述等によらないで検索しうる者に限る。)として公文書に記録される個人の範囲
 - (6) 記録情報の収集方法
 - (7) 記録情報を当該実施機関以外のものに経常的に提供する場合には、その提供先
 - (8) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項
- 2 実施機関は、前項の規定により登録した個人情報取扱事務を廃止したときは、遅滞なく、当該個人情報取扱事務に係る登録を抹消しなければならない。
- 3 前2項の規定は、次に掲げる個人情報取扱事務については、適用しない。
- (1) 国の安全その他の国の重大な利益に係る個人情報を取り扱う事務
 - (2) 犯罪の捜査に係る個人情報を取り扱う事務
 - (3) 公務員等(国家公務員法(昭和22年法律第120号)第2条第1項に規定する国家公務員(独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第2項に規定する特定独立行政法人の役員及び職員を除く。)、独立行政法人等の役員及び職員、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人の役員及び職員をいう。以下同じ。)又は公務員等であった者に係る個人情報を取り扱う事務であって、専らその人事、給与若しくは福利厚生に関する事項又はこれらに準ずる事項を取り扱うもの(実施機関が行う職員の採用試験に関する個人情報取扱事務を含む。))
 - (4) 一般に入手し得る刊行物等に係る個人情報を取り扱う事務
 - (5) 前各号に掲げる事務のほか、規則で定める事務
- 4 第1項の規定にかかわらず、実施機関(公安委員会及び警察本部長に限る。)は、同項第4号から第8号までに掲げる事項のいずれかを個人情報取扱事務登録簿に記載し、又は個人情報取扱事務を個人情報取扱事務登録簿に登録することにより、利用目的に係る事務の性質上、当該事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、その事項の全部若しくは一部を記載せず、又はその個人情報取扱事務を個人情報取扱事務登録簿に登録しないことができる。

第3節 保有個人情報の開示

(開示請求権)

第11条 何人も、この条例の定めるところにより、実施機関に対し、当該実施機関の保有する自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができる。

2 未成年者又は成年被後見人の法定代理人（以下「法定代理人」という。）は、本人に代わって前項の規定による開示の請求（以下「開示請求」という。）をすることができる。

(開示請求の手続)

第12条 開示請求は、次に掲げる事項を記載した書面（以下「開示請求書」という。）を実施機関に提出してしなければならない。

(1) 開示請求をする者の氏名及び住所又は居所（法人である法定代理人が本人に代わって開示請求をする場合にあつては、名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）

(2) 法定代理人が本人に代わって開示請求をする場合は、本人の氏名及び住所又は居所

(3) 開示請求に係る保有個人情報が記録されている公文書の名称その他の開示請求に係る保有個人情報を特定するに足りる事項

2 前項の場合において、開示請求をする者は、規則で定めるところにより、開示請求に係る保有個人情報の本人であること（前条第2項の規定による開示請求にあつては、開示請求に係る保有個人情報の本人の法定代理人であること）を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。

3 実施機関は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求をした者（以下「開示請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

(保有個人情報の開示義務)

第13条 実施機関は、開示請求があつたときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。

(1) 開示請求者（第11条第2項の規定により法定代理人が本人に代わって開示請求をする場合にあつては、当該本人をいう。次号及び第3号、次条第2項並びに第21条第1項において同じ。）の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報

(2) 開示請求者以外の個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令等の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報

イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報

ウ 当該個人が公務員等である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

(3) 法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下この号において「法人等」という。）に関する情報又は開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報を除く。

ア 開示することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

イ 実施機関の要請を受けて、開示しないとの条件で任意に提供されたものであつて、法人等又は個人における通例として開示しないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

(4) 法令等の規定により、又は実施機関が法律若しくはこれに基づく政令の規定により従う義務のある内閣総理大臣、各省大臣その他国の機関の明示の指示により開示することができない情報

- (5) 開示することにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報
- (6) 県の機関、国の機関、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの
- (7) 県の機関、国の機関、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの
 - ア 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ
 - イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、県、国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ
 - ウ 評価、診断、選考、指導等に係る事務に関し、当該事務若しくは将来の同種の事務の目的が達成できなくなり、又はこれらの事務の公正若しくは円滑な執行に支障を及ぼすおそれ
 - エ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ
 - オ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ
 - カ 県、国若しくは他の地方公共団体が経営する企業、独立行政法人等又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

(部分開示)

第14条 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合において、不開示情報に該当する部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。ただし、当該部分を除いた部分に有意の情報が記録されていないと認められるときは、この限りでない。

2 開示請求に係る保有個人情報に前条第2号の情報（開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものに限る。）が含まれている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、開示しても、開示請求者以外の個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

(裁量的開示)

第15条 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報（第13条第4号の情報を除く。）が含まれている場合であっても、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示することができる。

(保有個人情報の存否に関する情報)

第16条 開示請求に対し、当該開示請求に係る保有個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該保有個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

(開示請求に対する措置)

第17条 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報の全部又は一部を開示するときは、その旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨、開示する保有個人情報の利用目的及び開示の実施に関し規則で定める事項を書面により通知しなければならない。ただし、第4条第2号又は第3号に該当する場合における当該利用目的については、この限りでない。

2 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報の全部を開示しないとき（前条の規定により開示請求を拒否するとき、及び開示請求に係る保有個人情報を保有していないときを含む。）は、開示をしない旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

3 実施機関は、前2項の決定（開示請求に係る保有個人情報の全部を開示する旨の決定を除く。）をしたときは、当該各項に規定する書面にその理由を記載しなければならない。この場合において、当該保有個人情報の全部又は一部が第13条各号に該当しなくなる期日をあらかじめ明示することができるときは、その期日を付記しなければならない。

(開示決定等の期限)

第18条 前条第1項及び第2項の決定（以下「開示決定等」という。）は、開示請求があった日から30日以内にしなければならない。ただし、第12条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

（開示決定等の期限の特例）

第19条 開示請求に係る保有個人情報に著しく大量であるため、開示請求があった日から60日以内にそのすべてについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、実施機関は、開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等を行い、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等を行うれば足りる。この場合において、実施機関は、同条第1項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) この条の規定を適用する旨及びその理由

(2) 残りの保有個人情報について開示決定等を行う期限

（事案の移送）

第20条 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報が他の実施機関から提供されたものであるとき、その他他の実施機関において開示決定等を行うことにつき正当な理由があるときは、当該他の実施機関と協議の上、当該他の実施機関に対し、事案を移送することができる。この場合においては、移送をした実施機関は、開示請求者に対し、事案を移送した旨を書面により通知しなければならない。

2 前項の規定により事案が移送されたときは、移送を受けた実施機関において、当該開示請求についての開示決定等を行わなければならない。この場合において、移送をした実施機関が移送前にした行為は、移送を受けた実施機関がしたものみなす。

3 前項の場合において、移送を受けた実施機関が第17条第1項の決定（以下「開示決定」という。）をしたときは、当該実施機関は、開示の実施を行わなければならない。この場合において、移送をした実施機関は、当該開示の実施に必要な協力をしなければならない。

（第三者に対する意見書提出の機会の付与等）

第21条 開示請求に係る保有個人情報に県、国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人及び開示請求者以外の者（以下この条、第43条及び第44条において「第三者」という。）に関する情報が含まれているときは、実施機関は、開示決定等を行うに当たって、当該情報に係る第三者に対し、規則で定めるところにより通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

2 実施機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、開示決定に先立ち、当該第三者に対し、規則で定めるところにより通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しないときは、この限りでない。

(1) 第三者に関する情報が含まれている保有個人情報を開示しようとする場合であって、当該第三者に関する情報が第13条第2号イ又は同条第3号ただし書に規定する情報に該当すると認められるとき。

(2) 第三者に関する情報が含まれている保有個人情報を第15条の規定により開示しようとするとき。

3 実施機関は、前2項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、開示決定をするときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも2週間を置かななければならない。この場合において、実施機関は、開示決定後直ちに、当該意見書（第42条第2号及び第43条第3号において「反対意見書」という。）を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。

（開示の実施）

第22条 保有個人情報の開示は、当該保有個人情報が、文書又は図画に記録されているときは閲覧又は写しの交付により、電磁的記録に記録されているときはその種別、情報化の進展状況等を勘案して規則で定める方法により行う。ただし、閲覧の方法による保有個人情報の開示にあっては、実施機関は、当該保有個人情報が記録されている文書又は図画の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときは、その写しにより、これを行うことができる。

- 2 開示決定に基づき保有個人情報の開示を受ける者は、自己が当該開示請求に係る個人情報の本人又は当該開示請求をすることができる法定代理人であることを証明するために必要な書類その他規則で定めるものを提示し、又は提出しなければならない。
- 3 開示決定に基づき保有個人情報の開示を受ける者は、規則で定めるところにより、当該開示決定をした実施機関に対し、その求める開示の実施の方法その他の規則で定める事項を申し出なければならない。
- 4 前項の規定による申出は、第17条第1項の規定による通知があった日から30日以内に行なければならない。ただし、当該期間内に当該申出をすることができないことにつき正当な理由があるときは、この限りでない。

(開示請求等の特例)

第23条 実施機関があらかじめ定めた個人情報について、本人が開示請求をするときは、第12条第1項の規定にかかわらず、実施機関が定める簡易な方法により、開示を申し出ることができる。

- 2 前項の規定による開示の申出(以下この項及び次項において「開示申出」という。)をする者は、第12条第2項の規定にかかわらず、実施機関に対し、自己が当該開示申出に係る保有個人情報の本人であることを証明するために必要な書類で実施機関が定めるものを提示しなければならない。
- 3 実施機関は、開示申出があったときは、直ちに当該開示申出に係る保有個人情報を開示しなければならない。この場合における開示の方法は、前条第1項の規定にかかわらず、実施機関が定めるところによるものとする。

(他の法令等による開示の実施との調整)

第24条 実施機関は、他の法令等の規定により、開示請求者に対し開示請求に係る保有個人情報が第22条第1項本文に規定する方法と同一の方法で開示することとされている場合(開示の期間が定められている場合にあっては、当該期間内に限る。)には、同項本文の規定にかかわらず、当該保有個人情報については、当該同一の方法による開示を行わない。ただし、当該他の法令等の規定に一定の場合には開示をしない旨の定めがあるときは、この限りでない。

- 2 他の法令等の規定に定める開示の方法が縦覧であるときは、当該縦覧を第22条第1項本文の閲覧とみなして、前項の規定を適用する。

(費用の負担)

第25条 開示請求をして、文書又は図画(これらを複製したものを含む。)の写しの交付を受ける者は、当該写しの交付に要する費用を負担しなければならない。

- 2 開示請求をして、電磁的記録の開示(閲覧に準ずるものとして規則で定めるものを除く。)を受ける者は、当該開示の実施に要する費用を負担しなければならない。

第4節 保有個人情報の訂正

(訂正請求権)

第26条 何人も、自己を本人とする次に掲げる保有個人情報の内容が事実でないと思料するときは、この条例の定めるところにより、当該保有個人情報を保有する実施機関に対し、当該保有個人情報の訂正(追加又は削除を含む。以下同じ。)を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の訂正に関して他の法令等の規定により特別の手續が定められているときは、この限りでない。

(1) 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報

(2) 開示決定に係る保有個人情報であって、第24条第1項の他の法令等の規定により開示を受けたもの

- 2 法定代理人は、本人に代わって前項の規定による訂正の請求(以下「訂正請求」という。)をすることができる。
- 3 訂正請求は、保有個人情報の開示を受けた日から90日以内に行なければならない。

(訂正請求の手續)

第27条 訂正請求は、次に掲げる事項を記載した書面(以下「訂正請求書」という。)を実施機関に提出してしなければならない。

(1) 訂正請求をする者の氏名及び住所又は居所(法人である法定代理人が本人に代わって訂正請求をする場合にあっては、名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地)

(2) 法定代理人が本人に代わって訂正請求をする場合は、本人の氏名及び住所又は居所

(3) 訂正請求に係る保有個人情報の開示を受けた日その他当該保有個人情報を特定するに足りる事項

(4) 訂正請求の趣旨及び理由

- 2 訂正請求をする者は、実施機関に対し、訂正を求める内容が事実と合致することを疎明する書類又は資料を提示し、又は提出しなければならない。
- 3 第1項の場合において、訂正請求をする者は、規則で定めるところにより、訂正請求に係る保有個人情報の本人であること（前条第2項の規定による訂正請求にあっては、訂正請求に係る保有個人情報の本人の法定代理人であること）を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。
- 4 実施機関は、訂正請求書に形式上の不備があると認めるときは、訂正請求をした者（以下「訂正請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。

（保有個人情報の訂正義務）

第28条 実施機関は、訂正請求があった場合において、当該訂正請求に理由があると認めるときは、当該訂正請求に係る保有個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、当該保有個人情報の訂正をしなければならない。ただし、当該訂正請求に係る保有個人情報について実施機関に訂正の権限がないときその他訂正をしないことにつき正当な理由があるときは、この限りでない。

（訂正請求に対する措置）

- 第29条 実施機関は、訂正請求に係る保有個人情報の訂正をするときは、その旨の決定をし、訂正請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。
- 2 実施機関は、訂正請求に係る保有個人情報の訂正をしないときは、その旨の決定をし、訂正請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。
 - 3 実施機関は、前項の決定をしたときは、同項に規定する書面にその理由を記載しなければならない。

（訂正決定等の期限）

- 第30条 前条第1項及び第2項の決定（以下「訂正決定等」という。）は、訂正請求があった日から30日以内にしなければならない。ただし、第27条第4項の規定により補正を求めた場合においては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。
- 2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、訂正請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

（訂正決定等の期限の特例）

第31条 実施機関は、訂正決定等に特に長期間を要すると認めるときは、前条の規定にかかわらず、相当の期間内に訂正決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、同条第1項に規定する期間内に、訂正請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

- (1) この条の規定を適用する旨及びその理由
- (2) 訂正決定等をする期限

（事案の移送）

- 第32条 実施機関は、訂正請求に係る保有個人情報第20条第3項の規定に基づく開示に係るものであるとき、その他他の実施機関において訂正決定等をするにつき正当な理由があるときは、当該他の実施機関と協議の上、当該他の実施機関に対し、事案を移送することができる。この場合においては、移送をした実施機関は、訂正請求者に対し、事案を移送した旨を書面により通知しなければならない。
- 2 前項の規定により事案が移送されたときは、移送を受けた実施機関において、当該訂正請求についての訂正決定等を行ってはならない。この場合において、移送をした実施機関が移送前にした行為は、移送を受けた実施機関がしたものみなす。
 - 3 前項の場合において、移送を受けた実施機関が訂正決定等をしたときは、当該実施機関は、当該訂正請求者及び移送をした実施機関に対し、その内容を書面により通知しなければならない。
 - 4 前項の規定による通知（第29条第1項の決定（以下「訂正決定」という。）に係るものに限る。）を受けた当該実施機関は、当該訂正決定に基づき、当該訂正請求に係る保有個人情報を訂正しなければならない。

（保有個人情報の提供先への通知）

第33条 実施機関は、訂正決定に基づく保有個人情報の訂正をした場合において、必要があると認めるときは、当該保有個人情報の提供先に対し、遅滞なく、その内容を書面により通知するものとする。

第5節 保有個人情報の利用停止

(利用停止請求権)

第34条 何人も、自己を本人とする第26条第1項各号に掲げる保有個人情報が次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、この条例の定めるところにより、当該保有個人情報を保有する実施機関に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止（以下「利用停止」という。）に関して他の法令等の規定により特別の手續が定められているときは、この限りでない。

(1) 当該保有個人情報を保有する実施機関により適法に取得されたものでないとき、第3条第2項の規定に違反して保有されているとき、又は第8条第1項及び第2項の規定に違反して利用されているとき 当該保有個人情報の利用の停止又は消去

(2) 第8条第1項及び第2項の規定に違反して提供されているとき 当該保有個人情報の提供の停止

2 法定代理人は、本人に代わって前項の規定による利用停止の請求（以下「利用停止請求」という。）をすることができる。

3 利用停止請求は、保有個人情報の開示を受けた日から90日以内にしなければならない。

(利用停止請求の手續)

第35条 利用停止請求は、次に掲げる事項を記載した書面（以下「利用停止請求書」という。）を実施機関に提出してしなければならない。

(1) 利用停止請求をする者の氏名及び住所又は居所（法人である法定代理人が本人に代わって利用停止請求をする場合にあっては、名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）

(2) 法定代理人が本人に代わって利用停止請求をする場合は、本人の氏名及び住所又は居所

(3) 利用停止請求に係る保有個人情報の開示を受けた日その他当該保有個人情報を特定するに足りる事項

(4) 利用停止請求の趣旨及び理由

2 前項の場合において、利用停止請求をする者は、規則で定めるところにより、利用停止請求に係る保有個人情報の本人であること（前条第2項の規定による利用停止請求にあっては、利用停止請求に係る保有個人情報の本人の法定代理人であること）を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。

3 実施機関は、利用停止請求書に形式上の不備があると認めるときは、利用停止請求をした者（以下「利用停止請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。

(保有個人情報の利用停止義務)

第36条 実施機関は、利用停止請求があった場合において、当該利用停止請求に理由があると認めるときは、当該実施機関における個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度で、当該利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をしなければならない。ただし、当該保有個人情報の利用停止をすることにより、当該保有個人情報の利用目的に係る事務の性質上、当該事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるときは、この限りでない。

(利用停止請求に対する措置)

第37条 実施機関は、利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をするときは、その旨の決定をし、利用停止請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

2 実施機関は、利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をしないときは、その旨の決定をし、利用停止請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

3 実施機関は、前項の決定をしたときは、同項に規定する書面にその理由を記載しなければならない。

(利用停止決定等の期限)

第38条 前条第1項及び第2項の決定（以下「利用停止決定等」という。）は、利用停止請求があった日から30日以内にしなければならない。ただし、第35条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、利用停止請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(利用停止決定等の期限の特例)

第39条 実施機関は、利用停止決定等に特に長期間を要すると認めるときは、前条の規定

にかかわらず、相当の期間内に利用停止決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、同条第1項に規定する期間内に、利用停止請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

- (1) この条の規定を適用する旨及びその理由
- (2) 利用停止決定等をする期限

第6節 適用除外等

(適用除外等)

第40条 この章の規定は、次に掲げる保有個人情報については、適用しない。

- (1) 法令の規定により、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）の規定を適用しないこととされている保有個人情報
- (2) 鹿児島県統計調査条例（昭和25年鹿児島県条例第8号）第2条に規定する統計調査によって集められた保有個人情報
- 2 この章（第1節及び第2節を除く。）の規定は、法令の規定により、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律第4章の規定を適用しないこととされている保有個人情報については、適用しない。
- 3 この章の規定は、図書館、博物館その他これらに類する施設において、一般の利用に供することを目的として保管している個人情報については、適用しない。
- 4 この章（第1節を除く。）の規定は、刑事事件若しくは少年の保護事件に係る裁判、検察官、検察事務官若しくは司法警察職員が行う処分、刑若しくは保護処分の執行、更正緊急保護又は恩赦に係る保有個人情報（当該裁判、処分若しくは執行を受けた者、更正緊急保護の申出をした者又は恩赦の上申があった者に係るものに限る。）については、適用しない。
- 5 保有個人情報（鹿児島県情報公開条例第7条に規定する不開示情報を専ら記録する公文書に記録されているものに限る。）のうち、まだ分類その他の整理が行われていないもので、同一の利用目的に係るものが著しく大量にあるためその中から特定の保有個人情報を検索することが著しく困難であるものは、この章（第1節及び第2節を除く。）の規定の適用については、実施機関に保有されていないものとみなす。

第3章 不服申立て等

(苦情の処理)

第41条 実施機関は、当該実施機関における個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

(審査会への諮問)

第42条 開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等について行政不服審査法（昭和37年法律第160号）による不服申立てがあったときは、当該不服申立てに対する裁決又は決定をすべき実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、鹿児島県情報公開・個人情報保護審査会に諮問しなければならない。

- (1) 不服申立てが不適法であり、却下するとき。
- (2) 裁決又は決定で、不服申立てに係る開示決定等（開示請求に係る保有個人情報の全部を開示する旨の決定を除く。以下この号及び第44条において同じ。）を取り消し、又は変更し、当該不服申立てに係る保有個人情報の全部を開示することとするとき。ただし、当該開示決定等について反対意見書が提出されているときを除く。
- (3) 裁決又は決定で、不服申立てに係る訂正決定等（訂正請求の全部を容認して訂正をする旨の決定を除く。）を取り消し、又は変更し、当該不服申立てに係る訂正請求の全部を容認して訂正をすることとするとき。
- (4) 裁決又は決定で、不服申立てに係る利用停止決定等（利用停止請求の全部を容認して利用停止をする旨の決定を除く。）を取り消し、又は変更し、当該不服申立てに係る利用停止請求の全部を容認して利用停止をすることとするとき。

(諮問をした旨の通知)

第43条 前条の規定により諮問をした実施機関は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

- (1) 不服申立人及び参加人
- (2) 開示請求者、訂正請求者又は利用停止請求者（これらの者が不服申立人又は参加人である場合を除く。）
- (3) 当該不服申立てに係る開示決定等について反対意見書を提出した第三者（当該第三

者が不服申立人又は参加人である場合を除く。)

(第三者からの不服申立てを棄却する場合等における手続)

第44条 第21条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決又は決定をする場合について準用する。

- (1) 開示決定に対する第三者からの不服申立てを却下し、又は棄却する裁決又は決定
- (2) 不服申立てに係る開示決定等を変更し、当該開示決定等に係る保有個人情報を開示する旨の裁決又は決定（第三者である参加人が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示している場合に限る。）

第4章 雑則

(運用状況の公表)

第45条 知事は、毎年1回、各実施機関におけるこの条例の運用状況を取りまとめ、公表するものとする。

(規則への委任)

第46条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

第5章 罰則

第47条 実施機関の職員若しくは職員であった者又は実施機関から委託を受けて行う個人情報の取扱いに関する業務若しくは指定管理者が行う公の施設の管理に関する業務に従事している者若しくは従事していた者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された個人情報ファイル（一定の事務の目的を達成するために特定の保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成した保有個人情報を含む情報の集合物をいい、その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

第48条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第49条 実施機関の職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第50条 偽りその他不正の手段により、開示決定に基づく保有個人情報の開示を受けた者は、5万円以下の過料に処する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成15年4月1日から施行する。ただし、第8条第2項第6号の規定中審議会の意見を聴くことに関する部分、第3章第2節、第58条並びに附則第3項及び第4項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に行われている個人情報取扱事務についての第10条第1項の規定の適用については、同項中「を開始しようとするときは、」とあるのは、「で現に行われているものについては、この条例の施行後遅滞なく」とする。

(住民基本台帳法施行条例の一部改正)

- 3 住民基本台帳法施行条例（平成14年鹿児島県条例第57号）の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

(本人確認情報の保護に関する審議会)

第2条 法第30条の9第1項に規定する都道府県の審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、鹿児島県個人情報保護条例（平成14年鹿児島県条例第67号）で定める。

第3条から第6条までを削り、第7条を第3条とし、第8条を第4条とし、第9条を削る。

(罰則に関する経過措置)

- 4 前項の規定による改正前の住民基本台帳法施行条例（以下「旧条例」という。）第2条に規定する鹿児島県本人確認情報保護審議会の委員であった者がした旧条例第3条第5項の規定に違反する行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則

この条例は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この条例は、平成17年1月1日から施行する。

附 則

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

2 鹿児島県警察本部，部等設置条例（昭和29年鹿児島県条例第28号）の一部を次のように改正する。

第4条中第20号を第21号とし，第19号を第20号とし，第18号の次に次の1号を加える。

(19) 個人情報の保護に関すること。

附 則

この条例は、平成18年12月1日から施行する。

附 則

この条例は、平成19年10月1日から施行する。

鹿児島県情報公開・個人情報保護審査会

第3 鹿児島県情報公開・個人情報保護審査会

1 鹿児島県情報公開・個人情報保護審査会等の開催状況

平成20年度においては、12回開催し、14件（諮問公第86号～第91号，
諮問保第7号～第14号）の答申を行いました。

鹿児島県情報公開・個人情報保護審査会（平成20年度）

回	開催年月日	主 な 審 議 内 容
17	20. 4. 25	諮問公第86・87・88・89・90・91号の審議 【答申案の検討】
18	20. 5. 26	諮問公第86・87・88・89・90・91号の審議 【答申案の検討】
19	20. 6. 23	諮問保第7・8・9・10号の審議 【事案の概要説明，委員の意見交換】
20	20. 7. 28	諮問保第7・8・9・10号の審議 【実施機関の処分理由説明，委員の意見交換】
21	20. 8. 25	諮問保第7・8・9・10号の審議 【異議申立人の意見陳述，委員の意見交換】
22	20. 10. 2	諮問保第7・8・9・10号の審議 【争点整理，委員の意見交換】
23	20. 10. 22	諮問保第7・8・9・10号の審議 【争点整理，答申案の検討，委員の意見交換】
24	20. 11. 20	諮問保第7・8・9・10号の審議 【答申案の検討，委員の意見交換】
25	20. 12. 26	諮問保第7・8・9・10号の審議 【答申案の検討，委員の意見交換】 諮問公第92号の審議 【事案の概要説明，委員の意見交換】
26	21. 1. 19	諮問公第92号の審議 【事案の概要説明，委員の意見交換】 諮問保第11・12・13・14号の審議 【事案の概要説明，委員の意見交換】
27	21. 2. 16	諮問公第92号の審議 【実施機関の処分理由説明，委員の意見交換】 諮問保第11・12・13・14号の審議 【答申案の検討】
28	21. 3. 17	諮問公第92号の審議 【異議申立人の意見陳述，委員の意見交換】 諮問保第11・12・13・14号の審議 【答申案の検討】

2 情報公開・個人情報保護審査会委員名簿

【五十音順】 平成21年3月31日現在

氏名	役職名	備考
泉 健子	鹿児島大学法文学部教授	
大勝 洋祐	医療法人 三州会理事長	会 長
西 みやび	南日本出版(株)取締役	
野田健太郎	弁 護 士	
別府 三郎	鹿児島大学名誉教授	会長職務代理者

※ 任期は、3年間（平成21年11月30日まで）

資 料

鹿児島県情報公開・個人情報保護審査会の答申

○ 鹿児島県情報公開・個人情報保護審査会の答申
(平成20年度に答申がなされた分)

答 申 第 7 6 号
平 成 2 0 年 5 月 2 6 日
(諮問公第86号から第91号まで)

答 申

1 審査会の結論

鹿児島県知事(以下「実施機関」という。)が本件異議申立ての対象となった公文書の一部開示又は不開示とした決定は、鹿児島県情報公開条例(平成12年鹿児島県条例第113号。以下「条例」という。)の解釈及び運用を誤ったものではなく、取り消す必要はない。

2 異議申立ての内容

(1) 異議申立ての経緯

ア 異議申立人は、条例第5条の規定に基づき、次のとおり開示請求を行った。

(ア) 平成19年6月4日付け開示請求(諮問公第86号関係)

保健福祉部介護保険課が特定事業所に対し、監査を行った監査調書に決裁印のある監査調書。2ヶ月間の効力の全部停止とした指定取消事由及び介護保険法の適用条項号と2ヶ月間とした根拠。介護保険法第22条に基づく返還額と加算金の有無。特定法令に該当する私の母の分の監査調書。特定事業所に対し、実地指導した結果、過誤請求と認定した根拠となる条文。あるいはその条文のどの項目が除外されたのかの介護保険法の適用条項。介護保険法第何条による返還額。改善通知の具体的内容と特定事業所からの回答書。

(イ) 平成19年7月11日付け開示請求(諮問公第87号関係)

保健福祉部介護保険課が、特定事業所に対し、監査で厳しく指導したとする特定事項を認めた詳細の事実関係文書。監査時において作成した事実関係文書。監査後ではないものの文書。

(ウ) 平成19年7月23日付け開示請求(諮問公第88号関係)

- ① 介護保険課職員が、特定事項に関する私の母の事案の確認は「最後に行く」と私に通知されたその決裁書面・文書
- ② 介護保険課職員が「私の母の事案も含め、結果を出す」と通知されたその決裁書面・文書
- ③ 介護保険課職員が「いよいよ詰めの段階に来ています。来年1月末には結果

を出します」と通知されたその「詰めの段階」とする内容の調査書・事実証明文書。

- ④ 当方からの質問の回答書に記してある「全額返還をしている」とする返還日等の事実証明の文書。「行政処分の対象にしなかった」決裁書面。
 - ⑤ 同回答書の「監査等において確認したことを総合的に判断して」と回答した「監査等」とする「等」の具体的に確認された事実証明の文書。
 - ⑥ 当方からの質問の回答書面における「告発しても意味がない」とする法的根拠及び「対外的に保険者に対して介護報酬を請求するものではない」とする事実証明文書。
 - ⑦ 介護保険課職員が私の申立書において回答された内容の決裁書面。
 - ⑧ 監査調査書において「管理者は業務の一元的な管理や従業者への指揮命令等の責務を果たしていなかった」としている具体的事実証明の文書。
- (エ) 平成19年7月25日付け開示請求（諮問公第89号関係）
- ① 保健福祉部介護保険課が、特定事業所に対し、監査に移行した年月日が記載された事実証明の文書・報告書。
 - ② 特定事業所の監査の結果、返還金の徴収を〇〇市に指導した文書・報告書。
 - ③ 特定事業所の行政措置の実施状況等を厚生労働省に報告した文書・報告書。
 - ④ 特定事業所の取り消し処分等を行ったため、〇〇市等に対し、連絡・報告した文書・報告書。
- (オ) 平成19年9月10日付け開示請求（諮問公第90号関係）
- 特定事業所の平成18年12月・平成19年1月18日・平成19年2月28日・3月5日に実施した実地検査結果の書面。
- (カ) 平成19年10月17日付け開示請求（諮問公第91号関係）
- 保健福祉部介護保険課が特定事業所の①実地調査において、「訪問の意思を有しており、結果として訪問できなかった」と結論付ける証拠となる公文書。②監査において、「訪問の意思を有しており、結果として訪問できなかった」と結論付ける証拠となる公文書。
- 特定の個人を申立人の母とするなら、開示において不利益に該当するものではない。

イ 上記アの開示請求に対し実施機関は、次のとおり決定を行った。

- (ア) 平成19年6月4日付け開示請求（諮問公第86号関係）については、平成19年7月2日付けで一部開示決定（以下「本件処分1」という。）を行った。
- (イ) 平成19年7月11日付け開示請求（諮問公第87号関係）については、平成19年8月10日付けで対象公文書についてその存否を明らかにせず、不開示とする決定（以下「本件処分2」という。）を行った。
- (ウ) 平成19年7月23日付け開示請求（諮問公第88号関係）については、平成19年9月7日付けで一部開示決定（以下「本件処分3」という。）を行った。
- (エ) 平成19年7月25日付け開示請求（諮問公第89号関係）については、平成19年8

月24日付けで一部開示決定（以下「本件処分4」という。）を行った。

(オ) 平成19年9月10日付け開示請求（諮問公第90号関係）については、平成19年10月5日付けで一部開示決定（以下「本件処分5」という。）を行った。

(カ) 平成19年10月17日付け開示請求（諮問公第91号関係）については、平成19年11月7日付けで対象公文書についてその存否を明らかにせず、不開示とする決定（以下「本件処分6」という。）を行った。

ウ その後、本件処分1、本件処分2、本件処分3、本件処分4、本件処分5及び本件処分6を不服として、平成19年8月15日付け、平成19年9月1日付け、平成19年9月29日付け、平成19年10月13日付け、平成19年10月18日付け、平成19年11月16日付けでそれぞれ異議申立てがなされたものである。

(2) 異議申立ての趣旨

ア 本件処分1について

「①特定法令に該当する内容及び結果が監査調書の一部開示には存在しない・発見できない。又、不開示とする部分及び理由への明示の記載もない。②決裁印のある監査調書にも特定事項の内容及び結果が監査調書の一部開示には存在しない・発見できない。又、不開示とする部分及び理由への明示の記載もない。一部開示部分及び理由にも存在せず、開示にも存在しない上記①②を公開するとの決定を求める。」というものである。

イ 本件処分2について

「条例第7条第2号の規定をもって第10条（存否応答拒否）に該当する」とする不開示理由は条例の県民の知る権利を尊重せず、不開示情報の但し書きを示さずして申立人の権利を無視し、特定事業所を擁護する不開示情報の規定に明確な根拠も無しに強引かつ不合理に該当させ、不開示情報とし、存否応答拒否とした不開示理由について公開するとの決定を求める。」というものである。

ウ 本件処分3について

「異議申し立てに係る公文書一部開示決定処分の不開示理由は整合性がなく、無秩序・不合理である。存否応答拒否とした不開示理由について取り消し、公開するとの決定を求める。また、開示されたものについて、真正書面を公開するとの決定を求める。」というものである。

エ 本件処分4について

「申立人の開示請求内容「特定事業所の監査の結果、返還金の徴収を〇〇市に指導した詳細の文書・報告書」につき、不開示理由を「条例第7条第1号（個人に関する情報）に該当」とし、その部分を黒塗りとし、開示している。申立人の「母の分の監査」においての特定の措置が存在しない。また、介護保険課職員は、当開示

において申立人の母の分の特定の措置は、明記がないと説明している。一部不開示理由への記載もない。よって、公開するとの決定を求める。」というものである。

オ 本件処分5について

「1 異議申し立てに関わる公文書一部開示決定処分の「平成18年12月は実地検査を実施していない」とし、「公文書は存在しない」とする一部不開示理由は介護保険課職員の申立人に対する具体的通知・記録説明により、否定される。2 また、「平成19年1月18日、2月28日の実地検査のその都度の公文書は作成しない」とする説明は、開示請求の出し方の質問に回答した通り請求したにもかかわらず、「その都度検査結果として公文書は作成せず」とし、その存在を否定するのは説明とは全く異なる。これらのことから故意に存在しないとしている。よって、1、2を公開するとの決定を求める。」というものである。

カ 本件処分6について

「開示請求①、②について、「特定の個人の識別できる個人に関する情報を開示することとなる」として、第10条存否応答をもって不開示とした。特定の個人は申立人しか存在せず、申立人は条例の保護を拒否する。又、条例第1条は、「県民の知る権利を尊重し」「県民に説明する責務が全うされるようにするとともに」とし、第3条は、「実施機関は、公文書の開示を請求する権利が十分に尊重されるようにこの条例を解釈し、及び運用するものとする。この場合において、実施機関は、個人に関する情報がみだりに公にされることのないように最大限の配慮をしなければならない。」とある。開示請求①、②は、介護保険課が法律用語をもって回答した文章の法律用語を決定づけた回答書の具体的説明であり、その具体的内容は実地調査にも監査調書にも一切記載されていない。介護保険課からその説明も全くされていない。よって、申立人は開示を継続して請求しているものであるが、第1条の県民の知る権利を全く尊重せず、県民に説明する責務が全うされていない。実施機関が第3条の開示を請求する権利を十分尊重しようとはせず、故意に条例を権限濫用し、解釈し、真実を隠滅することのみに徹している。

また、開示請求①、②は、第3条の「個人に関する情報がみだりに公にされること」とはならない。条例第7条第1号の規定をもって存否応答拒否とし、不開示とした決定の取り消しを求める。」というものである。

(3) 異議申し立ての理由

異議申立人が異議申立書、意見書及び口頭意見陳述において述べている異議申し立ての主たる理由は、概ね次のとおりである。

ア 本件処分1について

- (ア) 異議申立人の具体的請求に故意に応じていない。
- (イ) 一部不開示理由においても開示をしないという明示がない。
- (ウ) 実施機関は職務上対象文書を作成・または取得し、監査調書に明記できる。

- (エ) 申立人は、特定事項に関する活字としての記述そのものを開示要求しているのではなく、監査されたかどうかを求めている。
- (オ) 不作為でないと主張するなら、他に存在する監査調書を開示する義務がある。
- (カ) 行政処分の対象としなかったものを全部停止の行政処分にて全部開示しているとした主張は明らかに故意に相違する。
- (キ) 特定事項が監査調書に全部開示しているとする主張は、明らかに矛盾が生じ、違法・不当である。

イ 本件処分2について

- (ア) 申立人らは当事者であり、申立人らが「特定事項を指示させた」がごとくされており、濡れ衣も全く晴れていない。このことから、人の生命、健康、生活、財産を保護するために開示する義務がある。
- (イ) 監査においては、すべて終了し、事実を発見できているのであれば、不開示情報とはならず、開示する義務がある。
- (ウ) 守秘義務違反・特定事項の不作為を隠滅するため、「仮に」という言葉を付け加え、仮定の話で意見書を出すこと自体、違法・不当である。
- (エ) 「仮に」という仮定を付け加えることで、相談者の相談内容・特定事項を虚偽の相談とその内容を翻し、差し替えることは、犯罪である。申立人が違法な行政処分を与えようと虚偽の相談をしたとする主張・意見書となってきた。明らかに人権侵害がある。
- (オ) 条例第7条第2号ただし書にも該当しないとしているが、違法・不当である。行政処分をしなかったことにより家族はその生活影響を受けている。
- (カ) 条例第7条第2号に該当する情報であっても、特定事業所は行政処分を下されたら公表されるにもかかわらず、つまり、不利益にさらされることを十分承知しながら、申立人らに対応した。この対応は利益を害することを許容する対応であり、条例で保護することを拒否していることとなる。

ウ 本件処分3について

- (ア) 開示請求①，②，③について
 - a 介護保険課が私及び私の母を「特定の個人」とするのなら、二人共々情報の開示されることを望んでいる。よって、(イ)の但し書きに該当し、開示する義務がある。また、第7条第1号但し書き(ア)により、法令により慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報に該当するため、開示する義務がある。
 - b 開示請求①，②，③の具体的な言葉は、意思決定による言葉であり、文書等の作成が行われたことは明らかである。また、事後に真正書面の文章が作成されていなければならない。
 - c 開示請求①，②，③の具体的な文言・言葉は、意思決定そのものである。介護保険課職員から直接通知されたものであり、職務の遂行に係る情報に該当す

る。よって、条例第7条第1号の（ウ）により不開示情報とはならず、開示義務がある。また、本件異議申し立ての理由により「適正な遂行」ではない。条例第9条の「公益上特に必要があるとき」に該当し、不開示情報とはならない。

(イ) 開示請求④について

申立人からの質問とは、申立人の母の分に限定しての質問である。不開示理由の「特定の個人」は、申立人及び申立人の母しかあり得ない。両者とも開示を望んでいる。又、条例第7条第1号ただし書イの規定により、開示を必要とするものであるから、開示する義務がある。

(ウ) 開示請求⑤について

- a 開示された介護保険施設等指導事項報告書は、差し替えられた書面である。故に、真正書面の開示義務がある。
- b 開示されたものは、実地指導の結果を監査結果として差し替えてきたものである。事実を正確に把握せず、その事実に基づいて評価・判断を加えていない。この行為自体事務についての適正な遂行ではない。真正書面を開示する義務がある。いきなり監査調書で始まりいきなり監査調書で終わるはずがない。

(エ) 開示請求⑥について

- a 不正をさせたとする指示を特定の個人（申立人及び申立人の母）とさせ、その差し替えに特定事業所を職務上不正から見逃している。たとえ特定の個人が不利益者となっていようと、開示することをその「特定の個人」が要請する。当事者が申し出ている。よって、開示義務がある。
- b 当方からの質問書は、介護保険課職員に対してであり、県ではない。この差し替えも、「公益上特に必要があるとき」であり、条例第7条第1号ウに該当し、人事院の解釈から、例外開示情報として開示する義務がある。
- c 相談を適切な遂行として実地検査・監査していない。人事院の「情報公開法に基づく処分にかかる審査基準」の解釈により開示する義務がある。

(オ) 開示請求⑦について

回答書が客観的文言で意図的に特定事業所に利益供与する言葉で付け加えられているため、不利益となる対象を法人ではなく特定の個人に該当させ、根拠のない条例の権限濫用をしている。よって違法・不当であり、開示義務がある。

(カ) 開示請求⑧について

- a 申立人は、「一元的」という文言がなぜ削除されたかの事実証明を求めている。
- b 作成した文書など存在していない。よって、証言者等の存在を窺わせることにはならない。
- c 介護保険課は、特定事項を見逃し、不正受給を見逃しているのであれば、正確な事実を把握したものではない。便宜供与しているものであり、正確な事実が隠滅されているのであり、適正な遂行ではないため、開示する義務がある。

エ 本件処分4について

- (ア) 申立人の母の分の監査を実行していることは明らかであり、介護保険課職員へ

不正・不当な証拠を提出し、説明を受けた上での監査であれば、申立人の母について法第22条第3項に基づく公文書が存在することは明らかである。

- (イ) 介護保険課は、条例第7条第1号の「特定の個人」を識別することができるため、「原則不開示」としており、当事者分の開示請求であれば、「原則」も配慮する必要もなく、申立人は申立人の母の代理人となっているものであり、申立人の母も開示請求を求めている。また、開示されても、不利益となる理由は全くない。よって、開示する義務がある。
- (ウ) 開示請求②について相談・苦情が調査されておらず、その結果特定の措置の公文書がないという趣旨であり、開示された不開示情報のマスキングされていることを指摘しているのではない。開示されていないと異議申立てしているものである。
- (エ) 監査を終了したとするが、申立人の事案について公文書を未だ作成していないこととなる。事後における公文書を作成し、行政処分を見直し、特定の措置を付加し、〇〇市へ通知する部分を未だ実行していない。

オ 本件処分5について

- (ア) 平成18年12月の実地検査をしていないことによる公文書の不存在は、監査における実地検査をしていることは明らかであることから、存在することが明らかである。
- (イ) その都度検査結果としての公文書は作成しないとしているのは、説明と異なる。故意に存在しないとしている。存在することは明らかである。
- (ウ) 実地検査のその都度の公文書が存在しないこと自体、無理がある。
- (エ) 意思決定の通知を介護保険課職員が通知したことにより、「法令の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報」であり、かつ、「公務員等の職及び職務の遂行に関する情報」である。
- (オ) 明らかに内部処理された実地検査の公文書が存在するか、故意に事後における公文書を作成していないかのどちらかであることが認められる。
- (カ) 平成18年12月、平成19年1月18日、2月28日の実地検査の公文書が存在しなければならぬものであり、事後における公文書を作成し、監査調書も事後における公文書を作成し直し、開示する義務がある。

カ 本件処分6について

- (ア) 全く取得していないもの・不作為については、存否応答拒否は条例第1条・第3条から、適用外と考える。
- (イ) 存否応答への規定の条例第7条第1号の「特定の個人の識別」には、申立人以外誰も存在しない。よって、申立人自身、条例の保護を拒絶する。
- (ウ) 条例第1条をもって条例第7条第1号ただし書イ「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」に該当し、県民の知る権利も含め、開示する義務がある。

- (エ) 行政処分の対象となる証拠を提出しているにもかかわらず、行政処分の対象としなかったことに介護保険課の適正な遂行がなされていないものである。
- (オ) ①申立人の事案の監査の結果を実地調査の結果と差し替えたこと自体、又、②実地調査・監査が法令に遵守されていないこと自体、「公益上の理由による裁量的開示（条例第9条）」の「適正な遂行」でないことが明らかである。
- (カ) 開示請求②では介護保険課職員の具体的な言葉・通知により条例第7条第1号ア「慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」に該当することから、不開示情報とはならない。
- (キ) 条例第7条第1号ア・イ・ウは、「適正な遂行」でない理由から、公益上の理由による裁量的開示（条例第9条）により、開示する義務がある。又、単に条例第7条第1号但し書きウにおいて、該当する。
- (ク) まさに、県民に説明する責務を求めているのであり、申立人は虚偽の相談者のままである。

3 異議申立てに対する実施機関の説明要旨

実施機関から提出された処分理由説明書及び口頭による説明の要旨は、次のとおりである。

(1) 本件処分1について

ア 開示請求に係る公文書について

(ア) 開示請求に記載された内容について

公文書開示請求書の「請求に係る公文書の名称等」欄には、「保健福祉部介護保険課が特定事業所に対し、監査を行った監査調書に決裁印のある監査調書。(①とする。)、2ヶ月間の効力の全部停止とした指定取消事由及び介護保険法の適用条項号と2ヶ月間としたその根拠。(②とする。)、介護保険法第22条に基づく返還額と加算金の有無。(③とする。)、特定法令に該当する私の母の分の監査調書。(④とする。)、特定事業所に対し、実地指導した結果、過誤請求と認定した根拠となる条文。(⑤とする。)、あるいはその条文のどの項目が除外されたのかの介護保険法の適用条項。介護保険法何条による返還額。改善通知の具体的内容と特定事業所からの回答書。(⑥とする。)」と記載されている。

(イ) 対象公文書及び開示決定処分について

①に対応する公文書として、「介護保険施設等の指定の効力の全部停止に係る聴聞の実施について」が該当し、この起案文に添付されている「監査調書」を全部開示している。

②に対応する公文書として、「指定居宅介護支援事業所の指定の効力の全部停止処分について」が該当し、全部開示している。

③に対応する公文書として、「指定居宅介護支援事業所の不正請求等に係る介護給付費の返還について」が該当し、全部開示している。

④に対応する公文書として、「介護保険施設等の指定の効力の全部停止に係る

聴聞の実施について」が該当し、この起案文に添付されている「監査調書」を全部開示している。

⑤に対応する文書として、「平成18年度介護保険施設等実地指導の結果について」及び「平成17年度における介護保険法の規定に基づく実地指導に対する指摘事項の改善報告について」が該当し、「平成18年度介護保険施設等実地指導の結果について」は全部開示とし、「平成17年度における介護保険法の規定に基づく実地指導に対する指摘事項の改善報告について」は、一部開示している。

⑥に対応する文書として、「平成18年度介護保険施設等実地指導の結果について」及び「平成17年度における介護保険法の規定に基づく実地指導に対する指摘事項の改善報告について」が該当し、「平成18年度介護保険施設等実地指導の結果について」は全部開示とし、「平成17年度における介護保険法の規定に基づく実地指導に対する指摘事項の改善報告について」は、一部開示している。

イ 一部開示とした理由

(7) 個人に関する情報（条例第7条第1号）該当

上記⑤、⑥に対応する公文書として一部開示した「平成17年度における介護保険法の規定に基づく実地指導に対する指摘事項の改善報告について」の「実地指導指摘事項改善報告書」に記載されている利用者等の氏名は、特定の個人を識別することができるものであり、同号ただし書きにも該当しないため不開示としたものである。

(イ) 法人等に関する情報（条例第7条第2号）該当

上記⑤、⑥に対応する公文書として一部開示した「平成17年度における介護保険法の規定に基づく実地指導に対する指摘事項の改善報告について」の「実地指導指摘事項改善報告書」に押印されている当該報告法人の理事長の印影は、法人等の内部管理に関する情報であり、公にすることによって当該法人の正当な利益を害するおそれがあると認められ、原則として同号ただし書きにも該当しないため不開示としたものである。

(ウ) 公共の安全等に関する情報（条例第7条第4号）該当

上記⑤、⑥に対応する公文書として一部開示した「平成17年度における介護保険法の規定に基づく実地指導に対する指摘事項の改善報告について」の「実地指導指摘事項改善報告書」に押印されている当該報告法人の理事長の印影を公にすることによって悪用されるなど犯罪の予防等公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるため不開示としたものである。

ウ 異議申立人の主張について

(7) 異議申立人の主張

異議申立人は、上記1の①、④に対応する公文書として開示した「監査調書」について、異議申立人の求める内容（特定事項に関する記述）が記載されていないことを理由に、今回の開示決定を「監査調書の一部開示」と捉え、更なる開示を求めている。

(イ) 監査調書について

監査における実地検査の各担当者は、検査所見等を個人のノートにメモし、最後の実地検査が終了した時点で、当該検査所見等を参考にしながら協議・検討の上、監査調書を作成することとしており、監査調書に記載する内容は、行政処分につながる重要指摘事項のみである。

また、1つの介護保険施設等に係る監査を実施した場合は、実地検査を複数回実施したとしても、その監査結果をまとめた調書は一つである。

以上のことから、当該「監査調書」は他に存在せず、また、全部開示していることから、異議申立人の主張はあたらないものである。

(2) 本件処分2について

ア 開示請求に係る公文書について

(7) 開示請求に記載された内容について

公文書開示請求書の「請求に係る公文書の名称等」欄には、「保健福祉部介護保険課が、特定事業所に対し、監査で厳しく指導したとする特定事項を認めた詳細の事実関係文書。監査時において作成した事実関係文書。監査後ではないものの文書。」と記載されている。

(イ) 対象公文書について

公文書開示請求書に記載された内容から判断すると、本件開示請求に係る公文書は、特定事業所に対し実施した監査において、県の要請に基づき提出された特定事項に関する経過報告等の文書（以下「経過報告書等」という。）や県が監査の過程においてそれまでの監査結果をまとめた報告文書（以下「監査報告書等」という。）であると考えられる。

条例第2条第2項では、「公文書」とは職員が「職務上作成し、又は取得した文書、図画、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして当該実施機関が保有しているものをいう。」とされている。

本件開示請求に係る「経過報告書等」は、県が監査の過程において、特定事項の事実を確認し、県の要請により事業所が特定事項の経緯を報告書としてまとめて提出したものであることから、当該「経過報告書等」は職務上取得し、保有したものであるとして「公文書」に該当すると認められる。

また、「監査報告書等」は、県の職員が監査の過程においてそれまでの監査結果をまとめて作成し、保有しているものであり「公文書」に該当する。

イ 不開示とした理由

(7) 法人等に関する情報（条例第7条第2号）該当

法人等又は事業を営む個人には社会の構成員として自由な事業活動が認められ、その活動を通じて社会全体の利益に寄与しており、その適正な活動は、社会の維持存立と発展のために尊重され、保護されなければならない。したがって、公にすることにより、当該法人等又は事業を営む個人の競争上の地位その他正当

な利益が害されるおそれがある情報については、不開示とすることとしている。

介護保険施設等の監査結果については、監査において重要事項として指摘されたものについて「監査調書」にまとめられ、条例第7条各号に該当するものを除き、この調書は原則全部開示することとしている。

このような状況において、仮に特定事業所が特定事項を行い、監査において指導を受けたという事実があったとすれば、その事実は特定事業所にとって名誉、社会的評価を損なう情報であり、その情報が記載されている「経過報告書等」及び「監査報告書等」を公にすることは、特定事業所の権利、その他正当な利益を害するおそれがある。

また、条例第7条第2号ただし書きでは、不開示情報であっても人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報については、その情報の性質から開示しなければならないと規定しているが、これにも該当しない。

したがって、本件請求の対象文書である「経過報告書等」及び「監査報告書等」の存否を答えることは、特定事業所が特定事項を行い、県から指導を受けたという事実の有無という条例第7条第2号に規定する不開示情報を開示することになるため、条例第10条の規定により、存否を明らかにしないで不開示決定を行ったものである。

ウ 異議申立人の主張について

異議申立人は、特定事業所の行為を情報提供し、特定事項の案件の当事者であり、異議申立人の特定事業所の利用者に関わる事実内容であり、不開示とすることは不当であると主張している。

ところで、条例第5条では、「何人も、この条例の定めるところにより、実施機関に対し、当該実施機関の保有する公文書の開示を請求することができる。」とされている。これは、この条例の定める開示請求権制度は、開示請求者が誰であるか、又は開示請求者が開示請求に係る公文書に記録されている情報について利害関係を有しているかどうかなどの個別的事情によって、当該公文書の開示決定等の結論に影響を及ぼすものではないことを規定しているものである。

このため、公文書開示請求がなされた場合、異議申立人の主張する経緯を考慮して、開示決定等の判断を行うべきでなく、本条例の規定に従ってその公文書が条例第7条に規定する不開示情報が記録されているか否かにより判断すべきであり、異議申立人の主張する理由により文書の開示を行うことはできないものである。

(3) 本件処分3について

ア 開示請求に係る公文書について

公文書開示請求書の「請求に係る公文書の名称等」欄には、「①介護保険課職員が、特定事項に関する私の母の事案の確認は「最後に行う」と私に通知されたその決裁書面・文書」、「②介護保険課職員が「私の母の事案も含め、結果を出す」と通知されたその決裁書面・文書」、「③介護保険課職員が「いよいよ詰めの段階に

来ています。来年1月末日には結果を出します」と通知されたその「詰めの段階」とする内容の調査書・事実証明文書。」「④当方からの質問の回答書に記してある「全額返還をしている」とするその返還日等の事実証明の文書。「行政処分の対象にしなかった」その決裁書面。」「⑤同回答書の「監査等において確認したことを総合的に判断して」と回答した「監査等」とする「等」の具体的に確認された事実証明の文書。」「⑥当方からの質問の回答書面における「告発しても意味がない」とする法的根拠及び「対外的に保険者に対して介護報酬を請求するものではない」とする事実証明文書。」「⑦介護保険課職員が私の申立書において回答された内容の決裁書面。」「⑧監査調書において「管理者は業務の一元的な管理や業者への指揮命令等の責務を果たしていなかった」としている具体的事実証明の文書。」と記載されている。

イ 不開示（存否応答拒否）とした理由

(7) 開示請求文書①, ②, ③, ④, ⑥, ⑦について

a 個人に関する情報（条例第7条第1号）該当

条例第7条第1号において、「個人に関する情報であって当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。」は不開示情報とされている。

上記①, ②, ③, ④, ⑥, ⑦については、公文書開示請求書の記載内容から、特定の個人を識別することができるものとなっている。

具体的には、①において、「私」という記載内容と公文書開示請求書の請求人の氏名から、「私」は「申立人」であるということが容易に特定され、このことにより、「申立人の母が特定事項に何らかの関係がある」という申立人の母に関する個人情報や、「県が申立人に何らかの通知を行った」という申立人に関する情報が識別されるものである。

②において、「私」という記載内容と公文書開示請求書の請求人の氏名から、「私」は「申立人」であるということが容易に特定され、このことにより、「申立人の母の何らかの事案が存在する」という申立人の母に関する個人情報や、「県が申立人へ通知を行った」という申立人に関する個人情報が識別されるものである。

③において、上記①と②の情報と「通知された」との記載内容から、「県が申立人へ通知した」という申立人に関する情報が識別されるものである。

④において、「当方」という記載内容と公文書開示請求書の請求人の氏名から、「当方」は「申立人」であるということが容易に特定され、このことにより、「申立人が県へ質問をし、県が申立人へ回答した」という申立人に関する個人情報が識別されるものである。

⑥において、「当方」という記載内容と公文書開示請求書の請求人の氏名から、「当方」は「申立人」であるということが容易に特定され、このことによ

り、「申立人が県へ質問をし、県が申立人へ回答した」という申立人に関する個人情報識別されるものである。

⑦において、「私」という記載内容と公文書開示請求書の請求人の氏名から、「私」は「申立人」であるということが容易に特定され、このことから、「申立人が県へ申立を行い、それに対し、県が回答した」という申立人に関する個人情報識別されるものである。

条例第10条は、「開示請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該公文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。」と規定している。

したがって、開示請求文書①、②、③、④、⑥、⑦については、当該文書の存否を答えること自体が、前述のような申立人に関する個人情報や申立人の母に関する個人情報を認めることになり、このことは条例第7条第1号の規定により不開示とされている特定の個人を識別することができる個人に関する情報を開示することになるため、条例第10条の規定により、存否を明らかにしないで不開示決定を行ったものである。

なお、今回の異議申立書において、異議申立人は「私及び私の母を「特定の個人」とするのなら、二人共々情報の開示されることを望んでいる。よって、（イ）の但し書きに該当し、開示する義務がある」と主張しているが、条例の開示請求権制度は、何人に対しても請求を認めていることから、本人から、本人に関する情報の開示請求があった場合にも、開示請求者が誰であるかは考慮されないこととなっている。

したがって、特定の個人が識別される情報であれば、条例第7条第1号の「ア」から「ウ」又は公益上の理由による裁量的開示（条例第9条）に該当しない限り、不開示となるものである。

条例第7条第1号ただし書きでは、不開示情報であっても、「ア 法令若しくは条例の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」、「イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」、「ウ 当該個人が公務員等である場合において、当該情報とその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」については、その情報の性質から開示しなければならないと規定されているが、これには該当しない。

また、条例第9条により実施機関は、「開示請求に係る公文書に不開示情報（第7条第3号の情報を除く。）が記録されている場合であっても、公益上特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該公文書を開示することができる」こととなっているが、これには該当しない。

(イ) 開示請求文書⑤について

開示請求文書⑤に対応する公文書として開示した「指定居宅介護支援事業所の

指定の効力の全部停止処分について」及び「介護保険施設等指導事項報告書（実地指導）」については、請求内容に基づき公文書を特定し、全部開示していることから、「真正書面の開示を求める」との異議申立人の主張はあたらないものである。

(ウ) 開示請求文書⑧について

a 対象公文書について

公文書開示請求に記載された内容から判断すると、一般的に県が介護保険施設等の監査において、必要に応じ介護保険施設等の従業者等から聴取するなどして、作成する文書の一つであると考えられ、本件開示請求に係る文書は、県が特定事業所に対し実施した監査における作成文書の一つと史料される。

条例第2条第2項では、「公文書」とは職員が「職務上作成し、又は取得した文書、図画、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして当該実施機関が保有しているものをいう。」とされている。

一般に県が監査の過程において、介護保険施設等の従業者等から事実確認のための証言等を聴取するなどして作成した文書は、職務上取得し、保有している「公文書」に該当すると認められる。

b 不開示とした理由

事務又は事業に関する情報（条例第7条第6号のア）該当

県の機関、国の機関、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人又は公社が行う事務又は事業は、公共の利益のために行われるものであり、公にすることによりその適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報については、不開示とすることとされている。

本件開示請求に係る文書については、県が監査の過程において、正確な事実を把握するために、必要に応じ介護保険施設等の従業者等から文書により証言等を聴取するなどして作成した文書を指すものと思料されるが、当該文書の存否を明らかにすること自体が、監査における証言者等の存在を窺わせることになり、このことにより証言者の監査に対する信頼を損ないかねず、正確な事実の把握を困難にするおそれがある。

また、違反事例等の詳細な証言等を公にすることは、他の行政客体に法規制を免れる方法を示唆することになり、違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがある。

したがって、本件開示請求に係る文書の存否を答えることは、条例第7条第6号のアに規定する「監査に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ」がある不開示情報を開示することになるため、条例第10条の規定により、存否を明らかにしないで不開示決定を行ったものである。

(4) 本件処分4について

ア 開示請求に係る公文書について

(ア) 開示請求に記載された内容について

公文書開示請求の「請求に係る公文書の名称等」の欄には、「①保健福祉部介護保険課が、特定事業所に対し、監査に移行した年月日が記載された事実証明の文書・報告書。」、「②特定事業所の監査の結果、返還金の徴収を〇〇市に指導した文書・報告書。」、「③特定事業所の行政措置の実施状況他を厚生労働省に報告した文書・報告書。」、「④特定事業所の取り消し処分等を行ったため、〇〇市等に対し、連絡・報告した文書・報告書。」と記載されている。

(イ) 対象公文書及び開示等決定処分について

①に対応する公文書として、「介護保険法第83条の規定に基づく監査の実施について」が該当し、全部開示している。

②に対応する公文書として、「指定居宅介護支援事業所の介護給付費の返還について」が該当し、一部開示している。

③に対応する公文書として、「介護サービス事業所の指定の効力の停止処分について」が該当し、全部開示している。

④に該当する公文書として、「指定居宅介護支援事業者の指定の効力の停止について」が該当し、全部開示している。

イ 一部開示とした理由

(ア) 個人に関する情報（条例第7条第1号）該当

②に対応する公文書として一部開示した「指定居宅介護支援事業所の介護給付費の返還について」の「内訳書」に記載されている「被保険者番号」及び「利用者の氏名」は、特定の個人を識別することができるものであり、同号ただし書きのいずれにも該当しないため不開示としたものである。

異議申立人は今回の異議申立書において、「介護保険課は、条例第7条第1号の「特定の個人」を識別することができるため、「原則不開示」としており、当事者分の開示請求であれば、「原則」も配慮する必要もなく、申立人は申立人の母の代理人となっているものであり、申立人の母も開示請求を求めている。また、開示されても、不利益となる理由は全くない。故意に開示しない理由もない。」と主張しているが、条例の開示請求権制度は、何人に対しても請求を認めていることから、本人から、本人に関する情報の開示請求があった場合にも、開示請求者が誰であるかは考慮されないこととされている。したがって、特定の個人が識別される情報であれば、条例第7条第1号のアからウ又は公益上の理由による裁量的開示（条例第9条）に該当しない限り、不開示となるものである。

条例第7条第1号ただし書きでは、不開示情報であっても、「ア 法令若しくは条例の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」、「イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」、「ウ 当該個人が公務員等（中略）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のう

ち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」については、その情報の性質から開示しなければならないと規定されているが、これには該当しないものである。

また、条例第9条により実施機関は、「開示請求に係る公文書に不開示情報（第7条第3号の情報を除く。）が記録されている場合であっても、公益上特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該公文書を開示することができる」こととなっているが、これにも該当しないものである。

(5) 本件処分5について

ア 開示請求に係る公文書について

(7) 開示請求に記載された内容について

公文書開示請求書の「請求に係る公文書の名称等」欄には、「特定事業所の平成18年12月・平成19年1月18日・平成19年2月28日・3月5日に実施した実地検査結果の書面。」と記載されている。

(イ) 対象公文書及び開示等決定処分について

上記請求文書のうち、「平成19年1月18日・平成19年2月28日・3月5日に実施した実地検査結果の書面」に対応する公文書として、「監査調書」が該当し、これを全部開示している。

なお、「平成18年12月に実施した検査結果の書面」に対応する公文書は存在せず不開示としたことから、開示請求に対する決定処分は「一部開示」とした。

イ 一部開示とした理由

開示請求のあった公文書のうち、平成19年1月18日、平成19年2月28日、平成19年3月5日に実施した実地検査の結果については、この事案の実地検査は、継続して行われているため、その都度の検査結果としての公文書は作成しておらず、最終的に実地検査が終了し、監査が完了した時点で3月5日付け監査調書としてまとめているものであり、当該監査調書を全部開示したものである。

また、平成18年12月においては、実地調査は実施していないため、これに対応する公文書は存在しないことから不開示としたものである。

(6) 本件処分6について

ア 開示請求に係る公文書について

(7) 開示請求に記載された内容について

公文書開示請求書の「請求に係る公文書の名称等」欄には、「保健福祉部介護保険課が特定事業所の①実地調査において、「訪問の意思を有しており、結果として訪問出来なかった」と結論付ける証拠となる公文書。②監査において、「訪問の意思を有しており、結果として訪問出来なかった」と結論付ける証拠となる公文書。特定の個人を私の母とするなら、開示において不利益に該当するものではない。」と記載されている。

イ 不開示（存否応答拒否）とした理由

(7) 開示請求文書①, ②について

〔不開示とした理由〕

個人に関する情報（条例第7条第1号）該当

条例第7条第1号において、「個人に関する情報であつて当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」は不開示情報とされている。

①, ②については、公文書開示請求書の記載内容から、特定の個人を識別することができるものとなっている。

具体的には、①において、「申立人」という記載内容と公文書開示請求書の請求人の氏名から、「申立人」は〇〇氏であるということが容易に特定され、このことにより、開示請求にかかる公文書が存在しているか否かを答えるだけで、「申立人」である〇〇氏が「県の実地調査において何らかの関係がある」という個人情報情報が識別されるものである。

また、②においても、「申立人」という記載内容と公文書開示請求書の請求人の氏名から、「申立人」は〇〇氏であるということが容易に特定され、このことにより、開示請求にかかる公文書が存在しているか否かを答えるだけで、「申立人」である「〇〇氏」が「県の監査において何らかの関係がある」という個人情報情報が識別されるものである。

条例第10条は、「開示請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該公文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。」と規定している。

したがって、開示請求文書①, ②については、当該文書の存否を答えること自体が、前述のような申立人に関する個人情報を認めることになり、このことは条例第7条第1号の規定により不開示とされている特定の個人を識別することができる個人に関する情報を開示することになるため、条例第10条の規定により、存否を明らかにしないで不開示決定を行ったものである。

なお、今回の異議申立書において、異議申立人は「特定の個人は申立人しか存在せず、申立人は条例の保護を拒否する。」、また、開示請求文書は「但し書き規定イ「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」に該当し、県民の知る権利も含め、開示する義務がある」と主張している。

しかしながら、条例の開示請求権制度は、何人に対しても請求を認めていることから、本人から、本人に関する情報の開示請求があつた場合にも、開示請求者が誰であるかは考慮されないこととなっている。

したがって、特定の個人が識別される情報であれば、条例第7条第1号のアからウ又は公益上の理由による裁量的開示（条例第9条）に該当しない限り、不開示となるものである。

なお、条例第7条第1号ただし書きでは、不開示情報であっても、「ア 法令若しくは条例の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」、「イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」、「ウ 当該個人が公務員等である場合において、当該情報とその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」については、その情報の性質から開示しなければならないと規定されているが、これには該当しないものである。

また、条例第9条により実施機関は、「開示請求に係る公文書に不開示情報（第7条第3号の情報を除く。）が記録されている場合であっても、公益上特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該公文書を開示することができる」こととなっているが、これには該当しないものである。

4 審査会の判断

(1) 審査の経過

審査会は、諮問公第86号、第87号、第88号、第89号、第90号及び第91号については、鹿児島県情報公開・個人情報保護審査会運営要領第4条の規定により、これらを併合して、以下のような審査を行った。

年 月 日	審 査 の 経 過
平成19年 9 月11日	諮問公第86号に係る諮問を受けた。
平成19年 9 月25日	諮問公第87号に係る諮問を受けた。
10月15日	諮問公第88号に係る諮問を受けた。
	諮問公第86号に係る処分理由説明書を実施機関から受理した。
	諮問公第87号に係る処分理由説明書を実施機関から受理した。
10月19日	異議申立人に諮問公第86号及び第87号に係る処分理由説明書を送付し、意見書の提出を求めた。
11月 1 日	諮問公第89号に係る諮問を受けた。
	諮問公第90号に係る諮問を受けた。
	諮問公第86号及び第87号に係る異議申立人から意見書を受理した。
11月19日	諮問の審議を行った。
11月26日	諮問公第88号に係る処分理由説明書を実施機関から受理した。
11月29日	諮問公第91号に係る諮問を受けた。
11月30日	異議申立人に諮問公第88号に係る処分理由説明書を送付し、意見書の提出を求めた。
12月10日	諮問公第89号に係る処分理由説明書を実施機関から受理した。
12月12日	諮問公第90号に係る処分理由説明書を実施機関から受理した。
12月17日	諮問公第88号に係る異議申立人から意見書を受理した。

12月20日	異議申立人に諮問公第89号及び第90号に係る処分理由説明書を送付し、意見書の提出を求めた。
12月26日	諮問の審議を行った。(実施機関から本件処分の理由等を聴取)
平成20年1月15日	諮問公第89号及び第90号に係る異議申立人から意見書を受理した。
1月17日	諮問公第91号に係る処分理由説明書を実施機関から受理した。
1月18日	異議申立人に諮問公第91号に係る処分理由説明書を送付し、意見書の提出を求めた。
1月28日	諮問の審議を行った。(実施機関から本件処分の理由等を聴取)
2月4日	諮問公第91号に係る異議申立人から意見書を受理した。
2月15日	諮問の審議を行った。(異議申立人から意見を聴取)
3月21日	諮問の審議を行った。
4月25日	諮問の審議を行った。
5月26日	諮問の審議を行った。

(2) 審査会の判断

審査会は、本件請求内容について審査した結果、以下のとおり判断する。

ア 本件処分1について

(ア) 異議申立ての対象について

本件処分1は、6件の文書について開示を求めるものであるが、異議申立ての趣旨として、上記2の(2)のアのとおり述べているため、これに対応する請求内容である①「保健福祉部介護保険課が特定事業所に対し、監査を行った監査調書に決裁印のある監査調書。」及び④「特定法令に該当する私の母の分の監査調書。」に係る部分を審査の対象とする。

(イ) 対象公文書の特定について

a 本件処分1に係る請求内容①について

(a) 開示請求の内容

本件処分1に係る請求内容①は、「特定事業所に係る決裁印のある監査調書」について、開示を求めるものと考えられる。

(b) 監査調書の作成

実施機関は処分理由の説明において、「監査調書は、監査における実地検査の各担当者が、検査所見等を個人のノートにメモし、当該監査における最後の実地検査が終了した時点で、当該検査所見等を参考にしながら協議・検討の上、監査調書を作成」しており、その「記載内容は、行政処分につながる重要指摘事項のみ」で、「1つの介護保険施設等に係る監査を実施した場合は、実地検査を複数回実施したとしても、その監査結果をまとめた調書は一つ」である旨説明しているが、これらの説明に不自然な点は認められない。

また、念のため、当審査会の事務局職員をして、実施機関の公文書の保存状況等を確認させたところ、介護保険施設等の監査等に関する公文書は、年度別、施設別にファイル化されており、特定事業所のファイルには、異議申

立人が実施機関に相談して以降、監査調書は一つしかなく、実施機関の説明に相違はなかったものである。

なお、異議申立人は、特記事項が記録された監査調書の公開を求めているが、公文書開示請求書に記載された内容からは、異議申立人が求めるような事項に関する監査調書の開示を求めているものとは認められない。

したがって、実施機関が本件処分1に係る請求内容①について、特定事業所に係る唯一の監査調書を対象公文書と特定したことは妥当であると認められる。

b 本件処分1に係る請求内容④について

(a) 開示請求の内容

本件処分1に係る請求内容④は、公文書開示請求書に記載された内容から、「特定事業所に係る特定法令に該当する私の母の分の監査調書」の開示を求めるものと考えられ、特定事業所と特定の個人との関わりの有無という個人に関する情報が識別されるものとなっている。

(b) 条例第7条第1号及び第10条該当性

条例第7条は、「実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該公文書を開示しなければならない。」と規定し、開示請求に係る公文書に不開示情報が記録されている場合は、当該公文書を開示しないことができることとしている。当該不開示情報について、同条第1号本文では、「個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」を原則として不開示情報としている。

以上のように、条例では、個人の権利利益の十分な保護を図るため、特定の個人を識別できる情報は、原則として不開示とする方式（個人識別型）を採用している。ただし、個人識別型を採用した結果、本来保護する必要のない情報も含まれることになることから、公知の情報等個人に関する情報の不開示情報から除かれるべきものを限定列挙している。

上記(a)のとおり、本件処分1に係る請求内容④から特定事業所と特定の個人との関わりの有無という情報が識別されるが、当該情報は、特定の個人が識別される個人に関する情報であって、同条第1号ただし書のいずれにも該当しないと認められる。

実施機関は、本件処分1に係る請求内容④について公文書を特定し全部開示としているが、本件処分1に係る請求内容④から識別される特定事業所と特定の個人との関わりの有無という情報は、同条第1号本文の不開示情報に

該当し、本件処分1に係る請求内容④について文書の存否を答えるだけで、同条第1号本文の不開示情報を開示することとなるため、条例第10条の規定により、文書の存否を明らかにせず、請求を拒否すべきものであったと認められる。

しかしながら、本件処分1に係る請求内容④について、実施機関は、原処分において対象公文書の存在を認めた上で、その全部を開示する決定を行っており、特定事業所と特定の個人との関わりの有無という条例第7条第1号本文の不開示情報を既に開示した状態となっている。

(c) 処分の妥当性

このような場合においては、本来、本件処分1に係る請求内容④に該当するすべての文書について、その存否を明らかにせず開示請求を拒否すべきものであったことにかんがみれば、既に本件処分1に係る請求内容④に該当するとして特定し全部開示している対象公文書はともかく、当該対象公文書のほかに本件処分1に係る請求内容④の対象として特定すべき文書が存在するかどうかについて検討することは相当ではなく、対象公文書以外の文書を特定しなかったことは、結論において相当であると言わざるを得ない。

イ 本件処分2について

(ア) 対象公文書について

本件処分2に係る対象公文書は、仮に存在するとすれば、上記3の(2)のAに記載のとおりであり、特定事業所が特定事項を行い、監査において指導を受けたという事実が記録されているものと考えられる。

(イ) 法人等に関する情報について

a 条例第7条第2号該当性

条例第7条は、「実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該公文書を開示しなければならない。」と規定し、不開示情報が記録されている場合は、開示しないことができることとしている。当該不開示情報について、同条第2号は、「法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人及び公社を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの」とし、同条第2号アにおいて「公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」については、同条第2号ただし書に該当する場合を除いて、開示しないことができると規定している。これは、法人等又は事業を営む個人には社会の構成員として自由な事業活動が認められ、その活動を通じて社会全体の利益に寄与しており、その活動は、社会の維持存立と発展のために尊重され、保護されなければならないことから、公にすることにより、当該法人等又は事業を営む個人の権利、競争上の地位その他正当な利益が害さ

れるおそれがある情報については、不開示とすることとしたものである。

本件処分2に係る対象公文書は、仮に存在するとすれば、特定事業所が特定事項を行い、監査において指導を受けたという事実が記録されているものと考えられ、これらの情報は同条第2号本文前段の法人等に関する情報に該当することは明らかである。

また、同条第2号アの「公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある」情報とは、①法人等の生産、技術、販売、営業等に関する情報であって、開示することにより、当該法人等の事業活動における競争上の地位を害するおそれがあるもの、②法人等の事業活動を行う上での内部管理に属する情報であって、開示することにより、法人等の公正な事業運営を害するおそれがあるもの、③その他開示することにより法人等の名誉、信用、社会的評価、社会的活動の自由等を害するおそれがあるものと考えられる。

本件処分2に係る対象公文書には、仮に存在するとすれば、特定事業所が特定事項を行い、監査において指導を受けたという事実が記録されているものであるが、本件対象公文書に記載されているとされる事実は当該法人にとって名誉、社会的評価を損なう情報であり、当該情報が記載されている文書を公にすることは、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあり、同条第2号アに該当するものと認められる。

b 条例第7条第2号ただし書該当性

条例第7条第2号ただし書は、「ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く」と規定している。

これは、当該情報を公にすることにより保護される人の生命、健康等の利益と、これを公にしないことにより保護される法人等又は事業を営む個人の権利利益とを比較衡量し、前者の利益を保護することの必要性が上回る場合には、当該情報を開示しなければならないとするものである。

本件処分2に係る対象公文書に記載されているとする特定事業所が特定事項を行い、監査において指導を受けたという情報は、当該情報を公にしなければ人の生命、健康等が損なわれるものであるとは考えられず、第7条第2号ただし書に該当するとは認められない。

(ウ) 公文書の存否を含めて不開示とすることの妥当性

a 条例第10条該当性

条例第10条は、「開示請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該公文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。」と規定している。これは、開示請求の拒否処分の一態様として、一定の場合に、実施機関は、公文書の存否自体を明らかにしないで、拒否することができることを定めるものである。

例えば、特定の個人名を挙げて、その病歴情報が記録された文書の開示請求があった場合、当該公文書に記録されている情報は不開示情報に該当するので、不開示であると答えるだけで、当該個人の病歴の存在が明らかになってしまう。このような特定の個人又は特定事項を名指しした探索的請求は、条例第7条各号の不開示情報の類型について生じうると考えられ、その類型として、具体的には、①特定の個人の病歴に関する情報、②先端技術に関する特定企業の設備投資計画に関する情報、③犯罪の内偵捜査に関する情報、④特定分野に限定した試験問題の出題予定に関する情報などが考えられる。また、存否を明らかにしないで拒否することが必要な類型の情報については、当該情報が不開示情報に該当しなくなったような場合を除き、常に存否を明らかにしないで拒否することが必要であるとされている。

b 処分の妥当性について

本件処分2に係る対象公文書に記載されているとされる情報は、仮に存在するとすれば、上記(イ)のaで述べたとおり、条例第7条第2号アに該当するものと認められることから、本件処分2に係る対象公文書の存否自体を答えるだけで、条例第7条第2号アの不開示情報を開示することになるので、公文書の存否を含めて不開示としたことは妥当であると認められる。

ウ 本件処分3について

本件処分3に係る請求内容は、上記2の(1)のアの(ウ)のとおりである。

(7) 本件処分3に係る請求内容①、②、③、④、⑤、⑥、⑦について

a 開示請求の内容

(a) ①、②、④、⑥、⑦について

本件処分3に係る請求内容①、②、④、⑥、⑦の記述と公文書開示請求書の請求者の氏名から、「実施機関が異議申立人へ何らかの通知をした」、「異議申立人が実施機関に対して特定事項について質問をした」事実の有無という異議申立人に関する情報等が識別されるものとなっている。

(b) ③について

本件処分3に係る請求内容③及び請求内容①、②の記述から、「実施機関が異議申立人へ何らかの通知をした」事実の有無という異議申立人に関する情報が識別されるものとなっている。

(c) ⑤について

本件処分3に係る請求内容⑤及び請求内容④の記述から、「異議申立人が実施機関へ何らかの質問をし、それに対する実施機関からの回答書を受け取った」事実の有無という異議申立人に関する情報が識別されるものとなっている。

以上のことから、本件処分3の請求内容①、②、③、④、⑤、⑥、⑦に係る対象公文書は、仮に存在するとすれば、特定の個人が実施機関に対して何らかの質問をしたこと又はそれに対する実施機関からの通知や回答書を受け取った

ことを前提に作成又は取得したものであり、その存否を答えることは、特定の個人が実施機関に質問した又は実施機関から通知や回答書を受け取ったという事実の有無を明らかにすることと同様の結果が生じるものと認められる。

b 条例第10条該当性について

(a) 条例第10条について

条例第10条は、上記4のイの(ウ)のaで述べたとおり、公文書が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該公文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否できることとしている。

(b) 条例第7条第1号該当性

条例第7条第1号は、「個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）」については、同号ただし書に該当する情報を除きこれを不開示情報としている。

本件処分3の請求内容①、②、③、④、⑤、⑥、⑦に係る対象公文書の存否に関する情報は、特定の個人が実施機関に質問したこと又は実施機関から通知や回答書を受け取った事実の有無という個人に関する情報であって当然に特定の個人を識別できるものとなっており、同条第1号本文に該当することは明らかである。

(c) 条例第7条第1号ただし書該当性

条例第7条第1号ただし書は、「ア 法令若しくは条例の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」、「イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」、「ウ 当該個人が公務員である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」については、同条第1号本文に該当する場合であっても、開示しなければならないと規定しているが、本件処分3の請求内容①、②、③、④、⑤、⑥、⑦に係る情報は、同条第1号ただし書のいずれにも該当しないものと認められる。

(d) 条例第10条該当性

本件処分3の請求内容①、②、③、④、⑤、⑥、⑦に係る対象公文書の存否自体を答えると、条例第7条第1号の不開示情報を開示することとなるので、条例第10条の規定により、本件処分3のうち、請求内容①、②、③、④、⑥、⑦について公文書の存否を明らかにしないで本件開示請求を拒否したことは妥当であると認められる。

c 本件処分3の請求内容⑤に係る処分の妥当性について

(a) 異議申立人及び実施機関の主張

本件処分3に係る請求内容⑤について、実施機関は全部開示としているが、

異議申立人は、開示された文書は差し替えられた書面であり、真正書面の開示を求める旨主張している。これに対し実施機関は、請求内容に基づき公文書を特定し、全部開示していることから、「真正書面の開示を求める」との異議申立人の主張はあたらないと説明している。

(b) 文書の存否について

実施機関は、本件処分3に係る請求内容⑤について公文書を特定し全部開示としているが、本件処分3に係る請求内容⑤及び請求内容④の記述から識別される「異議申立人が実施機関へ何らかの質問をし、それに対する実施機関からの回答書を受け取った」事実の有無という情報は、個人に関する情報であって、条例第7条第1号ただし書のいずれにも該当しないと認められることから、同条第1号の不開示情報に該当し、本件処分3の請求内容⑤に係る文書の存否を答えるだけで同条第1号の不開示情報を開示することとなるため、条例第10条の規定により、文書の存否を明らかにせず、請求を拒否すべきものであったと認められる。

しかしながら、本件処分3に係る開示請求内容⑤について、実施機関は、原処分において対象公文書の存在を認めた上で、その全部を開示する決定を行っており、異議申立人が実施機関へ何らかの質問をし、それに対する実施機関からの回答書を受け取った事実の有無という条例第7条第1号本文の不開示情報を既に開示した状態となっている。

(c) 処分の妥当性

このような場合においては、本来、本件処分3に係る請求内容⑤に該当するすべての文書について、その存否を明らかにせず開示請求を拒否すべきものであったことにかんがみれば、既に本件処分3に係る請求内容⑤に該当するとして特定し全部開示している対象公文書はともかく、当該対象公文書のほかに対象として特定すべき文書が存在するかどうかについて検討することは相当ではなく、対象公文書以外の文書を特定しなかったことは、結論において相当であると言わざるを得ない。

(i) 本件処分3に係る請求内容⑧について

a 対象公文書について

公文書開示請求書に記載された内容から判断すると、上記3の(3)のイの(ウ)のaのとおり、仮に存在するとすれば、実施機関が特定事業所に対して実施した監査の過程において、正確な事実を把握するため、必要に応じて従業者等から聴取するなどして、作成する文書の一つである。

b 条例第7条第6号本文該当性

条例第7条第6号本文は、「県の機関が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げるおそれがあるもの」については、開示しないことができると規定している。

これは、県の機関が行う事務は、公共の利益のために行われるものであり、公にすることにより、その適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報につい

ては、不開示にする合理的な理由があるためである。

本件処分3の請求内容⑧に係る文書は、仮に存在するとすれば、実施機関が行う監査の過程において作成する文書であることから、同条第6号本文に該当することは明らかである。

c 条例第7条第6号ア該当性

条例第7条第6号本文の「次に掲げるおそれ」として同条第6号アで「監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあるもの」と規定している。この監査等に係る事務は、いずれも事実を正確に把握し、その事実に基づいて評価、判断を加えて、一定の決定を伴うことがあるものである。

これらの事務に関する情報の中には、例えば、監査の対象、実施時期、調査項目等の詳細な情報や、試験問題等のように、事前に公にすれば、適正かつ公正な評価や判断の前提となる事実の把握が困難となったり、行政客体における法令違反行為又は法令違反に至らないまでも妥当性を欠く行為を助長したり、巧妙に行うことにより隠蔽をするなどのおそれがあるものがあり、このような情報については、不開示とするものである。また、事後であっても、例えば、違反事例等の詳細についてこれを公にすると他の行政客体に法規制を免れる方法を示唆するようなものは該当しうると考えられる。

ただし、同条第6号アの要件である「正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ」については、実施機関に広範な裁量権限を与える趣旨ではなく、その該当性を客観的に判断する必要がある。

そのため、「支障」の程度は名目的なものでは足りず実質的なものでなければならず、また、「おそれ」の程度も単なる確率的な可能性ではなく法的保護に値する蓋然性がなければならない。

本件処分3の請求内容⑧に係る対象公文書は、仮に存在するとすれば、実施機関が特定事業所に対して実施した監査の過程において、正確な事実の把握をするため、必要に応じて従業者等から聴取するなどして作成した文書の一つであると認められ、当該文書の存否を明らかにすること自体が、監査における証言者等の存在を窺わせることになり、このことにより証言者の監査に対する信頼を損ないかねず、監査における正確な事実の把握を困難にするおそれがあると認められる。

d 公文書の存否を含めて不開示とすることの妥当性

条例第10条は、上記4の(2)のイの(ウ)のaで述べたとおり、公文書が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該公文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否できることとしている。

本件処分3の請求内容⑧に係る対象公文書は、上記b及びcで述べたとおり、

本件対象公文書の存否自体を答えるだけで、条例第7条第6号アの不開示情報を開示することになるので、公文書の存否を含めて不開示としたことは妥当であると認められる。

エ 本件処分4について

(ア) 異議申立ての対象

異議申立人は、本件処分4に係る請求内容のうち、「②特定事業所の監査の結果、返還金の徴収を〇〇市に指導したその詳細の文書・報告書」についてのみ、「公開するとの決定を求める」と述べているため、当該請求内容に係る部分を審査の対象とする。

(イ) 本件処分4の請求内容②に係る文書

本件処分4に係る請求内容②によると、特定事業所に対する監査の結果、返還金の徴収に関し〇〇市へ指導した文書について開示を求めるものである。

(ウ) 対象公文書の特定

実施機関は、開示請求書の記載内容に則して、現に保有している〇〇市に通知した文書を対象公文書として特定している。これに対し異議申立人は「申立人の「母の分の監査」において特定の措置が存在しない」、「申立人の母の分について介護保険法第22条第3項に基づく公文書が存在する」などと述べているが、請求内容を見ると、異議申立人が述べるような申立人の母の事案に関する監査に関する文書の開示を求めているものとは認められず、実施機関が〇〇市に通知した公文書を対象公文書として特定し一部開示としたことは、妥当であると認められる。

オ 本件処分5について

(ア) 開示請求の内容

本件処分5に係る請求内容によると、「特定事業所への平成18年12月・平成19年1月18日・平成19年2月28日・3月5日に実施した実地検査結果の書面」について開示を求めるものである。

実施機関は、監査調書を対象公文書と特定した上で、「平成18年12月においては、実地調査は実施していないため、これに対応する公文書は存在しない」、「平成19年1月18日、平成19年2月28日、平成19年3月5日に実施した実地検査の結果については、この事案の実地検査は、継続して行われているため、その都度の検査結果としての公文書は作成しておらず、最終的に実地検査が終了し、監査が完了した時点で監査調書としてまとめている」とし、本件処分5の請求内容に係る公文書の一部は存在しないとして、一部開示決定を行っている。

(イ) 対象公文書の特定の妥当性

異議申立人は、実施機関が異議申立人に対して回答した内容等から、「平成18年12月の実地調査に係る文書が存在する」、「監査における実地検査の、その都度の公文書が存在しないこと自体、無理がある」旨の主張をしているが、これに

対し実施機関は、「実地の調査又は検査を行ったのは、平成19年1月18日、平成19年2月28日、平成19年3月5日であって、その結果は監査調書としてまとめている。」、「監査調書は、監査における実地検査の各担当者が、検査所見等を個人のノートにメモし、最後の実地検査が終了した時点で、当該検査所見等を参考にしながら協議・検討の上、監査調書を作成」しており、その「記載内容は、行政処分につながる重要指摘事項のみである。」、また、「1つの介護保険施設等に係る監査を実施した場合は、実地検査を複数回実施したとしても、その監査結果をまとめた調書は一つ」である旨説明しているが、これらの説明に不自然な点は認められない。

また、念のため、当審査会の事務局職員をして、実施機関の公文書の保存状況等を確認させたところ、介護保険施設等の監査等に関する公文書は、年度別、施設別にファイル化されており、特定事業所のファイルには、異議申立人が実施機関に相談して以降、監査調書は一つしかなく、実施機関の説明に相違はなかったものである。

したがって、特定事業所に係る唯一の監査調書を対象公文書と特定し一部開示としたことは妥当であると認められる。

カ 本件処分6について

(ア) 開示請求の内容

本件処分6に係る請求内容によると、実施機関が実地調査又は監査における実地検査において取得又は作成した文書で、実施機関が特定の個人に回答した内容を裏付ける証拠となるものについて開示を求めるものである。

(イ) 本件処分6の請求内容に係る文書の存否について

a 条例第7条第1号該当性

条例第7条第1号本文は、「個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）」については、原則として不開示情報としている。

本件処分6に係る請求内容は、実施機関が実地調査又は監査における実地検査において取得又は作成した文書で、実施機関が特定の個人に回答した内容を裏付ける証拠となるものに対する開示請求であることから、特定の個人と実施機関の実施した実地調査又は監査との関わりの有無という個人に関する情報が識別されるものであり、同号本文に該当するものと認められる。

b 条例第7条第1号ただし書該当性

条例第7条第1号ただし書は、「ア 法令若しくは条例の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」、「イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」、「ウ 当該個人が公務員である場合において、当該情報がその職

務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」については、同条本文に該当する場合であっても、開示しなければならないと規定している。

本件処分6に係る請求内容から識別される特定の個人と実施機関の実施した実地調査又は監査との関わりの有無という個人に関する情報は、同条第1号ただし書のいずれにも該当しないものと認められる。

c 条例第9条該当性

条例第9条は、条例第7条第3号を除き、条例第7条の規定を適用した場合に不開示となる場合であっても、なお公にすることに公益上の必要性があると認められる場合には、不開示情報の規定により保護される権利利益があるにもかかわらず例外的に開示することができるとするものである。

本件処分6に係る請求内容から識別されるような個人に関する情報についても、当該情報を不開示にすることにより保護される権利利益と開示することによる公益を比較検討して、慎重に判断する必要があるが、条例第9条の適用に関しては、「公益上特に必要があると認めるとき」という規定ぶりから、又、不開示情報を開示することになるということからも明らかとおおり、公益上の必要性の認定についての実施機関の要件裁量を認めている。

ところで、異議申立人は「適正な遂行」でない理由から、公益上の理由による裁量的開示により、開示する義務がある旨を主張しているが、その主張の根拠としている「事務・事業情報（条例第7条第6号）についても、その遂行に支障を及ぼすおそれがあっても「適正な遂行」でなければ、開示することになる。」との解釈・運用は、条例第7条第6号の不開示情報該当性の判断に当たっての解釈・運用を示すものであって、条例第9条該当性の判断に当たってのものではない。

したがって、条例第9条に該当しないとす実施機関の判断は妥当であると認められる。

また、異議申立人は、本件処分3に係る請求内容①、②、③、⑥、⑧についても「適正な遂行」でない理由から、公益上の理由による開示義務がある旨の主張をしているが、以上のようなことから、当該主張は当たらないものである。

d 公文書の存否を含めて不開示とすることの妥当性

上記a及びbで述べたとおり、本件処分6に係る請求内容から、条例第7条第1号の個人に関する情報が識別され、同条第1号ただし書のいずれにも該当しないと認められることから、本件処分6の請求内容に係る文書の存否を答えるだけで、同条第1号の不開示情報を開示することとなるため、条例第10条の規定により、文書の存否を明らかにせず、請求を拒否した処分は妥当であると認められる。

キ その他の主張について

(7) 文書の作成義務について

異議申立人は、「開示請求に係る文書が作成されていない場合は、事後の文書を作成し、開示する義務がある」旨を主張しているが、条例第5条の規定に基づく開示請求権は、あるがままの形で公文書を開示することを求める権利であり、条例第8条の部分開示の場合及び第16条第1項の特別の開示の実施の方法による場合を除き、新たに公文書を作成又は加工する義務はない。

(イ) 本人に対する自己情報の開示について

異議申立人は、「特定の個人は、申立人しか存在せず、申立人は条例の保護を拒否する」、「条例第7条第1号において個人識別情報を原則不開示としているが、当事者分の開示請求であれば原則も配慮する必要はない」旨を主張するが、条例の定めた開示請求権制度は、何人に対しても請求の目的の如何を問わず開示請求を認める制度であることから、開示・不開示の判断に当たっては、本人からの自己情報についての開示請求である場合も含め、開示請求者が誰であるかは考慮されないものである。このことは、特定の個人を識別することができる情報については、条例第7条第1号ただし書アからウまでに該当するものを除き、これを不開示情報とするのみで、本人から開示請求のあった場合について特段の規定を設けていないことから明らかである。

したがって、条例の定めた開示請求権制度の下においては、公文書に記録される情報が仮に異議申立人本人の情報であっても、条例第7条第1号の不開示情報に該当することからその開示を認めることができない。

(ウ) その他の主張について

異議申立人は、特定事業所に対する行政処分の見直し等についても主張しているが、これは開示請求権制度とは別の問題であることから、当審査会では判断しない。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

答 申

1 審査会の結論

鹿児島県知事（以下「実施機関」という。）が、本件異議申立ての対象となった保有個人情報の一部開示とした決定は妥当である。

2 異議申立ての内容

(1) 異議申立ての経緯

本件異議申立人は、鹿児島県個人情報保護条例（平成14年鹿児島県条例第67号。以下「条例」という。）第11条の規定に基づき、平成19年9月10日付けで、次の保有個人情報開示請求を行った。

- ① ○○（以下「当該事業所」という。）が開示請求者の母が原因ではなく、家族の開示請求者が利用者たる母に会わせない・訪問拒否をさせているため減算請求等を実行したとする前提のもと、それが悪意による嘘であることを相談・苦情として介護保険課△△他に説明し、平成18年3月の実地調査・実地指導において、その結果を介護保険課△△が開示請求者に対し「信頼関係を持てるか」という求めをし、その開示請求者への助言が介護保険課△△に対し当該事業所の説明及び理由が完全に嘘である根拠を説明し、否定したにもかかわらず、更には同年5月の実地調査・実地指導の結果、同年5月17日付回答書（以下「5月17日付け回答書」という。）においても尚、「訪問の意思を有しており、結果的に訪問できなかった」「悪意が認められなかった」と回答し、開示請求者が「訪問の拒否をした」と断定した。介護保険課が当該事業所の虚偽の報告を真正報告とし、追認した。介護保険課が「悪意・不当な行為」がなかったとしていることから、開示請求者に関し、開示請求者が故意に訪問拒否をしているという事実を取得し、その書面を作成していることが明らかである。よって、平成18年3月・5月に実地調査・実地指導した開示請求者に関する訪問拒否を証明する書面の個人情報の開示を求める。（以下「請求内容1」という。）
- ② 平成18年5月17日介護保険課△△が開示請求者の申立書において回答した、開示請求者への指示書・稟議書・議事録あるいはメモ書。開示請求者へ通知するまでの決裁書面を求める。（以下「請求内容2」という。）
- ③ 平成18年12月・平成19年1月18日・平成19年2月28日・平成19年3月5日の実地検査により監査した当該事業所が上記1の通り開示請求者が訪問の完全拒否をしているため特定事項等に及んだとする開示請求者の訪問拒否等を証明する個人情報の開示を

求める。尚、介護保険課が開示請求者の個人情報を取得していることは、下記④、⑤、⑥において明らかである。(以下「請求内容3」という。)

- ④ 介護保険課△△が、平成18年11月から平成19年1月の間、特定事項等に関する開示請求者の母の事案への開示請求者及び開示請求者の母への確認は「最後に行う」と電話で複数回開示請求者に通知したその開示請求者へ通知するとする指示書・稟議書・議事録あるいはメモ書。あるいは△△の自己決裁書面を求める。(以下「請求内容4」という。)
- ⑤ 上記④の期間に△△が「開示請求者の母の事案も含め結果を出す」と電話で複数回開示請求者に通知された指示書・稟議書・議事録あるいはメモ書。あるいは△△の自己決裁書面をもとめる。(以下「請求内容5」という。)
- ⑥ 平成18年12月28日介護保険課△△が「いよいよ詰めの段階に来ています。来年1月末日には結果を出します」と電話へその記録を残され通知された開示請求者へ通知するとする指示書・稟議書・議事録あるいはメモ書。あるいは△△の自己決裁書面を求める。(以下「請求内容6」という。)

これに対し、実施機関は、平成19年10月10日付け介保第210号で一部開示決定(以下「本件処分」という。)を行った。

その後、本件処分を不服として、平成19年11月8日付けで異議申立てがなされたものである。

(2) 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は以下のとおりである。

- ① 申立人の請求内容1に対し、「当該公文書は、取得・作成していないため存在しません。」とあるが、申立人の実地調査・実地指導の「情報開示」においては、当該事業所及び利用者・利用者の家族(申立人)のいずれについても、客観的不正又は不当な行為の記載がない。また、客観的その行為に伴う法律用語の記載もない。

しかし、介護保険課△△は、5月17日付け回答書に、介護保険法(平成9年法律第123号)による実地調査の内容から法律用語を使用し、当該事業所について、「悪意が認められなかった」と断定している。介護保険法以上の法律用語を断定的に記載する5月17日付け回答書を申立人に通知していることから、その根拠となる証拠を「取得」していることは明らかである。このことから、「取得・作成していない」との主張は否定される。法律用語を断定的に使用するまでの証拠を取得しているのであり、公文書が存在する。

- ② 証拠・立証があつて、法律用語の故意・悪意を断定できるものであり、それは実地調査による調査内容の具体的証拠・根拠である。

「取得すらしていない」のであれば、客観的不正・不当でない行為について、何の根拠もなくその判断をしているのであれば、何をもってその裏付けとし、その判断とし、5月17日付け回答書において「悪意がなかった」とする介護保険法以上の法律用語を使用し、当該事業所を擁護し、便宜供与できたか、ということである。

「取得している」ことは明らかであり、さらに公文書が存在していることも明らかである。

- ③ また、開示請求者の請求内容 3, 4, 5, 6 について、「鹿児島県個人情報保護条例第16条に該当」とし、「存否応答拒否」の規定に条例第13条第3号アの規定「当該法人の権利、競争上の地位、その他正当な利益を害するおそれのある情報を開示することとなる」とあるが、「おそれのある情報を開示すること」のこの条例の規定の保護を当該事業所自体、放棄している。

また、第3号アの規定にはただし書きがあり、「人の生命、健康、生活、又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められるもの」を除く、とある。3, 4, 5, 6 は、開示請求者についてだけの個人情報であり、このただし書き「人」に該当する。

また、他に他人たる人が存在すれば、マスクングし、個人情報を開示できる。

(3) 異議申立ての理由

本件異議申立人が、異議申立書、意見書及び口頭による意見陳述の中で述べている異議申立ての主たる理由は、要約すると次のとおりである。

ア 請求内容 1 について

(ア) 異議申立書における記載内容

実地調査の結果を、5月17日付け回答書には法律用語をもって回答しているものであり、その証拠となる公文書を取得・作成していることは明らかである。よって、開示する義務がある。

(イ) 意見書における記載内容

申立人の平成18年2月・4月の介護保険課△△への相談・苦情はその結果は真実が相違する「悪意・不当な行為」がなかったとする法律用語を使つての回答であり、介護保険法においてその根拠となる証拠を聴取しているものである。「取得・作成していない」とする説明に矛盾がある。

また、鹿児島県事務処理規則（平成5年鹿児島県規則第16号）別表1「30 その他の事務（3）」による「回答」であり、課長決裁が必要である。課長決裁がないということは、△△が内部処理しているものと通常考えられるものであり、条例第13条第1号及び（2）のウによる裁量的開示義務により、開示する義務がある。

イ 請求内容 2 について

特に申立てはなかった。

ウ 請求内容 3, 4, 5, 6 について

(ア) 異議申立書における記載内容

介護保険課は、条例第13条第3号ア（法人等情報）の規定「当該法人の権利、競争上の地位、その他正当な利益を害するおそれのある情報を開示することとなるため存否を答えることはできません」としているが、当該事業所は、この条例の保護を拒否している。

当該事業所と申立人の母は、個人情報に関する同意書を交わしている。当該事業

所は、この同意書をもって、実地調査・監査における利用者の、また、家族の情報を介護保険課に提出・閲覧させることができるものであるはずである。

個人情報の文書提出について、申立人及びその利用者は、正当な理由がある場合につき、その情報を提出することについて、同意しているものであり、当該事業所とその利用者は、情報提供に伴う当事者同士の文書を交わしている以上、介護保険課はその保有個人情報について第三者の立場であり、条例の規定を保護する必要もない。

もし、強制的に介護保険課が権利のみを主張し、条例の規定に該当させることは、5月17日付け回答書については、正当な理由がないのに、つまり、当該事業所の不正・不当な行為を回避させるために個人情報が提出されたものと判断する。

(イ) 意見書における記載内容

処分理由説明書に、条例第13条第3号（法人等情報）の規定への頭出し部分に、その理由を付け加えている。この頭出し理由は、過去の答申第58号（諮問第68号）の諮問審査会の判断の文言そのままである。ただ単に短絡的に結合させているだけであり、本件「県条例」と諮問第68号とは全く関連性がない。

人事院情報公開法に基づく処分に係る審査基準によれば、特定事項等を行った当該事業所のその行為は「事業活動」に該当しない。

介護保険は、利用者本位の立場であり、営利を目的とする「生産技術上又は販売上の情報」ではない。よって、「競争上の地位」とする文言は、全く該当しない。

特定事項等は、「経営方針、経理、人事等の事業活動を行う上での内部管理」に該当しない。

(ウ) 口頭意見陳述における説明内容

「特定の対象者」が当該事業所と異議申立人であり、「事実の有無」が特定事項と訪問拒否がある。

諮問保第8号で請求内容(1)②の公文書を「平成18年12月5日付け報告書」と断定しているのであり、本件の存否応答拒否の条例条文は諮問保第8号(1)②の不開示理由の第13条第7号ア（事務事業情報）である。

仮に異議申立人に不利益を被る公文書が存在するなら、条例第13条第1号（開示請求者に関する情報）、第2号（第三者に関する情報）としかならない。よって、条例第13条第3号ア（法人等情報）の不開示理由は失当している。

当該事業所（特定の名称）を明記していないにもかかわらず、存否応答拒否の理由が第13条第3号ア「当該法人・・・」である。諮問保第8号(1)②の不開示理由の第13条第7号（事務事業情報）アか、第13条第1号（開示請求者に関する情報）、第2号（第三者に関する情報）としかならない。

「事実の有無」を存否応答拒否とするなら、△△が「最後に行く」「異議申立人の母の事案も含め、結果を出す」「いよいよ詰めの段階に来ています。来年1月末には結果を出します」と通知した「その事実」の有無を、不開示理由とするものであるが、第13条第2号（第三者に関する情報）のただし書き『ア 法令等の規定により

又は慣行として開示請求者が知ることができ、または知ることが予定されている情報。ウ 当該個人が公務員等である場合において、当該情報とその職務の遂行にかかる情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員の職及び当該職務遂行の内容に係る部分』に該当するため、県は不開示理由としていない。よって、開示する義務がある。

△△が通知した「その事実」はまさに「ア 法令等の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、または知ることが予定されている情報」そのものである。

3 異議申立てに対する実施機関の説明要旨

実施機関から提出された処分理由説明書及び口頭による説明の要旨は、次のとおりである。

(1) 請求内容 1 について

ア 平成18年3月及び5月に県が実施した当該事業所に対する実地指導において、当該開示請求に対応する公文書は取得・作成していないため存在せず、不開示としたものである。

イ 5月17日付け回答書は、実地指導における当該事業所からの聞き取り結果に基づき作成しており、この際に聴き取り結果を別途文書としてまとめたものはなく、報告書等の提出も求めている。

(2) 請求内容 2 について

特に申立てはなかった。

(3) 請求内容 3, 4, 5, 6 について

ア 開示請求書に記載された内容において、「特定事項等」の記載及び特定事項等の案件を類推させる記載内容があるが、仮に当該事業所が特定事項等を行ったという事実があったとすれば、その情報を開示することは、当該事業所の権利、利益、その他正当な利益を害するおそれがある。

したがって、本件請求の対象文書の存否を答えることは、当該事業所が特定事項等を行ったという事実の有無という条例第13条第3号（法人等情報）に規定する不開示情報を開示することになるため、条例第16条（存否応答拒否）の規定により、存否を明らかにしないで不開示決定を行ったものである。

なお、条例第13条第3号（法人等情報）ただし書きでは、不開示情報であっても人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示する必要があると認められる情報については、その性質から開示しなければならないと規定しているが、これには該当しないものである。

イ 異議申立人は「特定事項」という言葉を使っているが、この言葉は非常にインパクトが強いので一人歩きするおそれがあると考えている。

4 審査会の判断

(1) 審査の経過

審査会は、本件異議申立てについて、以下のような審査を行った。

年 月 日	審 査 の 経 過
平成19年11月29日	諮問を受けた。
平成20年1月23日	実施機関から処分理由説明書を受理した。
2月27日	異議申立人に処分理由説明書を送付し意見書の提出を求めた。
3月13日	異議申立人から意見書を受理した。
5月26日	諮問の審議を行った。
6月23日	諮問の審議を行った。
7月28日	諮問の審議を行った。(実施機関から本件処分の理由等を聴取)
8月25日	諮問の審議を行った。(異議申立人から意見を聴取)
10月2日	諮問の審議を行った。
10月22日	諮問の審議を行った。
11月20日	諮問の審議を行った。
12月26日	諮問の審議を行った。

(2) 審査会の判断

当審査会は、本件請求内容について審査した結果、特に申立てのなかった請求内容2を除き、以下のとおり判断する。

ア 請求内容1について

(ア) 本件対象保有個人情報の内容

本件請求の内容は、要約すると、実施機関が異議申立人に送付した5月17日付け回答書に「事業所側は訪問の意思を有しており、結果的に訪問できなかった」及び「減算について悪意が認められなかった」の記載があったことから、異議申立人は、「実施機関は『異議申立人が訪問の拒否をした』と断定している」として、実施機関が平成18年3月及び5月に当該事業所に対して実地指導又は実地調査した異議申立人に関する個人情報のうち、異議申立人が訪問拒否を行ったことを証明する個人情報の開示を求めるものである。

(イ) 本件対象保有個人情報について

a 実地指導及び実地調査について

介護保険法に基づく介護保険施設等への実地指導及び実地調査については、「鹿児島県介護保険施設等指導及び監査実施要領（以下「監査実施要領」という。）」に定められている。

監査実施要領によれば、「実地指導」とは、実施機関が毎年度定める指導調書により関係書類等を閲覧し、関係者からの面談方式で行うものである。また、「実地調査」とは、原則として監査を実施する前に、介護給付費請求書による書面審査を行う事前調査の一手法であり、必要と認められる場合には介護給付等を受けた

要介護者又は要支援者に対する実地調査を行うと定められている。なお、実施機関は、当該事業所に対して平成18年3月27日及び5月11日の2回の「実地指導」は行ったが、「実地調査」は行っていないと主張している。

b 対象保有個人情報の特定について

上記 a から、実施機関は、異議申立人の請求内容を、当該事業所に対して平成18年3月27日及び5月11日に行った実地指導における異議申立人に係る保有個人情報のうち、5月17日付け回答書に記載されている内容を証明する異議申立人の保有個人情報と特定したものである。

なお、5月17日付け回答書の起案文書については、請求内容2において開示請求されており、異議申立人に開示されている。

(ウ) 不存在を理由とする不開示決定について

実施機関は、平成18年3月及び5月に県が実施した当該事業所に対する実地指導において、当該開示請求に対応する公文書は取得・作成していないため存在せず、また、5月17日付け回答書は、実地指導における当該事業所からの聞き取り結果に基づき作成しており、この際に聞き取り結果を別途文書としてまとめたものはなく、報告書等の提出も求めていると主張している。

なお、実施機関は、対象保有個人情報の特定に当たっては、開示請求内容に「証明する書面」との文言があることから、単に5月17日付け回答書に関連する書面を求めるものではなく、5月17日付け回答書に記載されている事項を証明する書面を請求する趣旨であると判断している。

これに対し、異議申立人は、「実地調査の結果を、5月17日付け回答書には法律用語をもって回答しているものであり、その証拠となる公文書を取得・作成していることは明らかである」と主張しており、5月17日付け回答書の記載内容について、その根拠となる書面があるはずであるという異議申立人の主張は理解できるものである。

そこで、当審査会では、事務局職員をして当該事業所及び異議申立人に関する公文書を確認させたところ、5月17日付け回答書の記載内容を証明する書面の存在は確認されなかった。

ところで、本来、保有個人情報開示制度は、様々な事情を有する開示請求者本人が自分の個人情報の開示を求める制度であり、どのような情報を求めているかについては、基本的に開示請求者本人の意向を十分に汲み取って判断すべきものであるものの、対象保有個人情報の特定に当たっては、請求内容の補正等がなされていない場合においてはあくまでも開示請求書に記載されている文言によって判断を行うべきものであることから、5月17日付け回答書の記載内容を証明する書面については取得又は作成していないとする実施機関の説明に不自然な点は認められず、当該保有個人情報を不存在として不開示決定を行ったことは、結果として妥当である。

イ 請求内容3, 4, 5, 6について

(ケ) 対象保有個人情報について

a 対象保有個人情報の特定について

請求内容3, 4, 5, 6は, それぞれ要約すると, 請求内容3は, 当該事業所が「異議申立人が訪問の完全拒否をしているため特定事項等に及んだ」とする異議申立人の訪問拒否等を証明する個人情報を開示請求するものであり, 請求内容4, 5, 6は, 実施機関が, 異議申立人に対して電話等で通知する際の指示書・稟議書・議事録あるいはメモ書き等の開示を求めるものである。

これに対して, 実施機関は, これらの請求内容には「特定事項等」の記載及び特定事項等の案件を類推させる記載内容があるとして, 特定事項を連想させる一連の請求として対象保有個人情報の特定を行っている。

請求内容3に記載されている「下記4, 5, 6において明らかである」との文言から, 実施機関が請求内容3, 4, 5, 6(以下「請求内容A」という。)を一連の請求として考えることに不自然な点は認められない。

b 特定事項について

実施機関は, 異議申立人に送付した平成19年6月12日付文書において, 異議申立人からの「××××」との質問に対し, 「□□□□」と回答している。

また, 請求内容Aでは「特定事項等」と記載されているが, 「等」が何を指すのかについては, 開示請求書, 異議申立書及び意見書のいずれにも記載されていないことから, 実施機関は単に「特定事項」として捉え, 対象保有個人情報の特定を行っている。

(イ) 条例第13条第3号ア該当性

a 条例第13条第3号アについて

条例第13条は, 「実施機関は, 開示請求があったときは, 開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報(以下「不開示情報」という。)のいずれかが含まれている場合を除き, 開示請求者に対し, 当該保有個人情報を開示しなければならない。」と規定し, 不開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合を除き, 当該保有個人情報を開示しなければならないと定めたものである。この条各号の不開示情報のうち, 同条第3号は「法人その他の団体(国, 独立行政法人等, 地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下この号において「法人等」という。)に関する情報又は開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報であって, 次に掲げるもの。ただし, 人の生命, 健康, 生活又は財産を保護するため, 開示することが必要であると認められる情報を除く。」とし, 同条第3号アでは「開示することにより, 当該法人等又は当該個人の権利, 競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」については, 同条第3号ただし書きに該当する場合を除いて, 開示しないことができると規定している。

これは, 法人等又は事業を営む個人には社会の構成員として自由な事業活動が認められ, その活動を通じて社会全体の利益に寄与しており, その適正な活動は, 社会の維持存立と発展のために尊重され, 保護されなければならないことから,

開示することにより、当該法人等又は事業を営む個人の権利、競争上の地位その他正当な利益が害されるおそれがある情報については、不開示とすることとしたものである。

b 条例第13条第3号アの該当性について

請求内容Aに係る保有個人情報、仮に存在するとすれば、当該事業所が特定事項等を行ったという事実が記録されていると考えられ、これらの情報は同条第3号本文前段の法人等に関する情報に該当することは明らかである。

また、同条第3号アの「開示することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある」情報とは、a. 生産、技術、販売、営業等に関する情報であって、開示することにより、法人等又は事業を営む個人の事業活動における競争上の地位を害するおそれがある情報、b. 事業活動を行う上での内部管理に属する情報（経営方針、人事、組織、経理等）であって、開示することにより、法人等又は事業を営む個人の公正な事業運営を害するおそれがある情報、c. その他開示することにより法人等又は事業を営む個人の名誉、信用、社会的評価、社会的活動の自由等を害するおそれがある情報と考えられる。

請求内容Aに係る保有個人情報は、仮に存在するとすれば、当該事業所が異議申立人の主張しているような特定事項を行ったという情報が記録されているものであろうが、本件対象保有個人情報に記載されているとされる情報は当該事業所にとって名誉、社会的評価を損なう情報であり、当該情報が記載されている保有個人情報を開示することは、当該事業所の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあり、同条第3号アに該当するものと認められる。

(㉞) 条例第13条第3号ただし書の該当性

条例第13条第3号ただし書きは、「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報を除く。」と規定している。

これは、当該情報を開示することにより保護される人の生命、健康等の利益と、これを開示しないことにより保護される法人等又は事業を営む個人の権利利益とを比較衡量し、前者の利益を保護することの必要性が上回る場合には、当該情報を開示しなければならないとするものである。

請求内容Aに係る保有個人情報に記載されているとする当該事業所が特定事項を行ったという情報は、当該情報を開示しなければ人の生命、健康等が損なわれるものであるとは認められず、第13条第3号ただし書きに該当するとは認められない。

(㉟) 保有個人情報の存否を含めて不開示とすることの妥当性

a 条例16条該当性

条例第16条は、「当該開示請求に係る保有個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該保有個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。」と規定している。これは、開示請求の拒否処分の一態様として、一定の場合に、実施機

関は保有個人情報の存否自体を明らかにしないで、拒否することができることを定めたものである。

例えば、特定の個人から表彰候補者に登載されている自己の保有個人情報の開示請求をされた場合に、当該保有個人情報の存在を前提として不開示決定をすると、当該個人が表彰候補者リストに登載されていることが判明してしまう結果となり、また、当該保有個人情報の不存在を理由とする不開示決定をすると、当該個人が表彰候補者リストに登載されていないことが判明してしまう結果になる等、保有個人情報の存在自体を明らかにすることにより、不開示とすべき情報を開示することとなる場合をいう。

存否応答拒否の規定は、条例が保有個人情報の開示請求の目的を問わない仕組みである以上、探索的な開示請求が起こりえることから設けられたものである。個人情報の本人開示請求は原則として認められるべきだが、開示・不開示の判断に当たっては、個人の権利利益とその他の権利利益との調整を図る必要があり、特に探索的な開示請求は、情報の存在自体を明らかにすると、内容を不開示としたとしても開示をしたのと同じ効果を持ってしまう場合があるため、こうした不利益を保護するための規定として、存否応答拒否を条例に設けるものである。

また、存否を明らかにしないで拒否することが必要な種類の情報については、常に存否を明らかにしないで拒否することが必要となる。例えば、保有個人情報が存在しない場合に不存在と答えて、保有個人情報が存在する場合にのみ明らかにしないで拒否したのでは、開示請求者に当該保有個人情報の存在を類推させることとなるからである。

一方で、文書の存否自体を回答しないという処分は、常に、乱用されるのではないかという危惧を持たれることから、存否応答拒否はあくまでも開示請求に対する応答の例外であり、その適用は慎重に行わなければならない。

b 処分の妥当性について

請求内容Aに係る保有個人情報は、仮に存在するとすれば、上記イの(イ)で述べたとおり、条例第13条第3号アに該当すると認められることから、請求内容Aに係る保有個人情報の存否を答えるだけで、当該事業所が特定事項を行ったか否かという、条例第13条第3号アの不開示情報を開示することになるので、保有個人情報の存否を含めて不開示としたことは妥当であると認められる。

ウ その他の主張について

異議申立人は、その他種々主張しているが、上記判断を左右するものではない。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

答 申

1 審査会の結論

鹿児島県知事（以下「実施機関」という。）が、本件異議申立ての対象となった保有個人情報の一部開示とした決定は妥当である。

2 異議申立ての内容

(1) 異議申立ての経緯

本件異議申立人は、鹿児島県個人情報保護条例（平成14年鹿児島県条例第67号。以下「条例」という。）第11条の規定に基づき、平成19年10月23日付けで、以下の保有個人情報開示請求を行った。

① ○○（以下「当該事業所」という。）の

ア 実地調査において、開示請求者分の調査内容の結果として介護保険課が開示請求者に対して「訪問の意思を有しており、結果として訪問できなかった」と結論付けるその証拠となる公文書。（以下「請求内容1-1」という。）

イ 監査において、開示請求者分の実地検査内容の結果として介護保険課が「開示請求者に対して訪問の意思を有しており、結果として訪問できなかった」と結論付けるその証拠となる公文書。（以下「請求内容1-2」という。）

② 当該事業所への平成18年12月・平成19年1月18日・平成19年2月28日・3月5日に実施した実地検査の開示請求者に関わる一切の書面。（以下「請求内容2」という。）

③ 開示請求者が平成18年5月17日介護保険課△△が開示請求者の申立書において回答した回答書面に対し、開示請求者が平成18年6月16日付け質問趣意書を介護保険課△△へ提出し、その回答として平成18年6月21日発信元△△が開示請求者に対してFAXにて回答した「質問趣意書については5月17日に回答した事項が全てです」と通知した開示請求者への指示書・稟議書・議事録あるいはメモ。開示請求者に再度通知するまでの決裁書面。（以下「請求内容3」という。）

④ 平成19年6月12日早朝8時より介護保険課会議室にて開示請求者の同年5月23日付け質問書において、回答したその書面を開示請求者へ通知するまでの指示書・稟議書・議事録・メモ。尚、当日△△は開示請求者あての回答書について、「保健福祉部長以上、知事まで決裁を受けている」と説明してあり、開示請求者には記録がある。（以下「請求内容4」という。）

⑤ 開示請求者からの平成19年6月12日付け異議申し立て書の補正・6月20日付け異議申し立て書の補正の補足・7月4日付け通知書・7月11日付け質問書及び7月21日付

け通知書に対し、回答書を平成19年8月3日付け「県の考え」として開示請求者へ通知するまでの、指示書・稟議書・議事録・メモ。(以下「請求内容5」という。)

- ⑥ 平成19年6月12日早朝8時より介護保険課会議室にて開示請求者の説明・苦情・根拠等に対し、介護保険課△△・□□が都度介護保険課のノートに記載した開示請求者の情報。(以下「請求内容6」という。)
- ⑦ 平成19年10月22日午前10時より、公文書開示請求に出向いた開示請求者の説明・根拠等に対し、介護保険課△△が都度介護保険課のノート(見開き左半分)の中折り左中段からノートに記載した開示請求書の情報。(以下「請求内容7」という。)

これに対し、実施機関は、平成19年11月22日付け介保第268号で一部開示決定(以下「本件処分」という。)を行った。

その後、本件処分を不服として、平成19年12月24日付けで異議申立てがなされたものである。

(2) 異議申立ての趣旨

「異議申立てに係る処分《のうち請求内容1-1, 2, 3, 6及び7の文書不存在とし、非開示とした部分, 又, 請求内容1-2の真正書面でない公文書を不開示情報とし、非開示とした部分, さらに全部開示とし、失当した請求内容4及び5の公文書を開示した》を取り消し、公開するとの決定を求める。」というものである。

(3) 異議申立ての理由

本件異議申立人が、異議申立書、意見書及び口頭による意見陳述の中で述べている異議申立ての主たる理由は、要約すると次のとおりである。

ア 請求内容1-1について

- a 申立人は、請求内容1-1と「全く同じ内容」の公文書について、まず最初に「情報開示請求」の開示請求をし、その結果、「平成19年11月7日付け介保第254号の不開示決定通知書」の回答を受け取った。その理由には『情報公開条例第7条第1号の規定「特定の個人を識別できる個人に関する情報」』を不開示情報として存否応答拒否とした。

情報開示において不開示とした理由が「特定の個人」であり、その「特定の個人」が申立人と判明しているのであれば、個人情報においては開示されるべきものであるのに、個人情報ですら開示されないものとなった。

「特定の個人」が申立人であることを県自ら説明しておきながら、「情報公開」では存否応答拒否とし「個人情報の開示」では公文書不存在としている。適切でない。公文書が存在しないという回答は、虚偽回答である。

- b 請求内容1-1の文言・言葉は、介護保険課△△の平成18年5月17日付け申立人に対する回答書の一部引用そのままであり、公務員△△の意思決定書面である。公文書の存在は明らかである。
- c 条例第15条により「裁量的開示義務」がある。保有個人情報の訂正請求権を確保するために、裁量的開示を求める。

d 条例第13条第2号のウ「当該個人が公務員等である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」の規定のうち、申立人の母への訪問について、申立人が拒否しているため訪問できなかったとする当該事業所の虚偽回答を介護保険課△△へ報告していることへのその事実が相違することの「苦情・相談」であり、まさに当該公務員△△が申立人の「苦情・相談」を精査していない職務遂行の内容に係る部分であり、未だ文書を作成していないのであれば、作成する義務がある。

イ 請求内容1-2について

a 「情報開示請求」の「平成19年11月7日付け介保第254号の不開示決定通知書」においては、「全く同じ内容」の開示請求について、介護保険課は『情報公開条例第7条第1号の規定「特定の個人を識別できる個人に関する情報」』を不開示情報として「存否応答拒否」とした。「全く同じ公文書」でありながら、情報公開では存否応答拒否、個人情報開示では真正の公文書があるかのごとくその名称等を明記し、条例第13条第7号（事務事業情報）のアを不開示情報とした。

請求内容1-1の「特定の個人」は、監査の実地調査の結果と差し替えたため、「特定の個人」は請求内容1-2においても申立人に限定される。

しかし、介護保険課は請求内容1-2の「特定の個人」が申立人に限定されながらも、「条例第13条第7号（事務事業情報）のア」の規定で不開示情報とした。条例の不開示情報の規定すら「情報公開条例第7条第1号（個人情報）」と「個人情報保護条例第13条第7号（事務事業情報）のア」の相違する規定を不開示情報とした。全く適切でなく、違法である。請求内容1-2の「当該事業所からの平成18年12月5日付け報告書（以下「12月5日付け報告書」という）」は、監査における公文書ではない。平成18年3月と5月の実地指導による改善命令等における回答書であり、その報告書を受けて監査したとして、差し替えている。よって、真正書面の開示義務がある。

つまり、介護保険課は、請求内容1-1と請求内容1-2の文書の名称及び開示しない回答理由を入れ替えている。そうする理由は、監査による不作為を回避するためである。公務員△△の職務上の意思決定による通知であれば、事後において公文書を作成する義務があり、かつ、不作為による監査を見直す義務がある。

b 平成18年5月18日以降、平成19年2月28日までのその期間の間には実地調査・実地検査（監査）は存在しなかったものである。何の着手もない。12月5日付け報告書は監査の報告書として存在するはずがない。

県は、監査と実地調査を差し替え、行政処分を免れさせているものであり、故意に「正確な事実の把握を困難にするものである」とする不開示情報に該当させ、正確な事実の把握を隠蔽し、内部処理したものである。

その結果、「違法・不当な行為、若しくはその発見を困難にするおそれ」について利益を共有したものである。県の主張する「条例第13条第7号（事務事業情報）のア」は恣意的判断である。法的保護に値しない。

- c 条例第15条により「裁量的開示義務」がある。保有個人情報の訂正請求権を確保するために、裁量的開示を求める。

ウ 請求内容2について

- a 諮問保第7号の3において、「全く同じ内容」の開示請求であるが、介護保険課は、条例第13条第3号（法人等情報）のア「当該法人の権利、競争上の地位、その他正当な利益を害するおそれがある情報を開示することになる」を不開示情報として存否応答拒否とした。

両方とも個人情報の開示であり、かつ、同じ内容の開示請求でありながら、一方では公文書不存在とし、他方では存否応答拒否としている。違法・不当である。

- b 監査の「12月5日付け報告書」がその公文書の名称として存在しているのであり、「取得・作成していない」とする説明は明らかに矛盾だらけである。
- c 諮問保第7号の開示請求文書3においては、全く同じ内容でありながら、条例第13条第3号（法人等情報）のアをもって不開示とし、「存否応答拒否」とした。両方とも同じ個人情報でありながら、不開示理由と公文書不存在は全く結合しない。

エ 請求内容3について

- a 同じ個人情報の「平成19年10月10日付け介保第210号」において、同じ類型でありながら、全部開示として「苦情申立書に対する回答について（伺い）」（平成18年5月16日決裁）として、「公文書の存在がある」としている。

また、平成18年6月21日発信△△が異議申立人に対してFAXにて回答した「質問趣意書については5月17日に回答した事項が全てです」と通知する行為は、公務員△△の意思決定そのものである。公文書が存在しなければならない。

- b 事後において公文書を作成し、開示する義務がある。
- c 県の処分理由説明は、「取得・作成していない」として、不開示としている。鹿児島県事務処理規則（平成5年鹿児島県規則第16号。以下「規則」という。）では、「30 その他の事務（3）」であれば課長決裁が必要である。よって「取得・作成していない」はずがない。

オ 請求内容4について

- a 「保健福祉部長以上、知事まで決裁を受けている」でありながら、知事決裁の公文書ではない。
- b 申立人は、公務員△△が説明した言葉をそのまま開示請求しているだけのことであり、条例の保護の問題ではない。
- c 介護保険法（平成9年法律第123号）において、監査による行政処分は「都道府県知事」が行う。都道府県ではない。よって、5月23日付け質問書はその決裁を知事において受けるものであり、△△自身「保健福祉部長以上、知事まで決裁を受けている」と申立人に説明している。規則別表第1の「30 その他の事務（2）」であり、課長決裁ではなく、部長決裁である。
- d 介護保険課が回答した平成19年6月12日早朝8時からの開示請求者の同年5月23日付け質問書は、当該事業所の監査における行政処分についての異議申立人に係る

質問書である。実地検査の質問書ではない。

- e 条例第13条の「裁量的開示義務」により『当該個人が公務員等である場合において、当該情報とその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分』に該当し、職務遂行の整合性のため、公務員△△の説明した文言のとおり、知事の決裁書面を開示する義務がある。

カ 請求内容5について

- a 「県の考え」としながら、知事決裁の公文書ではない。よって、知事の決裁書面を求める。
- b 平成19年8月3日付けの申立人への通知書は、その書面における回答者が「介護保険課」である。その回答書において「県の考え」と題字してあるのであり、「県の考え」とは鹿児島県知事の考えである。同一書面に介護保険課が「県の考え」と使い分けている。

実施機関と県は、全く相違する。

- c また、異議申立ては当該事業所の行政処分について鹿児島県に対する異議申立てであり、△△は行政手続法による通常の手立てであるかの確認を申立人に対して2度行っている。

このことから、規則別表1「1 地方自治法（昭和22年4月17日法律第67号）の施行に関する事務（14）審査請求又は異議申立てに対する措置の決定」に準用される。その結果、決裁者は鹿児島県知事である。

キ 開示請求6について

- a 介護保険課は、不開示理由において『開示請求に係る文書』と認めており、単なるメモ書きではない。
- b 平成19年6月12日早朝8時より申立人一人に対し介護保険課から三名の組織の人間が出席しているのであり、組織的に用いるものではないという理由は否定される。
- c 最高裁での「備忘録やメモは個人的な手控えの域を超えた公文書」との判例がある。
- d 「組織的に用いておらず」という説明には矛盾がある。鹿児島県庁内3階介護保険課会議室という公務員の職務において組織的に用いていないと説明するが、そのノートを県民への回答に対して記述するという合理性のある行為を、それが個人用のノートであると言い訳する主張において、条例の適用を受ける文書には該当しない、とする論理には結合しない。

ク 開示請求7について

- a 介護保険課は、不開示理由において『開示請求に係る文書』と認めており、単なるメモ書きではない。
- b 介護保険課から△△及び□□が出席しているのであり、組織的に用いるものではないという理由は否定される。
- c 最高裁での「備忘録やメモは個人的な手控えの域を超えた公文書」との判例がある。

3 異議申立てに対する実施機関の説明要旨

実施機関から提出された処分理由説明書及び口頭による説明の要旨は、次のとおりである。

(1) 開示請求1-1について

当該開示請求内容にある「実地調査」は「実地指導」として特定し、県が実施した平成18年3月及び5月の当該事業所に対する実地指導における公文書を探索したが、当該開示請求に対応する公文書は取得・作成していないため、不開示としたものである。

(2) 開示請求1-2について

条例第13条第7号のアにおいて、「県の機関、国の機関、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であつて、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの ア 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ」がある情報については不開示とすることとされている。

対象保有個人情報である12月5日付報告書は、監査において当該事業所から提出されたものであるが、開示されることとなると、今後の監査において介護保険施設等に報告書の提出を求めた場合に、正確な事実の報告がなされないおそれがあり、正確な事実の把握を困難にするものである。

また、違反事例等の詳細な報告等を開示することは、他の行政客体に法規制を免れる方法を示唆することになり、違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあるものであることから不開示としたものである。

(3) 開示請求2について

実施機関である介護保険課は、当該事業所に対し、平成19年1月18日、同年2月28日及び3月5日に実地検査を行っているが、当該実地検査において、異議申立人に関する情報は取得・作成していないため、該当する公文書は存在せず、不開示としたものである。

(4) 開示請求3について

当該開示請求文書に対応する公文書は、取得・作成していないため存在せず、不開示としたものである。

(5) 開示請求4について

当該開示請求文書に対応する文書として、開示した「質問書の回答について(伺い)」(平成19年6月12日付け決裁文書。以下「開示文書A」という。)は、請求内容に基づき公文書を特定し、全部開示している。

なお、異議申立人は、異議申立書において、知事決裁のある公文書を求めているが、当該公文書については、規則第5条第1項及び別表第1の「30 その他の事務の(3)」の規定に基づき、課長決裁により処理しているところである。

(6) 開示請求5について

当該開示請求文書に対応する文書として、開示した「異議申立書の補正等の回答について(伺い)」(平成19年8月3日付け決裁文書。以下「開示文書B」という。)は、請求内容に基づき公文書を特定し、全部開示している。

なお、異議申立人は、異議申立書において、知事決裁のある公文書を求めているが、当該公文書については、規則第5条第1項及び別表第1の「30 その他の事務の(3)」の規定に基づき、課長決裁により処理しているところである。

(7) 開示請求6について

条例第2条第3項において、「『保有個人情報』とは、実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、当該実施機関の職員が組織的に利用するものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、公文書(鹿児島県情報公開条例(平成12年度鹿児島県条例第113号)第2条第2項に規定する公文書をいう。)に記載されているものに限る。」と規定されている。

開示請求のあった文書は、職員が個人用ノートに自らの便宜のために、備忘録的にメモを取ったものであり、組織的に用いられておらず、当該実施機関が保有していないことから、条例の適用を受ける公文書には該当しないため不開示としたものである。

(8) 開示請求7について

条例第2条第3項において、「『保有個人情報』とは、実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、当該実施機関の職員が組織的に利用するものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、公文書(鹿児島県情報公開条例(平成12年度鹿児島県条例第113号)第2条第2項に規定する公文書をいう。)に記載されているものに限る。」と規定されている。

開示請求のあった文書は、職員が個人用ノートに自らの便宜のために、備忘録的にメモを取ったものであり、組織的に用いられておらず、当該実施機関が保有していないことから、条例の適用を受ける公文書には該当しないため不開示としたものである。

4 審査会の判断

(1) 審査の経過

審査会は、本件異議申立てについて、以下のような審査を行った。

年 月 日	審 査 の 経 過
平成20年1月16日	諮問を受けた。
2月20日	実施機関から処分理由説明書を受理した。
2月27日	異議申立人に処分理由説明書を送付し意見書の提出を求めた。
3月13日	異議申立人から意見書を受理した。
5月26日	諮問の審議を行った。
6月23日	諮問の審議を行った。
7月28日	諮問の審議を行った。(実施機関から本件処分の理由等を聴取)
8月25日	諮問の審議を行った。(異議申立人から意見を聴取)

10月2日	諮問の審議を行った。
10月22日	諮問の審議を行った。
11月20日	諮問の審議を行った。
12月26日	諮問の審議を行った。

(2) 審査会の判断

当審査会は、本件請求内容について審査した結果、以下のとおり判断する。

ア 請求内容 1 - 1 について

(ア) 本件対象保有個人情報について

a 実地指導及び実地調査について

介護保険法に基づく介護保険施設等への実地指導及び実地調査については、「鹿児島県介護保険施設等指導及び監査実施要領（以下「監査実施要領」という。）」に定められている。

監査実施要領によれば、「実地指導」とは、実施機関が毎年度定める指導調書により関係書類等を閲覧し、関係者からの面談方式で行うものである。また、「実地調査」とは、原則として監査を実施する前に、介護給付費請求書による書面審査を行う事前調査の一手法であり、「必要と認められる場合には介護給付等を受けた要介護者又は要支援者に対する実地調査を行う」と定められている。

実施機関は、当該事業所に対して平成18年3月27日及び5月11日の2回の「実地指導」は行ったが、「実地調査」は行っていないと主張している。

b 対象保有個人情報の特定について

上記 a から、実施機関が、異議申立人の請求内容を、実地調査ではなく実地指導における異議申立人に係る保有個人情報と読み替えて特定したことに、特段不自然な点は認められない。

(イ) 不存在を理由とする不開示決定について

実施機関は、平成18年3月及び5月に県が実施した当該事業所に対する実地指導において、当該開示請求に対応する個人情報は取得・作成していないため存在しないと主張している。

これに対し、異議申立人は、「請求内容 1 - 1 の通知文の文言・言葉は、介護保険課△△の平成18年5月17日付け申立人に対する回答書の一部引用そのままであり、公務員△△の意思決定書面である。公文書の存在は明らかである。」と主張している。

そこで、当審査会では、事務局職員をして当該事業所及び異議申立人に関する公文書を確認させたところ、平成18年3月27日及び5月11日の2回の「実地指導」に関する公文書の中に、5月17日付け回答書の記載内容を証明する書面の存在は確認されなかった。

よって、請求内容 1 - 1 に係る保有個人情報については取得又は作成していないとする実施機関の説明に不自然な点は認められず、本件保有個人情報の不存在を理由に不開示とした実施機関の判断は妥当である。

(ウ) 文書の作成義務について

異議申立人は、「未だ文書を作成していないのであれば、作成する義務がある。」旨を主張しているが、条例第11条の規定に基づく開示請求権は、あくまでも自己に関する保有個人情報を開示することを求める権利であり、新たに保有個人情報の作成を請求する権利ではない。このことから、実施機関には、条例第14条の部分開示及び第22条第1項の特別の開示の実施の方法による場合を除き、新たに保有個人情報を作成又は加工する義務はない。

なお、異議申立人が主張の根拠としている条例第13条第2号のウは、文書の作成義務について定めたものではない。

(エ) 裁量的開示義務について

異議申立人は、保有個人情報の訂正請求権を確保するために裁量的開示をすべきである旨主張している。

しかしながら、上記(イ)のとおり本件保有個人情報は存在せず、実施機関が条例第16条に基づく裁量的開示を行わなかったことについて検討する余地はない。

イ 請求内容1-2について

(ア) 本件対象保有個人情報の内容について

請求内容1-2は、監査において、実施機関が「当該事業所は異議申立人に対し訪問の意思を有しており、結果として訪問できなかった」と結論付けた根拠となる個人情報の開示を求めるものであると考えられる。

実施機関は、請求内容から、監査の一環として任意で提出された12月5日付け報告書を本件対象保有個人情報と特定し、条例第13条第7号アに該当するため不開示とした。

これに対して、異議申立人は「介護保険課は、請求内容1-1と請求内容1-2の文書の名称及び開示しない回答理由を入れ替え」ており、「監査と実地調査を差し替え、行政処分を免れさせているものであり、故意に『正確な事実の把握を困難にするものである』とする不開示情報に該当させ」ていると主張している。

(イ) 対象保有個人情報の特定について

監査実施要領では、監査方法等として「指定基準違反等の確認について必要があると認められるときは、サービス事業者等に対し、報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示を命じ、出頭を求め、又は当該職員に関係者に対して質問させ、若しくは当該サービス事業者等の当該指定に係る事業所に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査（以下「実地検査等」という。）を行うものとする。」と定められている。

このことから、監査の一環として当該事業所から任意に提出された12月5日付け報告書を対象保有個人情報として特定したことに不自然な点は認められない。

(ウ) 条例第13条第7号該当性について

a 条例第13条第7号について

条例第13条第7号本文は、「県の機関、国の機関、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であつて、開示す

ることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」については、開示しないことができる」と規定している。これは、開示請求の対象となる保有個人情報に、県の機関の事務又は事業に関する情報が含まれている場合は、これらの情報を開示することによって、公共の利益が損なわれたり、事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすことのないようにする必要があることから、事務又は事業に関する情報の不開示情報としての要件について定めたものである。

b 条例第13条第7号該当性について

本件対象保有個人情報である12月5日付け報告書は、実施機関が行う監査の一環として取得した文書であることから、同号本文の「県の機関、国の機関、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報」に該当することは明らかである。

同号本文の「次に掲げるおそれ」として、同号アでは「監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ」と規定している。

この監査等に係る事務は、いずれも事実を正確に把握し、その事実に基づいて評価、判断を加えて、一定の決定を伴うことがあるものである。

これらの事務に関する情報の中には、例えば、監査等の対象、実施時期、調査事項等の詳細な情報及び試験問題等のように、事前に開示すれば、適正かつ公正な評価や判断の前提となる事実の把握が困難となったり、行政客体における法令違反行為又は法令違反に至らないまでも妥当性を欠く行為を助長したり、巧妙に行うことにより隠蔽をするなどのおそれがあるものがあり、このような「正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ」がある情報については、不開示とするものである。また、事後であっても、例えば、違反事例等の詳細についてこれを開示すると他の行政客体に法規制を免れる方法を示唆するようなものも該当し得ると考えられる。

本件対象保有個人情報は、実施機関が、監査の一環として当該事業所に提出を求めたものであるが、監査において任意で提供される情報には、第三者には知らされないという信頼関係のもとで提供される情報もあり、そのような情報が無制限に第三者に開示されることとなると、今後、相手方が守秘的な姿勢を示すなど、任意の協力が得られなくなり、県の行う監査業務の円滑な執行に支障を生じるおそれが出てくることが十分に予想される。

以上のことから、本件対象保有個人情報が開示されることとなると、監査において正確な事実の把握を困難にするおそれがあると認められる。

したがって、本件対象保有個人情報を条例第13条第7号アに該当するとして不開示とした実施機関の判断は妥当である。

ウ 請求内容2について

(ア) 本件対象保有個人情報について

請求内容2は、実施機関が、当該事業所に対して平成18年12月・平成19年1月18日・2月28日・3月5日に実施した実地検査に係る書面のうち、開示請求者に関わる一切の書面を求めるものであると考えられる。

なお、監査実施要領では、実地検査とは「当該サービス事業者等の当該指定に係る事業所に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査を行う」ことであると規定されている。

(イ) 不存在を理由とする不開示決定について

実施機関は、当該事業所に対する実地検査について、平成18年12月には行っておらず、また、平成19年1月18日、2月28日及び3月5日に行ってはいるものの、異議申立人に関する情報は取得・作成していないため、該当する保有個人情報は存在しないと説明している。

一方、異議申立人は、「監査の『12月5日付け報告書』がその公文書の名称として存在しているのであり、『取得・作成していない』とする説明は明らかに矛盾だらけである」と主張している。

そこで、当審査会では、事務局職員をして当該事業所及び異議申立人に関する公文書を確認させたところ、請求内容2に対応する保有個人情報は確認されなかった。

また、異議申立人の主張する12月5日付け報告書についても、実地検査において取得したものであるとは確認できなかった。

したがって、請求内容2に係る個人情報は取得又は作成していないとする実施機関の説明に不自然な点は認められず、保有個人情報の不存在を理由に不開示とした実施機関の判断は妥当である。

エ 請求内容3について

(ア) 本件対象保有個人情報の内容

請求内容3は、平成18年6月21日に実施機関が異議申立人に対してFAXで回答した「質問趣意書については5月17日に回答した事項が全てです」との内容に係る決裁書面等の開示を求めるものである。

(イ) 不存在を理由とする不開示決定について

請求内容3について、実施機関は「当該開示請求文書に対応する公文書は、取得・作成していない」と主張している。

これに対して、異議申立人は、「平成18年6月21日発信△△が異議申立人に対してFAXにて回答した「質問趣意書については5月17日に回答した事項が全てです」と通知する行為は、公務員△△の意思決定そのものである。公文書が存在しなければならぬ。」とし、「規則では、「30 その他の事務(3)」であれば課長決裁が必要である。よって「取得・作成していない」はずがない。」と主張している。

そこで、当審査会では、事務局職員をして当該事業所及び異議申立人に関する公文書を確認させたところ、請求内容3に対応する保有個人情報の存在は確認されな

かった。

したがって、請求内容3に係る個人情報については取得又は作成していないとする実施機関の説明に不自然な点は認められず、本件保有個人情報の不存在を理由に不開示とした実施機関の判断は妥当である。

(ウ) 文書の作成義務について

上記アの(ウ)で述べたとおり、実施機関には条例第14条の部分開示及び第22条第1項の特別の開示の実施の方法による場合を除き、新たに保有個人情報を作成又は加工する義務はない。

オ 請求内容4について

(ア) 本件対象保有個人情報の内容

請求内容4は、実施機関が異議申立人に送付した平成19年6月12日付け回答書に関する決裁書面等を求めるものである。

これを受けて、実施機関は開示文書Aを対象保有個人情報と特定して開示したが、異議申立人は『保健福祉部長以上、知事まで決裁を受けている』でありながら、知事決裁の公文書ではない。」として異議を申し立てている。

(イ) 本件対象保有個人情報の特定について

請求内容4の前段本文には「平成19年6月12日早朝8時より介護保険課会議室にて開示請求者の同年5月23日付け質問書において、回答したその書面を開示請求者へ通知するまでの指示書・稟議書・議事録・メモ。」と記載されており、なお書きとして「尚、当日△△は開示請求者あての回答書について、『保健福祉部長以上、知事まで決裁を受けている』と説明しており、開示請求者には記録がある。」と記載されている。

このことから、なお書き部分に「知事まで決裁を受けた」等の記載があるものの、実施機関が本文の記載内容から対象保有個人情報を開示文書Aと特定したことによる不自然な点は見られない。

さらに、当審査会では、事務局職員をして当該事業所及び異議申立人に関する公文書を確認させたところ、開示文書Aのほかに請求内容4に対応する保有個人情報の存在は確認されなかった。

よって、開示文書Aを対象保有個人情報として特定し、開示した実施機関の判断は妥当である。

(ウ) 裁量的開示義務について

異議申立人は、「職務遂行の整合性のため、公務員△△が説明した文言のとおり、知事の決裁書面を開示する義務がある」旨主張し、裁量的開示をすべきである旨主張している。

しかしながら、本件保有個人情報が既に開示されていることは上記のとおりであり、実施機関が条例第16条に基づく裁量的開示を行わなかったことについて検討する余地はない。

なお、異議申立人の主張する「当該個人が公務員等である場合において、当該情

報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」とは、条例第13条第2号ただし書きアを指すものと思われるが、当該規定は裁量的開示に関するものではない。

カ 請求内容5について

(ア) 本件対象保有個人情報の内容

請求内容5は、実施機関が異議申立人に通知した平成19年8月3日付け「県の考え」に関する決裁書面等を求めるものである。

これを受けて、実施機関は開示文書Bを対象保有個人情報と特定して開示したものであるが、異議申立人は『県の考え』としながら、知事決裁の公文書ではない。よって、知事の決裁書面を求める。」として異議を申し立てている。

(イ) 本件対象保有個人情報の特定について

実施機関は、異議申立人から提出された当該事業所に関する異議申立書については、異議申立人に対して行政処分を行っておらず、当該異議申立書については行政不服審査法に基づく異議申立てとは捉えず、介護保険施設等の利用者の家族からの苦情・相談として取扱い、当該異議申立書に対する回答については、その重要度から規則第5条第1項及び別表第1の「30 その他の事務の(3)」の規定に基づき、課長決裁により処理したと説明している。

これに対して、異議申立人は、開示文書B以外に知事決裁の公文書が存在すると主張しており、その理由を「規則別表1の「1 地方自治法の施行に関する事務(14) 審査請求又は異議申立てに対する措置の決定」に準用される。その結果、決裁者は鹿児島県知事である。」と主張しているが、異議申立人の主張する規定は、地方自治法第231条の3第7項(督促、滞納処分等)、第238条の7第1項から第4項(行政財産を使用する権利に関する処分についての不服申立て)、第243条の2第6項(職員の賠償責任)、第244条の4第1項から第4項(公の施設を利用する権利に関する処分についての不服申立て)、第255条の2及び第255条の3第2項並びに第3項(補足)に係る審査請求又は異議申立てに対する措置の決定に関する規定である。

そうすると、実施機関が対象保有個人情報として開示文書Bを特定したことについて不自然な点は見られない。

さらに、当審査会では、事務局職員をして当該事業所及び異議申立人に関する公文書を確認させたところ、開示文書B以外に請求内容5に対応する保有個人情報の存在は確認されなかった。

よって、開示文書Bを対象保有個人情報として特定し、開示した実施機関の判断は妥当である。

キ 請求内容6について

(ア) 本件対象保有個人情報の内容

請求内容6は、実施機関の職員が平成19年6月12日早朝8時より異議申立人の応対を行った際に介護保険課のノートに記載した異議申立人に関する情報の開示を求めるものである。

(イ) 不存在を理由とする不開示決定について

実施機関は、本件請求内容は職員が個人用ノートに自らの便宜のために、備忘録的にメモを取ったものであり、組織的に用いられておらず、当該実施機関が保有していないことから、条例の適用を受ける公文書には該当しないため不開示としている。

これに対して、異議申立人は「介護保険課から三名の組織の人間が出席しているのであり、組織的に用いるものではないという理由は否定される」などと主張している。

開示請求の対象については、条例第11条において「自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができる」と規定されており、「保有個人情報」とは、条例第2条第3項において「当該実施機関の職員が組織的に利用するものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、公文書（鹿児島県情報公開条例（平成12年鹿児島県条例第113号）第2条第2項に規定する公文書をいう。以下同じ。）に記録されているものに限る。」と規定されている。

また、「公文書」については、鹿児島県情報公開条例第2条第2項において「公文書」とは、実施機関の職員（鹿児島県住宅供給公社、鹿児島県道路公社及び鹿児島県土地開発公社（以下「公社」と総称する。）にあっては、役員を含む。以下この項において同じ。）が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。」と規定されている。

なお、「組織的に用いるもの」とは、作成又は取得に関与した職員個人の段階のものではなく、組織としての共用文書の実質を備えた状態、すなわち、当該実施機関の組織において、業務上必要なものとして、利用、保管又は保存されている状態のものと考えられる。

そうすると、実施機関が説明するように、組織的に用いられておらず、実施機関が保有していない個人のメモについては、保有個人情報ではなく、開示請求の対象とならないとする実施機関の説明に不自然な点は見られない。

また、念のため、当審査会では、事務局職員をして当該事業所及び異議申立人に関する公文書を確認させたところ、請求内容6に対応する保有個人情報の存在は確認されなかった。

したがって、請求内容6について、不存在を理由に不開示とした実施機関の判断は妥当である。

(ウ) 異議申立人の主張する最高裁判例について

異議申立人は、最高裁判例（平成19(し)424）を引用し「備忘録やメモは個人的な手控えの域を超えた公文書」とであると主張するが、当該判例は犯罪捜査規範（昭和32年国家公安委員会規則第2号）第13条に基づき作成した備忘録に対する刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第316条の26第1項の証拠開示命令に関するものであり、

本県の個人情報保護制度とは別の問題であり、当審査会の判断に影響するものではない。

また、当該判例の要旨は「公務員がその職務の過程で作成するメモについては、専ら自己が使用するために作成したもので、他に見せたり提出することを全く想定していないものがあることは所論のとおりであり、これを証拠開示命令の対象とするのが相当でないことは所論のとおりである」とした上で、証拠開示請求の対象となるものもあり得ることを説明したものであり、公務員の作成した備忘録等が当然に公文書であるとの趣旨ではない。

ク 請求内容7について

(ア) 本件対象保有個人情報の内容

請求内容7は、実施機関の職員が平成19年10月22日午前10時より異議申立人の応対を行った際に介護保険課のノートに記載した異議申立人に関する情報の開示を求めたものである。

(イ) 不存在を理由とする不開示決定について

実施機関は、本件請求内容は職員が個人用ノートに自らの便宜のために、備忘録的にメモを取ったものであり、組織的に用いられておらず、当該実施機関が保有していないことから、条例の適用を受ける公文書には該当しないため不開示としている。

これに対して、異議申立人は「介護保険課から三名の組織の人間が出席しているのであり、組織的に用いるものではないという理由は否定される」などと主張しているが、上記キの(イ)で述べたとおり、組織的に用いられておらず、実施機関が保有していない個人のメモについては、保有個人情報ではなく、開示請求の対象とならないとする実施機関の説明に不自然な点は見られない。

また、念のため、当審査会では、事務局職員をして当該事業所及び異議申立人に関する公文書を確認させたところ、請求内容7に対応する保有個人情報の存在は確認されなかった。

したがって、請求内容7について、不存在を理由に不開示とした実施機関の判断は妥当である。

(ウ) 異議申立人の主張する最高裁判例について

上記キの(ウ)で述べたとおり、当審査会の判断に影響するものではない。

ケ その他の主張について

異議申立人は、その他種々主張しているが、上記の判断を左右するものではない。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

答 申

1 審査会の結論

鹿児島県知事（以下「実施機関」という。）が、本件異議申立ての対象となった保有個人情報、不存在を理由に不開示とした決定は妥当である。

2 異議申立ての内容

(1) 異議申立ての経緯

本件異議申立人は、鹿児島県個人情報保護条例（平成14年鹿児島県条例第67号。以下「条例」という。）第11条の規定に基づき、平成19年11月30日付けで、「〇〇（以下「当該事業所」という。）の实地調査の継続として、相談者である開示請求者から平成18年6月16日付書面で介護保険課・△△へ通知したその通知書内容・説明を精査し継続实地調査した結果内容によるところの開示請求者自身に関する一切の情報。」の保有個人情報開示請求を行った。

これに対し、実施機関は、平成19年12月26日付け介保第312号で不開示決定（以下「本件処分」という。）を行った。

その後、本件処分を不服として、平成20年1月23日付けで異議申立てがなされたものである。

(2) 異議申立ての趣旨

「申立人の開示請求は、公務員△△に平成18年6月16日付書面で申立人が通知した介護保険課の当該事業所の实地調査の遂行に係る質問趣意書であり、その質問について平成18年6月21日に申立人に対し通知した公務員△△の意思決定通知書があるのであり、申立人自身に関する一切の情報の公文書が存在することは明らかである。当該公文書は取得・作成していないため、存在しない、という不開示決定処分を取り消し、事後の決裁書面の公文書を作成し、開示し、公開するとの決定を求める。」というものである。

(3) 異議申立ての理由

本件異議申立人が、異議申立書、意見書及び口頭意見陳述の中で述べている異議申立ての主たる理由は、要約すると次のとおりである。

ア 平成18年6月16日付書面は、申立人からの当該事業所の实地指導の結果について实地調査において申立人の相談・苦情を含めた質問趣意書であり、申立人に関する一切の情報が含まれており、その質問趣意書について介護保険課△△が平成18年6月21日付けF a x 発信票にて申立人宛てに通知したものであり、質問趣意書について回答している。

イ もともと实地調査については、当該事業所について申立人が介護保険課へ苦情・相

談したものであり、その時点で申立人に関する一切の情報は含まれている。

ウ 又、監査結果を実地調査と差し替えたものであっても、申立人に関する一切の情報は含まれている。

エ 鹿児島県知事伊藤祐一郎が当該個人情報、取得・作成していないため存在しません、と開示しない理由を説明している。作成はおろか取得をしていないという説明は、明らかに介護保険課が利用目的『介護保険施設等に対する指導監査事務に関し、相談者の苦情・相談内容等を記録し、相談者への対応にあたる必要がある』（介保第210号保有個人情報一部開示決定書より）との説明に明らかに矛盾を生じる。

オ 実地調査においては、申立人に関する一切の情報を取得せずして申立人の母の事案について結果を出したことになる。しかしながら、実地指導において結果を出しているのであり、申立人に関する一切の情報を取得したから実地調査の結果を出したものである。取得・作成していないという不開示理由は虚偽回答であり、違法・不当である。取得していることは明らかであり、開示する義務がある。

カ 鹿児島県は「当該個人情報は、取得・作成していないため、存在しません。」と回答した。不開示とした理由に「…この結果、実施機関は当該事業所に対し、平成18年3月及び5月において実地指導を行ってはいるが、異議申立人からの平成18年6月16日付「質問趣意書」を受理して以降、継続の実地指導は行っていないため、異議申立人に関する個人情報は取得・作成しておらず」と回答している。

尚、あたかも平成18年6月まで実地指導を行ったと錯誤させる記載であるが、真実は平成18年5月17日以前である。

キ 諮問保第8号において、申立人の開示請求1の②は、『監査における「開示請求者分の調査内容の結果として介護保険課が開示請求者に対して「訪問の意思を有しており、結果として訪問できなかった」と結論付けるその証拠となる文書。」において、その公文書が存在しているとし、その公文書が「当該事業所からの平成18年12月5日付報告書」である、としている。

ク 県が説明する実地調査・実地指導は平成18年6月16日で終了である。監査は平成19年2月28日以降である。つまり、平成18年6月17日以降、平成19年2月27日の期間には何の調査も実施していない。それなのに、監査の報告書が平成18年12月5日付けで介護保険課へ上がるはずがない。これは、実地調査・実地指導の改善報告書である。よって、諮問保第8号は、開示請求への虚偽の回答となる。

3 異議申立てに対する実施機関の説明要旨

保有個人情報開示請求書に記載された内容から判断すると、本件開示請求に係る公文書は、実施機関が当該事業所に対し、平成18年6月16日以降実施した実地指導の結果における異議申立人に関する保有個人情報の開示を求めているものと考えられる。

また、開示請求書に記載された「実地調査」については、介護保険法（平成9年法律第123号）第24条に基づく「実地指導」として公文書の特定作業を行ったものである。

この結果、実施機関は当該事業所に対し、平成18年3月及び同年5月において実地指導

を行ってはいるが、異議申立人からの平成18年6月16日付け「質問趣意書」を受理して以降、継続の実地指導は行っていないため、異議申立人に関する個人情報取得・作成しておらず、該当する公文書は存在しないことから不開示としたものである。

4 審査会の判断

(1) 審査の経過

審査会は、本件異議申立てについて、以下のような審査を行った。

年 月 日	審 査 の 経 過
平成20年2月18日	諮問を受けた。
3月7日	実施機関から処分理由説明書を受理した。
3月7日	異議申立人に処分理由説明書を送付し意見書の提出を求めた。
3月13日	異議申立人から意見書を受理した。
5月26日	諮問の審議を行った。
6月23日	諮問の審議を行った。
7月28日	諮問の審議を行った。(実施機関から本件処分の理由等を聴取)
8月25日	諮問の審議を行った。(異議申立人から意見を聴取)
10月2日	諮問の審議を行った。
10月22日	諮問の審議を行った。
11月20日	諮問の審議を行った。
12月26日	諮問の審議を行った。

(2) 審査会の判断

ア 本件対象保有個人情報について

(ア) 介護保険法に基づく介護保険施設等への実地指導及び実地調査については、「鹿児島県介護保険施設等指導及び監査実施要領（以下「監査実施要領」という。）」に定められている。

監査実施要領によれば、「実地指導」とは、実施機関が毎年度定める指導調書により関係書類等を閲覧し、関係者からの面談方式で行うものである。また、「実地調査」とは、原則として監査を実施する前に、介護給付費請求書による書面審査を行う事前調査の一手法であり、必要と認められる場合には介護給付等を受けた要介護者又は要支援者に対する実地調査を行うと定められている。

(イ) 実施機関は、当該事業所に対して平成18年3月27日及び5月11日の2回の実地指導を行っているが、当該事業所に対する実地調査は行っていないことから、請求内容を実地指導に係るものとして保有個人情報の特定を行ったと説明している。

イ 本件不開示決定について

(ロ) 実施機関は、当該事業所に対し、異議申立人からの平成18年6月16日付け「質問趣意書」を受理して以降、継続の実地指導は行っていないため、異議申立人に関する個人情報は取得・作成しておらず、該当する公文書は存在しないとの実施機関の説明に不自然な点は認められない。

(イ) また、当審査会では、事務局職員をして当該事業所及び異議申立人に関する公文書を確認させたところ、実地指導に関する公文書は、平成18年3月27日及び5月11日に実施した実地指導に関するもの以外には確認されなかった。

(ウ) 以上のことから、実施機関の説明に特段の不自然、不合理な点は認められず、これを覆すに足る事情も認められないことから、異議申立人に関する個人情報は取得・作成しておらず、該当する保有個人情報は存在しないため不開示とした実施機関の決定は妥当である。

ウ 文書の作成義務について

異議申立人は、「事後の決裁書面の公文書を作成し、開示し、公開するとの決定を求める」旨を主張しているが、条例第11条の規定に基づく開示請求権は、あくまでも自己に関する保有個人情報を開示することを求める権利であり、新たに保有個人情報の作成を請求する権利ではない。このことから、実施機関には、条例第14条の部分開示及び第22条第1項の特別の開示の実施の方法による場合を除き、新たに保有個人情報を作成又は加工する義務はない。

エ その他の主張について

異議申立人は、その他種々主張しているが、上記の判断を左右するものではない。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

答 申

1 審査会の結論

鹿児島県知事（以下「実施機関」という。）が、本件異議申立ての対象となった保有個人情報情報を不存在を理由に不開示とした決定は妥当である。

2 異議申立ての内容

(1) 異議申立ての経緯

本件異議申立人は、鹿児島県個人情報保護条例（平成14年鹿児島県条例第67号。以下「条例」という。）第11条の規定に基づき、平成19年12月5日付けで、以下の保有個人情報開示請求を行った。

- ① 平成19年6月12日早朝8時より介護保険課会議室にて開示請求者の同年5月23日付け質問書において、回答したその書面を開示請求者へ通知してもよいとする鹿児島県知事伊藤祐一郎の決裁書面。（以下「請求内容1」という。）
- ② 開示請求者からの平成19年6月12日付け異議申立書の補正・6月20日付け異議申立書の補正の補足・7月4日付け通知書・7月11日付け質問書及び7月21日通知書に対し、回答書を平成19年8月3日付け「県の考え」として異議申立人へ通知してもよいとする鹿児島県知事伊藤祐一郎の決裁書面。（以下「請求内容2」という。）

これに対し、実施機関は、平成19年12月26日付け介保第313号で不開示決定（以下「本件処分」という。）を行った。

その後、本件処分を不服として、平成20年1月23日付けで異議申立てがなされたものである。

(2) 異議申立ての趣旨

「請求内容1，2は公務員的意思決定による通知であり、事後において未だ公文書を作成していない。両者とも県の決裁があったとすれば、口頭決裁であり、未だ公文書としていないか、鹿児島県知事伊藤祐一郎の口頭決裁すら受けていないこととなる。よって、処分を取り消し、事後の決裁書面の公文書を作成し、開示し、公開するとの決定を求め。」というものである。

(3) 異議申立ての理由

本件異議申立人が、異議申立書、意見書及び口頭意見陳述の中で述べている異議申立

ての主たる理由は、要約すると次のとおりである。

ア 請求内容1について

- (ア) 平成19年6月12日早朝8時に介護保険課会議室では介護保険課職員3名が対応した。その席で、平成19年6月12日付け回答書を異議申立人に差し出した。その回答書において介護保険課の印字しかなかったので、本回答書の決裁について尋ねたところ、「保健福祉部長以上、知事まで決裁を受けている」という回答であった。
- (イ) これは、組織としての説明であり、また、公務員△△の意思決定であり、鹿児島県文書規程（昭和60年鹿児島県訓令第10号）により決裁を受ける義務がある。
- (ウ) 情報公開においては、開示義務のある「公務員等の職及び職務遂行に係る情報」のうち、申立人の「苦情・相談に対する担当職員」たる△△の対応が「職務の遂行に係る情報」であり、当該職及び職務の遂行に係る部分において、行政機関つまり鹿児島県介護保険課が公にする意思をもって提供した情報（回答した情報）の作成においては、保健福祉部長は職員であり、決裁を受けたとするならば「慣行として開示請求者が知ることができる場合」に該当する。
- (エ) 知事は、県の最高決裁者である。公務員△△が申立人に「保健福祉部長以上、知事まで決裁を受けている」と説明した以上、公文書がないなら口頭決裁であり、事後における決裁書面たる公文書を作成する義務がある。
- (オ) 県が専決決裁と説明する鹿児島県事務処理規則（平成5年鹿児島県規則第16号。以下「規則」という。）「30 その他の事務（3）」には「申請、通知、通報、報告、届出、経由、助言、勧告、照会、回答等」が規定されている。
- (カ) 「30 その他の事務（2）」には「重要な申請、通知、通報、報告、届出、経由、助言、勧告、照会、回答等」とある。公務員△△が「保健福祉部長以上」と説明しているのであり、「30 その他の事務（2）」の専決決裁は部長のみしか該当しない。
- (キ) このことから、課長は専決決裁から除外されており、専決決裁できない。
- (ク) この矛盾は、開示した決裁書面が課長決裁書面であることから、規則をむりやり内規から引っ張ってきて「その他の事務」の欄に課長決裁とリンクする規定があったため、帳尻あわせしただけの処分理由説明である。

イ 請求内容2について

- (ア) 平成19年8月3日付け介護保険課の回答には、「県の考え」と介護保険課自ら証明している。監査において行政処分をしたものであり、「県の考え」とは実施機関の介護保険課ではなく、鹿児島県知事の考えである。鹿児島県知事の決裁書面が事前に存在しなければならない。それが存在しないのであれば、今回の当該事業所の2ヶ月間の行政処分は介護保険課の内部においてのみの決裁であり、知事の決裁を受けていないことになる。また、監査は知事の決裁が必要であることから、違法・不当である。

- (イ) 「県の考え」であれば、課長決裁ではない。「県の考え」であれば、行政処分は知事が行うのであり、口頭決裁であれば、事後による決裁書面を開示する義務がある。
- (ウ) また、異議申立人は、異議申立人の相談・苦情が監査されなかったため、行政処分の瑕疵の異議申立てをしたものであり、それについては介護保険課△△が行政手続法による異議申立てであるかの質問を異議申立人に2度行い、その確認をした。
- (エ) このことから、課長は専決決裁から除外されており、専決決裁できない。
- (オ) 規則「1 地方自治法の施行に関する事務（14）審査請求又は異議申立て」に準用されるべきものであり、専決決裁は存在せず、知事のみが決裁となり、知事決裁書面を開示する義務がある。

3 異議申立てに対する実施機関の説明要旨

実施機関が処分理由説明書および口頭説明で述べている処分理由は、要約すると以下のとおりである。

(1) 請求内容1について

ア 本件開示請求は、本件開示請求に先立って全部開示した公文書が「課長決裁」となっていたことから、同様の決裁文書について、「鹿児島県知事伊藤祐一郎の決裁書面」と特定した開示請求の内容となっているものである。

イ 開示請求に対応する公文書については、「専決」により決裁しているものであり、具体的には規則第5条第1項及び別表第1の「30 その他の事務の(3)」の規定に基づき、専決事項として「課長決裁」により処理しているところであり、このため「知事決裁」の公文書は存在しないことから不開示としたものである。

(2) 請求内容2について

ア 本件開示請求は、本件開示請求に先立って全部開示した公文書が「課長決裁」となっていたことから、同様の決裁文書について、「鹿児島県知事伊藤祐一郎の決裁書面」と特定した開示請求の内容となっているものである。

イ 開示請求に対応する公文書については、「専決」により決裁しているものであり、具体的には規則第5条第1項及び別表第1の「30 その他の事務の(3)」の規定に基づき、専決事項として「課長決裁」により処理しているところであり、このため「知事決裁」の公文書は存在しないことから不開示としたものである。

4 審査会の判断

(1) 審査の経過

審査会は、本件異議申立てについて、以下のような審査を行った。

年 月 日	審 査 の 経 過
平成20年2月18日	諮問を受けた。
3月7日	実施機関から処分理由説明書を受理した。
3日7日	異議申立人に処分理由説明書を送付し意見書の提出を求めた。
3月13日	異議申立人から意見書を受理した。

5月26日	諮問の審議を行った。
6月23日	諮問の審議を行った。
7月28日	諮問の審議を行った。(実施機関から本件処分の理由等を聴取)
8月25日	諮問の審議を行った。(異議申立人から意見を聴取)
10月2日	諮問の審議を行った。
10月22日	諮問の審議を行った。
11月20日	諮問の審議を行った。
12月26日	諮問の審議を行った。

(2) 審査会の判断

ア 本件対象保有個人情報について

本件請求内容は、請求内容1及び2とも、実施機関が異議申立人に通知した文書(以下「通知文書」という。)の、鹿児島県知事の決裁書面を求めるものである。

なお、実施機関の説明によれば、本請求に先立って異議申立人に開示している通知文書に関する決裁書面が存在するが、当該決裁書面は課長決裁の決裁書面であったことから、請求内容1及び2には該当しないと主張している。

イ 決裁区分等について

規則では、事務内容に応じて決裁区分が定められており、各事務処理の担当者はこの決裁区分に応じて決裁処理を行うものであり、規則第5条第1項及び別表第1の「30 その他の事務の(3)」の規定に基づき、専決事項として「課長決裁」により処理したとする実施機関の説明に、不自然な点は認められない。

ウ 本件保有個人情報の不存在について

また、当審査会では、事務局をして異議申立人に関する公文書を確認させたところ、異議申立人の請求内容に対応する決裁文書の存在は確認されなかった。

このことから、異議申立人に通知した内容に係る決裁文書は既に開示している「課長決裁」のもの以外には存在しないとする実施機関の説明に特段の不自然、不合理な点は認められず、不存在を理由に不開示とした実施機関の決定は妥当である。

エ 文書の作成義務について

異議申立人は、「事後の決裁書面の公文書を作成し、開示し、公開するとの決定を求める」旨を主張しているが、条例第11条の規定に基づく開示請求権は、あくまでも自己に関する保有個人情報を開示することを求める権利であり、新たに保有個人情報の作成を請求する権利ではない。このことから、実施機関には、条例第14条の部分開示及び第22条第1項の特別の開示の実施の方法による場合を除き、新たに保有個人情報を作成又は加工する義務はない。

オ その他の主張について

異議申立人は、その他種々主張しているが、上記の判断を左右するものではない。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

答 申

1 審査会の結論

鹿児島県知事（以下「実施機関」という。）が、本件異議申立ての対象となった保有個人情報訂正請求につき不訂正とした決定は妥当である。

2 異議申立ての内容

(1) 異議申立ての経緯

本件異議申立人は、鹿児島県個人情報保護条例（平成14年鹿児島県条例第67号。以下「条例」という。）第26条第1項の規定に基づき、平成20年3月21日付けで、「平成19年10月10日付け介保第210号保有個人情報一部開示決定通知書において開示した保有個人情報」の訂正請求を行った。

これに対し、実施機関は、平成20年4月15日付け介保第15号で不訂正決定（以下「本件処分」という。）を行った。

その後、本件処分を不服として、平成20年4月30日付けで異議申立てがなされたものである。

(2) 異議申立ての趣旨

「異議申し立てに係る処分は不当理由であり、90日を経過しているとする訂正しない理由を取り消し、訂正するとの決定を求める。」というものである。

(3) 異議申立ての理由

本件異議申立人が、異議申立書及び意見書の中で述べている異議申立ての主たる理由は、要約すると次のとおりである。

ア 介護保険課及び鹿児島県は保有個人情報訂正に関しての期限の提示を一切通知していない。経過する期限付きであれば、県の設置・配布されているパンフレット及び介護保険課においてその期限を示すべきであるが、一切通知・公表していない。

イ 期限90日を経過している為とその理由を示しているが、県自らの訂正しない理由の文面の示す90日の起算日は、「保有個人情報の開示を受けた日」からであり、開示請求3, 4, 5, 6については未だ開示を受けていない。よって、90日の経過をもって訂正しない理由には当たらない。

ウ 90日という期限付きを知らなかった異議申立人には何ら過失もなく、県民及び異議申立人に通知・公表しない県の故意・有過失責任である。

エ 県は条例第2章第1節2及び3に違反し、かつ、条例第5条（正確性の確保）、第6条（安全確保の措置）、第7条（従事者の義務）及び第8条（利用及び提供の制限）に故意に逸脱し、90日の経過のみを正当化して主張できない。

オ 条例第26条第3項の「90日以内」という規定は、条例の全てに抵触していないことが前提である。介護保険課の保身、公務員の保身のために勝手に変更させられているのであり、「90日以内」とする規定のみが遵守されるはずがない。

カ 又、介護保険課は介護保険法以上の法律問題で回答しているものであり、条例以上の法律（刑法、民法）の不法行為をとの期限とすべきである。不法行為は90日ではない。よって訂正すべき期限はゆうに存在している。

キ 又、開示請求があった日から、90日以内と規定しているだけであり、継続する90日か、通算する90日間か規定がない。本件訂正請求者は、通算する90日をもって主張する。

ク 開示されなくても、第三者が同一開示請求をした場合、明らかに本件訂正請求者の苦情・相談者に責任があると判断できる不開示理由となっている。条例以上の法律、憲法違反である。

3 異議申立てに対する実施機関の説明要旨

実施機関が処分理由説明書で述べている処分理由は、要約すると以下のとおりである。

(1) 訂正請求の対象となる保有個人情報の特定について

条例第26条第1項の規定により、保有個人情報の訂正を請求するには、同項第1号及び第2号の開示を受けていることが前提となっている。このため、当該訂正請求の対象となる保有個人情報は、全部開示となっている開示請求2と特定した。

(2) 不訂正とした理由

条例第26条第3項において、「訂正請求は、保有個人情報の開示を受けた日から90日以内にしなければならない」と規定されている。

異議申立人からの当該訂正請求は、保有個人情報の開示を受けた日から90日を経過しているため、不訂正の決定を行ったものである。

4 審査会の判断

(1) 審査の経過

審査会は、本件異議申立てについて、以下のような審査を行った。

年 月 日	審 査 の 経 過
平成20年5月28日	諮問を受けた。
6月20日	実施機関から処分理由説明書を受理した。
6月26日	異議申立人に処分理由説明書を送付し意見書の提出を求めた。
7月23日	異議申立人から意見書を受理した。
平成21年1月19日	諮問の審議を行った。
2月16日	諮問の審議を行った。
3月17日	諮問の審議を行った。

(2) 審査会の判断

ア 本件訂正請求について

本件訂正請求は、実施機関が平成19年10月10日付けで一部開示決定により開示した異議申立人に係る保有個人情報についてされたものである。

異議申立人の訂正請求書によると、取得作成しないことはありえないことから訂正を求めるというものであり、これに対して実施機関は、異議申立人からの訂正請求は、保有個人情報の開示を受けた日から90日を経過しているため、不訂正決定を行ったと説明している。

イ 条例第26条第3項について

条例第26条第3項では、訂正請求は、保有個人情報の開示を受けた日から90日以内にしなければならないと定めている。これは、開示決定という行政処分の効果の早期安定のため、取消訴訟の出訴期間（行政事件訴訟法第14条第1項）である3箇月（条例制定当時）を参考に定められたものであり、開示を受けた日から90日以内にしなければならないこととしたものである。

本件訂正請求は、異議申立人が保有個人情報の開示を受けた日（平成19年10月22日）から90日以上経過した日（平成20年3月21日）になされており、条例で定めた請求期限を超過していることは明らかであることから、訂正を請求できる場合には該当しない。

ウ 異議申立人の主張について

(ア) 請求期限の教示義務について

異議申立人は、「90日という期限付きを知らなかった異議申立人には何ら過失もなく、県民及び異議申立人に通知・公表しない県の故意・有過失責任である。」と主張するが、条例には、開示決定等を行うに当たって条例第26条第3項に関する教示をすべき定めはない。

(イ) 不開示部分への訂正請求について

異議申立人は、「訂正しない理由の文面の示す90日の起算日は、「保有個人情報の開示を受けた日」からであり、開示請求3、4、5、6については未だ開示を受けていない。よって、90日の経過をもって訂正しない理由には当たらない。」と主張する。

これに対して、実施機関は処分理由説明書において「条例第26条第1項の規定により、保有個人情報の訂正を請求するには、同項第1号及び第2号の開示を受けていることが前提となっている。このため、当該訂正請求の対象となる保有個人情報は、全部開示となっている開示請求2と特定した」と説明している。

そこで、保有個人情報不訂正決定通知書の「訂正しない理由」欄の記載を確認してみると、「開示を受けた日から90日を経過しているため」との記載しかなく、条例第26条第1項に関する説明はなされていない。

しかしながら、実施機関が処分理由説明書で説明するとおり、訂正請求の対象となる保有個人情報は、条例又は他の法令等により開示された保有個人情報に限られ、

異議申立人が主張する開示請求3, 4, 5, 6については, 開示を受けたものではないことから, そもそも訂正請求の対象とならないことは明らかであり, 本件処分は結果として妥当である。

(ウ) その他の主張について

異議申立人は, その他種々主張しているが, これらの主張は当審査会の判断を左右するものではない。

よって, 「1 審査会の結論」のとおり判断する。

答 申

1 審査会の結論

鹿児島県知事（以下「実施機関」という。）が、本件異議申立ての対象となった保有個人情報訂正請求につき不訂正とした決定は妥当である。

2 異議申立ての内容

(1) 異議申立ての経緯

本件異議申立人は、鹿児島県個人情報保護条例（平成14年鹿児島県条例第67号。以下「条例」という。）第26条第1項の規定に基づき、平成20年3月19日付けで、「平成19年11月22日付け介保第268号保有個人情報一部開示決定通知書において開示した保有個人情報」の訂正請求を行った。

これに対し、実施機関は、平成20年4月15日付け介保第14号で不訂正決定（以下「本件処分」という。）を行った。

その後、本件処分を不服として、平成20年4月30日付けで異議申立てがなされたものである。

(2) 異議申立ての趣旨

「異議申し立てに係る処分は不当理由であり、90日を経過しているとする訂正しない理由を取り消し、訂正するとの決定を求める。」というものである。

(3) 異議申立ての理由

本件異議申立人が、異議申立書及び意見書の中で述べている異議申立ての主たる理由は、要約すると次のとおりである。

ア 介護保険課及び鹿児島県は保有個人情報訂正に関しての期限の提示を一切通知していない。経過する期限付きであれば、県の設置・配布されているパンフレット及び介護保険課においてその期限を示すべきであるが、一切通知・公表していない。

イ 期限90日を経過している為とその理由を示しているが、県自らの訂正しない理由の文面の示す90日の起算日は、「保有個人情報の開示を受けた日から」であり、開示請求(1)①②, (2), (3), (6), (7)については未だ開示を受けていない。よって、90日の経過をもって訂正しない理由には当たらない。

ウ 90日という期限付きを知らなかった異議申立人には何ら過失もなく、県民及び異議申立人に通知・公表しない県の故意・有過失責任である。

エ 県は条例第2章第1節2及び3に違反し、かつ、条例第5条（正確性の確保）、第6条（安全確保の措置）、第7条（従事者の義務）及び第8条（利用及び提供の制限）に

故意に逸脱し、90日の経過のみを正当化して主張できない。

オ 開示請求(1)①, ②について

- (ア) 平成18年12月5日付公文書による個人情報の訂正をなすことを強く主張する。全くの事実でない。私文書偽造である。利用目的他の条例違反をしている県が「90日」の主張がまかり通るはずがない。
- (イ) 県は利用目的を勝手に権力で変更して、その変更をさせない方法を第13条第7号アに保身したものである。
- (ウ) このままの不開示理由がまかり通れば、開示請求(1)の①, ②を県民の第三者の個人が本件開示請求者の個人情報を開示したとすれば、明らかに、本件開示請求者、本件訂正請求者の「監査」において、「訪問の拒否」をしていたことは、不開示としても、客観的に本件開示請求者、本件訂正請求者に「故意・過失・悪意」があったことを伺わせる不開示理由となっている。

カ 開示請求(2)について

介護保険課の大義名分（利用目的）「介護保険施設等に対する指導、監査事務に関し、相談者の苦情、相談内容等を記録し、相談者への対応に当たる必要がある」により、取得・作成していないはずがない。とすると公務員による本件開示請求者の苦情・相談の記録がどこかに故意に紛失したか、故意に滅失したことによる。監査の利用目的を勝手に変更しているものであり、「90日」という主張のみができるはずがない。

キ 開示請求(3)について

「開示されていなくても」具体的事実により、故意に誤認された個人情報が存在しているのであり、条例違反であり、法律、憲法に基づいて、個人情報を訂正しなければならない。

ク 開示請求(4)について

利用目的「介護保険施設等に対する指導、監査事務に関し、相談者の苦情、相談内容等を記録し、相談者への対応に当たる必要がある」に逸脱し、条例の90日は適用できない。

ケ 開示請求(5)について

開示請求は(3)と同様の開示であるが、(3)は文書不存在、(5)は全部開示である。この全部開示を(3)の利用目的の勝手な変更、消失を証明している。条例違反である。よって(5)もその「県の考え」の回答に本件訂正請求書の個人情報の訂正が発見できる。

コ 開示請求(6), (7)について

本件訂正請求(6), (7)は組織的に用いるから、利用目的「介護保険施設等に対する指導、監査事務に関し、相談者の苦情、相談内容等を記録し、相談者への対応に当たる必要がある」が存在しているものと解さなければ「相談者の苦情、相談をメモし、記録する」とする公文書が開示請求に於いて「全く存在しない」こととなる。となれば証拠隠滅のために消去、滅失させたと考えるのが一般的である。

3 異議申立てに対する実施機関の説明要旨

実施機関が処分理由説明書で述べている処分理由は、要約すると以下のとおりである。

(1) 訂正請求の対象となる保有個人情報の特定について

条例第26条第1項の規定により、保有個人情報の訂正を請求するには、同項第1号及び第2号の開示を受けていることが前提となっている。このため、当該訂正請求の対象となる保有個人情報は、全部開示となっている開示請求(4)及び(5)と特定した。

(2) 不訂正とした理由

条例第26条第3項において、「訂正請求は、保有個人情報の開示を受けた日から90日以内にしなければならない」と規定されている。

異議申立人からの当該訂正請求は、保有個人情報の開示を受けた日から90日を経過しているため、不訂正の決定を行ったものである。

4 審査会の判断

(1) 審査の経過

審査会は、本件異議申立てについて、以下のような審査を行った。

年 月 日	審 査 の 経 過
平成20年5月28日	諮問を受けた。
6月20日	実施機関から処分理由説明書を受理した。
6月26日	異議申立人に処分理由説明書を送付し意見書の提出を求めた。
7月23日	異議申立人から意見書を受理した。
平成21年1月19日	諮問の審議を行った。
2月16日	諮問の審議を行った。
3月17日	諮問の審議を行った。

(2) 審査会の判断

ア 本件訂正請求について

本件訂正請求は、実施機関が平成19年11月22日付けで一部開示決定により開示した異議申立人に係る保有個人情報についてされたものである。

これに対して実施機関は、異議申立人からの訂正請求は、保有個人情報の開示を受けた日から90日を経過しているため、不訂正決定を行ったと説明している。

イ 条例第26条第3項について

条例第26条第3項では、訂正請求は、保有個人情報の開示を受けた日から90日以内にしなければならないと定めている。これは、開示決定という行政処分の効果の早期安定のため、取消訴訟の出訴期間（行政事件訴訟法第14条第1項）である3箇月（条例制定当時）を参考に定められたものであり、開示を受けた日から90日以内にしなければならないこととしたものである。

本件訂正請求は、異議申立人が保有個人情報の開示を受けた日（平成19年12月4日）から90日以上経過した日（平成20年3月21日）になされており、条例で定めた請求期限を超過していることは明らかであることから、訂正を請求できる場合には該当しない。

ウ 異議申立人の主張について

(ア) 請求期限の教示義務について

異議申立人は、「90日という期限付きを知らなかった異議申立人には何ら過失もなく、県民及び異議申立人に通知・公表しない県の故意・有過失責任である。」と主張するが、条例には、開示決定等を行うに当たって条例第26条第3項に関する教示をすべき定めはない。

(イ) 不開示部分への訂正請求について

異議申立人は、「期限90日を経過している為とその理由を示しているが、県自らの訂正しない理由の文面の示す90日の起算日は、「保有個人情報の開示を受けた日から」であり、開示請求(1)①②, (2), (3), (6), (7)については未だ開示を受けていない。よって、90日の経過をもって訂正しない理由には当たらない」と主張している。

これに対し、実施機関は、処分理由説明書において「条例第26条第1項の規定により、保有個人情報の訂正を請求するには、同項第1号及び第2号の開示を受けていることが前提となっている。このため、当該訂正請求の対象となる保有個人情報は、全部開示となっている開示請求(4)及び(5)と特定した」と説明している。

そこで、保有個人情報不訂正決定通知書の「訂正しない理由」欄の記載を確認してみると、「開示を受けた日から90日を経過しているため」との記載しかなく、条例第26条第1項に関する説明はなされていない。

しかしながら、実施機関が処分理由説明書で説明するとおり、訂正請求の対象となる保有個人情報は、条例又は他の法令等により開示された保有個人情報に限られるものであり、異議申立人が主張する開示請求(1)①②, (2), (3), (6), (7)については開示を受けたものではないことから、そもそも訂正請求の対象とならないことは明らかであり、本件処分は結果として妥当である。

なお、異議申立人は「開示されていなくても」具体的事実により、故意に誤認された個人情報が存在しているのであり、条例違反であり、法律、憲法に基づいて、個人情報を訂正しなければならない」とも主張しているが、上記のとおり、開示を受けていない保有個人情報に係る訂正は本制度とは別の問題である。

(ウ) その他の主張について

異議申立人は、その他種々主張しているが、これらの主張は当審査会の判断を左右するものではない。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

答 申

1 審査会の結論

鹿児島県知事（以下「実施機関」という。）が、本件異議申立ての対象となった保有個人情報訂正請求につき不訂正とした決定は妥当である。

2 異議申立ての内容

(1) 異議申立ての経緯

本件異議申立人は、鹿児島県個人情報保護条例（平成14年鹿児島県条例第67号。以下「条例」という。）第26条第1項の規定に基づき、平成20年3月21日付けで、「平成19年12月26日付け介保第312号保有個人情報不開示決定通知書において不開示とした保有個人情報」の訂正請求を行った。

これに対し、実施機関は、平成20年4月15日付け介保第16号で不訂正決定（以下「本件処分」という。）を行った。

その後、本件処分を不服として、平成20年4月30日付けで異議申立てがなされたものである。

(2) 異議申立ての趣旨

「異議申し立てに係る処分は訂正しない理由において、文書不存在となり開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報ではないと説明しているが、保有個人情報諮問保第8号において、公文書が存在していることが明らかである。それを監査の結果として実地調査と差し替えている。よって訂正請求の公文書不存在の訂正しない理由を取り消し、訂正するとの決定を求める。」というものである。

(3) 異議申立ての理由

本件異議申立人が、異議申立書及び意見書の中で述べている異議申立ての主たる理由は、要約すると次のとおりである。

ア 保有個人情報諮問保第8号において、平成18年12月5日付報告書及び公文書が存在していると明言している。

イ 監査と実地調査を差し替えているものであり、文書不存在には該当しない。又、県自ら訂正請求人・異議申立人の個人情報が存在していることを明言している。

ウ よって、明らかに帳尻合わせの為、虚偽の報告と虚偽の公文書が存在しているものであり、それは、介護保険課の保身のために、訂正請求者の不利益を被る個人情報そのものである。

エ 「公文書不存在」であるから訂正請求権の権利まで条例違反した介護保険課、公務員らにその権利まで剥奪できるはずがない。

オ 仮にエでないとしたら、条例第6条（安全確保の措置）の故意による「滅失」であるか、故意による「適切な管理のために必要な措置を講じなかったため」であり、条例第6条違反であり、「公文書不存在」であるから訂正請求権まで剥奪できない。

カ 情報公開において、県は監査において本件訂正請求者の苦情・相談の訪問拒否を「平成18年12月5日付報告書」として完全に認定している。このことから、本件訂正請求に関し、公文書不存在としているが、監査の結果を本件訂正請求者自身の苦情・相談に限定して平成18年12月5日付報告書を認定しているのであり、誤った個人情報が存在していることは明白である。それは、個人情報において、苦情・相談たる内容を特定職員らが勝手に利用目的を変更した結果であり、そのために誤った監査結果となっている。

そもそも、特定職員は、平成18年2月以降のケアプランの不作成の助言を特定施設にするよう本件訂正請求者は頼み込んだのであるが、特定職員は出されたものしか調査できない、請求があがっていないものしか調査できない、挙句の果ては感情の問題である、と言い逃れをしたのであるが、実地調査と監査における苦情・相談の同一事実の内容は、平成18年1月以前である。平成18年2月以降、同年9月契約終了まで特定施設はケアプランを作成せず、国保連へ請求を出していない。給付管理表も提出していない。

つまり、12月5日付報告書も、実地調査の報告書であり、それを監査と差し替えられた結果、個人情報もさらに差し替えられている。県は、公文書不存在ではなく、文書存在であると証拠の隠滅ができないため、文書がないということにしている。これは、条例違反、又、法律違反、憲法違反である。

3 異議申立てに対する実施機関の説明要旨

実施機関が処分理由説明書で述べている処分理由は、要約すると以下のとおりである。

- (1) 条例第26条第1項の規定により、保有個人情報の訂正を請求するには、同項第1号及び第2号の開示を受けていることが前提となっている。
- (2) 訂正請求のあった保有個人情報については、文書不存在のため不開示となっており、当該訂正請求は、条例第26条第1項第1号及び第2号に規定する開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報に関する訂正請求ではないため、不訂正の決定を行ったものである。

4 審査会の判断

(1) 審査の経過

審査会は、本件異議申立てについて、以下のような審査を行った。

年 月 日	審 査 の 経 過
-------	-----------

平成20年5月28日	諮問を受けた。
6月20日	実施機関から処分理由説明書を受理した。
6月26日	異議申立人に処分理由説明書を送付し意見書の提出を求めた。
7月23日	異議申立人から意見書を受理した。
平成21年1月19日	諮問の審議を行った。
2月16日	諮問の審議を行った。
3月17日	諮問の審議を行った。

(2) 審査会の判断

ア 本件訂正請求について

本件訂正請求は、実施機関が平成19年12月26日付けで不開示決定処分を行った異議申立人に係る保有個人情報についてされたものである。

異議申立人の異議申立書によると、公文書が存在していることは明らかであることから訂正を求めるというものであり、これに対して実施機関は、当該訂正請求は、条例第26条第1項第1号及び第2号に規定する開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報に関する訂正請求ではないため、不訂正の決定を行ったと説明している。

イ 条例第26条第1項該当性について

条例第26条第1項は、「何人も、自己を本人とする次に掲げる保有個人情報の内容が事実でないと思料するときは、この条例の定めるところにより、当該保有個人情報を保有する実施機関に対し、当該保有個人情報の訂正（追加又は削除を含む。以下同じ。）を請求することができる。」とし、訂正請求の対象となる保有個人情報は同項第1号及び第2号に掲げるものであり、これらの規定では条例又は他の法令等により開示された保有個人情報であることを訂正請求権行使の要件としている。

本件訂正請求のあった保有個人情報については、開示決定に基づき開示を受けたものではないことは明らかであることから、条例第26条第1項に規定する訂正請求の対象となるものではない。

ウ その他の主張について

異議申立人は、その他種々主張しているが、上記の判断を左右するものではない。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

答 申

1 審査会の結論

鹿児島県知事（以下「実施機関」という。）が、本件異議申立ての対象となった保有個人情報訂正請求につき不訂正とした決定は妥当である。

2 異議申立ての内容

(1) 異議申立ての経緯

本件異議申立人は、鹿児島県個人情報保護条例（平成14年鹿児島県条例第67号。以下「条例」という。）第26条第1項の規定に基づき、平成20年3月21日付けで、「平成19年12月26日付け介保第313号保有個人情報不開示決定通知書において不開示とした保有個人情報」の訂正請求を行った。

これに対し、実施機関は、平成20年4月15日付け介保第17号で不訂正決定（以下「本件処分」という。）を行った。

その後、本件処分を不服として、平成20年4月30日付けで異議申立てがなされたものである。

(2) 異議申立ての趣旨

「異議申し立てに係る処分は訂正しない理由において、文書不存在となり開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報ではないと説明しているが、公文書が存在していることが明らかである。よって訂正請求の公文書不存在の訂正しない理由を取り消し、訂正するとの決定を求める。」というものである。

(3) 異議申立ての理由

本件異議申立人が、異議申立書及び意見書の中で述べている異議申立ての主たる理由は、要約すると次のとおりである。

ア 開示請求1に係る特定職員が訂正請求者に直接「部長以上、知事まで決裁を受けている」と説明しているものであり、課長決裁の書面は異議申立人、つまり訂正請求者に通知すべき書面ではない。回答する氏名を間違えている。他に公文書が存在している。よって異議申立書に係る処分は違法・不当である。

イ 開示請求2については、訂正請求者宛てに対する公文書であるが、訂正請求者の監査における介護保険課特定職員への相談・苦情の内容が相違する行政処分は鹿児島県知事の決裁が必要である。介護保険課が利用目的のために苦情相談を適切に処理するのであれば、他に公文書が存在する。

ウ 訂正請求者宛ての氏名は、同姓同名への別人であり、訂正請求者の苦情・相談の回答ではない。よって、違法・不当である。

エ 開示請求1の保有個人情報においては、決裁を受けたその直後において県庁・介護保険課会議室という介護保険課の特定職員の職場内であり、その判断を誤る場所ではない。その直後において決裁を受けたとする部長以上知事を決裁者とするなら、本件訂正請求者に説明したその日時がすべてである。よって、文書不存在ではない。説明責任における開示を求めているだけである。他に公文書を滅失しているか、隠滅しているかであり、口頭説明と開示文書が一致していない。よって、個人情報も一致していない。

オ 開示請求2の保有個人情報も、特定職員が行政手続法による異議申立書の確認を訂正請求者に2度行っている。その確認に対し、本件訂正請求者は行政手続法による異議申立てであると通知している。よって、県の事務処理規程から、本件開示請求2の決裁書面たる公文書は、伊藤祐一郎の決裁書面である。

3 異議申立てに対する実施機関の説明要旨

実施機関が処分理由説明書で述べている処分理由は、要約すると以下のとおりである。

- (1) 条例第26条第1項の規定により、保有個人情報の訂正を請求するには、同項第1号及び第2号の開示を受けていることが前提となっている。
- (2) 訂正請求のあった保有個人情報については、文書不存在のため不開示となっており、当該訂正請求は、条例第26条第1項第1号及び第2号に規定する開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報に関する訂正請求ではないため、不訂正の決定を行ったものである。

4 審査会の判断

(1) 審査の経過

審査会は、本件異議申立てについて、以下のような審査を行った。

年 月 日	審 査 の 経 過
平成20年5月28日	諮問を受けた。
6月20日	実施機関から処分理由説明書を受理した。
6月26日	異議申立人に処分理由説明書を送付し意見書の提出を求めた。
7月23日	異議申立人から意見書を受理した。
平成21年1月19日	諮問の審議を行った。
2月16日	諮問の審議を行った。
3月17日	諮問の審議を行った。

(2) 審査会の判断

ア 本件訂正請求について

本件訂正請求は、実施機関が平成19年12月26日付けで不開示決定処分を行った異議申立人に係る保有個人情報についてされたものである。

異議申立人の異議申立書によると、公文書が存在していることは明らかであることから訂正を求めるというものであり、これに対して実施機関は、当該訂正請求は、条例第26条第1項第1号及び第2号に規定する開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報に関する訂正請求ではないため、不訂正の決定を行ったと説明している。

イ 条例第26条第1項該当性について

条例第26条第1項は、「何人も、自己を本人とする次に掲げる保有個人情報の内容が事実でないと思料するときは、この条例の定めるところにより、当該保有個人情報を保有する実施機関に対し、当該保有個人情報の訂正（追加又は削除を含む。以下同じ。）を請求することができる。」とし、訂正請求の対象となる保有個人情報は同項第1号及び第2号に掲げるものであり、これらの規定では条例又は他の法令等により開示された保有個人情報であることを訂正請求権行使の要件としている。

本件訂正請求のあった保有個人情報については、開示決定に基づき開示を受けたものではないことは明らかであることから、条例第26条第1項に規定する訂正請求の対象となるものではない。

ウ その他の主張について

異議申立人は、その他種々主張しているが、上記の判断を左右するものではない。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。